

婦人関係資料シリーズ No. 4

中央婦人問題会議
農村委員会

1950年

勞働省婦人少年局

婦人關係資料シリーズ
No. 4

中央婦人問題會議
農村委員會

勞働省婦人少年局

は し が き

一九四六年四月十日、日本婦人は始めて参政権を行使しました。この日を婦人の日として記念することが婦人団体によつて提唱され、各地方で多彩な行事が行われたのは一九四八年からでしたが、労働省婦人少年局もこれに呼應して一九四九年以降、四月十日から始まる一週間を婦人週間として、婦人解放を文字の上だけでなくほんとに日常生活の事実とするために、あらゆる方面から婦人の自覚を促す行事を行うことにしました。

しかし婦人大会などの花やかな行事は関係官廳や民間団体がそれぞれ各地方で行う例となつて來たので、婦人少年局としては同じことをやる代りに、今年度からは異なる構想のもとに特殊の意義をもつ行事を行うことにしました。その現れが中央及び地方における婦人問題会議でした。

これは日本の現段階における婦人問題の諸相にわたつてまず具体的な事実をつかむこと、更にその事実にもとづいて、その解決のためには、どういう方向に進んだらよいかを検討する目的をもつもので従つて婦人の地位を低からしめている社会的、經濟的な諸要因を分析する学問的な研究を必要としました。

こういう見地から婦人課では農村における婦人労働と、家庭生活の近代化という二つのテーマをとりあげ、婦人労働課ではILOがとりあげている当面の議題でもあり、また婦人労働の中心的な問題でもある同一労働同賃金をテーマとして、それらの部門の専門家の方々に委員となつて頂き、何回にもわたつて討議を重ねられた上の報告を発表して頂きました。

この冊子はそのうちの「農村委員会」に関するもので、「家庭生活委員会」「労働委員会」は別に発行することゝなつております。出版にあたり、お忙しい中をこの会議のために労をいとわず御盡力下さつた左記諸委員の御懇想に対し、あつく御礼申し上げます。

一九五〇年八月

労働省婦人少年局長

山 川 菊 栄

中央婦人問題會議

農村委員会

議題「協同化と婦人について」

東京大学社会科学研究所 助教 教授

大 内 力

一、農村婦人問題の所在

二、農家経済と婦人労働

一、農業経営の実態と婦人労働の位置

二、農業経営の合理化と婦人労働

三、農村人口問題

農村問題研究家

櫻 井 武 雄

四、離村と潜在失業

人口問題研究所長

岡 崎 文 規

三、農村社会と婦人の地位

一、農村婦人の保健衛生

二、農村婦人の生活意識

三、農村社会構造と婦人の地位

東京大学文学部社会学科 助教 教授

福 武 直

四、協同化と婦人

農業協同組合の現状

横浜医科大学教授

森 山 豊

五、結 論

農村婦人の解放のためにはどうしたらよいか。

(註、農村人口問題は、岡崎 龍二氏が協力されました。)

家庭生活委員会

議題「家庭生活の近代化について」

- 一、家事労働の能率化
 - 一、現在から将来に至る衣食住についての問題
 - 二、合理的な住生活のあり方
 - 三、家事の能率化と家庭教育
- 二、家庭婦人の現状
 - 一、具体的な事例による家庭婦人の地位
 - 二、婦人の社会意識と生活実態
- 三、経済面より見た家庭生活
 - 一、家計費の分析
 - 二、家庭生活の近代化と社会保障
- 四、家族制度と人間結合関係
- 五、結

家庭生活の近代化はどうかすれば可能か

早稲田大学教授	今和次郎
国立公衆衛生院建築衛生学部長	駒田栄子
児童心理研究家	波多野勤子
家事調停委員	大浜英子
評論家	鶴見和子
東京大学経済学部教授	隅谷三喜男
東京大学社会科学研究所助教授	磯田進

労働委員会

議題「男女同一労働同一賃金について」

- 一、日本における婦人雇用の発展
- 二、婦人の低賃金の實情と賃金形態
- 三、何故婦人は低賃金であるか
 - 一、婦人の労働能力と低賃金
 - 二、婦人は労働に對應して支拂われていない
- 四、男女同一労働同一賃金の原則について
 - 一、男女同一労働同一賃金の具體的内容
 - 二、現在どのまうにしてこの原則の適用をすればよいか
- 五、最低賃金制と同一労働同一賃金
- 六、結

「男女同一労働同一賃金を實現するにはどうすればよいか」

討論参加委員

一ツ橋大学講師	美濃口時次郎
労働基準局給與部長	宮島久義
工業大学助教授	藤田忠
労働衛生学心理學研究員	藤本武
東京大学社会科学研究所員	氏原正次郎

氏原正次郎
藤田忠
宮島久義
藤本武

讀賣新聞記者	西清子
日本紡績協會	吉藤雅亮
日本電氣株式會社	増島三樹男
總務部第一助務課長	小川玉子
婦人衛生部員	岸本千代子
全職信託業員組合	

目次

一、農村婦人問題の所在	一
二、農業經營の責務と婦人労働の位置	二
三、農村人口問題	二六
四、農村と潜在失業	三三
五、農村婦人の家事労働	四一
六、農村婦人の保健衛生	五一
七、農村社會構造と婦人の地位	五八
八、農村婦人の生活意識	六七
九、農村婦人の政治的地位および農業技術と婦人労働	七五
〇、農業協同組合の現状と婦人	八〇
一、總括討論	九〇
二、總會（農村委員會）の報告	一二

中央婦人問題會議
農村委員會

（四月十二日午前の部）

開会の辞

◎大内委員長　を度いながら、本委員会を始めま

す。準備会の結果私が委員長を仰せつかることにな
りました。こういうことはたいへん不慣れで、う
まく行かないと思いますが、皆さんの御協力によ
りまして、大過なく仕事を果していただきた
いと思ひます。

初めに少し事務的に御相談をしたいことがあり
ます。大抵の日程から申しますと、今日午後四時
ごろまで、明日の午前中が、個別的な御報告を
していただく時間として予定されております。明
日の午後は結論にかえて総合的な討論に入る予定
になつております。そういうつもりで進めます
と、お一人の方に三十分くらいで御報告をいただ
いて、それからあと十分くらいそれについての御
質問なり御意見なりを伺つて、その次に進めるこ
ととし、全体を通じての御意見なり御質問なりは
明日の午後に一括するやり方で進めたいと思ひま
す。

御報告の順序は次第書が御手元にあると思ひま
すが、この次第に従つて、大抵問題ごとに、問題
の発展という面に沿つて、順々に御報告を願いた
いと思ひますが、福武さんが明日は御都合が悪
くて、御報告をいただけませんので、瀬川さんと
福武さんを入替えて、福武さんのお話を今日伺つ
て、今日は大体六人まで出席せよというつもりで

進めたいと思ひます。以上事務的な問題について
申し上げなわけです。

一、農村婦人問題の所在

をここで、さつそく議題に入るわけですが、一番
初めに、この次第書で申しますと、農村婦人問題
の所在という題目が掲げられています。ここでイ
ンテロダクション的なこと、すなわち問題の全体
の概観のようなことを何か私に報告しようといふこ
とであります。そこで一應私なりに考えましたこ
とであります。これらの問題の相互の位置といふふなことを、ま
ずさつと申し上げてみたいと思ひます。

この婦人問題というものが、どういう意味でも
よおされるのか、私にもよくわからない点もあり
ますが、要するに婦人の解放といふことが中心的
な課題であることは疑いないことだと思ひます。
つまり新しい憲法のもとにおきまして、男女
の間の平等といふことは、一つの法律なり制度と
しては確立されたわけですが、しかし社会的な事
実としては、必ずしもそういう関係は確立され
ていない。そこで、どうしたならば婦人の解放、
男女の平等といふことを、社会的事実として実現
することが出来るかという問題を考へるのが、こ
の委員会全体の課題ではないかと私は考へている
のであります。そういう観点から問題を見ますと
まず日本の社会全体において、婦人の地位が低い
という問題があるわけですが、特に農村の婦人に
おいては、そういう地位の低さといふものがはな
た低いのではないかと考へることが出来るであらう

と思ひます。男女平等といふことが、近代的なリ
ベラリズムの一つの要求であるとするならば、近代的なリ
ベラリズムの理想であるといふことは、近代以前のいかに封建
的なものであると考へてもいいと思ひます。そ
うすれば、日本の農村の婦人は非常に遅れた、い
わゆる封建的と言われる関係が現在も尚多く残つ
ていゝると思ひます。この点において、婦人の地位が低いとい
ふことは、むしろ自明のことであり得ます。けれども、農村の婦人の地位が低いといふことは、必ずしもしつぷりおん明らかなわけで
ありません。しかもそれを明らかにしないといふことは、
婦人の地位をいかにして高めるかという対策を立て
ていられないわけですから、従つてこの委員会とし
ては、農村の婦人の地位はなぜ低いと考へるべきか
といふ点に結論を導き出し、またそれと同時に、
それならばどうしたらその地位を改善出来るかとい
ふことを考へ、できれば結論を持つて行きたい
と思ひます。

そういう観点から農村の婦人問題を考へますと、
これは非常に多面的な問題を含んでいて、な
か／＼短い時間にはその全貌を盡すことは困難であ
ると思ひます。しかし、ここに御報告をいた
さずには、そういう農村の婦人問題の中心、な
ど、相当重要な問題を含んでいゝると思ひま
すから、これでは必ずしも全部が結されていゝるわけ
はないといふことは問題としても、少くとも重要な
主要な問題といふものは、ほぼここに網羅されて
いゝるのではないかと考へられるわけであらう。こ
れに就いては、さういふ問題が、如何に

どういふ関係にあるかといふことを簡単に考えま
して、全体の概観にかゝたいと思つてあります。

まず農村の婦人の地位といふものを問題にする
場合には、何よりもその経済的な基礎といふか、
物質的な基礎といふか、そういうものが、問題に
ならなければならぬと思つてあります。ところで
農業あるいは農村の経済的基礎といふは、い
までもなく、農業経営を営んでいるという形で経
済生活をしていくことですから、そこで農業経営
の中における婦人の位置がどういふものであるか
といふことが、当然問題になると思つてあります。そ
こで出てくる問題は、無論一面では、農業における
婦人労働のあり方という形で出て参りますが、
同時にそういう婦人労働のあり方といふものが、
婦人の他の生活時間にも当然影響を與える。そし
てこのことから農村婦人についてのいろいろの問
題、たとえば意識の問題とか、あるいは家庭の生
活がどの程度まで行つていくかといふ問題、保
健衛生や育児がどういふふうに行われているかとい
ふ問題などが、とうぜん関連して出て来ると考
へられます。これに対する見通しは、後ほど私が
自分のテーマを御報告するときにある程度御報告
することができると思つていますが、いま結論だけを
申し上げますならば、農業において婦人労働が非
常に大きな比重を占めざるを得ないこと、従つて
農村の婦人の一日の生活時間のうちで、農業労働
にとられる時間が非常に大きいといふことが、婦
人の家庭における育児とか衛生、その他いろいろ

で、農村の社会関係あるいは農村の政治的な構
造といふものが規定されているといふふうな考え
もられます。この農村の社会構造は、一日に申しま
すならば非常に家族制度的であるといつていいと
思つてあります。そういう家族制度的であることが、そ
こにおける婦人の社会的、政治的地位を低からし
めるという関係が出て来ると思つてありますが、そ
ういふ家族制度的な社会構造が日本の農村を支配し
なければならぬのは、日本の農業経営が、家族
関係のもとにおいてこれを行ななければならぬ
といふところから発生して来るのではないかと私
は考へてあります。しかし問題は、単に農業経営
が家族経営であるから、農村が家族制度的である
といふだけでは解決しないのであつて、そこには
いろいろの傳統もあり、生活意識の問題もある。ま
た農村以外の日本全体の社会関係もあると思つて
あります。そういう意味であらためてわれわれは農村の社会
構造及び政治構造、そしてその中における婦人の
地位といふものを研究してみることがあること
になります。これはおそらく福武さん及び櫻井さ
んが御報告してくださる課題であると思つて
あります。

ここで一應日本の農村の状態、その中にお
ける婦人の地位といふものの概観を、われわれは
見ることができると思つていますが、そこからどう
いふ結論が出て来るかといふことは、もう少し御
報告を承つてみたいと思つていますが、しかし一
應の見通しとしては、且つそれは今日多くの人が
共通の意見として持つていくことでもありますが
が、そういうような農村の婦人の地位を改善す

ゆる家事労働といふものの時間を、非常に減少せ
しめていくといふことが言えると思つてあります。ま
た同時に、それにもかかわらず、家事労働も相当
やらなければならぬといふことが、さらに婦人が
それ以外の、たとえば教養とか研究とか、勉強と
かといふものに時間を割くことを、ほとんど不可能
にしているといふ面が出て来ると思つてあります。そ
ういふところから、後ほど森山さん、潮川さんに御報告
願うような、保健衛生が非常に不備であるといふ
問題も、おそらくは出て来ると思つてあります。そ
から生活意識が非常に低い、改善されないといふ
問題が、必ず出て来るといふふうな考えられるの
であつて、そうすると、そういう婦人の地位を
必然的に下げるものは、日本の農業の経営形態
が、いわゆる小農的と言われる経営形態をどうつて
いるところに、まず問題の根源があるのではない
かといふ見通しが大体立つておられます。

そこで、それではそういう日本の農業経営を必
然にしている条件は、どういふものであるかとい
ふことがつきに問題になると思つてあります。これは非
常に重要な問題で、簡単に片づかない問題がたく
さん出て来ると思つてありますが、その中でも非常に重
要な問題は、農村の過剰人口の形がどうなつてい
るかといふことで、これが日本の農業経営を規定
する非常に大きな条件であると考えられます。こ
の過剰人口と一口に申ししましても、それがどうい
う形のものであるか、どういふところから発生し
て来るかといふ問題は、相當むづかしい問題を含
んでおるわけですが、そういう意味で、ともかく

るためには、農業経営そのものの合理化といふ問
題が、当然考へられなければならぬといふこと
であると思つてあります。しかも農業経営の合
理化といふことは、今日の日本の農業の置かれて
いる社会的経済的な諸条件を考え合せますと、な
らば、結局は協同経営といふ形に持つて行く以外に
は、方法がないのではないかと考へられます。そ
ういふ意味から農業経営の協同化、あるいはそれ
を基礎とする農村の生活の協同化といふ問題と、
それから現在存在している農業協同組合といふも
のがどういふ関係にあるかといふことが当然問題
になつて来ると思つてあります。

この農業協同組合の現状なり、あるいは特にそ
れが婦人といふ関係に置かれていくかといふ
ことは、後ほど平木さんから御報告があると思
つてありますが、私が先廻りをして結論を申し上げま
すならば、現在の農業協同組合といふものは、おそ
くはそういう協同化問題を解決すべく、非常に不
十分であるといふ結論が出るのではないかと考へ
るのであります。もしそうだとすれば、そういう
不十分である理由はどこにあるか、またどうした
らそれを完全な協同的なものに持つて行くことが
できるかといふことが、当然研究の課題にならな
ければならぬと思つてあります。こういふだ
として、一應協同化といふことを目標にして、わ
れわれの研究をそれ／＼報告して行き、そして
その結論として農村婦人の解放のためにどうし
たらいいかといふ対策を導き出すことができれば
ば、この委員会が一應成功したことになるのだと

もわれわれは、農村の人口問題を無視しては、日
本の農業を論ずることはできないといふふうな考
えられます。この問題は岡崎先生の御報告で、じ
ゆうぶん具体的に論じられることと存じます。と
ころでそういう過剰人口が日本の農業に存在して
いるとすれば、そういうものは何らかの形におい
て農業以外において消化されなければならぬとい
ふ条件も出てまいります。そしてそういう農業以
外に消化されなければならぬ労働力は、男子の
労働力でもありましようが、同時に婦人の労働力
でもあり得るわけでありまして、そこで日本の工業
においては、従来から婦人労働が非常に大きな比
率を占めており、しかもそういう婦人労働は、大部
分が農家から娘さんが出て来るといふ形でまか
われているのであります。そこで、一方における
小農的の経営、その中における過剰人口の存在と
いふ問題と、他方における農村における過剰人口
という問題が、必然的に結びついた問題として研究
されなければならぬ、こういう関係があるのでは
ないかと思つて、その問題をおそらく野尻先生が明
らかにしてくださるのではないかと考へます。ま
た他方農村婦人の労働としては家事労働の問題も
きわめて重要でありますから、これは丸岡さんに
とくに分析していただく必要があると思つて
あります。そういうふうにいひまして、われわれは日本
の農業経営と、そこにおける婦人労働の位置を、
一應明らかにすることができると思つてありますが、
今度は、そういう農業経営なり、またその中にお
ける婦人の地位といふものを、経済的な基礎と

以上が一應私に持て来た見解を述べた、従つて外の委
員の方の御意見とは必ずしも一致したり一致しない
かとも思つてありますが、農村婦人問題の概観であり、
そういういふインテロダクションとして申しさ
げたい点であります。

二、農業経営の実態と婦人 労働の位置

そこで、その項の個別的な報告に進みたいと思
つてあります。まず一、最初に農業経営と婦人労働とい
う大きな見出しの中で、一番最初の項目を私が受持
つていくのですが、それは日本の農業経営の実態
と婦人労働の位置といふものがどういふものである
かといふことについて、極く簡単に二、三の問
題の御報告をするのであります。

ここでまず手がかりとして、日本の農業経営が
どういふ形をとつていくかといふことから入りた
いと思つてあります。もちろん日本の農業経営がどうい
ふものであるかといふことについては、ここにお集
りの方々は十分御承知と思つていますが、詳しくい
へばと申し上げる必要はないと思つてあります。しかし一
應の見通しを立てる意味で、昭和二十二年八月一
日のセンサスから、経営規模別の農業戸数を拾つ
てみると、この第一表のような数字が得られます。
これは北海道が入つており、北海道を除くと、こ
れは北海道が入つており、北海道を除くと、こ

の水準だという結論が出て来るのであります。それが第一に注意すべき点であります。

第二に注意すべき点は、農業経営費がきわめて少ない。平均して三百八十四円というきわめて貧弱なものであることです。しかもこの内訳を、ここでは統計表には出して置きませんが、さらに立入つて調べると、農業経営費の中で小作料、租税、その他の公課の負担、負債の利子というような、農業経営にとつて直接生産的な意味を持たない費用が、非常に大きな比率を示し、自作農家で二二%、小作では実に六〇%にたつています。これが第二点であります。

第三に注意すべき点は、家計費が非常に少ないということであり、家計費の平均は六百三十四円であり、これを家族当り一人一箇月の金額に直しますと九円九十銭ばかりでして、大抵十円足らずという少額の出るわけであり、これは無論農家の自給する部分も全部評價した金額でありますから、この一箇月一人十円が、農家の全生活を規定する金額であると考えていいわけであり、しかもなお注意しなければならぬのは、そういう非常に貧弱な、一箇月十円足らずという家計費さえ、農業所得によつては全部カバーすることができない。農業所得と家計費を比べると、家計費が多くて農業所得が小さいということであり、従つて農業所得を加えて、ようやく一ぱい／＼家計費をカバーするといふ状態であり、剰余が多少出ておりますがそれは言うに足らない少額であります。

ならば、そこにおいては雇傭労働力を用いて経営を拡大するという條件は、存在しないといふことになる。ざるを得ません。といふのは、こういう賃金関係のもとでは、すなわち賃金だけしか実現し得ない賃金関係のもとでは、雇傭労働力を用いてもそれは決して剰余価値を生産しないことになるからであります。従つて雇傭労働力を用いるといふことは、農家の経済においては決してプラスにならないで、むしろマイナスになざるを得ないといふ計算になるわけであり、それです。から、日本の普通農家においては、原則として、雇傭労働力はただ家族労働力の補充にとり農業期において臨時的に補うといふのみで用いるので、コンスタントに雇傭労働力に依存することは、原則的に成立たないといふことになると思ひます。前に申しましたように、日本の農家が二町という線で切られて、それ以上を雇傭労働力を持たないのは、こういう関係から生ずるのではないかと、私は考えられるのであります。それが第一の問題であります。

第二に考えなければならぬことは、こういうふうにして農家の経済が、ようやくその生活を支え得るか得ないかといふほどに小さいものに抑えられざるを得ない結果は、農業経営の中にいて資本を累積して、それによつて拡大生産を行つて行くことが、ほとんど不可能になつてゐるのであります。同時にまた、その農家の所得として実現されるものは労働部分だけであつて、利潤部分がほとんどないといふことは、農業経営へ金融関係を通じて、あるいはその他の関係を通じて、資本が

こういうわけで、日本の平均的な農家を考えたとき、それは、農業経営だけでは生活を維持することができないのであります。この昭和十二年という年は、申すまでもなく決して不況の年ではない。むしろ軍需インフレーションがだん／＼農村にも及んで参りまして、農家の経済状態は相当よくなつてゐる時であり、その時でさえこういう状態であり、戦後においては、この現象は一層ひどくなつてゐるのであります。たとへば昭和二十三年の農林省の農家生計調査を集計してみると、五反未満の農家においては、農業所得は家計費の五七%にしか達してない。四三%は農業で補わなければならない。一町未満の農家では、農業所得が家計費の八二%、一町五反未満の農家では農業所得が九五%といふ数字が出ております。つまり一町五反までの農家が日本の農家の九〇%以上を占めておりますが、一町五反未満ではすべて農業所得では、家計費をカバーできないで農業によつてようやくカバーしてゐるのであります。

このようにこの第三表から次のような結論を下すことができますと思ひます。

第一は、日本の農業は、農産物価格がきわめて低い。そしてその農産物価格は大体農民の最低生活費、言い換えれば、それは農民の労働の労働に相当するものと考へていいと思ふのですが、そういう労働部分である最低生活費を、ようやく保障するがしなないといふくらい低い水準に、抑下げられてゐるということであり、なぜこの

流入することを不可能ならしめるということにもなるわけであり、他方また、日本のような状態においては、未開の土地といふものはほとんど與へられていない。また、たとへば與へられていてもそれは自然的條件の悪い所であつて多額の資本を投下しない限り、農業経営が成立たない。こういう條件があるとするならば、今申しました一方における資本の欠乏、資本を蓄積できないといふことと、他方における土地の制限、この二つの圧迫の間に挟まれまして、農業経営は、必然的に零細なものにならざるを得ないといふことになると思ふのであります。しかもそういう零細な農業経営においては、農業経営費が第三表で示した通り小さい。その中へ小作料その他生産的な経費が割込むとすれば、農業経営における資本の欠乏の状態は、一層はなだしくならざるを得ないのであります。こういうふうな一方で資本が欠乏し他方において経営面積が零細であるといふことによつて、日本の農業技術の発展はきわめて畸形的なものになつております。そして農業技術が進展し得る限りにおいては、それは品種改良とか肥料とかいふような、主として労働対象の面で進展するか、あるいは脱穀調製または灌漑といふような、直接農耕過程外の部分で進展をして、技術の本来の目的である、労働手段における機械的技術の発展が、非常に制限されるを得ないといふことになるわけであり、今日に至るまで日本の農業技術は、その基幹的な部分においては、手の労働に専ら依存してゐるわけですが、そういう

ように農産物価格が低く低下せられるかといふ問題は、これは別に研究しなければならぬ問題で、簡単に言へませんが、二番目的な條件だけいへば、一般にさういふ小農民が相互に競争をするといふ條件のもとにおいては、価格は必然的にさうやう労働を保障するがしなないかといふところに定まります。言い換えれば、その価格は剰余価値を実現しえないのであつて、ほとり十Vの水準に定まるわけ。なぜかといへば、家族労働によつて経営する小農民は、自分の生活を支えられさえすれば農業を続けるので、それを越える利潤部分が実現されなくても、経営は存続することができ、それがきつから、さういふ農民が相互競争する結果は、必然的に労働部分のみが実現される。ことに日本のような後進資本主義國においては、資本主義の場面に於いても低賃金が一般的になつておりますし、同時に資本主義の発展が、後進國のために非常に抑へられざるを得ないので資本主義のエンプロイメントも非常に狭いものにならざるを得ない。従つて農村には絶えず相対的な過剰人口が堆積されることになり、さうしてさういふ過剰人口が堆積されてゐるところで、小農民が競争する場合に、農産物価格はさらに一層下つて、場合によつては労働賃金も割るようになる。第三表で私が述べたところによると、大体農産物価格は労働を割つてゐると考へてもいいと思ひますが、それはどこに水準が下つてゐるかを考へてみます。しかもさういふものが固定してゐる

と云ふならざるを得ない原因は、さういふ点に求めることができるのではないかと。そこで、その結果として、日本の農業生産力の発展もひじょうに阻害されるを得ないことになるわけであり、さうして、第三表から結論されますことは、さういふようにして農産物価格がきわめて低いといふことは、農民に対して一層の労働強化を要求するものになります。といふ意味は、農産物価格が単價として非常に低くなればなるほど、農民はますます労働を強化して、さうしてますます生産数量を増加する。さういふ形で、生産物価格の低いことをカバーして、所得を確保しなければならなくなるからです。その場合に、必ずしも労働を強化しなくても、前に申したように、もしこの経営を拡大し、技術を改善して生産力を高めるといふことができれば、価格が低くてもなお所得を大きくすることが可能であるわけであり、しかし今の日本の農業は、さういふふうな経営を拡大し、技術を改善して、生産力を増大するといふ力を持つていない。さうすると、結局限られた農地にますます労働を投下して、集約度の増大によつて土地生産力を増加して、所得の一定の大きさを確保しなければならぬといふことにならざるを得ないわけであり、それが唯一の農民の生活する道であるとするならば、家族の中での労働可能な者は、全部農業に動員されるといふことになるのはどうせんであり、事実日本の農業経営においては、既に世帯主の労働のみならず、婦人、子

供、老人全部動員されるのであり、このことによつて後に問題になる婦人労働が、農業労働で非常に大きなウェイトを持たざるを得ないことになるのであります。その必然性はまさにここに由来するものであります。つまりそれはかんたんにいへば、労働を強化する以外には、日本の農民は生活する力を持たないということであり、そこで、ここに問題が出て来るわけであり、それはそういう現象とされた土地に、まず、集約的に労働を投下して行くならば、そこにいわゆる収益減の法則が働かざるを得ないことになるのではないかと、第四表において反当労働投下量と農業収入との関係、農家経済調査から拾つてみたのであります。これは前の第二表のA

第4表 反当労働投下量と農業収入との関係 (昭和12)

	A 群	B 群
反当農業収入	114円 (108)	106円 (100)
反当農業所得	68 (104)	65 (100)
反当労働投下時間	547時間 (116)	471時間 (100)
時間あたり所得	12.4銭 (90)	13.8銭 (100)
時間あたり労働時間	1,545時間 (97)	1,590時間 (100)

群、B群から拾ひ出した数字であります。これによつて見ると、経営規模が小さい、八反前後のA

係がある。この、一方では面積が小さく、人間が余つてゐるということ、他方においては労働が非常に過重である、いわゆる家族が労働しなければならぬということ、ちよつと考えると矛盾したように見える。人間が余つておれば働かなくてもいいわけで、人間が足りないから働くのだと思う。だから過労と過剰人口が同時的にあるというところは、どうしても矛盾したかのように思われる。そういう矛盾した関係はどこから出るかというと、普通によく言われるところでは、たとえば慶應大学の小池教授が言われるように、それは日本の農業技術がきわめて遅れているというところから出てくる。つまり非常に遅れていて、季節的に労働を平均的に配布できない、そこで農繁期と農閑期、ピークと谷がはつきりわかれる。そのために農繁期においては家族労働は不足して、農閑期には過剰人口が生ずる、こういう関係があるのだと言われるわけであり、それが一方における過剰労働と、一方における過剰人口の同時的な存在の理由だということ、普通に考えられていることでもあります。しかしわれわれが以上検討したところでは、そういう季節的な関係だけから、過剰人口と過剰労働という矛盾した関係が生み出されたものではない、もつと重大な問題がそこに隠されているのではないかと思われ、それは今までわれわれが明らかにしたところによれば、農産物価格が非常に低いということが、農業労働をまず、集約的にものにしなければならぬという作用を果し、しかも農業労働は、集約的にな

群は、一町四反前後のB群と比べると、一度当りに多くの労働を投下してゐる。反当労働投下量は、A群は五百四十七時間、B群は四百七十一時間で、A群は一六〇よけい労働を投下してゐる。こういうように集約的に労働投下をした結果、反当収入及び反当所得もA群の方が多くなつていて、反当収入で申しますと約八〇多、所得では約四〇多くなつてゐる。これによつて見ると、労働は一六〇多投下して、所得は四〇多しか多く得られない。それだけ収益が通減するといふ結果が出て参りますから、そこで農業労働の時間当りの収入を計算すると、下から二番目に出てゐるように、A群が十二銭四厘、B群十三銭八厘というように、B群が高くなるのであります。しかも最後に世帯員の農業従業者全体の一年間の農業労働時間を、一人当りに計算しますと、A群の場合は千五百四十五時間、B群の場合は千五百九十時間、ほとんど差がない。A群が少し少いが、ほとんど差がないという結論が得られるわけであり、このこととてわかるように、経営規模の小さいA群は、経営規模が小さいがゆえに農業労働を少くしてゐるというとは言えない。経営規模が小さくても、経営規模の大きいB群とは同じだけ農業労働をしてゐる。その同じ労働をより狭い面積に注ぐということで、労働を使つてゐるのであります。しかもそういう狭い面積に同じだけの労働を投下した結果は、A群の方が集約的になるが、その集約的な結果として、収入は必ずしも労働に應じて増加しない。従つて全体の所得額で

ればなるほど、かえつて所得が小さくなるという傾向を示すことになる。そしてそういう農業労働を集約的に投下しながら、十分な所得をあげ得ないということから、農業、出稼が必然になる。そこに過剰人口が生ずるということになるのである。そういう意味で、農村の人口過剰と労働の過重の同時的存在は、実は農産物価格の低位性、またそれから生ずる農家所得の低位性という問題を基本として考えますならば、決して矛盾した関係でなくて、一つの問題の二つの面だということをわれわれは考えるわけであり、そこで、農産物価格がそれではなぜそういうふうになるかというところは、先ほどは競争関係として一應説明したわけであり、しかしその問題をさらに具体的に追究するならば、非常に大きな問題であつて、日本の社会全体の関連において考えなければならぬことでもありますから、とうていここでは立入ることができないわけであり、しかし一應、そういう現象とされた価格水準が非常に低いといふし、それを解決する道としては、ただ農業生産力を一層高めるといふ形以外には、解決の道がないということが言えると思ふ。そして農業生産力を高めるといふことは、日本のような現状では、ほかの方の報告で明らかにすると思ふが、協同化以外には方法がないのではないかと私は考えるわけであり、つまり終局的の解決の道は、結局そこにあるといふことをここに一應サジェストしておきまして、次の問題に進みたいと考える次第であります。

申しますならば、A群の方が少くならざるを得ない。こういう関係が出て来るわけであり、そこでA群の場合には、結局同じだけの農業労働に従事しながら、それだけでは生活が支えられないから、農業をしなければならぬ。B群の場合でも農業をしなければならぬのであります。B群以上にA群は農業の比率が多いのであります。しかも一方農業の労働時間を減らして農業をやるのであればいいが、農業労働もふつうにやつて、その上に農業労働に従わなければならぬので、A群の場合は一層労働過重になるというところが考えられます。こういうふうなわけで、農業経営が小さいと、まず、農業が必要になります。その農業労働時間は、農家にとつては決して余分の時間を農業に使うのでなくして、むしろ農業労働を一定にやつて、しかもその上にさらに農業を加えるという形で得ざるを得ない。こういう関係があり、また、経営規模の小さい農家においては、まず、労働が過重になるという傾向が現れて来る。こういうふうなわれわれには考えられます。

以上で、要するに日本の農業経営と農家における労働の関係を追つて参りますと、こういう結論を下すことができると思ふ。つまり日本の農業においては、一方では経営面積が非常に小さい。そして過剰人口が存在するといふことが常識的に言われながら、他方では、農家においては婦人、子供、老人までが労働せざるを得ない、しかもその労働がきわめて過重なものになる、この二つの関係

以上で、要するに日本の農業経営と、農業経営と、その中における労働関係というものを概念的に考えたわけですが、これによつて、日本の農家においては、何ゆゑ婦人、子供、老人まで含めた全家族が、過労になるほどの労働に従わなければならないのかという問題が、経済的側面から明らかにされたと思ふのであります。そこで次の問題は、それでは婦人労働が、農家の全体の労働の中でどういう位置を占めてゐるかということですが、あらゆる家族が労働に従わなければならないというところが、日本の農家の宿命になつてゐる場合には、常識的に考えても、婦人の労働がどうしても過度にならざるを得ないということが予想されるわけであり、なぜかといふと、農家の労働は、これを大きくわけると、農業労働とそれから農業労働と家事労働と、その他の労働といふ四つに分けることができます。これは農家経済調査のわけ方であつて、その他の労働といふものに何を含ませるかといふのは多少問題ですが、ここでは、たとえば公務のためのいろいろの会議とか、そのほか公務のためにしなければならない労働、たとへばいろいろ部落の道を直すとか水路の手入れをするとかそういう共同の仕事のためにしなければならないものを、その他の労働に含めていいと思ふのであります。大雑把にわけ、労働の面からは以上四つに区別することができ、そして農家経済調査でこれらの全体の割合を調べたものを見ると、昭和十一年で、A群では農業労働

が全体の労働時間の五一・七%、農業労働が一・一%、家事労働が三〇・二%、その他六・四%、という比率を示しております。経営規模の大きいB群においても、農業労働が五五・八%、兼業労働が七・三%、家事労働が三〇・九%、その他五・九%というふうになつております。これによつてわかりますように、全体の半分は農業労働であり、それに続いて家事労働が全体の三〇%を占めるというふうに、相当大きな比率を占めていることが知られるのであります。しかも、これは後に明らかにいたしますが、家事労働は大部分が婦人にかかつて来るといふことが言えます。しかも婦人のみならず、あらゆる農家の労働は、前に分析したような農家の低所得という理由があるために、最大限に農業あるいは兼業に動員しなければならぬということが他方であり、その上になお家事労働の負担が、婦人にだけ多く課せられるのですから、男子以上に婦人が過労にならざるを得ないという結果が出て来るのであります。

その関係をもう少し具体的に確かめたいと思つたのですが、不幸にして私は十分の資料を持ち合せておりませんでしたので、とりあえず一つのサンプルとして、昭和十七年に放送協会が行つた、国民生活時間調査の中から農家の生活時間を拾つてみました。それが第五表であります。まずこの調査では、農繁期をとつています。すなわち大抵十一月をとり、その中のある任意の一日、特別の一日でなく普通の一日をとり、その一日において農家の家族が朝起きてから夜寝るまで何をしたか

第4表 俸給生活者、工場労働者の女子家族の生活時間

	俸給生活者の家族			工場労働者の家族		
	21~30才	31~45	46~60	21~30	31~45	46~60
内 職	時間 0.06	0.07	0.04	0.27	0.53	0.26
家 事 勞 働	10.54	10.78	10.19	11.00	11.00	10.55
その他の労働	0.14	0.35	0.69	0.18	0.45	0.12
睡 眠	7.07	6.83	6.91	7.13	6.96	7.27
そ の 他	6.15	5.97	6.17	5.37	5.38	6.82

という結論が出て来ます。睡眠時間は農家の婦人の方が長くて、俸給生活者の家庭婦人が短い。これはおそらく農繁期で農業労働が過重で、従つて睡眠が長くなるのではないかと考えられます。その他の時間、いわば教養的時間というものは、家庭婦人の方が非常に長くて、農村の婦人の場合は非常に短いという関係が出て来ています。そこでこの第五表と第六表と二つの表を総括すれば、私は農村の婦人の労働というものを、次のように結論することができると思ひます。

第5表 農家の生活時間

		16~20才	21~30才	31~45才	46~60才	61以上
	時間					
女 子	農業労働	8.25	8.22	8.13	6.97	4.18
	兼業労働	0.83	0.84	0.88	0.89	1.01
	家事労働	3.28	3.06	4.19	4.45	5.50
	その他の労働	0.06	0.03	0.03	0.02	0.02
	睡眠	7.58	7.30	7.31	7.78	8.80
男 子	農業労働	4.00	4.55	3.51	3.89	4.54
	兼業労働	9.79	9.97	10.06	9.43	7.52
	家事労働	0.63	0.96	0.78	0.68	0.79
	その他の労働	0.18	0.17	0.19	0.24	0.65
	睡眠	0.16	0.38	0.48	0.42	0.15
	その他	6.07	7.86	7.32	8.10	9.11
		5.17	4.76	4.77	5.13	6.78

という二十四時間の行動を九千戸の農民について全部時間的に調査したものです。そうして、それからこの第五表をつくつてみたのですが、ここでは女子と男子を区別し、さらにそれを年齢別に区別してあります。そうして農業労働、兼業労働、家事労働、その他の労働とわけ、そのほか睡眠時間及びその他の時間を出してみました。このその他というのは、たとえば食事をしたとか風呂に入つた、身づくろいをした、本を読んだ、休息をしたという時間であり、そうすると第五表のような結果が出て来ます。それで、これは無論農繁

第一は農業労働に従事する時間がきわめて長い。すくなくとも農繁期においては、農業に従事する時間は非常に長い、無論男子よりは一時間くらい短いわけですが、六十一歳以上のお婆さんになると、六十一歳以上のお婆さんよりは、すくなくとも労働時間が短くなるという関係が出て来ますが、いすれにしても、一日の非常に大きい部分は、婦人の場合も農業労働に用いられるということになるわけであり、こういう婦人の行う労働が、どういう種類の農業労働であるかということについては、私は十分に資料がなく、今断定することはできませんが、しかし私が幾つかの農村を見た結果からすれば、日本の農業がほとんど機械化してないことから考えても、その労働は男子とほとんどかわらない。おそらく非常に肉体的消耗的な、肉体的なすり減らすような過重な労働であるといつていいと思います。ことに農繁期の労働のピークは、通常の場合非常に激しいものであります。ことに東北、北海道などは、農繁期のピークは季節的に非常に大きくなる。しかもその場合でさえ雇傭労働力を使えるだけ排除しようという努力が行われますから、そこで農繁期の労働は、婦人にとつて非常に過重になるのではないかと、というところが、第一に推測されるわけであり、

第二に考えられる点は、こういう過重な農業労働の上には家事労働が加わるということ、婦人の労働が一層過重になるということであり、しかも一方ではそのように過重になつていながらもかわらず、家事労働を取つて見ると、農村婦人の

期——大抵十一月——ですから、そのことを一應勘定に入れて置かなければなりませんし、また戦争の最中ですから、恐らく男子の労働が不足して、女子の労働が過重になつていゝ時期であることも、考慮に入れなければなりません。しかも、もつぱら婦人の負担になつていゝことである。男子の家事労働は大抵〇・一八時間、〇・一七時間というふうに非常に少ないのですが、婦人の場合は三時間ないし四時間、多い場合は五時間になつています。しかも農業労働時間は、男子と女子との差は大抵一時間くらいしかないので、婦人の方の労働時間が、全体として非常に長くなるを得ないということになります。その結果として、一方で睡眠時間その他の時間が、婦人の場合は男子に比べて非常に短くなつてゐる、その方の時間が食い込まれてゐるということがわかるのであります。

ところで、こういうような農村の婦人の労働時間を都会の家庭婦人と比べてみるために、俸給生活者と工場労働者の家庭婦人の労働時間を第六表に示してあります。これを第五表の農家の婦人の労働と比べると、はつきりした傾向が出て来るのであります。まず都会の家庭婦人における肉体的時間、生産的な意味における労働時間は非常に少ない。そのかわりに、大部分の労働時間は家事労働に使われている。大抵半時間ないし一時間が家事労働に使われているというふうになつてゐます。家事労働の長さからいへば、農家の婦人の約三倍

家事労働に用いる時間は、同じ生活内容ならば農家の方が長くなければならぬ。それが三分の一くらい、時間では家事労働が行われているのですから、農家の家庭生活というものは、非常に貧弱にならざるを得ないという結論が、ここから出て来ると考えられます。すなわち、育児、子弟の教育、あるいは衛生、そのほかのいろいろな家庭生活が農家ではきわめて劣悪な状態にならざるを得ないという原因は、こういう関係から出て来るのではないかと、いふように考えられます。

第三に、農業労働と家事労働があつて、そのほかさらに——ここでは農繁期であるために、農業労働は小さくなつておりますが、農家には農業労働が相当にあります。また、そういう農業労働、兼業労働、家事労働に非常に大きな時間をとられるために、その他の時間が非常に制限されるということになります。しかもその他の中には、先ほど申しました食事、入浴というふうな、せむしも必要な時間が入つておりますから、それを差し引くと、余裕のある時間、たとえば本を読む、ラジオを聞く、研究をするというふうな時間は、ほとんどゼロというふうな状態に思ひます。これは都会の家庭婦人もそういう時間が少ないといふまじやうが、農村の場合には、それが一層少

い、また同じ農村でも男子と比べて婦人の場合には、一層そういう時間が短くなつていゝと考へていゝわけでありませう。このように教養的な時間が制限されているために、農村の婦人のいわゆる知的なレベルというものは、当然低くならなければならぬといふ結論が出て来る。又たとえば新しい農業のやり方、生活を改善する工夫、こういうことを研究するひまといふものは、農村の婦人にはほとんど與へられていないことになりませう。農村の婦人の場合——むろんこれは、男子の場合でもそうですが、婦人の場合とくに——傳統主義的な生活態度が、抜くべからざるものとして存在する原因が、そういうところから出て来るのではないかといふふうに考へられるわけでありませう。

大体第五表と第六表から、このように考へられるのですが、もし農村における婦人労働がそういう関係にあるとすれば、農村婦人の解放という問題は、どういふ道によつて達せられるかといふ問題も、その点から考へなくてはならないと思ひます。つまり、こういう過度な農業労働といふものから、婦人を解放することから始めなければならぬといふことでありませう。この過度な農業労働の問題が解決されないならば、ほかにいかなる方策を講じてみても、農村婦人の解放ということはおぼつかないといふことは考へられます。それならば、婦人をそういう過度な労働から解放するにはどうすればいいか、それは農村の婦人の過重労働は、日本の家族的な小農経営から出てゐるので

すから、家族的な小農経営をアウフヘーベンすることが當然問題になるのであつて、それができないならば、農村婦人の解放といふ問題は解決されないと思ひます。そうして前にちよつと示唆しておきましたように、そういう家族的な小農経営の「アウフヘーベン」といふことは、結局協同経営であるといふことを考へるならば、要するに農業経営にいわゆる協同経営の道を開くといふことが、一應の解決策として出て来るのでありませう。多少時間を超過して恐縮であります。私の報告は以上であります。

質疑 應答

○大内委員長 それではもし御質問でもございませう。したならば、どうぞ御自由にお願ひいたします。

○野尻委員 この五表ですが、経営規模などは放送協会ではどのようにしてやられたのでしようか。

○大内委員長 これは経営規模がよくわからないのです。相当多くの農家数をとつておりますから、おそらく大体平均的なものにとつてゐるのではないかと思ひますが、明確に経営規模が出ておりません。

○野尻委員 睡眠時間などは、十一月ですと、これよりもつと少くなるのではないかと思ひますか。

○大内委員長 この表では割合長いですがね。

○野尻委員 四、五時間といつたところが多いのではないかと思ひます。

○大内委員長 脱穀などを夜通でやることはものと短くなるのでしようが、この調査ではそういう特別の日を除いて、あたり前の日を選んでゐるらしい。その結果睡眠時間が比較的長くなつてゐるのではないかと思ひます。

○野尻委員 たくさん例を平均したのですか。

○大内委員長 たしか九千家族二万八千人くらいだつたと思ひます。

○福武委員 今の生活時間といふ方の工場労働者、俸給生活者の調査はどういうふうにとつたのですか。

○大内委員長 それは詳しくみてゐなかつたが、おののけ一八〇〇ばかりの世帯をしらべたもので、す。大体農家も他の世帯も調査方法は同じでしよう。正確に見てゐなかつたけれども、一般調査では十一月中のある一日をとつて調べたといふのですが、どういふ家族をどういふふうにして選んだかその点はよくわかりません。

○福武委員 私も報告書そのものにあらたなことができなかったのをお聞きしたのですが、小山隆氏が「日本近代家族」といふ論文で引用されてるところによると三十一才から四十五才の婦人をつた場合、農業と非農業とでは就業時間が大分差が出てゐます。すなわち、農業世帯で五十分、小農業者世帯五十一分、俸給生活者世帯で五十二分、工場労働者世帯で五十二分となつてゐます。

○大内委員長 なおこの調査には一般調査と季節調査とあつて、一般調査は秋にやり、季節調査は一般調査をやつた中から、幾つかの家族を選んで

春と夏と冬にもやつてゐる。ただしこの調査は大部分は使えないような数字が多くてね。たとえば一月を十分ずつに切つて、午前四時に起きてゐる人、全体の調査人員のうちの何パーセントといふような数字がずつと出てゐる。午前二時には九十九%以上で一%起きている、三時には九十八%以上で二%起きているといふふうにな。しかしこういう数字はちよつとわれ／＼には利用の方法がないですね。

○野尻委員 これは私もやろうと思つけれども、経営規模で差が出るし、同じ経営規模でやつても家族の構成でかわつて来る、子供が多いとか何とか……。それで何か一つの標準の経営規模で、生活が同じで、経営組織が同じで、家族の構成、人口の構成がどういふ状態のものをとるかといふ、その規定をやらないと、非常にむづかしいような感じがします。ちよつと違つた場合でも非常にかわつて来るのですね、多くやつて平均をするその平均でも、何か標準があつて、基準を設けた中での平均でないといふのが悪い。

○大内委員長 ほんとうはそういう細かい基準を設けて、その中で非常にたくさん農家の調査をやればいいですね。それにこの調査のように一日だけをとつたのでは、おそらく本当のものは出て来ない。相当長い期間をとりたいと思ひますね。

○野尻委員 何か一つの條件が変れば、ずつかり時間がかつて来るということになりませうから、非常にむづかしい。

○瀬川委員 村の生活は實際お話の通りだと思ひ

ます。それで、どういふわけでもひまがなくてしかも貧乏なのかといふことを知ることが必要だと思ひます。それをつつかんで、そしてわからせる方法です。

○野尻委員 それは社会科や実業科の郷土農村生活の裏面を把握させる教育で大いにつとめなければならぬ点でしょう。

○瀬川委員 たとえて言えば、中学校が出来たので子守をする大きい子がいないので妻は子を負うて表をふむ、夫はから身をやつてゐる、それは男の理解がなければならぬわけですが、それはそれとしてつと／＼深い所に婦人の労働過剰の原因がありそうに思われます。それがわかつたらきつと考へるだらうと思ひます。昔より仕事の種目が減つてゐるのに労働は多い。以前に比べるとわらじも作らず綿も紡がないから、仕事は減つてゐる、それなのに働きは減らずにすることができない。これはどうしたわけかと思つてゐるのです。

○大内委員長 それは、かゝつてそういう自給自足的なものが崩れて、そのかわりいろいろの物を買わなければならなくなる、そうすると、そのためには農産物をよけいにつくつて、貨幣収入をふやさなければならぬといふことになりませうから昔よりかゝつて労働が過重になる面もあるのではないですか。

○瀬川委員 村の婦人にはそこがはつきりわかつてゐないのです。私はそれをあの人たちに合点させることが出来たらと思ひます。仕事からいへば機械化、分業化によつて昔よりも減つてゐるの

です。

○福武委員 それは大内委員のおつしやのたよりな理由だと思ひます。しかし仕事の量そのものは、少くなつて若干は楽になつてゐるのではないですか。ただ楽になりようがはか／＼しくなくて、あまり感じられないのでしよう。食生活がよくなったのはあまり違ひないでしようし、自給性の弱かつた時代とは異なる気持があらますから、ただし雇傭したおじいさんやおばあさんに聞くと、今は昔よりずつと仕事は楽だといふことを言ひますね。

○瀬川委員 今日金肥になつて以前は草刈りはいらぬし、薪物の方の仕事は全然なくなつた。それで明治初年に比べれば仕事は少くなつてゐる。それでもあんなに働かなければならぬ。○大内委員長 それは時間的には少くなるかも知れないが、自分のためにやる労働は、どうしても労働としてはある程度機械的なものがある。それが商品生産となると、そういう機械的なものがある。たとえば脱穀調整なんか機械が入るとある意味で、労働時間としては短くなつたのでしようが、労働の強度は非常に高まつて、かゝつて苦しくなるばあひもありませう。それで、たしかに農家の老人に聞くと、近ごろの若い者は働かないといふ言ひがすが、果してどういふものですかね。

○福武委員 やはり、少しは楽になつたのではないですか。

○高橋委員 少しは楽になつたと思ひますけれども。

○瀬川委員 第一夜なべが原則としてなくなつた

ということだけでも、楽になつたと思ひますが、
たしかに働く氣持が故郷的でないですね、楽しさ
が減つてゐる。

○野尻委員 それは生活が苦しくてやつてゐるか
ら……。

○瀬川委員 もみすりなど夜明けまでぶつ通して
いたしたけれども……。

○大内委員長 むろん労働が楽になつたという面
もありますね。だから生活水準が昔と同じなら
いいでしょうが、やはり文化がすすむにつれて全
般的に生活水準は上らなければならぬから、あ
るいみで矛盾が大きくなるのじやないでしょう
か。

○瀬川委員 老人に昔と今の生活を比べるとど
うですかと思ふと、皆生活は楽になつたとは
言います。昔はまずいものを食べていて、麦やひ
えは常食のようになっていた、今はどうかとい
うと、もとは麦が九割であつたのが米が九割にな
つたといふことを、村の人たちは言います。

○大内委員長 それは農家でも絶対的な生活内容
の向上といふことは確にあると思ひますね。しか
し日本なら日本全体の生活水準のあがり方とくら
べて見たならば、やはり相対的には農民の生活水
準は低くなつてゐるのではないですかね。それか
ら、また農家だけでみても、そういうふうに生活
水準が上がるのが、かえつて農家の経済の不安定
を大きくするともあると思ひますね。

○瀬川委員 食物がよくつたといふことをよく
言ひますね。掛りが多くなつたといふことも。

ですが、農家にはお客さんが来ても抱擁力があり
ますね、あれはどこから来るのでしょうか、心が
けだけでしょうか。

○大内委員長 農家のほうがお客をもてなす、と
いふのは、傳統的な慣習もあるでしょう。ただ農
家は、生活内容がより單純ですし、一般の物價水
準も農村の方が低いのですから、時間当りの所得
が工業労働者の半分であつても、それですぐ生活
内容が半分になるとはいえないでしょう。またさ
きほど半分と申ししたのは、時間当りの農業所
得が重工業労働者の半分だといふことで、紡績労働
者なんかの賃金とくらべれば、もう少し高い比率
になります。また農業所得までいければ、工業勞
賃と農家の所得とはそれほど差がないと思ひま
す。

それではここで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

○野尻委員 戦後数年は、農家の生活水準は一時
都会よりも高くなつてゐたのが最近それが落ちて
來た。

○大内委員長 その点はちよつと統計的に調べる
のはむづかしいのですが、いちおう労働者の実賃
賃金と農家の実賃賃金を比較してやるより仕
方がないでしょう。ところがそれを算定するため
の物價指數が日本では非常にいい加減なものしか
ない。しかしおおよその見当をつけると、昭和
二十年頃——戦前が終つた時には労働者の実賃賃
賃が非常に下つた。それがその後実賃賃賃はだん
／＼上つて來たのに、逆に農家の実賃賃賃はだん
／＼下つて來た、そして昭和二十二年か二十三
年ごろこの兩者が大体交叉して、それ以後は農家
の方が下つて、労働賃金の方が上るといふ關係で
はないかと思ふのです。農林省で出している農村
物價指數というものがあつますが、あれを利用し
て農家生計調査の家計費の実賃賃賃を算定して
見ると、戦前の農家経済調査と比べて、一町三、
四反經營規模のもので、昭和二十一年が四六・七％
であつたものが、以後だん／＼下りまして、昭和
二十三年は四〇％をちよつと割るくらいに出てま
います。

○瀬川委員 農家の農業労働の具体的な仕事には
どういふものがありますか。

○大内委員長 私は具体的にはよくわしく知りませ
んが、その点はのちに野尻先生から御報告がある
と思ひます。

○野尻委員 農業には村から離れて行くといふもの
もありまして、家から離れない農業では他所の

家にもありますが、家から離れない農業では他所の
家に日傭に働くといふような山稼肉休労働が支配
的です。それから、下駄工場に働きに行くとか、
木材工業、道路工事のやうな土木の仕事がありま
すね、ああいう所に行く。定期的のものもあるが
不定期的に労働力があるたびに出て行くのです
ね。

○大内委員長 ああいう土木工事なんかには、案
外婦人が多いですね。

○瀬川委員 この家事労働の時間が少いというこ
とは、結局農業労働が多いためですね。

○野尻委員 主婦が如から食事時の十分くらい前
に家に帰つて、米をわかつて、東北農家などでは
茶葉の汁をつくつて、それを飯の上にかけて食べ
ておるやうな状態ですね。

○瀬川委員 しかし一面では、私は洗つたもの
を八百屋から買つて來ますけれども、村では畑か
ら引き抜いて來て洗うのでしよう。そういう面で
手がかかるのですよ。

○野尻委員 子供に乳を飲させるにも、嫁はたび
／＼畑から帰つて子供に乳を飲ますと姑に叱られ
る。子供が泣きやあ／＼泣いていても午前二回ぐ
らいですね。十時頃に一回。

○瀬川委員 食事の支度の時間は現在だからとい
うふうにはできませんが、以前の麦の飯を食へてい
る時代、雑穀を食へていた時代は、とても家事の
時間が多かつたそうですね。押麦のなかつた時代
には二度たかなければならなかつたそうですね。
農家の所得は工業労働者の半分の生活といふこと

三、農村人口問題

○大内委員長 午後の部を開会いたします。
今度は農村人口問題を岡崎先生にお願いいたします。

○岡崎委員 農村の人口問題について簡単に御報告申し上げます。

農村の人口問題は日本全体の人口問題につながるの大きな問題でありまして、農村の人口問題が解決されれば日本の人口問題も解決されると言うのは少し言い過ぎかもしれませんが、農村の人口問題はわが國の人口問題として最も重要なものの一つであると思います。また、農村自身にとつても、農村生活の改善と農村婦人の地位向上は、農村の人口問題のあり方が非常に大きな影響を持つのであります。それで、これまで、農村の人口はどういう動きを示して来たか、またどういうところに問題があるかということをお簡単に話したいと思います。

しかし、人口問題は、人口と経済、特に生活との関係においてのみ考えられるという立場をとつて、解決しようと、なるほど生活水準が高まる――物質的にも文化的にも生活は高まる――でしようが、これを下手に扱えば、今度はわれわれの精神的な、または倫理的な美しい面が損われる危険もあるでございましょう。

それで、人口問題をいかに取扱うかというときには、経済の面だけではなく、精神文化の面から十分考へて行かなければならぬと思つてお

す。さしあたり、農村の自然増加の動きと都市の自然増加の動きとは、これまでどういふふうであつたかを簡単に申し上げたいと思つてお

お手元にある農村人口問題資料の第四表をみていただきます。第四表は、都市と農村の普通人口動態率となつております。都市と農村では人口の構成が年齢の上からも男女の割合からも非常に違つています。そういう違いをそのままにしてお

て、生れた子供の数を人口で割つたものを出生率、死んだ人間の数を人口で割つたものを死亡率、出生率から死亡率を差し引いたものを自然増加率と言つております。そういうふうな農村と都市と人口の構成は違つたのですが、その出生率、死亡率、自然増加率を都市と農村で比較するのは正しくないもので、人口問題研究所の皆さんの計算された第五表について述べたいと思つてお

・九九％、このように、農村の自然増加率は非常に高い数字を示しております。
この原因を考えますと、都市と農村の死亡率はそんなに大差はないのであります。すなわち死亡率を都市と農村について見ると都市の方が高い場合もあり、また低くなつてゐる場合もあり、大正九年には都市二・六・八八％、農村が三・三・六一％、大正十四年には都市二・一・五四％、農村が二・八・三三％であつて、大差はありません。
ところが、出生率を見ると、農村の出生率は都市の出生率より非常に高い。大正九年には、都市では二七・〇五％、農村では三七・三六％となつています。いすれの年を見ても、農村の出生率は非常に高い。従つて、農村は、都市に比べて、著しく多産的であると言つて差支えないでしよう。すなわち、農村の高い出生率は、農村の自然増加率を大きくしているわけでありまして、日本の人口は大正九年には約五千万、大正十四年には約六千万を越えてお

ます第五表で自然増加率をみていただきます。大正九年から昭和二十二年に至るいすれの期間でも都市の自然増加率は、農村の自然増加率に比べて、ずっと低くなつてゐるのがわかります。たとえば、大正九年には都市では〇・一七％、農村では一・三・七五％、これは非常に差でありまして、大正十四年には都市では五・〇八％、農村では一・六

ありました。最近ではこれが八千万を越えておす。もちろん、これは総数後引き揚げました邦人が数百万いますが、これを差し引くと、この大きな人口増加はすべて自然増加に原因してゐて、農村人口の絶対数は都市よりいすれの年次においても非常に多くなつてゐます。これは第一表に示されてゐる通り、大正九年の全國人口五千万、九千万、都市は二千万、農村は四千五百万、都市は二千万、農村は二千万。この割合が次第に減つて來ておす。併し、昭和二十三年に於いても都市人口は全体の三四％、農村は六六％と変わらな

のです。
また、都市の側からいつても、安い労働力を農村に依存するといふことは非常に安易ですが工業の機械化とか、合理化とかいふようなものを、助ける作用をしたのではないかとも思います。
更にもう一つ、農村にとつて悪いことは、不景氣になれば失業した人間を農村がまた受けなければならぬ。すなわち帰農する失業者を受けける重荷を農村が負うて來たのであります。たとえば、昭和五年の不景氣の場合には、農村の人口は四千九百万に達して、大正十四年に比べて、二百二十万を増加しました。また昭和二十二年には農村の人口は五千二百二十万となつて、昭和十五年に比べて、六百七十万以上の激増になつてお

農村をそれ自身がすでに貧しい経済力しかないところへ不景氣のために都市で職を失つた人間を受けなければならぬ。そういうのが農村の人口事情であります。ことに、戦後、農村人口の増加は非常にもので労働力調査の結果によると、戦後、労働力人口は、次第に増加してゐますが、昭和三十三年一月には、三千二百万あまりで、そのうち農業に従属してゐる労働力人口は千四百二十万、農業以外の産業に従属してゐる労働力人口は千七百八十三万です。ところが、農村の労働力人口は昭和二十四年一月には千六百四十八万、同年十二月には千八百四十三万、と次第に激増してゐます。それに対して農業以外の産業に従属してゐる労働力人口はあまりにあつてゐない。すなわち昭和二十三年一月には千七百八十三万でしたが、昭和

人間の絶対数が都市人口に比べて非常に大きく、又自然増加率が、前に述べたように、農村において非常に高いので、この八千万の人口が過大な人口と言われますが、この過大な人口を生じた主たる原因はほとんどすべて農村にあると言わなければなりません。

ところが、その農村は増加する人口を收容するだけの力をみずから持つてゐなかつたのです。そして農村でふえた人口を都市へ供給して來たので、そのため、自然増加率の低い大都市の人口が非常に膨脹を來し、高い自然増加率を持つてゐる農村の人口はほとんど停滞的となりました。第一表によれば、都市人口は大正九年には、今述べたように、一千万ですが、その後だん／＼とふえて、昭和十五年には二千七百万を越えてゐます。それに比べて、農村人口は、大正九年には四千五百八十万でしたが、昭和十五年には絶対数さえ減つて、四千五百五十万にすぎません。もつとも、終戦後の農村人口は激増してゐますが、この様に農村は非常に高い自然増加率を持ちながら、昭和十五年まではほとんど停滞的であつて、自然増加率の低い都市は人口がぐんとふえています。これはみな農村のあふれる人口を都市へ送り込んだからであります。すなわち、農村はふえる人口を收容するだけの力を持たなかつた、こういうふうに見える

をしてみました。その結果を示したのが第二表で、大都市における人口の出生地別であります。これで見ますと、東京都などは東京都で生れたものは四一％、地方から入つて來たものは五八％を占めてゐます。その他の都市においては、大阪でも京都でも、半数以上は地方から流れ込んで來た人間で大きくなつたといふ状況であります。都市人口は昭和十年に比べて、昭和十五年には大体五百万の増加を示してゐますが、反対に農村の人口はこの期間に約百万を減少してゐます。特に工業の振わない純農村的な縣では、十四縣にわたつて人口の絶対的減少を示しました。これは、軍需産業の拡大強化によつて、農村から無理やりに多くの人口を引張つて來たといふこととありますが、農村の人口は、だん／＼と大都市、工業都市に送り込まれて昭和十五年には、その絶対数さえ減少するに至つたからであります。

四、少し資料が古いのですが、昭和五年の國勢調査の場合に、六大都市の人口について自分の都市で生れた者と外部から入つて來た者との調

このように、これまでの農村は多くの子供を生んで、あふれる人口を都市へ送り出して來たわけですが、そうするばかり農村には生きる道がなかつたのでしよう。しかし、こういうことを常に繰返すことは、農村のために利益であつたかどうか大いに疑問であります。もちろん、小さな子供でも農業労働の手傳いにはなるでしようが、とにかく農村で貧しい生活の中から育て上げて、一人前になればそれを都市へ送り込み、そして病氣をすれば再び農村へ送り返されて來る。これが、これまでの農村の人口の動き方で、農村にとつては、非常に引き合はれない事をやつて來たように考えられる

農村人口問題資料

第1表 都市人口と農村人口

昭和25年4月11日
厚生省人口問題研究所

年次		実数 (単位=千人)			全国人口に対する割合%	
		全国人口	都市	農村	都市	農村
各調査当時の地域による						
大正	9	55,963	10,097	45,866	18.0	82.0
	14	59,737	12,897	46,840	21.6	78.4
昭和	5	64,450	15,444	49,006	24.0	76.0
	10	69,254	22,666	46,588	32.7	67.3
	15	73,114	27,578	45,537	37.7	62.3
	20	71,996	20,021	51,975	27.8	72.2
	21	73,114	22,205	50,909	30.4	69.6
	22	78,101	25,858	52,244	33.1	66.9
	23	80,217	27,717	52,500	34.6	65.4
昭 22 国勢調査当時の地域による						
大正	9	55,154	18,117	37,037	32.9	67.1
	昭和	5	63,640	24,030	39,610	37.8
	15	72,325	30,468	41,857	42.1	57.9
	20	71,996	20,494	51,503	28.5	71.5
	21	73,114	22,681	50,433	31.0	69.0
	22	78,101	25,858	52,244	33.1	66.9

第2表 6大都市における人口の出生地別 (昭和5年)

都 市		実数 (単位=千人)			総人口に対する割合%	
		総人口	同市出生	同市以外出生	同市出生	同市以外出生
東京	京	2,071	854	1,217	41.2	58.8
大阪	阪	2,454	1,002	1,452	40.8	59.2
名古屋	都	765	375	391	49.0	51.0
神戸	古	907	451	456	49.8	50.2
横浜	戸	787	300	488	38.1	61.9
横 濱	浜	620	282	338	45.5	54.5

第3表 都市と農村の年齢三区分別人口

年 令 区 分	実 数 (單位=千人)			割 合 (總人口=100.0)		
	全 國	都 市	農 村	全 國	都 市	農 村
昭和 22 年						
總 数	78,101	25,858	52,244	100.0	100.0	100.0
0 - 14	27,573	8,451	19,122	35.3	32.7	36.6
15 - 59	44,674	15,871	28,803	57.2	61.4	55.1
60 以上	5,854	1,536	4,319	7.5	6.9	8.3
昭和 10 年						
總 数	69,254	22,666	46,588	100.0	100.0	100.0
0 - 14	25,545	7,407	18,138	36.9	32.7	38.9
15 - 59	38,553	14,125	24,429	55.7	62.3	52.4
60 以上	5,156	1,135	4,021	7.4	5.0	8.6

昭和十四年一月には千八百二十七万、同年十二月には千八百五十三万であつて、きわめて値かな増加を見せているにすぎません。農村の労働力人口は、終戦後、非常にふえて来ていますが、それに対応して耕地面積がふえるとか、農業経営がよくなり多くの人口を必要とするなら別ですが、耕地面積は、おそらく戦争前とかわらない状態で、経営の方法もそんなに変わっていないと思います。そうすると、限られた耕地面積により多くの労働力人口を収容することは、結局、農業経営の零細化を来すことになるでしょう。

農村の高い出生率が招来する過剰人口は、結局において農村自身が背負込み、そして農業の貧困化をもたらすのですから、農村の生活水準の上昇とか、農村婦人の地位の改善などという望めないうのではないかと気がします。それで、農村の高すぎる出生率を、どうかしなければならぬというところは、これも認めるべきだと思います。

このごろ、農村に限らず、日本全体の問題として日本の人口は過大である、これは高い出生率に原因している、この高い出生率を抑えなければならぬという議論が一般的であります。私自身として、一般的に言つて、農村の高い出生率を抑えることについては賛成ですが、しかし、これをどうして抑えて行くか、その抑え方問題があると思ひます。人口の自然増加率を抑えるには、出生率を低めるということも一つですが、死亡率を高めても自然増加率は低まるわけですが、しかし従来

で過大人口の問題を緩和しようという国はありません。人間の生命を尊重しなければならぬという立場から、たとえ人口が過剰の場合でも、死亡率の引下げには断えざる努力をして来たわけですが、日本の国でも、そうであつて厚生省が、厚生省だけの力ではないか、もしもせんが、国民衛生施設、保健施設、に力を入れて、物質生活に困つておる時代においても死亡率の引下げに非常な力を入れて来た、これは、人口政策の美しい一面であると思ふのです。ですから農村の自然増加率が高いといつて、死亡率を引上げること考へるべきでなく、さらに農村でも死亡率の引下げに骨を折らなければならぬ。そうすれば、出生率を抑えるという面についての問題がかかつて来ると思ふのです。併し、不自然な、また反道徳的な方法で出生率を抑える——どんな方法でも出生率を抑えれば生活は楽になる、——というのは生活水準も高まるでしょうが、もし不道徳な方法で出生率を抑えれば、われわれは物質的には豊かになつても精神的に失ふものが非常に大きいのではないかと。それで、産児制限の方法ですが、私もは不道徳な、われわれの良心に願ひて恥じるようなやり方でやるということとは、文化的に見て避けなければならぬのだと考へます。食糧が非常に不足なときには食糧、物についてさへわれわれは、かまひして節約しました。出生率が高くて困るというような場合には、われわれは情欲を抑えるだけの理性を持たなければいけないのだ、ただ情欲はそのままにしておいて、そしてそれで人工流産をする

とか、よくない方法で避妊をやるとかいうようなことは文化人のなすべきことではないと私は考へています。それで、出生率を抑えることには反対しませんが、これを道徳的に、良心的に恥ぢないような方法でやらなければならぬ。近ごろ、雑誌や新聞で産児制限問題がしきりに取上げられ、また避妊薬の廣告が大げさに掲げられてゐるのをよく見かけますが、性道徳の維持の観点からいつて、よくないのではありますまいか。性道徳が崩壊してもかまわないというならばともかくも、物質的によりよく生活する目的で、美しい精神を傷けたくないと思ひます。

もし農業の生産技術、農業の経営の方法、の改善が予定通りにすすまないで、物質生活が楽にならないと假定いたしましたら、不道徳な方法で人口を制限するよりも、貧しい生活に耐える方が、すなわちわれわれが美しいものを着、豊かに食べるよりも、心の美しい方が人間の生活としてはむしろ好ましいと思へるべきです。

農村の出生率の高いということはわが國の人口問題、農村自身の人口問題に非常に重要な關係をもつていますが、この高い出生率を抑えるにあつてあくまでも、道徳的な手段にたよるべきことを強調したいのであります。物質的に豊かになることは、もとより望むところではありますが、どんなことがあつても、性道徳の高さ、倫性の美しさを失いたくないと思ふのであります。

自然増加率

総数	19.73	14.86	14.18	14.65	133	100	95	99
100,000/	17.83	12.13	10.52	10.30	147	100	87	85
50,000-100,000	19.45	10.96	11.76	12.23	177	100	107	112
10,000-50,000	20.46	14.37	13.49	13.62	142	100	94	95
10,000 >	20.28	16.65	15.75	16.14	122	100	95	97

第8表 昭和5年男女別産業別人口

産業	実数 (単位=千人)			割合 (有業者=100.0)		
	総数	男	女	総数	男	女
人口総数	64,450	32,390	32,060	-	-	-
有業者	29,620	19,030	10,589	100.0	100.0	100.0
農業	14,131	7,735	6,396	47.7	40.6	60.4
水産業	568	516	53	1.9	2.7	0.5
鉱業	315	271	45	1.1	1.4	0.4
工業	5,876	4,428	1,448	19.8	23.3	13.7
商業	4,906	3,406	1,499	16.6	17.9	14.2
交通業	945	907	38	3.2	4.8	0.4
公務員	2,005	1,612	394	6.8	8.5	3.7
家事	802	92	710	2.7	0.5	6.7
その他	71	64	7	0.2	0.3	0.1
無業者	34,830	13,360	21,470	-	-	-
有業率 (総人口 100.0 につき)				46.0	58.8	33.6

第9表 昭和22年臨時國勢調査による産業別人口

産業別	実数 (単位=千人)			割合 (総数=10,000)		
	総数	男	女	総数	男	女
10才以上総数 1)	61,804	29,873	31,931	100.00	100.00	100.00
2)	60,713	29,335	31,377	100.00	100.00	100.00
労働力総数 1)	34,553	21,461	13,092	* 55.91	* 71.84	* 41.00
2)	33,987	21,079	12,908	* 55.98	* 71.86	* 41.14
就業者総数 1)	33,881	20,994	12,887	-	-	-
2)	33,329	20,622	12,707	100.00	100.00	100.00
産業 (大分類) 別						
1. 農業	16,622	8,013	8,609	49.87	38.86	67.75
2. 水産業	480	418	62	1.44	2.02	0.48
3. 鉱業	710	612	97	2.13	2.97	0.79
4. 建設工業 (土木建築)	667	568	100	2.01	2.78	0.78
5. 製造業	1,320	1,268	52	3.96	6.15	0.41
6. ガス、電気、水道業	5,722	4,250	1,472	17.17	20.61	11.58
7. 商業	191	170	20	0.57	0.83	0.16
8. 金融業	2,190	1,497	693	6.87	7.26	5.46
9. 運輸業	240	158	82	0.72	0.77	0.65
10. 通信業	1,507	1,330	177	4.52	6.45	1.59
11. 娯楽業	838	359	480	2.52	1.74	3.77
12. 公務員	1,127	682	444	3.38	3.31	3.49
13. その他	1,271	985	288	3.21	4.79	2.22
14. 失業者	444	307	137	1.33	1.49	1.07
失業者総数 1)	672	467	205	-	-	-
2)	658	457	201	100.00	100.00	100.00
就業したことのある者	565	420	145	85.85	91.95	72.00
就業したことのない者	93	37	56	14.15	8.05	28.00
労働力 1)	27,251	8,412	18,839	* 44.09	* 28.15	* 59.00
2)	26,726	8,266	18,470	* 44.02	* 28.14	* 58.66

1) は修正数、2) は未修正数、産業別は概ね未修正数の内訳割合、*印は10才以上総数にたいするもの、その他はそれ以外就業者総数あるいは失業者総数の内訳である。

第4表 都市と農村の普通人口動態率

年次		出生率		死亡率		自然増加率	
		都市	農村	都市	農村	都市	農村
大正	9	28.50	37.89	24.22	25.67	4.28	12.22
	14	29.27	36.52	18.86	20.67	10.41	15.85
昭和	5	26.50	34.20	16.46	18.71	10.04	15.49
	10	26.57	34.09	14.74	17.77	11.83	16.32
	15	25.74	30.82	14.22	17.41	11.52	13.41
	22	33.27	35.50	13.93	15.16	19.34	20.34
	23	31.85	33.88	11.07	12.49	20.78	21.39

昭和23は(人口動態統計速報による)暫定数

第5表 都市と農村の標準化人口動態率

年次		出生率		死亡率		自然増加率	
		都市	農村	都市	農村	都市	農村
大正	9	27.05	37.36	26.68	23.61	0.17	13.75
	14	26.62	36.82	21.54	19.83	5.08	16.99
昭和	5	25.74	36.26	19.59	18.88	6.15	17.38
	10	25.83	36.64	17.63	17.75	8.20	20.89
	22	27.39	32.74	15.67	15.42	11.72	17.32

第6表 人口階級別市町村人口

(単位=千人)

年次	総数	100,000/	40,000 ~ 100,000	20,000 ~ 40,000	10,000 ~ 20,000	10,000 >
昭和	22	78,101	16,789	8,364	4,865	9,393
	21	73,114	13,465	7,478	4,927	8,763
	20	71,996	11,014	7,313	5,134	9,076
	15	72,540	21,291	5,014	4,163	6,073
	10	68,662	17,529	4,360	3,506	5,975
	5	63,872	11,481	5,534	3,431	5,476
大正	14	59,179	8,741	4,772	2,991	4,994
	9	55,391	6,754	2,941	3,147	4,831

第7表 人口階級別市町村普通人口動態率

人口階級	実数				指数 (昭和10=100)			
	昭和22	昭和10	昭和5	大正14	昭和22	昭和10	昭和5	大正14
出生率								
総数	34.30	31.63	32.35	34.92	106	100	102	110
100,000/	30.27	26.32	26.26	28.84	115	100	100	110
50,000-100,000	33.47	27.58	28.33	31.19	121	100	103	113
10,000-50,000	35.26	30.89	31.09	33.01	114	100	101	107
10,000 >	35.77	34.73	34.99	37.18	103	100	101	107
死亡率								
総数	14.57	16.78	18.17	20.27	87	100	108	121
100,000/	12.43	14.18	15.74	18.54	88	100	111	131
50,000-100,000	14.01	16.62	16.57	18.96	84	100	100	114
10,000-50,000	14.80	16.52	17.59	19.40	90	100	106	117
10,000 >	15.50	16.08	19.24	21.01	86	100	106	116

質疑 應答

○大内委員長 だだいまの岡崎先生の御報告をもう一度念のために要約いたしますから、日本の人口全体が相当急激に増加している。ことに今日においては非常に人口過剰の現象が起つてゐる。それを都市と農村について見ると、特に農村において自然増加率が非常に急激である。それが死亡率において都市と農村とそれほど差がないから、結局農村において出生率が非常に高いということが人口過剰の原因になつてゐる。そういうふうに人口が過剰である。ことに農村において出生率が高くて人口が過剰になるというところは、一方において耕地面積が限られており、農業経営方法の改善も行われにくい現状においては、農家の経済的な圧迫になることが非常に多い。ことに都市のエンプロイメントが小さくなつて、失業人口が過剰するということにより、農村の過剰人口が一層激しくなる。従つて、こういう問題を解決するためには農村の出生率を抑えるという方策を講ぜざるを得ないけれども、それを抑圧するために不道徳な傾向を招く危険性も、非常にあるということを考えなければならぬ。従つていわゆる道徳的な抑制、つまりマルサス的に言えばモラルレストレーションでしようが、そういう形で出生率を抑えることはよいけれども、それ以上に不道徳な方面に行つては警戒しなければならぬ、大休という御趣旨であると私は了解いたしました。これについていろいろ御意見もあると思うのですが、御

意見の方は明日総括してのべていただきます。ただ今の御報告について御質問がございましたらどうぞ御遠慮なくどなたからでもしていただきたいと思ひます。

○岡崎委員 資料のことなんか館さんがみな計算してくださいましたから、私の足らぬところは補つていただきますからどうぞ御質問を。

○大内委員長 岡崎先生ひとつ伺ひたいのですが、農村の出生率が都市に比べて非常に高いという原因ですね、これはやはり早婚ということなんでしょうか。

○岡崎委員 一つはそうでしょう早婚でしょうね。それから、農村では産児制限というふうなことはあまり行われていないでしょう。私の方で、農村と都市について産児制限はどんなに行われてゐるか、ということ調査しましたが、農村では一三%くらいでしようか、都市では二六%くらいですね。都市における産児制限の普及率は、農村の二倍以上だともいいます。いつか、私の方で、埼玉縣の或村へ産児制限調査をやりたいというので頼みに行つたことがありましたが、村長さんに叱られて帰つて來ました。そういうことを調べることに、それ自身が不道徳だというふうな調子でやられたことがありました。農村にはこんな例が少くないようです。

○大内委員長 都市とか、農村でいろいろな所得階層別に出生率の差が出てまいりますか。

○岡崎委員 それはちよつと古いのですが、昭和十五年に私の方で生産力調査というのをいたしました。

○大内委員長 都市とか、農村でいろいろな所得階層別に出生率の差が出てまいりますか。

○岡崎委員 それはちよつと古いのですが、昭和十五年に私の方で生産力調査というのをいたしました。

○大内委員長 都市とか、農村でいろいろな所得階層別に出生率の差が出てまいりますか。

○岡崎委員 それはちよつと古いのですが、昭和十五年に私の方で生産力調査というのをいたしました。

○大内委員長 都市とか、農村でいろいろな所得階層別に出生率の差が出てまいりますか。

○岡崎委員 それはちよつと古いのですが、昭和十五年に私の方で生産力調査というのをいたしました。

○大内委員長 都市とか、農村でいろいろな所得階層別に出生率の差が出てまいりますか。

○岡崎委員 それはちよつと古いのですが、昭和十五年に私の方で生産力調査というのをいたしました。

○大内委員長 都市とか、農村でいろいろな所得階層別に出生率の差が出てまいりますか。

○岡崎委員 それはちよつと古いのですが、昭和十五年に私の方で生産力調査というのをいたしました。

○大内委員長 都市とか、農村でいろいろな所得階層別に出生率の差が出てまいりますか。

○岡崎委員 それはちよつと古いのですが、昭和十五年に私の方で生産力調査というのをいたしました。

○大内委員長 都市とか、農村でいろいろな所得階層別に出生率の差が出てまいりますか。

○岡崎委員 それはちよつと古いのですが、昭和十五年に私の方で生産力調査というのをいたしました。

○大内委員長 都市とか、農村でいろいろな所得階層別に出生率の差が出てまいりますか。

○岡崎委員 それはちよつと古いのですが、昭和十五年に私の方で生産力調査というのをいたしました。

○大内委員長 都市とか、農村でいろいろな所得階層別に出生率の差が出てまいりますか。

○岡崎委員 それはちよつと古いのですが、昭和十五年に私の方で生産力調査というのをいたしました。

○大内委員長 都市とか、農村でいろいろな所得階層別に出生率の差が出てまいりますか。

○岡崎委員 それはちよつと古いのですが、昭和十五年に私の方で生産力調査というのをいたしました。

○大内委員長 都市とか、農村でいろいろな所得階層別に出生率の差が出てまいりますか。

○岡崎委員 それはちよつと古いのですが、昭和十五年に私の方で生産力調査というのをいたしました。

した。このときには所得階級別、職業別に子供を持つてゐる割合を調査したのですが、今数字をばつきり覚えておりませんが、そのときには相当高い所得税を納めておつた階級について調べましたら、出生率は高かつたのです。それから東京ではカースト階級の出生率も非常に高い。農村の出生率も高い。その反対に、出生率の最も低いのは都市の俸給生活者です。

○農村における産児制限と出生力

○野尻委員 保健所あたりでは産児制限を非常に奨励してゐるということはないのですか。農村では現にそれを奨励してゐられるのではないのですか。

○館 大休今保健所では受胎調節の相談に応じていますし、優生結婚相談所では受胎調節の適正な方法の普及指導をやつてゐます。農村における産児制限の普及状況について一寸申上げますと、農村によつてかなり地域的な差が強いから今のところ一概には言えませんが、大体、やはり生活條件が根本的に改善されて來ないと、今のままではなかなか入りにくいのだと思ひます。農村では戦前に調べたところだと経営耕地面積の多い、つまり階層の高い農家ほど出生率が高かつたのですが最近、戦後の出生だけをとりつて調べてみますと、大休安定農家層当りのところに出生率が下る傾向が出て來た農村があります。これは始めて農村に出て來たおもしろい形だと思ひます。つまり農村

に非常な根本的な問題があるものだから、農村の人口が停滞して來てます。外へ出て行かなくなると、どうも婦人の労働が過重になつて來る傾向があると思ひます。つまり、現在の農村には非常にたくさん人口が押し込まれてゐる。出る道は出られないような状態に陥つてしまつたから、従つて非常に労働の強さが一面において起つてゐるわけですが、その労働強さが婦人の力に大分反映されて來てゐるのではないか、これが一つの大きな問題だと思ひます。

四、離村と潜在失業

○大内委員長 それではまだ御質問があるから思ひますが、時間がありますから、その次に農村と潜在失業の問題を野尻先生にお願ひします。

○野尻委員 私は今、岡崎先生から御報告がありましたが、都市と農村の労働の強さの問題を引續きまして、それを農業経営との連関においてながめてみたい。さういふ問題ですが、農村から都市へ人口が流れ出るといふ問題を農業経営との関係においてながめてみますと、結局さういふ場合においては、先ほどの大内さんのお報告にあるのが農業経営の基礎を基礎にしてそれと人口の移動と、二つの問題を連関して考へてみるということになります。従つて、両者を基礎にして農村の問題、戦後における潜在失業の問題を、婦人の労働を中心として考へて行きたいと思ひます。

それでは、先ほどお話をいたしましたように、農家に

に非常な根本的な問題があるものだから、農村の人口が停滞して來てます。外へ出て行かなくなると、どうも婦人の労働が過重になつて來る傾向があると思ひます。つまり、現在の農村には非常にたくさん人口が押し込まれてゐる。出る道は出られないような状態に陥つてしまつたから、従つて非常に労働の強さが一面において起つてゐるわけですが、その労働強さが婦人の力に大分反映されて來てゐるのではないか、これが一つの大きな問題だと思ひます。

それでは、先ほどお話をいたしましたように、農家に

に非常な根本的な問題があるものだから、農村の人口が停滞して來てます。外へ出て行かなくなると、どうも婦人の労働が過重になつて來る傾向があると思ひます。つまり、現在の農村には非常にたくさん人口が押し込まれてゐる。出る道は出られないような状態に陥つてしまつたから、従つて非常に労働の強さが一面において起つてゐるわけですが、その労働強さが婦人の力に大分反映されて來てゐるのではないか、これが一つの大きな問題だと思ひます。

それでは、先ほどお話をいたしましたように、農家に

に非常な根本的な問題があるものだから、農村の人口が停滞して來てます。外へ出て行かなくなると、どうも婦人の労働が過重になつて來る傾向があると思ひます。つまり、現在の農村には非常にたくさん人口が押し込まれてゐる。出る道は出られないような状態に陥つてしまつたから、従つて非常に労働の強さが一面において起つてゐるわけですが、その労働強さが婦人の力に大分反映されて來てゐるのではないか、これが一つの大きな問題だと思ひます。

それでは、先ほどお話をいたしましたように、農家に

に非常な根本的な問題があるものだから、農村の人口が停滞して來てます。外へ出て行かなくなると、どうも婦人の労働が過重になつて來る傾向があると思ひます。つまり、現在の農村には非常にたくさん人口が押し込まれてゐる。出る道は出られないような状態に陥つてしまつたから、従つて非常に労働の強さが一面において起つてゐるわけですが、その労働強さが婦人の力に大分反映されて來てゐるのではないか、これが一つの大きな問題だと思ひます。

それでは、先ほどお話をいたしましたように、農家に

に非常な根本的な問題があるものだから、農村の人口が停滞して來てます。外へ出て行かなくなると、どうも婦人の労働が過重になつて來る傾向があると思ひます。つまり、現在の農村には非常にたくさん人口が押し込まれてゐる。出る道は出られないような状態に陥つてしまつたから、従つて非常に労働の強さが一面において起つてゐるわけですが、その労働強さが婦人の力に大分反映されて來てゐるのではないか、これが一つの大きな問題だと思ひます。

それでは、先ほどお話をいたしましたように、農家に

に非常な根本的な問題があるものだから、農村の人口が停滞して來てます。外へ出て行かなくなると、どうも婦人の労働が過重になつて來る傾向があると思ひます。つまり、現在の農村には非常にたくさん人口が押し込まれてゐる。出る道は出られないような状態に陥つてしまつたから、従つて非常に労働の強さが一面において起つてゐるわけですが、その労働強さが婦人の力に大分反映されて來てゐるのではないか、これが一つの大きな問題だと思ひます。

それでは、先ほどお話をいたしましたように、農家に

に非常な根本的な問題があるものだから、農村の人口が停滞して來てます。外へ出て行かなくなると、どうも婦人の労働が過重になつて來る傾向があると思ひます。つまり、現在の農村には非常にたくさん人口が押し込まれてゐる。出る道は出られないような状態に陥つてしまつたから、従つて非常に労働の強さが一面において起つてゐるわけですが、その労働強さが婦人の力に大分反映されて來てゐるのではないか、これが一つの大きな問題だと思ひます。

それでは、先ほどお話をいたしましたように、農家に

に非常な根本的な問題があるものだから、農村の人口が停滞して來てます。外へ出て行かなくなると、どうも婦人の労働が過重になつて來る傾向があると思ひます。つまり、現在の農村には非常にたくさん人口が押し込まれてゐる。出る道は出られないような状態に陥つてしまつたから、従つて非常に労働の強さが一面において起つてゐるわけですが、その労働強さが婦人の力に大分反映されて來てゐるのではないか、これが一つの大きな問題だと思ひます。

それでは、先ほどお話をいたしましたように、農家に

に非常な根本的な問題があるものだから、農村の人口が停滞して來てます。外へ出て行かなくなると、どうも婦人の労働が過重になつて來る傾向があると思ひます。つまり、現在の農村には非常にたくさん人口が押し込まれてゐる。出る道は出られないような状態に陥つてしまつたから、従つて非常に労働の強さが一面において起つてゐるわけですが、その労働強さが婦人の力に大分反映されて來てゐるのではないか、これが一つの大きな問題だと思ひます。

それでは、先ほどお話をいたしましたように、農家に

に非常な根本的な問題があるものだから、農村の人口が停滞して來てます。外へ出て行かなくなると、どうも婦人の労働が過重になつて來る傾向があると思ひます。つまり、現在の農村には非常にたくさん人口が押し込まれてゐる。出る道は出られないような状態に陥つてしまつたから、従つて非常に労働の強さが一面において起つてゐるわけですが、その労働強さが婦人の力に大分反映されて來てゐるのではないか、これが一つの大きな問題だと思ひます。

経済の中には一面において低い生産性のためにより多くの労働力をとめておく必要がある。そして、その一面において生活水準が低下してくる、それは都市との相対的に置きまして、あるいは絶体的に、農家経済の窮乏によって消費水準が低下してくるという現象のために、一面に過剰人口をとどめながら一面においてその一部を押し出すという作用を持つてゐる。そういう農家経済から押し出される人口としての農村婦人の離村という問題は、この都市への人口移動現象の中において、農家の消費的な、あるいは、負担的な人口としての婦人を押し出すという意味で、一つの特色のある性格を示してゐるのではないかと考えます。以下順序を追つて農村女子の離村の形態と、その性格といつたものをその表の順序によつて、説明したいと思つてゐます。それで、この表のこまかい点については時間をとりますので申し上げません。後で御質問があれば申し上げることにいたします。農家経済との連関において、農村からの移動人口といふものを見るためには、どうしても今までの資料の上から見て、月別調査をやるほかはないといふので、戦前あるいは戦中進行中昭和十一年から十五年まで、四年間隔でかつて約二十箇村、一万五百万ばかり、問取り式調査を私の方でやりました。その結果をもつて大休戦争進行中における、比較的労働市場が開放されてゐた時代における、農村の女子の離村の過程をながめて見ることになりたしと思つてゐます。

それで、最初に農村の女子の離村の形態はどんな形を持つてゐるか、移動はどんな形において行われるかといふ問題ですが第一表が、それを示しております。男子では職業的に、場所も職業も、完全に移動する形としての完全移動、あるいは、永久離村ともいいますか、そういうものによる移動と、そうでなければ一時的な不完全なる移動いわゆる季節的出稼、この二つの形を支配的な形としてつていますが、女子においては職業的な完全移動が、そうでなければ縁組による離村に集中されております。女子における季節的出稼という形は、特殊の地域を除くと、一般には微弱であると考えられます。しかも、女子の職業的な完全移動といふ形をとつてゐるものについて見ても、結局結婚までの労働力の移動の性格を示すものですから、そういう意味からすると、形式的には男子と同様に職業的な地域的な完全移動の形を示す女子の離村といふものも、結局は男子に比べて農家経済に非常に頼りの大なるものである。従つて実質的には一時的離村といふような形を示すものであると考えられます。従つてこういう労働力こそ、あとでだん／＼わがりますが、チープ・レーバーの一つの条件を具備した労働であると言へると思つたのですが、以下によりましてその関係が明確になつて来ると思つたのです。

第二は、どんな階層から女子の離村が行われるかといふ問題であります。農家階層を上中下の三つに分けてどんな階層から移動が著しく行われてゐるかといふことを見ますと、戦前が進行してゐる時代を背景として見る限り、移動はこの表に示

しきつうに全階層に提起されております。そして、しかも階層の地位、あるいは生活水準がより下る農家は著しく促進せられてゐるというところが第二表に示されます。しかも、この傾向はなかなか女子において著しく、女子においては下層ほど男子に比してより多く出ております。この問題はアメリカのルイラル・ソシオロジスト（農村社会学者）であるローラン・ヤンやジマーマンなどの研究によつて指摘されておりますところのアメリカの離村は、農家の両階層、社会の上層と下層の両極からより多く出る、言い換えれば上層農家と下層農家からより著しく出るといふふうな結論とは違つた傾向を示してゐます。また、四州の資料においてあげられてゐる移動と農家階層との関係を見ると、一定の傾向は認められないと言つておりますが、それに対して、違つた傾向を示すといふふうに見られるのであります。さういふ傾向から、わが國の農民の離村、なかなか女子の離村といふものは、農家の相対的、あるいは絶對的生活水準、あるいは消費水準の低下に基づく経済的現象であるといふふうに理解されるのではないかと思います。

これと、一面においてこゝにはあげませんが、したが、離村動機を調査をやつたのであります。その結果を見ても、経済的動因が大休戦争を由として、非経済的動因、すなわち、社会心理的動因だと思へば、農村生活が困難でいふやうな、あるいは農家の生活に心理的動因である、結婚、結婚を望むといふ原因は、さういふやうな傾向が

離村完全離村の形がとられて来るといふふうに見えられます。さういふことから下層農家において、離村が多くて上層農家においては比較的出稼といふ形がとられるといふことは、この関係が存在することが推定されると思つてゐます。ところが、出稼といふ形を非常に忌む農村女子においては、さういふ形を上層においてはとらない。むしろ、より貧窮な下層においては経済的にやむなくさういふ形をとつて来るといふふうに理解することができると思つてゐます。

が終るかといふ問題を見ますと、女子離村の始まりの時期は、表を出して見ると大休戦争が最大を示します。八、九才から少しづつ離村が始まつて、急に十二才で最盛期に達する。急に伸びて来た十二才から毎年少なくなつて来ます。そして二十五才で終るといふ形を示し、斜線に毎年少なくなつて二十五才で終ります。男子の方は十四才が最盛期で最も多く出ます。十才から始まつて十四才で最盛期に達し、終りの時期は大休三十才ですが、ただこの間において二十才から三十二、三才ごろに一つの段階がつかれます。これは兵役のためであります。これがなくなれば、女子と同じように斜めに三十で終る。さうして女子と男子の離村の年齢の形態を比較してみると、女子は結局早く出て早く終る、早期離村の傾向が見られる。これはさういふアメリカの離村の資料でやつたジマーマンもやはり同様に指摘してあります。同じ傾向がやはり日本でも指摘できるといふことが言えるのじやないかと思つてゐます。

次に、移動はいかなる年齢層において始まり、いかなる年齢層において最大を示し、いかなる年齢層において終期を迎えるか、大休戦争的な移動

これを追ひてみると、農村女子の離村は窮乏農家による過剰人口の排斥作用である、しかも農家経済の消費負担人口としての少女人口を削減しする、そしてその移動はさういふ身分的社会的に固定される結婚期によつて終つてゐるといふことですから、結局女子の離村は男子の離村に比べて、結婚期以前の労働力を賣るといふことにおいて非常に年齢的に制約されてゐる。また、さういふ若い労働力を労働市場の要求に答へ得る年齢層であるといふことが見られます。

その次に、しからば女子の農村はいかなる職業の方向に向つて行くかという四の問題に入つて行きます。男子の移動職業で、最大を示すのは工業と商業であります。これを中心として公務員、農業への移動がはつきりその次に見られるという形を示しているのに対して、女子は工業、すなわち女工か、しからずんば家事使用人——女中——の二大移動職業に集中されております。

先ほど、農業における人口収容力が非常に少ないというお話がありました。この表で見て農村から出て農業に就き得る者というのを見ると、先ほどのお話のように農業の人口収容力は非常に少ないことがわかります。

この移動職業を農家階層との連関においてみると、男子の工業への移動は階層が下るに従つて著しくなる傾向を示しております。商業への移動も大抵これに近いけれども、工業のごときはその段階がはつきりつかない。ところが公務員、農業への移動はこれとまったく逆な傾向を示しています。

女子農村の二大移動職業、すなわち女工と女中について調べてみると、女工への移動は男子と同様に農家の下層ほどより著しくなつて行くという傾向が見られます。ところが女中への移動は必ずしもそうではない、上層農家にも相当著しい傾向が示される。これは女中と女工という二つの職業における移動手段あるいは移動に伴う経済的負担あるいは生活環境、労働の質といったものに差違が存在しているということによつて理解されるのであります。こういう事実を一應是認して、少

し無理かもしれませんが強調いたしますならば、女中を多く出している村、即ち女中給源地というものは、女工を多く出している村、女工の給源地に比べて経済的に比較的恵まれていた村や農家であるというふうな傾向が見えるのではなからうか、これは單なるひとつの推定であります。

この移動職業に連関して移動の地域的な考察を若干加えてみると、——表がありませんが、——すでに御存じの移動に対するヤングの法則に示されている傾向がわが國においても見られます。ヤングの法則は御存じのように移動というものは都市の吸引力の大きさに比例し、距離の自乗に反比例するといふのですが、これをひとつの社会科学の傾向とすれば、すなわち移動は、都市の吸引力の大小に關係し、距離の大小に著しく左右される傾向を持つといふふうに理解されるのであります。こういう地域的なこまかい検討をやつてみると大抵この傾向はわが國においてもはつきり現れて参ります。そしてそのうちの近距離移動においては男子に比して女子は著しい高い比率を示します。すなわち、女子は近距離移動が支配的である、しかも農家階層にながめてみると、下層農家の平女工と近距離移動が優勢であるという傾向を示します。これを労働市場の大きさでわけてみると、女子の労働市場は大都市が、そうでなければ町——小都市への移動が非常に多い、この小都市への移動というものが男子に比して非常に著しい傾向を示しているということから考へると女子の最も好適な労働市場は地方的な中小工業市

場である。しかも中小工業の小規模な町の工場である。そういう工場を下の階層の貧乏の子女、しかも年齢的に若い少女労働力の最も好適した市場であるといふふうな傾向が見られるようであり、これは男子に比して特にそういう点が特徴的に現れて来るのではないかと思ひます。

そこで、こういうふうな移動傾向、あるいは移動の性格の中において、すでに戦前進行中女子の農村の中から農村現象が現れていたのであります。すなわち、戦前進行中における農村現象、それは第四十八頁の五でありまして、女子農村はどんな比率でどんな動機で行われるか、それを見て来ますと、戦前進行中の時代を背景にして職業農村人口に対する農村人口の割合を、一職農村比率というように出してみた場合、女子農村は男子農村に比して著しいということになります。すなわち女子は男子よりもより多く何に呼び込まれる傾向を持つ、すなわち農家階層との繋りが一層強い。これを農家階層、階層上の關係において見ると、農村率は農村率と反対で上層農家ほど著しいという傾向が見られます。すなわち呼び込まれる率は男女とも上層農家ほど多いのであります。ことにこの傾向は女子において顕著に現れております。すなわち、労働市場に押し出すところの労働力は下層において強く、一旦押し出して農家に開放すれば上層農家において多いという傾向が見られるのであります。これによつてみて、農村率と農村率というものはいかに農家階層の繋りが密接であるかといふことがわかります。

とがまた、チープ・レーバーである、ひとつの條件である農家に片足おいた出稼と労働力の形を示すものであることがはつきりするように考えられます。

さらに、それを農村の動機について分析してみますと、農村の動機の中において、老農人口、すなわち、病氣失業人口というものの送還が相当の地位を占めるということとは当然ですが、この中において、特にこの時代を背景として起つた女子農村においては、農家の労働力不足による農村の率が相当高まつておることとあります。ことにこの傾向は女子において著しい。これは先ほど申しましたような農家の経済の、生産の構造の状況から過剰な労働力をよりたくさん所有しなければならなかつた農家にとつて、この戦争による農家の地位、男子労働の強制徴発というものは、今までの形の生産構造に対して非常な危機を訴えたといふことは周知の事実であつて、その上に食糧生産の確保という絶対命令があつた時代ですから、男子労働力の不足が女子農村の送還、すなわち農村という形において補われたということがこれを物語つております。

こういう点から考へても、やはり女子の労働力というものは必要によつて呼び返されるという農家と非常な繋りの大きなものであり同時にそういうことを可能にしたのは上層農家であつて、下層農家はそういう必要さえ感じなかつた階層であつたといふふうに見られるようであります。

こういう戦争進行中の状況を前提として、さうい

うふうに出ていた人口が、すでに先ほど岡崎先生からお話になりましたように、戦後においていゆる人口の逆流、農村への流入、關係が現われて来た。その中において現在の農村の過剰と言われている人口の状況あるいは労働力潜在失業化の突進はどういう姿を示しているかといふことが第二の課題になるわけですが、この問題は私として現在勉強を続けているのであります。昭和二十二年から、また、実態調査を始めておりまして、二十二年、二十三年、二十四年と少しずつ進めております。現在三千戸ばかりの開取り記入調査を整理しておるのですが、ここに出した資料はその中の一部の材料であります。

ここで問題になりますのは、潜在失業といふものをどういふふうにか考へるか、しかもこの中において女子の潜在失業をどう認識するか、つかまえるかといふ問題は相当重要な問題を含んでおります。すなわち、男子と性格の違つた女子労働力は、どういふ形において潜在失業としてつかまへ、農閑期においては家事労働に置かれ、農閑期においては家事労働から農業労働力に引張り出されるというふうな性格を持つてゐる女子、それからさらに非農業労働力と農業労働力としての女子といふものはその性格について相当複雑なものをもつております。

非常にむづかしい問題がありますが、開取り記入調査をやるためにここに生活水準の問題を一應考へないで、ヤング・エー・エン・ブローメントとブル・ヤング・エー・エン・ブローメントといふ形の、労働力数

基準にして、この調査の前月一ヶ月における労働日数の、全然働いてないもの、あるいは七日以内というものを失業状態といふことにします。それから七月から十二月までを半失業状態としまして、十二月から二十月を中位労働力、二十月以上働くものを完全労働力といふふうに分けます。

それで七日以内と十二月以内が働いていない者を、かりに失業、半失業という名前にして、それらの二つを潜在失業の形というふうに出した表が、この第一表であります。これは専業農家のみについて見たのですが、これによつて見ると、大抵四つばかりのことが指摘できるようです。それを申し上げて、御批判あるいは御指導をお願い申し上げます。第一の傾向は、農家階層と潜在失業の経過を見ますと、下層農家は潜在失業化は著しいといふことと、下層農家は先ほど示したように戦争進行中においては次第により多く労働者を農村に送つておつたのです。従つてその工業がつかれて来ると、普通の場合、農村は少いとしても農村労働力によつて下層の農家労働力は過剰になつて来るといふことは一應想像できるものであります。

第二の問題は、逆流流入人口を三つに分けて考へてみると、戦争関係の人口、すなわち徴兵、除者と疎開引揚者、それから従来の在村者、戦前から村に住んでいた者で疎開引揚もせず、また戦争にも關係しない人口、——この三つに分けて考へて、この三つの中に属する潜在失業のありかを示してみますと、従来の在村者における

潜在失業が最大を示している、戦争関係の人口、

すなわち戦時後除却者はその中で、疎開引揚人口は一番多い。もつともこれは農業農家のみについて調べたのですから、疎開引揚げによる独立農家をつくつておるものは入りますが、農業農家をやつておるものは別になります。これで見ますと潜在失業のありかは今までの在村者が非常に多い、ことに女子における潜在失業は従来の在村者に盡きおるということになります。これが第二点、

この潜在失業の形態をながめてみると、大体は出稼労働という形よりも女子においては農耕を若干手傳つておる農耕助手という形態における潜在失業が支配的な形を示す。

第三は、下層農家ほど潜在失業が著しいということ、結局下層農家の従来の在村者における農耕手傳いの形になつておる半失業の形態が最も促進されておる、これが中心的内容をなしているということになります。

第四は潜在失業を年齢的にながめてみたのがこの第二表であります。どんな年齢に潜在失業が多いか、その傾向を見ますと、男子においては十五才から二十才の青年層が最大を示しております。すなわち農村における青年期の十五才から二十才における在村の今までの若い青年層に潜在失業が多い、こういう現象を示します。注目すべきは四十から六十の高年齢層において潜在失業増加の傾向を示していることです。潜在失業は若い層とそれから四十から六十の高年齢層に増加を示している、真中の層が比較的小さいということ、

あります。これはちょうど真中の層が戦争で動かされた人口であると大体考えられますから、この真中の層が帰還して来て、その人口過剰の圧力が下の方と同時に上の方にもかかりつづつあるというふうに見られるのではないのでしょうか。女子においては、二十五才以下の青年女子の潜在失業者が支配的であつて、高年齢層になるとそれは少いのであります。これは女子における家事労働が高年齢層に移行しているというふうに見られます。家事労働に追いやるという形に見られます。ここに小さい表に書いてみたのですが、経営規模と年齢層に分けて散布させてみますと、横の線が年齢で縦の線が経営規模ですが、この辺の年齢層が十五才、二十才、二十五才、それから年寄りの五十、六十の辺とこの辺が（図を示す）少しあいて来ます。経営規模の大きくなるに従つて若い層の潜在失業が少くなつていきます。しかしこつちが少くなるよりも上の方が多くなつております。これは赤く女子を入れてみました、これはだん／＼若い層より少くなつて行きます。おそらく女子の高年齢層がいわゆる今までの農業をやつていた者が、農業労働から家事労働へ追い返されているという形に考えられるのであります。こういうことから見ますと、女子における農業労働が家事労働に追い返されるという事は、われわれが主張しておる女子の農業労働からの解放という一つの方向をたどつておると考えられるのですが、しかしこれは先ほどから出ましたように、結局経済的な原因が原因においてそういう過程をたどつたのではない

く、過剰人口の流入圧力によつて、そういう地盤をたどらざるを得ないという一つの傾向を示しておるのであります。けれども女子にとつては今までの仕事は楽になつておるという事は一應言えるのではないかと思います。

第五番目に潜在失業者の統計を調べてみると、二三男における潜在失業が支配的である。これは当然二、三男が動いた人口であり、また在村人口の中における二、三男という問題が支配的であると同時に、前の代すなわち世帯主から見ると、前の代の二、三男であつたところの若い、おぼの潜在失業が相当多くなつておる。ここで注目すべきは現在の世帯主の地位にある潜在失業が相当見られるということになります。すなわち、世帯主というのはいままでもなくその農業労働力の中心であり、しかも農業経済の主体でありますから、当然潜在失業の過程をたどるべきものではないのであります。ところが過剰人口、いわゆる二、三男が非常に多く増つて来たという事実から見ると、世帯主がみずから労働力の地位を捨てて潜在失業化の形を持つ。しかも世帯の経済を切盛りする。労働を縮小して潜在失業化の形をとりながら、家の経済的実態は依然として過剰であるというふうな新しい形の世帯主が出現しつづつある傾向を示しているように思われます。先ほど見た年齢層の四十ないし六十における潜在失業増加を示しているのは、この層の潜在失業世帯主の潜在失業が現われていることを意味している上思ひます。

大体五つの点を申し上げて御指導を受けたいと思つておられます。もつともこれは今までの六箇村ばかりの聞きと取り調査の資料を比較しましたが大体ほかの村においても今五つ申し上げたような傾向は見られるのであります。ただ、それが農村の社会的経済的條件が変化することによつて、どういふような差異を現わすか、その傾向がかわつて来るか。たとえば山添畑村においてはこういう傾向であるけれども、山村においては——もつとも純山村においてはかわつて来ますがこれはどうかわつて来るか。そのかわり方を理解するといふことを研究してみると、おもしろい問題が出て来るのじやないかと考へるのです。ごく一部の資料でどういふことを言うのは、若干早すぎるのですが、一應こういう観念を持つてこの表を見ておるといふ状態でありまして、先ほど申したように潜在失業の問題は相当大きな問題があります。

たいへんラフな傾向の指摘にすぎないのですが、一應そういう形をとつておることを御報告申し上げておきます。それで、戦争中における農村の形態と、戦後における潜在失業の把握について以上で終ります。

質疑 応答

○大内委員長 農村と潜在失業について野尻先生から非常に興味深い話を伺いました。まず、戦争中の農村の問題、それから戦後に遊に人々が入つて来る場合、またそういう帰つて来た人口がどういふ形で存在するかという問題の御指摘があ

り、ことにそれが男子と女子においてどう違ふか、また、農家の階層別においてどう違ふかという問題が説明されたわけでありまして、今までの十分にわれ／＼が認識していなかつた問題を明らかにしていただいたので、非常に参考になつたと思ひます。何か御質問がありましたらどうぞ。——では私が皮切りをいたしますが、年齢別に見た農村ですね。それが男子は十四才で最大になる。女子は十二才というお話でしたが、十二才という大体小学校を終つたところですね。男子の場合は大体高等小学校卒業という意味でしょうね。

○野尻委員 ところが今度は新制中学で義務教育が高まつて参りますと、この形がかわされるのではないかとおもうに思ふのですが、はなして最近千葉縣などの農村の場合では新制中学校の義務教育を終らないでほとんど出ておる。義務教育が危機に陥つておるという話を聞いております。経済的にそういうふうな女子は早く出なければならぬということになつて、しかも十五まで出られない、新制中学卒業まで出られないというふうに強制されているという問題が出ております。

○大内委員長 それからもう一つ、うかがいます。女子の場合季節の出稼の形が非常に少ないというのはどういう理由からですか。

○野尻委員 これは季節の出稼で、特別地域のたとえば新潟縣の遊消し賣りですね。ああいう形は女ではよくございまして、それから山梨縣のさる行商、ああいう地域はやはり女でも出て来るといふ形をとりますが、一般の女子はあつた出稼の

形態をとらない。もつとも新潟縣の女が季節的に湘南地方の温泉地方に出入り出て来ておられますね。ああいうのがございまして、ああいう形を一般の女はとりたくない。むしろ都会に出て女工になり、女中になるという一つの好みという問題があると同時に、経済的地位の低い者は好むと好まざるにかかわらず出ざるを得ないというので、下層ほど完全農村の形態は多くなつておる。しかし男の方はむしろ足をその地に置いておられ帰つて来る。だから農業期には労働力を必要とするけれども、農閑期には出て行く。農業期には帰つて来るというの、上の方に多いという意味に理解してよいと思ふのです。

○大内委員長 そうするとこれはどう考へていいわけでしょうか。一つはつまり農家の農業経営からの理由であつて、男子は農業期にはどうしても必要だから農閑期に出稼が多いということ、もう一つはエンプロイメントの方から言つて、女子の場合は出稼というふうな形のエンプロイメントが少く、完全農村のエンプロイメントが多い。そういうことが言えるわけですか。

○野尻委員 そのように考へてよいと思ひます。その女子の完全なる移動ということ、それ自体が深い意味の出稼というふうな意味で、そういう意味の出稼農村が多いということですね。

○岡崎委員 出稼は特殊技能を要するのですか。そうじやないのですか。

○野尻委員 そうですね。道普請なんやものがありますね。土工みたいなああいうものにも最近女

I 農村女子離村の形態（男子との比較による）

(1) 女子離村はどんな形態で行われるか

		男					子				
		永 久 離 村				一 時 離 村					合 計
		職業離村	縁組離村	従属離村	計	季節的稼働	通勤	遊学	兵役	計	
新潟県計	実数	1283	75	8	1366	240	155	574	989	2335	
	割合	55.1	3.2	0.3	58.8	10.3	6.6	24.5	41.4	100.0	
新潟県下	実数	1155	82	28	1265	301	342	647	1290	2555	
	割合	45.2	3.2	1.1	49.5	11.7	13.4	25.4	50.5	100.0	
		女					子				
		永 久 離 村				一 時 離 村					合 計
		職業離村	縁組離村	従属離村	計	季節的稼働	通勤	遊学	兵役	計	
新潟県計	実数	892	743	31	1666	10	40	20	70	1736	
	割合	51.4	42.8	1.8	96.0	0.6	2.3	1.1	4.0	100.0	
新潟県下	実数	528	828	91	1447	53	24	17	94	1541	
	割合	34.2	53.7	5.9	93.8	3.4	1.6	1.1	6.1	100.0	

備考 新潟県下調査村計6個村（昭和14年調査）と新潟県、新潟県下調査村計6個村（昭和15年調査）計6,909戸の移動者に就て

(2) どんな階層から離村が提起せられるか

		現住人口 A	職業離村者 b	職業離村率 $\frac{b}{A+b}$
男	上	10,029	972	8.4
	中	12,618	1,379	9.9
	下	7,478	1,154	12.6
	農	22,137	2,580	10.4
	非	4,919	423	7.9
	計	31,226	3,605	10.1
女	上	11,203	356	3.1
	中	12,846	960	7.0
	下	8,246	936	10.2
	農	23,047	1,611	6.8
	非	4,907	329	6.3
	計	32,265	2,262	6.8

備考 新潟県下20個村10,581戸移動調査の結果
調査期間昭和21年～25年

農家階層別女子の出稼率 （山梨県下農村工業維持村）

		現住人口 A	出稼人口 B	出稼率 $\frac{B}{A}$
男	上	323	102	31.6
	中	680	140	20.6
	下	348	65	18.7
	農	614	158	25.7
	副	563	130	23.1
	非	174	19	10.9
	計	1,361	307	22.7
女	上	307	4	1.3
	中	630	19	3.0
	下	352	16	4.6
	農	591	13	2.2
	副	605	24	4.5
	非	163	2	1.2
	計	1,263	48	3.8

備考 昭和13年4月調査

子が出ておられますが、これは季節の出稼で、やがていよいよ出ておられますけれども、普通のものはいゆるお返しとが、あまいう形から見ますと相当技術がいりますので、男子に比べてやはり技術がいります。一定の技術がなければまた出られない。

○大内委員長 ほかにも御質問ございませんか。

○野尻委員 この間人口問題の報告会で話を聞いたのですが、最近の離村の形で上層農家に於ける移動が多くなつておるといふような報告があつたのです。私、また最近離村の形を調査してあるのでもございますけれども、やはり戦争中のように離村は上層農家に少ないといふのはつきりした形をとらないようですね。

○館 そうですね。そういう形が崩れておるだけでも非常に私は、おもしろいと思ひますね。いろいろな段階があると思ひますけれども、人口問題研究所で調べているところによるとどうも今度の上の階層から出始めたといふことは事実のようでございますね。

○野尻委員 それは戦後の離村は離村者に質的吟味が強く働いているといふことと致しやうね。

○館 そうですね。現在農村人口問題の一番大きな問題は、ほとんど人が流れ込んで来たといふことよりも、むしろ出られなくなつたといふことだと思ひます。その出られなくなつたのがどの階層から「ふた」があいて行くかという点で、非常にこれはおもしろい問題だと思ひます。

○農村における生産年齢人口の増加

○野尻委員 先ほど指摘しました年令の若い生産人口が毎年増殖する層でございませうね。あの層をどうするかという問題ですね。

○館 これが一つの急所だと思ひます。

○野尻委員 それを金銭を、押し上げて来ますから……。

○館 たとえ産児制限をやつてもこの当分の間は今後十数年くらいの間は影響が少くない。生産年齢へ飛び込んで来る量が非常に多いので、私はこれに一つの農村過剰人口の爆発的な大きな問題があると思ひますね。これは産児制限がどうなるにもならないのですから、今後十五年くらいというものは、農村人口はその点で危機に陥るところでしよう。そして今後二十年くらいの間は、人口問題研究所の調べによると全国で一年間に生産年齢人口だけで平均して百万人ふえると思ひます。その中の大体五十万ないし六十万は農村でふえるといふことは、農村にとつて決定的な問題だと思ひます。

○九岡委員 先ほどのお話で身賣りの問題などはございませうね。

○野尻委員 岩手県で身賣りが大分見られました。ちやうど私が調査をやつてまわつておりました、娘を工場へ賣る、それから業者を賣るといふようなところに行き当りました。それこそその家へ

行きますと一人の子供を工場に賣つておられるのが非常に自慢しておられるのです。おれの娘は非常に奉行で、工場へ行つてこれだけの前借金をもらつた、それから毎月これだけのものを送つて来る、これだけ奉行してくれまうと慢面を見せてくれます。それから隣りで聞いてみまうたらその家の主人は大酒飲みで、おやじは非常に借金してある。そして娘を賣つたといふことがわかつた。そういう形の賣り方が多いですね。岩手県で昔ながらに賣つたといふのは非常に村では自慢でございませうね。きりやうよしの娘を賣つておるといふので付でも自慢になつておられるのです。

○館 それはやはり現金化することが有用だといふ意味なんではないか。

○野尻委員 まあ親孝行ですね。（笑）孝行娘を持つて、きりやうがよくて業者を賣つて家のため金を送つてくれたといふことなんではないか。

○編纂委員 よくわからないうちで、そういうデリケートなことは……。（笑）

○館 人口移動と婦人労働との関係について、今一つの問題は、出稼の排出作用が提議期を立合つようなケースだと思ひます。例をば、東北地方の北海道方面への漁業の集団出稼ですね。これは提議期と立て合つておられるのが少くないようです。

○野尻委員 あれは何年開行つて来るのですか。

○館 大体五月に出行くようですが、ちやうど提議期と立て合つて、そういうところになる。婦人の労働の負担といふものは、同じであつて、

女子帰村動機(割合)

		A				B				C			合 計
		労 力 足	相 親	兵 又 親	役 は 入	小 計	病 氣	失 業	老 年	小 計	職 業 退 職	家 庭 事 務	小 計
男	上 中 下	25.0 18.5 18.9	12.5 13.6 20.2	8.3 3.7 8.1	45.8 35.8 47.2	22.2 30.9 18.9	11.1 12.3 11.2	1.4 - 1.4	34.7 43.2 36.5	16.7 16.5 14.9	2.8 2.5 1.4	18.5 21.0 18.2	100.0 100.0 100.0
	計	20.7	15.4	6.8	42.7	24.2	13.2	0.8	38.3	16.8	2.2	18.0	100.0
	上 中 下	55.5 55.2 31.2	- 1.5 -	15.2 10.4 29.7	71.7 67.1 60.8	10.9 11.9 20.3	6.5 5.0 7.8	- 1.5 1.6	17.4 18.4 20.7	10.9 10.5 4.7	- 3.0 4.7	10.9 13.5 9.4	100.0 100.0 100.0
	計	48.9	0.8	18.6	66.1	14.7	6.8	1.1	22.6	8.4	2.8	11.2	100.0

備考 埼玉、新潟、福島、岩手県下 12 個調査村の過去 10 カ年の帰村者に就ての集計、理由不明者男 14 名女 6 名を除外す。

II 戦後農村の潜在失業化の性格

(1) 潜在失業化はどんな農家階層にどのような形で行われているか

階層別失業半失業状態 男子

		階層(後)解除者				疎開、引揚者				従業在村者				合 計
		失 業	半失業		小 計	失 業	半失業		小 計	失 業	半失業		小 計	
			農耕 手助	日稼 労働			農耕 手助	日稼 労働			農耕 手助	日稼 労働		
山 添 田 畑 村	2町以上	-	1	-	1	-	-	-	-	1	1	-	2	3
	1.5~2.0	2	-	-	2	1	-	-	1	1	7	-	8	11
	1.2~1.5	1	4	-	5	1	-	-	1	-	4	-	4	10
	1.0~1.2	3	9	-	12	1	1	-	2	1	5	-	6	20
	0.8~1.0	1	6	-	7	1	1	-	2	2	9	-	11	20
	0.5~0.8	2	4	3	9	3	-	-	3	1	11	2	14	26
	5反以下	1	3	1	5	3	5	-	8	5	10	2	17	30
計	10	27	4	41	10	7	-	17	11	47	4	62	120	
比 率	-	-	-	% 34.1	-	-	-	% 14.2	-	-	-	% 51.7	100%	

女子

		應召(徴)解除者				疎開、引揚者				従来在村者				合 計
		失 業	半失業		小 計	失 業	半失業		小 計	失 業	半失業		小 計	
			農耕 手助	日稼 労働			農耕 手助	日稼 労働			農耕 手助	日稼 労働		
山 添 田 畑 村	2町以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	2
	1.5~2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	3
	1.2~1.5	-	-	-	-	-	1	-	1	-	3	-	3	4
	1.0~1.2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	5	-	5	6
	0.8~1.0	-	1	-	1	-	-	-	-	-	6	1	7	8
	0.5~0.8	-	-	-	-	-	1	-	1	-	8	-	8	9
	5反以下	-	-	-	-	-	-	-	1	-	15	-	15	13
	計	-	1	-	1	-	3	-	3	-	40	1	41	45
比 率	-	-	-	2.2%	-	-	-	6.7%	-	-	-	-	91.1%	100.0%

昭和 23 年 10 月調査。調査戸数 460 戸(専業農家のみ)群馬県群馬郡久留高村

(8) どんな年齢層において離村はあつたか

農家階層別女子離村年齢(神奈川県下調査)

	男						女					
	14以下	15-19	20-24	25-29	30以上	合 計	14以下	15-19	20-24	25-29	30以上	合 計
高村	10 8.5%	56 47.5%	32 27.1%	14 11.8%	6 5.1%	118 100.0%	5 3.5%	52 36.1%	71 49.3%	13 9.0%	3 2.1%	144 100.0%
中村	56 20.1%	128 46.0%	67 24.1%	21 7.6%	6 2.2%	278 100.0%	85 35.0%	107 45.0%	42 17.7%	1 0.4%	3 1.2%	238 100.0%
金村	42 31.1%	46 24.1%	28 20.7%	11 8.2%	8 5.9%	135 100.0%	61 42.6%	54 28.4%	38 20.0%	12 6.3%	5 2.7%	190 100.0%

(4) どんな職業に離村が行われるか

女子離村者の職業

			農 業	水 産 業	飲 業	商 業	工 業	交 通 業	公 自 山 務 業	家 使 用 事 人	其 有 業 他 者	合 計
			上 中 下	計	上 中 下	計	上 中 下	計	上 中 下	計	上 中 下	計
実 数	男	上 中 下	57 75 94	7 5 8	16 26 28	206 336 268	353 596 535	88 114 69	209 147 79	1 0 4	10 20 22	941 1,320 1,107
		計	228	15	70	810	1,484	271	446	5	52	3,368
		上 中 下	3 7 27	0 0 0	0 1 2	24 80 79	117 457 435	0 6 4	66 65 40	119 298 321	5 6 4	334 920 912
		計	37	0	3	183	1,008	10	171	738	15	2,166
割 合	男	上 中 下	6.1 5.7 8.5	0.1 0.4 0.7	1.7 2.0 2.5	21.9 22.5 24.2	37.4 45.2 48.4	9.4 8.6 6.2	22.2 11.1 7.1	0.1 - 0.4	1.1 1.5 2.0	100.0 100.0 100.0
		計	6.7	0.4	2.8	24.1	44.1	8.1	12.9	0.2	1.5	100.0
		上 中 下	0.9 0.8 3.0	- - -	- 0.1 0.2	7.2 8.7 8.7	35.0 49.7 47.7	- 0.6 0.4	19.8 7.1 4.4	35.6 32.4 35.2	1.5 0.6 0.4	100.0 100.0 100.0
		計	1.7	-	0.1	8.4	48.8	0.5	7.9	34.1	0.7	100.0

備考 神奈川、山梨、青森、埼玉、新潟、福島、岩手の 7 県下選定 20 調査村 10,581 戸の各戸訪問調査より過去 10 カ年の離村者 5,534 人に就ての職業を各村別に調査せしものの集計。調査時昭和 24 年 4 月より同 15 年 4 月迄。

(5) 女子離村はどんな比率でどんな動機で行われているか

女子離村者の比率

	男			女		
	職業 離 村 人 口 b	離 村 人 口 c	離 村 率 c/b+c	職業 離 村 人 口 b	離 村 人 口 c	離 村 率 c/b+c
上 中 下	768 844 826	78 85 81	9.2 9.1 8.9	272 488 660	49 67 67	15.3 12.1 9.2
農 業 離 村 率	19.35 18.6 31.7	17.1 35 38	8.1 15.8 10.7	1132 118 170	140 22 21	11.0 15.7 11.0
計	2438	244	9.1	1430	183	11.4

備考 埼玉、新潟、福島、岩手県下選定 12 調査村 6,909 戸々別調査に依る過去 10 カ年の離村率の比率の平均を示す。

(2) どんな年齢層に潜在失業が見られるか
 年齢別農家階層別失業人口 男子

調査村		5 反以下		0.5~0.8町		0.8~1.0町		1.0~1.2町		1.2~1.5町		1.5~2.0町		2 町以上		計		合 計
		失 業	半失 業	失 業	半失 業	失 業	半失 業	失 業	半失 業	失 業	半失 業	失 業	半失 業	失 業	半失 業	失 業	半失 業	
山 添 畑 村	15~20才	5	7	3	5	3	4	-	5	-	4	2	-	1	-	14	25	39
	21~25才	3	2	1	4	-	1	-	6	2	2	1	2	-	-	7	17	24
	26~30才	-	1	-	2	-	1	4	3	-	1	1	1	-	-	5	9	14
	31~40才	-	4	1	3	1	3	-	-	-	-	1	-	1	-	2	12	14
	41~60才	1	7	1	6	-	7	1	1	-	1	-	3	-	1	3	20	29
計		9	21	6	20	4	16	5	16	2	8	4	7	1	2	31	80	120
合 計		30	26	20	20	10	11	3	120									

女子

調査村		5 反以下		0.5~0.8町		0.8~1.0町		1.0~1.2町		1.2~1.5町		1.5~2.0町		2 町以上		計		合 計
		失 業	半失 業	失 業	半失 業	失 業	半失 業	失 業	半失 業	失 業	半失 業	失 業	半失 業	失 業	半失 業	失 業	半失 業	
山 添 畑 村	15~20才	-	6	-	-	5	-	2	-	2	-	-	-	-	-	18	15	15
	21~25才	-	5	-	2	3	-	3	-	1	-	1	-	1	-	10	16	16
	26~30才	-	2	-	4	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	10	10	10
	31~40才	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	3	3
	41~60才	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
計		-	18	-	8	8	-	8	-	4	-	5	-	2	-	46	45	45
合 計		39	9	8	6	4	3	2	45									

年齢別生産年齢人口に対する失業人口の割合 (男子)

調査村		15~20才	21~25才	26~30才	31~40才	41~60才	計
		(A) 生産年齢人口	(B) 失業人口	(C) 失業率	(D) 失業率	(E) 失業率	(F) 失業率
山 添 畑 村	(A)	129	112	57	148	256	702
	(B)	39	24	14	13	30	120
	(C)	30%	21%	25%	9%	11%	17%

(8) 潜在失業は身分的にどのような傾向に多く起つているか
 失業、半失業者の傾向

調査村	性別	世帯主		長 子		二、三男女		おじ、おば		同居人		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
山 添 畑 村	2.0~3.0町	1	-	-	-	1	1	1	-	-	-	3	2
	1.5~2.0	5	-	-	-	5	2	3	1	1	-	12	3
	1.2~1.5	1	-	1	1	7	3	1	-	-	-	10	4
	1.0~1.2	2	-	3	1	12	4	3	1	-	-	20	8
	0.8~1.0	9	-	2	4	5	3	2	2	1	-	19	9
	0.5~0.8	8	-	3	1	7	4	7	5	1	-	28	10
5 反以下		1	-	2	4	14	7	2	2	1	1	20	14
計		35	-	11	12	61	24	18	11	4	1	120	48
合 計		35	23	75	30	5	168						
比 率		21%	13%	45%	18%	3%	100%						

五、農村婦人の家事労働

○岡崎議長 それではしばらく私が……。今度は家事労働の問題について丸岡さんに御報告をお願いいたします。

○丸岡委員 家事労働につきましては、先ほど大内先生の御報告の中でもお取上げいただいて、ほぼ結論も出ているようですが、一應私に聞えられた課題について御報告申し上げます。家事労働は申し上げるまでもなくその範囲が非常に廣汎です。それから仕事の内容もたいへん複雑であり、その上に絶え間のない仕事であり、そしてまた時間的にも限りのない仕事の連続でございます。ことに日本の戦後の家事労働は、申し上げるまでもなく洗滌に石鹼はないし、お湯を沸かすことも簡単にできないし、配給の行列は続きますし、また配給物の不統一のためにいつでも食事は代用食

をつくらなければならないというふうな状態であり、また衣生活におきましては木綿物がな

○野尻委員 漁村の問題でもそういうことがありまね。おやじは漁業に出かけて婦人が農業をやつておる。

○議長 大内日本の漁村は半農、半漁ですから、男子労働力の出る波があると、これは女子労働はたまたまないですね。

○大内委員 もう御質問はよろしいですか。――それではここでちょうど今日の予定の半分済んだことになりまして、岡崎先生と座長を交替いたします。

○廣範な家事労働

家事労働を一應分類してみますと、常時的作業としての家事労働、これは一日もずらしたり、遅らしたりすることのできないものでございます。たとえば炊事、育児、掃除、洗濯、水汲み、繕いもの、風呂焚き、道具修繕、買物などでありまして、ことに農家の場合にはこれに加うるに毎朝の神佛の供物をするというのも、常時的家事作業の一つとさせていただきます。以上

は毎日の家族全員の生活の維持、いわば労働力の再生産のためにどうしても欠くことのできない範囲のものであります。

第二には季節的作業として、季節によつて行わなければならないものであります。たとえば裁縫とか編み物とか虫干しとか障子の張りかえとか衣がえ、家庭行事等でありまして、ことに農家ではこれに味噌漬であるとか秋の漬物などを加えることができます。

第三には臨時的作業として病人の看護、来客、冠婚葬祭等をあげることが出来ます。このような作業の連続があつて始めて家族全体の生活を維持

し、継続させて参るのでありますが、これは都市と農村を問わず、ほとんど私たち女性の、ことに主婦の平に於て担当されております。

これを今、農村の場合、実際どのように生活が行われているか、この家事労働が行われているか、ということをお聞き上げよう。

長野県の上水内郡南小川村の主婦の生活記録であります。これによりまして、春は大体午前四時に、冬は六時に起きて一日の家事労働が始まります。こまかいことになりませんが、まず着がえをいたし、かまどの火を焚きつけ、昨夜夕食後に用意しておきました御飯炊きから始まります。その火やあいをしながら掃除をしたり、洗面、井戸からの水汲み、副食物の用意ができ上つて始めて家人が起きて来て朝食になります。済ませるとすぐにあつちづけをして子供を学校に送り出したあと、自分は庭へ出る。お湯は味噌汁を温めたり、漬物を洗つたり、切つたり、漬けたり、いたしまして、養生をちよつとすると、すぐに洗濯にかかり、三時のお茶の準備をするに記されております。夕方一日のうち一番多く水汲みをいたします。そして夕食の準備、あつちづけ、あすの御飯の用意をいたしまして、一日の家事労働から解放されるのは午後十時過ぎであると記されております。ことに申し上げるまでもなく家事の常時作業であるところの炊事には一番時間がかかつておりまして、台所で過す時間は平生でも少くとも四時間、多くて六、七時間でありまして、その間洗う、切る、煮る、盛る、運ぶ、拭く、乾かす、整理するといつ

た作業がしやがんだり、立つたり、腰を曲げたり坐つたり、そういう連続で行われております。これは大同小異で、ほとんど以上のような作業が農村の主婦によつて毎日繰返されているわけであります。

◎婦人の社会的地位と家事労働

それでは婦人の社会的地位によつて家事労働がどのようにかわつて来るか、婦人の社会的地位による家事労働の差異とでも申しましようか、その点を申し上げてみますと、これらの廣範圍の家事労働の時間は、その家の経済的な條件とか、また担当者の能力とか、熟練、不熟練、それから家事作業上の設備いかんとか、家族人員の多寡、季節天候、材料等によつても違つて来ますが、最も私たちが注目しなければならぬ点は、家事労働の担当者が家事以外に職業を持つてゐる場合、これが決定的な問題だと思つてゐます。従つてサラリーマンの家庭の主婦、それから労働婦人、職業婦人、農家の主婦、それらの立場によつて家事労働の量も質も違つて参ります。その点を家事労働についてのこの表の——これは少し前後しておりますが、三のところの市の婦人と農村の婦人の労働比較についての調査というところをごらんいただきたいと思ひます。これは落ちておりますが、上の左が市の婦人です。それから右が農繁期の農村婦人、下が農閑期の農村婦人でございませう。

が、そういう問題を一應まとめてみますと、第一には家事労働の担当者でありながら農業労働者であるということ、従つて、農村の家事労働の問題はこの農業との関連において見なければならぬというところが第一の特徴であります。第二に農業労働があくまで主体的なものであつて、家事労働は附随的なものになつてゐるということ、これは先ほどの日本農業の特質の中にもお話がありましたように、家族労働経営であつて、家族の労働力に依存してゐる農業経営であるというところから出て来ております。だから農家の主婦の一日の生活はすべて農業労働時間を中心に割り出されておるということが言えるわけでありませう。ですから農業労働時間の長さが家事労働も自由時間も食事、身支度、睡眠時間に至るまですべてを左右いたしております。従つて三度の食事時間が休息の時間であるというようなことさへも出て来るわけでありませう。

その農業労働時間の長さですべてが左右されるという数字的な基礎を第二の表でござらんいたしたいと思ひます。第二の農村主婦の生活時間表というのでございませう。これは藤原先生のお出しになつた数字を拝借いたしました。これは最近出ました家庭科事典の家事労働の項の百八十六ページにあります。この農村主婦の生活時間表をござんぐださいませう。この問題がはつきりいたします。農耕時間に十一時間四十五分使つてゐるところの四十八才の主婦は、自由時間は三時間であり睡眠時間は五時間二十分ということになります。

す。これは農林省の農事試験所の鴻巣試験地の労働組合婦人部の方々が調査したものでして、町の婦人の対象は試験所育舎の二十五戸の平均であります。それから村の方は埼玉縣北埼玉郡笠原村のある一部落の十五戸の平均です。今この両者を比較してみますと、町の婦人の場合にはほとんど生活が睡眠と家事労働、それから休養で占められてゐるのに、農閑期の農村の婦人を取上げてみても、野良仕事に三時間七分という時間がとられております。昨夜のラジオ放送を聞いておりましたら、関東地方では大休農閑期の農村の農閑期の時間は十五、六時間であるが放送されてゐましたが、この放送はどの調査であるかということがはつきりしませんでしたが、農閑期で十三時間というのは非常に多いわけでありませう。この資料によりますと、大休農閑期で野良仕事に三時間七分となつております。ですから町の婦人でありませうと三時間七分という時間をその他の家事に当ててゐるわけであり、また、当てることのできるわけでありませう。たとえば、炊事の時間だけとつてみても、農村では人数も多いし炊事の設備も不便ですから、炊事時間は多くなるはずなのに、都市に比較して少いというのは、やはり、食事がそれだけ簡単だということを示してゐるわけでありませう。またその場合、農村に子供がいないはずがないのに、育児の時間がないのはどうしたことかと調査員が尋ねたら、赤ちゃんとお乳をやる時間は休養の時間の中に入れてあるのだと答へたといふことだ。

が、もしこれが農耕時間五時間十四分という五十四才の主婦の場合になると、自由時間も七時間半それから睡眠が七時間二十分というぐあいになつて来まして、これは大休農閑期の中農閑の主婦の生活記録であるということでありませう。これによつてみても、農業労働によつて家事労働が支配されてゐるという形がここに出ておるわけでありませう。

◎農繁期の家事労働

次に大きな項目として農繁期の家事労働について申し上げます。農閑期に比べてさへも以上のような状態でありましたのが、農繁期になりますと、人間の生活がもうほとんどいづれ／＼なところまで圧縮されてしまつて、きわめて原始的となると言えるのではないかと思います。それではその圧縮される家事の中で最低として何が残るかと思ひますと、どうしても炊事と育児であります。これが最低線を維持しながらも、のつびきならない家事労働として残されて来ます。そして風呂焚きだとか裁縫だとか、お掃除だとか、いろいろのがすつかり機械にされてしまふ。最低線で残されたところの育児だとか、食事だとか、炊事だとかいうような内容も、農村では釣合ひのとれない食生活という問題が批判の対象になつておりますが、この時期はまったく味噌汁と漬物、それからお鍋の中にどつさり野菜を煮つけて、それを何日も何日も農繁期中食へ続けるというふうな状態が出て来るわけでありませう。従つて農繁期を過すと婦人の

うことです。

さてこれが農繁期になつて来ますと、ここで野良仕事にほとんど十二時間とられてしまつております。そうして、わずかに一時間の休養と七時間の睡眠の残り、約四時間でもつて家事労働を済ませておるといふわけになります。ですからこの時期になるとさうでなくとも簡単な炊事時間が、すつと減つて参ります。そのほか全部家事労働が農業労働によつて圧縮されて参ります。中でもラジオを聞くとか、新聞を見るとか、雑誌を眺むとかいう文化的な時間は、農閑期にはほとんどなくなつておりました、わずか申しわけに、農閑期に十分という文化の数字が記されておりますが、しかもこの十分というのはよく内容を調べてみますと、ただ一人二十才の娘さんの調査表の中に一時間三十分という文化の時間があつたのを、十五人に平均した時間だということでありませうから、推して知ることが出来ます。また雑事という時間の内容を見ると、町の婦人の方ですと入浴とか、買物とか、外出時間等がこの雑事の時間の中に入つておりますのに、農村婦人の場合には入浴だけであるということが記されております。こういう相違が見られるわけでありませう。ここにさつき、大内先生も詳しくおつしやつて居られましたように、農家の家事労働の大きな特徴が出て来るわけでありませう。

◎農村の家事労働の特徴

そこで農村婦人の家事労働の特徴を申し上げます。

体重が常識的によく五百斤から一貫斤近く減る、減る嫁さんはいへんよい嫁さんであるというふうなことがよく言われておりますが、そういう現象が出て参ります。それからまた、育児の問題にしてもさつ／＼放たらしめてしまつて、私なども農村で育ちまして、農繁期のさびしかつたこと、家人がすつかり出掛つてしまつた庭の石に腰かけて夕方母たちの帰るのを待つていた、あの子供心を忘れることができません。またたんぼへ行つてみますと、母は乳呑児の泣き声を耳にしながら田植をしておる。とき／＼母の姿だけが浮き上つて手を差し伸べしてたんぼのあぜの子供に声をかける、こういう姿が日本の農村の田植期のひとつの姿であります。従つてこの時期にはもう常軌的に子供の死亡率もふえる。それから川へ落つこともとか、火傷をするとかいう問題もよくこの時期に起きて来ます。

そしてこの農繁期こそは、農村婦人の問題が集約的に、そしてまた、実践的課題として表現される期間であると思ひます。よく農村の生活改善の問題として、共同炊事をか託児所の問題がまず第一に取上げられますが、それは無理からぬことでありまして、以上申し上げましたようにさつ／＼圧縮されてしまつた家事の中で、最低線として残つて来る育児と炊事の二つの解決の道がないだろうかといふことになると、結局共同炊事の問題、託児所の問題が切実な要求

されて来るわけでありませう。だから、よく農村へ参りますと、もう何でもよいからほんとうに栄養のあるカン詰を安く農繁期に配給してもらえなれば、どんなによいだろうというような声をたび／＼聞くわけでありませう。それからまたこの期間だけでもせめて電熱器が使えなければならぬにやいだろうというような要求も聞くわけでありませう。

それから農繁期の第二の問題としては、家族内での農業労働と、家事労働の分担はどのようになされておるかということです。これは第一の表をごらん下さい。これは労働でなされた農家の家庭労働に関する調査研究の中に出てくるところの調査でして、三十七才の主婦Bとそれから五十二才の母Dとそれから四十才の主人A、この労働の比較であります。これは新潟県における除草期の場合の労働力の配分であります。これでもはつきりしておりますが、婦人は男子に比して決して主體的な労働力ではなくて、あくまで附随的な労働力ではあります。だからといって労働時間は決して短くはないわけであり、経営主Aに比較して妻Bの労働時間の割合は八四％です。そしてこれを家事労働を含めた総労働時間にしますと、一週間に大体十一時間程度妻Bは夫Aよりも多く働いており、夫Aはその時間の大部分を休息にあてておるといふ内容であります。このBの生活は、記録的には次のように記されております。

「毎日遅くとも四時半には起き、乳児の授乳を済ませ、朝食を終ると五時半には経営主Aとともに

手押除草機をかついで家を出る。午前の作業は昼飯に帰宅するまで、單調な手押し除草作業を休みなく続ける。中食後授乳を終ると再び作業に戻り日没までやはり働き続ける。睡眠時間は五時間から六時間がせいぜいで、長時間作業から来る疲労はその日では回復できず、疲労の蓄積は農繁期過ぎまで続き、田仕事が一段落すると急に過労がめだつてぐったり床に就くのである」と記されております。

それから、今度は女手の比較的多い場合をとつてみると、これは今、ここに間に合いませんので出さなかつたのですが、老母と主婦と嫁とありまして、老母五十一才、主婦Bが四十才、嫁Dが二十四才という家庭があります。これは十二人の大家族で、十五才以下六人の子供があつて、三町二反七畝という耕作をしております。この場合に、老母Dの農業労働時間は一日に八時間四十五分、その農業労働の内容は、運搬、脱穀、かたづけ、刈作、養蚕となつております。それから主婦Bの農業労働時間は十三時間二十五分でありまして、刈り、はぜかけ、運搬、脱穀調整、かたづけ、それから嫁の農業労働時間は十二時間八分、刈り、はぜかけ、運搬、脱穀調整、かたづけ、刈作、養蚕といふ内容であります。家事労働時間は老母が八時間五十分主婦が四時間二十五分嫁が五時間二十七分でありまして、その家事労働の内容は、老母の場合は炊事の材料揃へ、火もじ食事準備、かたづけ、子守、掃除、洗濯、雑用、風呂焚き、それから主婦の場合は食事の準備とが

たづけと掃除だけでありませう。嫁の場合はかたづけと授乳と洗濯、水汲みでありまして、嫁の場合には授乳が家事労働の中で一番大きなウェイトを占めております。このように、この大家族を占める女手が三人あるというような場合には、七十一才の母に家事労働の大部分がかつております。しかし、この老母が家事労働だけではなくして、農業労働を八、九時間行つておるといふ状態です。主婦はこの場合その老母の家事労働の補助をするにすぎず、ほとんど大部分が農業労働に費されております。それからまた嫁の家事労働に当る時間の大部分は育児でありまして、その育児を除いたあとは時間的にはやはり主婦とともに家事労働の補助にあてております。このように、主婦に比較してしゅうとめである七十一才の老母でありながら、家事労働を行いつつ農業労働も相当やつて来ております。従つてこの家庭ではまだ七十一才の老母に養育権が強く、主婦も嫁もまだお米の一年中の管理などもまかされておらずに記されております。こういう場合は農業労働と家事労働が比較的確に分担することができ

るわけでありませう。

大体農家の家事労働は、平生は主婦なり、あるいは娘なりが、刈仕事をしながら家事労働をし、女手が多い場合も皆手を出し合つて、あつちがらこつちがら手を出して家事労働が営まれておりますが、農繁期になると、今申しあげたような三人も揃つた女手があるというふうな状態になると農業労働と家事労働がはつきりわけられてお

ります。今のような例で、年老いたしゅうとめが家事労働をおもにして、若い嫁は農業労働に十分働くといつたぐあいに分担されます。そのほか近くの工場に通つて家計補助をしている娘があるといふと、やはり女性であるために農繁期には家事を手傳わされ、従つて家事労働にほかの人の手が省けるということになるし、また十二、三才の娘であつても娘があると農業労働の軽い作業を行いながら、子守だとか火もしたとか水汲みなどという家事労働を手傳つております。ですから、女手のない、まつたく何の手助けもない場合には、主婦は疲弊し盡した身体で、家に帰れば子供の世話から家事全部をしなければならぬので、どうしても家事は女手のある家よりはよい切り詰めてられてしまひます。その反対に女手が多いと主婦はされておりますところの家事の内容も、そういう家では主婦が方が遠い、また主婦がいないでも済むということになります。たとえば幾縫とか繕い物とか掃除とか、片隅に追いやられてしまふものでも、手がまわつて参りますし、それからそういう老人が家事をしているという場合にはその内容に布圍を干すという内容も家事労働の中に農繁期でさえも入つておるといふことが見られます。

◎戦後新設農家の家事労働

それから大きな特徴の六といひまして、戦後に新設された農家の家事労働と農業労働は、農業労働が非常に不熟練なために、それが家事労働

の面に影響している例として愛知県安城町の例を挙げることが出来ます。これは戦後の新設農家で、家族構成は主人A、妻Bの二人、主人Aは復員後昭和二十二年より農業に従事し、妻Bは半年前より農業に従事し、ともに農業の経験は非常に浅い。耕作面積は五反五畝を二人の作業によつて行つてゐる。農業の不熟練なこと、それから農具が不足なことが徹底的にこの家の農業を窮地に追いやつてゐる。従つて家事労働の面にも影響し、生活全体が非常に不規則となつてゐる。家事一切は妻Bの負担となつてゐることは当然であるが、農業労働の過労が家事労働に影響し、調査期間中の家における家事労働は、他の農家とは比較できないほどの不規則な状態になつてゐたと記されてあります。つまり農業労働の不熟練は家事労働とのバランスもこわし、これが労働力の再生産にも影響して一層農業労働の難澁さを助長してゐるということがうかがえるのであります。

◎農村の家事労働設備の不備

それから農家の家事労働の第七の特徴といひまして、家事労働設備の不備を挙げることが出来ます。今、家事労働として最も時間をかけてゐる台所だけを上げてみても、これは一口にいつて実にだだつ広い台所で、右往左往して炊事が行われる。これはよくあちらこちらの図解で示されていまして、どう行つて、どう行つてといふふうな、複雑な線で何里歩くというふうな図がありませうが、非常にあつち行きこつち行きする台所で

す。それから流しが低いとか調理台がないとかいふふうなことが家事労働の時間を多くとつております。また旦那様がおきわめて原始的で、いつも煙が充満している中で家事労働をするわけでありませう。それから井戸が遠いといふことは農家の家事労働を更に重いものにしてゐます。今長野県上水内郡南小川村の例をとりますと、大休台所から三十一メートル離れた井戸の場合その家の主婦は井戸端まで朝二回往復して六リットル、一リットルは五合五勺ですが、六リットルとる以上つるべを二回から三回は汲むと記されてあります。また夕方は一井中で一番多く水汲みをいたしまして、二つの手桶に水を一ぱいにするには六リットル以上のつるべを五回上げ下げをして、台所の水を二ぱいにするには井戸との間を三回往復するから、水汲みだけのために歩く距離が百八十メートルで水量は約九十リットル運ぶことになるかと記されてあります。これが風呂の場合になりますと水汲みは一層困難になります。一週間に一度といひましても、朝早くかあるいは夜更けのときに水を汲み込んでおく。井戸まで大体往復五回、つるべの上げ下げを二十五回いたしますから百五十リットル汲むわけでありませうが、この努力はたいへんであると記されてあります。先日も静岡縣のある村の方に会いましたときに、生活改善の問題が、出まして、生活改善のための貯金を村でしてゐるというのでした。もし貯金が多ければ井戸の改良、ここに台所の中にポンプをつけるのに使つた

めに村中で井戸直し貯金を始めているという話でありました。こういう話を聞くにつけても、この水と井戸と炊事との関係がどんなに農村婦人にとつては重荷であるかということがわかるわけでありました。次に土間ですが、働く土間と、住んで休養をとる土間が同時にあるわけでありまして、東北地方において氣候の関係で屋内作業が避けられないところだと、土間は作業場であり、牧獲物の置き場であり、家畜の飼育場であるというふうな状態である。それと炊事場と同居しているか、または隣り合つて全然仕切りがなく炊事が行われるのですから、よけい不潔になり、よけい労働がかかることになるわけでありました。それから飼育が多くなるということも問題であります。従つて家事労働がどうしても複雑化することは避けられないことです。それからまたそのほか住宅の中で押入れがないという農家の構造、これはどうしても乱雑となりますし、それからこれはちよつと横道に入りますが、独立した生活意識が出て来ないということになるわけでありました。それから子供の遊び場がないということもうち中を不規則に乱雑にいたします。それから衣生活の面でも木綿がない、ことに戦後の状態は、最初に申し上げましたように、ぼろが山を築き、ぼろとじがたまつていて、家事労働を非常に煩雑にするという期間が長い間ありました。従つて私たちが農村に入りましても、どこへ行つても、この数年間は何とかして木綿の配給が欲しいという声を聞きました。

ならないという結論になるということが大体私の考えでございます。以上御報告申し上げます。

質疑 應答

○岡崎議長 どうもありがとうございます。今丸岡さんから家事労働と農業労働との関係について詳しく御説明いただきました。私は農村の生活をよく知らないものですから非常にもしろくかつは驚いて聞いておつたような次第ですが、皆さんで御質問がありましたらどうぞ……。

○館 農繁期の保育所は戦後たいへん減つて来たようですが……。

○丸岡委員 減つているというよりもほとんどがないと言つていい状態でございますね。

○館 理由はどのようなわけでしょうか。

○山川局長 あれは盛んにあつた時代でも主農家は利用してはなかつた。兼業農家の比較的上層部が幼稚園程度の意味で……。それからたとい箇所にもありますが、部落がばらばらになつておりますからあまり利用できませんね。アメリカのようにバスが何かで運んで行けばいいのですが、どうも送り迎えに行かなければならぬ。この関係から言えばやはりあつたものを部落ごとにつくつて、何かそういう便利がないと……。

○館 特に農繁期保育所が部落ごとになくさんでくることはたいへんいいことだと思いますが……。

○山川局長 強制的になると、うちにいておぼあちゃんや留守番もするし子供の守りもできるというならよいが、うちでは子供に留守番を頼まなけ

し選挙をするならば、私たちは木綿を配給してくる人を選挙したいというふうな声も聞きましたし、それではあなた方が政府へひとつお願いに出たらどうですかと申しますと、もし自分たちが出てほんと聞いてくれるならば二日でも三日でもたんだを休んでもいいから木綿がほしいというほど切実な要求にと、でもおつかつて参りました。それがどのようにならば家事労働の上で圧力となつていたかというのを深く考えないではおられせん。また封建的な生活慣習のためにそれが家事労働の圧力になつていたという点も、たとえば、ふたふたあまり使われない座敷がわざわざ設けられているということも、せわしい主婦をますますせわしくしてしまいます。時間をかけられないから、従つて廣い座敷はどうしても不潔になるという結果になる。またこれは一つの例であります。男は家事に手を出すものではないという習慣がずつと続いております。従つてほんとうにたてのものも横にしない男のせわを女がしなければならぬ、それから風呂は女が一番最後、ことに主婦が一番最後に入るものだという生活慣習が、どのように都合が悪くてもこの順序をくずすことはできない、そういう條件がずつと続いております。さてこのように色々農村婦人の家事労働と生活形態を見て参りますと、どうしてもここに協同化という問題に入つて来るのであります。たとえば風呂の問題なんかも、共同風呂がありましたらば、いづんどんなときにも行つて婦人のもよう都合のいいときにお風呂を済ませることができ、時間

ればならないのだからえつて困るというふうなことを言つてゐる。だから保育所一つつくればそれでいいというわけには行きません。いろ／＼なほかの條件がある。子供のことを何か無にしたりしてね。

○館 共同炊事はどうですか、このごろ……。

○山川局長 全然ありません。

○野尻委員 全部こわれて来たのじゃないですか。

○丸岡委員 いかでございしますか、高橋さん、神奈川なんかでは……。

○高橋委員 戦中はよくやりましたが、今あまりやつていないようですね。お勧めするのですけれども困ると言うのです。なぜ困るかと言ひましたら、早く配給されると子供がみな食べてしまふ。そうして帰つて来るときにはもう何もありません。それともう一つは年寄りの嫌いなものが多くて困るというふうなことを伺うのですけれども、私今丸岡先生のお話を伺つて、もしカン詰が配給できたら一番いいのじゃないかと思うのでございしますか……。

○福武委員 カン詰を買う金がありませんかね。

○櫻井委員 カン詰なんかとても手が出ないよ。

○山川局長 もつと下からの要求が起つて来たものでなければだめです。

○丸岡委員 そうすればそれにほんとうに適應したものが出て参りますからな。

○山川局長 共同炊事の場合にも比較的余裕のある兼業農家、非農家です。

の制限がありますので、協同化の問題を詳しく論じることが出来ませんが、農繁期の炊事、託児等は、出産というふうなことに就てもこのことが云えるわけでありました。

以上非常に粗雑な報告でありましたが、ここから引出される結論としましては、農村婦人の場合少し言ひ過ぎかもしれませんが、家事それ自体は独自の立場を持つていない、と言へるのではないかと考えられます。それは家族労働経営としての農業経営によつて支配され、決定されておるからであります。いわば農業労働の附属物として家事労働があるということになります。従つて家事労働のみを切り離して單なる生活改善、生活合理化の見地からこれの向上をはかるということはきわめて狭い限度しかないと考えます。

以上少しばかりの資料でお示しいたしましたように、わが國の農業経営、すなわち家族労働によつて支持される農業経営と家事労働との合理的調整、それは協同耕作とか家事協同化という面を通じて解決の方があると思つたのですが、要するに農村婦人の生活の基礎となつてゐる農業経営と労働構成の根本的解決によらずしては、家事の中に包含される農村生活の文化性あるいはゆたかな生活は幸福、向上ということでは解決されるものではないといふふうな考えられます。ひつぎよくこのことは農業経営並びに家族労働を含めて、農村における封建性の克服、その近代化ないし合理的化の問題とすることであり、さらにその根本に於けるものは農業生産関係の進歩的な改革に在るものと

○野尻委員 距離的に離れてゐるから共同炊事は非常に問題ですね。

○高橋委員 食べるときにはますますなつてしまふ。それから丸岡先生、今洗濯の問題どんなになつてゐるのでしょうか。共同でやつてゐる所はあ

○丸岡委員 共同でやつてゐる所は私存じませ

○山川局長 共同で洗濯してゐるものはありませ

○大内委員長 共同炊事というのは完全な農家と兼業農家がまじつてゐるので、いつそうむづかしいのです。

○福武委員 各農家に階層の差がありまして、あとの計算で必ず文句が出るのです。下層農家は共同炊事をやれば金がかかる、うちでやれば漬物で済むのという問題が出ますし、非常にむづかしい問題ではないかと思ひます。その方が樂になることはわかつてゐるのですが、貧乏なるがゆゑに協力がしにくいんです。

○山川局長 農家ではいろ／＼なものを計算する事務だけだつてたいへんです。

○福武委員 ろくなことをしないということもある。ほんとうに農家が自覺して盛り上つたものとして出て来るのでなければだめです。

○山川局長 神奈川縣なんかで二十数箇所を自分の方で申し込んで来たところがある。それで調査してみたらそれは補助金目当て、実際は何の計画もできていなかった。だから補助金をとつてくる

なことはしないということもありません。ですからほんとうに農家から出て来る案でなければだめです。政府案じやだめなんです。

○櫻井委員 共同炊事よりも現在問題なのは学校給食ですね。今の学校給食は、アメリカなどでは一つには農業恐慌の対策、つまり過剰農産物の処理対策の一つなのだが、しかしこの学校給食は農村の食生活の改善の一つのきっかけとして、子供のときから例えパン食になれさせるという意味で、もつとそのやりかたを注目してとりあげられべきだと思ふ。みそ汁なんぞ食べないで、途中で捨てるものばかり多くて、今の学校給食はあまり喜ばないです。学校と協同組合が協力してパンかまどをつくるようにすればよい。

○岡崎議長 ちよつと伺いたいのですが、主婦の家事労働を手傳う余裕のある人はその家族の中におりますか。主人なんかも忙しくて手傳う余裕はないでしょうか。

○丸岡委員 手傳う余裕があまりなくても、男性はほとんど手傳わないでしようね。

○岡崎議長 かりに余裕があるとしたら一体その時間を何に使うのですか。農科では男の方が文化的な生活をしておるといふことはあります。

○福武委員 タバコを吸つて休むというところでしょう。少々ひまにしたつて女子のしなればならぬ仕事は幾らでもありますよ。

○大内委員長 農繁期でも、雨が降つたりすると農民は寝てばかりいますね。これはふだん過労だからでしょうけれども……。

○富樫委員 今、丸岡先生からお話を伺いました。私が農家に参りまして、一番最後にお風呂に入つて、一番しまいに洗濯をしたときに涙がこぼれて涙がこぼれてすいぶん情ないと思ひました。早く入ることができないのです。一番しまいにぬるくなつても燃すこともできない。燃すと叱られるのです。

○丸岡委員 いろ／＼なところが分かるつて来ておりますけれども、お風呂だけはわかりませんね。女が先へ入れないというところは。

○高橋委員 私すいぶん情なく思ひました。それが一番の休養時間であつて、あしたの水を汲まなければならぬのです。嬉しいんだが悲しいんだかお風呂に入ると一べんに涙が出てしまうのです。

○丸岡委員 私いつもお風呂に参りますと長塚節の「土」という小説を思ひ出すのですが、お品が毎日しまい風呂のどろ／＼のお風呂に入るのです。どろ／＼のお風呂でもそのときがお品にとつてたつた一ときの慰めだつたところはどうしても忘れられないですね。

六、農村婦人の保健衛生

○岡崎議長 では森山さんに農村社会と婦人労働の問題、農村婦人の保健衛生についてお願ひしましょう。

○森山委員 私の受持は農村婦人の保健衛生となつておりますが、保健衛生の全部を述べるだけの時間はありませんから、私はおもに農村の出産状況を観察しまして、それを通じて農村婦人の生

活を少し考へてみたいと思ひます。ただ私の報告は、農村婦人と申しまして、自分の調査があるいは経験が少いので、直接自分が関係しました二、三の農村における調査を主として述べてみたいと思ひます。最初にまず出産と非常に密接な関係のある結婚年齢というものをみてみたいと思ひます。

※上げました第二表は(以下二七頁の図表参照のこと)全国の各地にある十七箇村の平均であります。これで見ますと、男子女子ともに年々遅れて来ております。戦争の始まつた昭和十二年以後は数え年で、男子は二八・四才、女子が二二・八才となつております。これが終戦後どうなつたかということなのですが、それを山梨縣の瀬村について調べてみますと、昭和十二年以降では男子が二九・五才、女子が二五・七才ですが、昭和二十年の終戦以後の結婚者の五十七名について見ますと、男子が平均二九・五才、女子が二六・二才となつております。結局この村を見ますと男子は終戦前とかわりませんが、女子はむしろさらに遅れて来ているという結果になつております。農村の結婚年齢もこういうふうな年々遅れて来るという傾向をとつておるようでありまして、結婚してからの子孫回数はあるいは出産回数、何年間に結婚するかという出産強度を調べてみました。それをやはり十七箇村の五十四村二百四十箇の出産回数について、一回ごとの出産間隔を調べてみました。二・二・五九五二・一八八(二)の二つになります。これを、結婚年齢別にわけてみますと、十九才以下で結婚した者一万五千三百人の出産間隔は二・七

二・一・一九年、二十才と二十四才で結婚した者三万一千二百五十五人の出産間隔は二・五五五二・一・一七、二十五才以上で結婚した婦人七千九百八十二人の出産間隔は二・四六五二・一・二〇年となつております。これで見ますと結婚年齢が遅れるほど出産間隔が縮まつて、早く出産をするといううか、おつかけるようなかつこうになり、早く結婚した者の出産間隔は長いという結果になつております。結局一生のうちではどのくらい農村の人が出産しているかということでありまして、それを大抵妊娠能力のなくなる四十五才以上の婦人について調べてみますと、十九才以下で結婚して現在四十五才以上の婦人一千四百六十七人の一生の間の出産回数は六・五七回二十才から二十四才で結婚した者二千九百七十三人では五・七回、それから二十五才から二十九才で結婚した者九百六十六人では四・五四回、三十才以上の結婚者三百八十一人では二・三〇回となつております。結局四十五才以後の婦人の五千七百八十七人の平均出産回数は五・四九回となつております。これは人口問題研究の調査による他の職業の人の出産回数に比べると農村婦人の出産回数が非常に多いことは申すまでもないことである。ことにこれは一つの例であります。岐阜縣の板取村で調べてみました。その村などは全村調査で六百三十二名の母親を調べたところ、十回以上出産した人が七十四名あります。ですから一割以上は十回以上出産をしておるといふうな村でありまして、例へば四十四才の婦人をとりましても、一人

平均の出産回数七・五回となつており、非常に多産な村であります。このように非常に出産回数が多いいことは母体の心身の負担を重くしますし、同時に妊娠や出産によるところのいろいろの病氣を多くしたり、あるいは慢性的な病氣、たとえば結核とか心臓とか腎臓などを悪くしたり、あるいは授乳によつて母体の体力を弱くしたりしてあります。こういうことが農業労働と相伴つて農村女性の早老の一つの原因をなしておると思ひます。ところがこのような多産ということを農村婦人自身はどういうふうな考へておるかということでありまして、先ほどからお話がありますが農村では産児制限に対してどう考へているかということについて小さな調査をやつてみたのであります。これは山梨縣の瀬村と神奈川縣の上府中村の婦人について調べてみたのであります。山梨縣の村では婦人についての訪問調査では産児制限をしなくてはならぬと答えたのが八五・三%あります。それから神奈川縣の上府中村では七三%が産児制限をしなくてはならぬと答えております。これは賛成者であります。なおその中に注目すべきことは産児制限の意味も解しないで無関心で、全然そういうことが何のことかわからないというふうなものも神奈川縣の村で二三・五%あります。山梨縣の村において九・三%あります。ですから賛成者も相当ありますが、同時にまだそういう問題に対して何ら関心を持たない人も相当あるということも物語つております。

それならばこの産児制限ということについて農村の人がどのくらいの手伝を最も理想とするかということをもその二箇村について聞いてみたのであります。山梨縣の村では三人というものが一番多いのです。山梨縣では三人というものが二四・六%、神奈川縣の村では二六・四%、それから三、四人と言つてゐるのが山梨縣の村では一七・一%、神奈川縣では一六・六%、四人というのが山梨が二七・一%、神奈川が一四・九%、それから五、五人というのが山梨縣で一三・一%、神奈川が一八・六%、五人というのが山梨では一三・六%、神奈川が一三・八%あります。六人以上厚いというのが山梨で三・五%、神奈川が三・七%あります。都市でしらすと、二、三人を希望する人がどこでも多いようでありまして、農村で調べますとまだ四、五人あるいは五名くらいというのが相当な数出て参ります。今述べました四、五名という程度を合計しますと、山梨では四三・八%もあり、神奈川縣が四六・三%となつて、大抵似た数字が出て来まして、まだ都会に比べると産児制限といつてもその意味が十分通う様にとれません。以上のように農村婦人は出産回数が非常に多いのであります。妊娠、出産、育児というものが母体にとつて非常に大きな負担になることは申し上げるまでもないのであります。農村婦人が都市の婦人と違ひますところは、一般の家事のほかに男子と同様な農業労働に従事するところとあります。それで今このブリーフに述べた通りかというところが第五表にありますが、第五表の家族

内農業従事者といふのを見ます。そうすると、これは山梨縣の村ですが、全村調査で婦人のうちの九四・二％は農業に実務をやつてゐる。それから増玉縣の日勝村で調べたものでは、六百四十人について調べると二三・四％、それから神奈川の高部屋村で調べると八五・七％が農業に従事してゐる。だから農村の婦人の大部分は実際に農業をやつてゐるということが言えると思ひます。次に農村婦人は妊娠しても、農業労働を続けるのは昔からの習慣でありました。そういう婦人が妊娠中という生活をしてゐるかということ、調べてみました。妊娠中に特別休養をとらずに平生通り働いたというものが、十七箇村の平均では八九・三％あります。それから神奈川の高部屋村では八一・〇三％になつてゐます。さらに、この妊娠中や産前の休養といふことは経済問題、あるいは耕作反別といふことにも影響して来ると思ひますので、先ほどの十七箇村、七千三百四十名の婦人について耕作反別による産前、妊娠中の休養状態を調べてみましたところが、明らかに耕作面積の多い家庭ほど産前、妊娠中の休養期間が短くなつて来てゐます。そして最も休養をとつたものは五反未満の零細農家であるといふ關係になつてゐます。さらに、妊娠中の労働を、家庭内の労働力の過不足といふ關係から調べてみますと、神奈川縣の高部屋村におきましては、労働力の十分な家庭の婦人は七九・四％休養をとつてゐますが、不足の家庭では八二・二％が平生通り働いてゐます。これで見ても労働力不足

の家庭の方が休養をとつてゐないで、平生通り働いてゐるパーセンテージが多くなつてゐます。このことは増玉縣の日勝村及び山梨縣の源村におきましても同様な結果が出てゐます。なお村民税によりますところの資産状態と産前の休養關係を見てみますと、神奈川縣高部屋村におきましては、上中下に分けますと、上層に属するものは七一・六％、中が八二・七％、下が八一・四％が全然休養をとらなかつたとなつてゐます。これによりましても資産状態の悪いものが休養をとつてゐないといふ結果になつて来てゐます。このような妊娠中の労働あるいは過労といふことがどういふことを引起すか、これは流産、早産の原因になる、あるいは胎児の發育を悪くする、あるいは母体の疲労とか衰弱を招くといふことになることは今までも言われて来てゐます。農業労働は季節によりまして非常に労働の軽重に差があるわけでありまして、これが妊娠経過にどのような影響を及ぼしてゐるであろうかといふことを調べましたのが、この第四表に出てゐる季節別の出産状況であります。これで見ても非常に季節によつて出産状況が違ひます。たとえばこの中の流産をとつてみますと、ここでは産科的な定義に基きまして妊娠七箇月までの死産を流産としたのであります。これによりまして、流産率の低いのが一月、二月、十一月、十二月でありまして、春三月ごろから流産率が漸次上つて来まして、六月が一番頂点になつて二・六四％、それから少し下り氣味になつて秋十月になりましてまた上りま

す。これをカーブにすると非常につきり致しますが、農村における労働の強度と流産率が明らかに並行してゐます。早産といふのはここでは妊娠の八箇月、九箇月の分娩をいふました。早産、流産、死産を差引いた安産率は、農村における労働の最も激しいときに、低下してゐるといふ結果になつてゐます。このような状況を今度家庭内労働力の過不足状態から眺めたのが第七表になります。これで明らかになつてもおわかりのように、これは源村の調査ですが、たとえば流産率を見ても労働力の十分な家庭の流産率は一・二％ですが、不足の家庭では二・四％、ちやうど倍になつてゐます。早産におきましてはなほだしい差があります。難産死産はすべて労働力不足の家庭において非常に多くなりまして、結局労働力十分な家庭の安産率が九五％に對しまして不足の家庭の安産率は九〇％で、そこに五％の差が出て来てゐます。このように農村における労働の状態あるいは家庭内労働力の過不足といふことは非常に鋭敏に妊娠経過に反映して行つてゐるわけでありまして、なお妊娠中途でも特殊の休養をとらないといふことは先ほど述べた通りであります。特に私たちがとしてはこれが農業期になりますとどういふ生活をしてゐるかといふことを調べてみたのであります。それは表に書きませんが、さういふことを調べた結果を申し上げます。(四)に附して、農業期の妊娠の労働と採取栄養量について見てみます。これは調査員が妊娠の経過を調査した

一分ずつのタイム・スタディをとり、栄養士は採取栄養量を計測いたしました。数が少かつたので十二名しか調べられませんでした。それをこらになつていただきます。これは妊娠が十名と授乳婦が三名ですが、これは先ほど丸岡先生のお話になつたことと大体似てゐるけれども、農業期においても一番多いのは家事労働に費す時間で、これはどの人を見ましても多いのです。それに反して育児の時間は極端に少なくなつてゐます。子供の数は一番左に出てゐます。小さな子供がたゞさんゐる人が多いのですが、育児の時間は非常に少い。これは神奈川縣の六月の終りから七月初めの田植までの記録であります。右の方は同じ人についての採取栄養量を栄養士が非常に正確にはかつたもので、なおその一日消費した労働のカロリーも計算いたしました。それから食事の採取熱量と消費熱量とを比べてそれにロスを一〇％加へましたのを必要熱量としたのであります。こうして農業期の労働に對して栄養が足りてゐるかどうかといふことを調べてみたのであります。赤線の二人だけが必要熱量よりも採取熱量の方が少くなつてゐます。ですからこういう日が続けば疲労と栄養不足のためにからだをやせるといふことは当然起つて来ると思ひます。あとの十名の人はこの日は足りたといふことになつてゐます。なお先年千葉縣の漁村の婦人について同じことを調べたこともありましたが、それに比べると農村婦人は非常に蛋白質が少いといふ結果になつてゐます。それから労働調査の方で三十四才妊娠

九カ月の人がありましたが、この人が実際の時間が一番長く九時間五十九分となつてゐます。これはほんとうになんば中にある時間だけで、あとの労働といひましてはたんばから上つたりその他のちよつとした休みの時間を全部差引いた時間でありまして、この例は妊娠九箇月の人なのですが、私たちが一緒に見て見ておりましたが、ほとんど男子と同じ労働をやつてゐます。これが田植をやりましたから二日して早産をしたので、早産をしてから、どうして早産をしたかといふことをよく考へてみますと、この人が断然労働時間が長くなつてゐる。どうして労働時間が長くなつたかといふと、結局ほかの人に比べて家事に費した時間が極端に少く、二時間四十三分、数へ年二つの子供がおりましたけれども、その日は全然子供の世話をしないので育児の時間がゼロになる。どういふわけで育児及び家事の時間が少いかと申しますと、育児は五十五、六才のそのうちのおばあさんが野良に出ないで育児をやる。それから炊事の方は親戚の甥御さんの娘さんが手傳に來てやつてゐます。ですから農業期はこの主婦は家事及び育児から解放されたのです。先ほどから農業期の妊婦所及び共同炊事の話が出てゐますが、家事労働を軽減するために農業期妊婦所なり共同炊事をやればよいといふことはわかりました。しかしそういうふうにして家事労働なり育児から主婦を解放した場合、主婦はそれを休養の時間に向けるかどうかといふことは非常に問題です。この例で言いますと、家事労働と育児から解放され

た時間は労働の方に向けられるといふ結果になる。だから單純にただ家事労働と育児の時間を軽減するために共同施設を考へて、どうも結果は逆に母体の過労といふ労働の強化の方に持つて行かれる危険もありはしないかといふことを考へます。その結果としてこの場合は早産を引起したのです。ですからさういふ問題も實際に母体の休養に向けられるような方法が考へられなくてはいけないと私はこの例で考へたわけですが、ほかの問題は他の農村における生活とほとんどかわりません。妊娠におきましてはほとんど非妊娠と同じような労働をやつてゐます。先ほどから婦人が働いてゐるときは男は何をしてゐるのかといふことですが、これも私たちが調べてゐるのと同じく、婦人は朝から夜までほとんど一分のひまもなしに働いてゐますが、男子は晝休みは必ず涼しいところで晝寝をしてゐるのに、女子は炊事、あと片づけ、三時のおやつ準備で三時のおやつ時も婦人はおやつ準備で三時のおやつ準備をしますが、男子はそこで一服して晝寝をして休んでゐる。ですから婦人は全然間に暇がないといふ結果になつてゐます。このような妊娠中の過労による流産、早産、死産、あるいは母体における疲労を防止するためにはどうしたらいいか、なぜ妊娠中も休養をとらないで労働を続けるかといふ理由を知りたいと思つて調べたのが、第六表の「妊娠中労働を続ける理由」といふものであります。これはやはり山梨縣の村で戸別訪問で調べました。これはほかの村でやりましたと大体同じ結果

が出ております。ここで一番多いのは、特別に仕事を苦しいと思わないから働くというのが五五%、次が妊娠中働くとお産が軽くなるから働くというのが二七・八%あります。それから労働力不足のためというのが一四%あります。この三つがどの村で調べても大体同じ結果となつております。この特別に苦痛に思わないで従来に慣習上妊娠中も働くというのはいろいろ意味に解釈されるところです。これは農村婦人の無自覚とか、あるいは無反省ということによることもありましようし、そのほか従来に慣習上というのは労働力不足だからどうしても働かなくてはならないのだという場合も含んでいるのだと思います。だからこれはもう少し理由を突つて見ればものと分析されるところだと思います。妊娠中働くとお産が軽いということは、どここの農村へ行つても言われることなのですが、産科学の方から言いますとやはり理由はあります。妊娠末期まで労働を続けると、結局胎児の発育が悪くなり、小さいためにお産そのものとしては軽くなるということを、経産的に知つていて、胎児への栄養供給を少くして胎児の発育を遅くすることによつてお産を軽くするということを考へております。これは従来に妊娠末期まで労働を続けた場合の胎児の発育と、妊娠中に休養をとつた胎児の発育と比較をいたしますと、十分にとつた方がよいことは確かなのです。農村婦人が末期まで労働を続けるというもう一つの理由は過労のために早産しやすいということもありまう。早産すればやはり胎児は小さいからお産その

ものは軽いわけですね。そういういろいろの意味を含んでいるのだと思います。その次はお産後の休養はどうなつておるかということでありまして、医学の教養によりますと、お産後母体が、妊娠前の状態まで戻すつかり回復するには少くとも六週ないし八週間を要する、それを産褥期間と言つております。この期間中は特に安静と清潔を必要とするということになつております。これに對して農村婦人は産後どのくらいの休養をとつておるかということでありまして、これは表にはちよつと御説明いたしませんでしたが、愛知縣の形勢村につきまして四百五十七名の婦人について調べてみました。細かい臥床日数及び家事を始めた日数及び野良仕事を始めた日数、三つにわけて調べたのですが、出産後屋外労働を始めた日数を見ますと、一箇月以上労働を休んだ者が一〇・三%でありまして、その他の者は全部一箇月以内に屋外労働を始めております。それから先ほどの山梨縣の源村と神奈川縣の上府中村で終戦後にお産をしたものだけについて調べてみましたところ、山梨の村では一箇月以上屋外労働を休んだ者は四八・二%でありまして、残りの五一・八%は一箇月以内に屋外労働を始めております。神奈川の上府中村ではさらにそれよりも少く、一箇月以上屋外労働を休んだ者は三七・七%、残りの六二・三%は一箇月以内に屋外労働を始めております。これをさらにいろいろの條件によつてすなわち子供の数によるお産後の休養状態、それから耕作反別によるお産後の休養状態をみます

と、子供の数が多ければ平均休養日数が短くなるのでありまして、たとえば床についていた日数を見ますと、初産の人の床についていた日数は平均一五・三日になります。それが子供が三人ないし四人ある婦人は二二・三日、五人以上は一・二・三日になつております。それから耕作面積が五反未満の家庭の臥床日数は平均一三・八日ですが、五反から一町の間が一・四日、一町以上が一・二・八日となつて、五反未満のものが一番長く休んでいるということになります。このように農村婦人の産後の休養日数は産科学で求めている休養日数に比べて非常に少いのであります。それならばなぜ休養をとらないかということを調べてみたのであります。これは神奈川縣の南都農村と埼玉縣日勝村、山梨縣の源村につきまして産後の休養不足の理由を調べますと、家庭内の人手不足という理由が一番多く、神奈川の上府中村では八一%、埼玉では八一・六%、それから山梨では八三・七%となつております。第二の理由としては、お産への手前、家族への手前、十分な休養がとれなかつたということでありまして、神奈川の上府中村では九・七%、埼玉では一四%、山梨の村では一六・三%になつております。家庭の困窮といひますか、お産への気がねのために休養の必要を知りながら休まなかつたという主婦が相当におります。特に私自身として非常に悲観したのは、この山梨の村は養育指導科として過去十箇年間保健婦を二名常置しまして非常に熱心に教育した村なのであります。昭和十八年に調査したときの高齢の休

養日数に比べても、もちろんはるかによくなつております。それにもかかわらずなお終戦後最近分娩したものについて調べた数字は先ほど述べたような数字であります。きつとよくなつてゐるだろうと思つて調べましたのに、十箇年も指導した村でありながら、なお五二・八%の婦人は野良仕事を一箇月以内からやつておるのであります。われわれが保健指導をやり保健衛生の講話を十年も続けてやりながら、改善したといひましても、こういう状態でありまして、ですからこれはただ保健衛生だけの問題でなくて、農村の労働あるいは経済というものと切り離せないものでありまして、こちらの方面からも解釈しなければ、保健衛生の問題だけとしてはとうてい根本的解決はむずかしいように思ひます。

常な密接な関係が出て来るのですが、山梨の村は全部協同して助産をやつておるためにこういうふうな千円以下で全部済んでいる。非常にこの点はこの村でよく行つておるのであります。以上非常に簡単にありますが、大ざつぱな妊娠中の妊娠中及び出産後の状態を申し述べたわけですが、農村妊娠婦の状態から農村の生活を見まして、先ほどのように多産の農村に對しての妊娠調節の問題をどうするかというふうなことは、今後の大きな問題だと思ひます。ですから岡崎先生が最初におつしやいましたように、どのような方法でこれを指導するかということが今後の問題だと思ひます。それから妊娠中の過労の防止をどうするかということ、また分娩の費用その他に要する費用を軽減する、そのために農村における産院あるいは託児所の設置問題ということも、あると思ひます。それから農村におきましては都会に比べて医療機関の不足あるいは医師、保健婦の不足というところが大きい問題であります。それに伴つて各々の保健知識の不足から来るものもある。この陋習や悪い結果もあります。そういういろいろな問題がありますが、これは、先ほど申し述べましたように保健衛生だけの問題ではなくて、農村生活すべてと密接に関連した問題でありますから、農村生活全体の問題の一環として解決して行かなければ、とうてい根本的な対策にはならないように考へます。それにつきましては結論のときにまた皆さんからいろいろ御指示いただきたいと思つております。

質 疑 應 答
○岡崎議長 どうもありがとうございます。ただ、時間が迫つて来ましたが、急いで御質問をお願いいたします。
○瀬川委員 耕作面積の多いうちの人が臥床日数が少いということは家族経営である以上当然かも知れませんが、富が必ずしも妊娠の生活を楽にしないという矛盾ですね。しかも農村ではそれはある程度事実なんです。しんじやを仕上げようとする時の異常な努力と家の中の統制、それが今までの農民の生き方だつたのです。これ一つでもときほぐしてみたい。
○森山委員 というふうな解釈するかどうかですが、確かに矛盾があるように思ひます。また教育程度別の乳児死亡率をここに出しておきました。第三妻に妻の教育程度別乳児死亡率を見ますと、妻の教育程度の高いは減つておるのですが、これが妊娠のときになるとちよつと逆になつて來たのです。教育程度の高いは出産状況は悪くなる。これをどう解釈するかということなのですが、小学校とか無学の者が不安定な事が多くて、女学校を出たとか専門学校を出た方がすつと悪くなるて行くのです。ちよつと育児と反対になつてしまつたのです。
○野尻委員 教育はからだをこわすということですか。
○森山委員 私こじつめかもしれませんが、女子

それから出産の費用であります。これも終戦後にお産した者について調べたのであります。神奈川縣でお産の準備にどのくらい金を使つたか、物ではちよつとはかれませんから現金だけで調べますと、平均一人二千九十八円で、これは産前の準備に要した費用、助産婦への謝礼が一人平均七百九十四円となつております。それに対して山梨の村では産前の準備に要した費用は三百九十四円、助産婦への謝礼平均三百十四円となつております。こういうふうな格段の差があるのは理由があるものでありまして、山梨の方は保健婦が全部分娩をして分娩料をとらないのであります。神奈川の村は外部助産婦が扱つておる。ですからこれはこの会議の結論に出る協同化というふうなことで非

ものは軽いわけですね。そういういろいろの意味を含んでいるのだと思います。その次はお産後の休養はどうなつておるかということでありまして、医学の教養によりますと、お産後母体が、妊娠前の状態まで戻すつかり回復するには少くとも六週ないし八週間を要する、それを産褥期間と言つております。この期間中は特に安静と清潔を必要とするということになつております。これに對して農村婦人は産後どのくらいの休養をとつておるかということでありまして、これは表にはちよつと御説明いたしませんでしたが、愛知縣の形勢村につきまして四百五十七名の婦人について調べてみました。細かい臥床日数及び家事を始めた日数及び野良仕事を始めた日数、三つにわけて調べたのですが、出産後屋外労働を始めた日数を見ますと、一箇月以上労働を休んだ者が一〇・三%でありまして、その他の者は全部一箇月以内に屋外労働を始めております。それから先ほどの山梨縣の源村と神奈川縣の上府中村で終戦後にお産をしたものだけについて調べてみましたところ、山梨の村では一箇月以上屋外労働を休んだ者は四八・二%でありまして、残りの五一・八%は一箇月以内に屋外労働を始めております。神奈川の上府中村ではさらにそれよりも少く、一箇月以上屋外労働を休んだ者は三七・七%、残りの六二・三%は一箇月以内に屋外労働を始めております。これをさらにいろいろの條件によつてすなわち子供の数によるお産後の休養状態、それから耕作反別によるお産後の休養状態をみます

と、子供の数が多ければ平均休養日数が短くなるのでありまして、たとえば床についていた日数を見ますと、初産の人の床についていた日数は平均一五・三日になります。それが子供が三人ないし四人ある婦人は二二・三日、五人以上は一・二・三日になつております。それから耕作面積が五反未満の家庭の臥床日数は平均一三・八日ですが、五反から一町の間が一・四日、一町以上が一・二・八日となつて、五反未満のものが一番長く休んでいるということになります。このように農村婦人の産後の休養日数は産科学で求めている休養日数に比べて非常に少いのであります。それならばなぜ休養をとらないかということを調べてみたのであります。これは神奈川縣の南都農村と埼玉縣日勝村、山梨縣の源村につきまして産後の休養不足の理由を調べますと、家庭内の人手不足という理由が一番多く、神奈川の上府中村では八一%、埼玉では八一・六%、それから山梨では八三・七%となつております。第二の理由としては、お産への手前、家族への手前、十分な休養がとれなかつたということでありまして、神奈川の上府中村では九・七%、埼玉では一四%、山梨の村では一六・三%になつております。家庭の困窮といひますか、お産への気がねのために休養の必要を知りながら休まなかつたという主婦が相当におります。特に私自身として非常に悲観したのは、この山梨の村は養育指導科として過去十箇年間保健婦を二名常置しまして非常に熱心に教育した村なのであります。昭和十八年に調査したときの高齢の休

のからだというのは大体二十才ぐらいまでにでき
る。青春期の五、六年間の生活状況ということ
を考えたのです。小学校を出て農業労働をやる
農村タイプののつちとした性格ができますが、
女学校へ行くとか専門学校へ行くとか都会的な性格
ができ上がるから、その後農村労働に従事しても農
村タイプにはならない。こじつけのようですが、
これも理由ではないかと思うのです。ほかに理
由があるかもしれませんが、これはやはり十七箇
村の全体の統計でございます。

○館 今の場合に結婚年齢は遅れはしませんか。
そのころは大部分影響があると思う。つまり初産年
齢が遅れるのです。

○森山委員 結婚年齢にはもちろん非常に影響が
出て参ります。結婚年齢別の今の分娩状況を見ま
しても非常な差が出て来ております。今の妻の教
育程度別産率の分娩率を見ますと、無学の
者の産率が九五・五%、尋常小学校九四・六%、
高等小学が九三・四%、女学校が九〇%、専門学
校大学が八二%になつております。

七、農村社会構造と婦 人の地位

○岡崎議長 ほか御質問をさせていただきますよう
か。――それではだん／＼時間が迫つて参りました
から、瀬川さんの方はあとにまわしていただき
まして、農村社会構造と婦人の地位について岡武
さんにお願いたします。

といわれるような集團をだん／＼つくつて行く
ところに成立するものであり、いろいろの関心
を満たすために人間がそれ／＼の集團に分離する
という状態が現れてくるところに、近代的な個人
の自由というものが出て来るのではなからうかと
思われます。しかるに、わが國では、そのような
近代的な社会は形成されませんでしたし、個人の
自由も確立されておられません。前に申上げた生産
手段からの分離という点から考えますと、労働者
やサラリーマンの家族生活は近代化されてい
いわけですね。しかし、これらにおきましては家族
生活のウェイトは低くなりながら、家族生活その
ものが貧しいために、その生活を維持することが
手一ぱいであり、やはり近代的な家族の形成はな
か／＼むずかしいのであります。従つて、そこに
やはり、農村の場合と大差のない非近代的な性
格があらわれるわけでありまして、こういうふう
に日本全体において家族というものが重要である
とするならば、日本の社会を構成する単位は個人で
はなく家族であるということになります。しか
も、このことは特に農村において顕著な事実であ
り、農村における人間と社会は家族をはなれては
全然考えられないといつてもよいかと思ひます。

○農村家族における地位

そこで農村社会における婦人の地位を問題にす
る場合にも、農村家族の中において婦人がどのよ
うな地位を占めているかということを考えてゆく
ことが、最初の前提的な仕事となつてまいりま

○岡武委員 お願りの委員会ほう済みしましたの
に、まだお引止めするのは非常に恐縮であります
が、明日は東大の入学式があり、しかも他学部と
違つて文学部では各学科毎に学生を集めて話をす
ることになつております関係上、明朝こちらへ参
れませぬため、御むりをお願いしたわけでありま
す。

私の報告の題目は「農村社会構造と婦人の地位」
ということになつておりますが、私はここでそれ
を大體「農村社会における婦人の地位」というふ
うに理解しまして、若干の意見を御報告させてい
たゞきたいと思ひます。但し、私は非常に不勉強
です。日本の村の研究を始めてから目も浅く、
特に婦人の問題についてこれまで十分考えたこと
もありませんので、これから申上げることには思
ひつきのなりくつが多く誤りも少くないかと思ひ
ますが、その点御指正賜われば幸に存じます。

○農村の家族と社会

ところで、日本の婦人の問題を考える場合には
どうしても家族あるいは家族制度から考へて行か
なければ問題はとらえられないのではないかと私
は思ひます。その場合、わが國における家族制度
は、御承知のように、直系的ないわゆる「家」が
連続継承される家長的な家族制度であります。一
般に近代的な家族においては、「家」というものは
存在しないのであります。わが國の場合にお
きましては、「家」を度外視した家族生活というも
のは考えられないと言へるのではないかと思ひま

す。前に申しましたように、農村の家族はわが國の
一般の家族と同様に、あるいはそれ以上に非近
代的な家族だといふことが言へるのであります。が、
その意味は、農家の家族は近代的家族のように夫
婦の結合によつて成立するものではないというこ
とであります。夫婦の結合によつて一つのファミ
リイができるのではないといふことは、結局親子
關係が夫婦關係に優先してゐるということになる
わけでありまして、しかもこの優先するところの親
子關係の實體は、家長であるところの父と長男と
いう關係でありまして、それが最も重要な家族關
係になるのであります。従つてそれに連なるなら
ないところの婦人はどうしても軽視されるというふ
うにならざるを得ません。婦人は対等の人格と
してはどうして考えられないのです。これから申
します議論はいささか極端な議論になるかと思
うのですが、極端に言う方がかえつて特質がはつき
りつかめはしないかという意味で、若干の極論を
許していただくならば、女子は「家」の連續を可
能にする手段であり、子を生む道具であるとも言
えるのであります。「家」のためにといふことがわ
が國では特に強調されるわけですが、この「家」
のために最も從屬的な地位を占めるのが婦人であ
ります。「家」のためにという觀念は、もちろん家
長も含めて家族を構成する個人のすべてを拘束す
るわけですが、特に女子において「家」のために
といふことが強いられるのであります。いわゆる
「三従の徳」は、「家」のためにといふことを女
子に即して表現したものといふまじやう。

を、そして、このように家長とよばれる存在によ
つて連續的に継承されて行く「家」が重要だとい
うことは、逆の面から言ひますと、日本では、家
族生活が人間の生活にとつてきつめて重要な意義
を持つといふことになるのであります。言いかえ
れば人間に対する家族の拘束力が非常に強いとい
うことになると思ひます。そしてこのような点は
特に農村において著しいように考えられます。

一般に家族というものをわれ／＼の方の立場か
らすなわち社会學的に考へてみますと、直接生産
者としての人間が生産手段から分離されまして、
すなわち生産的な生活機能が家族以外の場所で行
われるようになりまして、家族が持つ機能はそれ
だけ減るわけでありまして、従つて家族という集團
が人間を拘束する力が弱くなり、家族生活がわれ
／＼の社会生活において占めるウェイトも軽くな
るということが考えられるのであります。しかる
に家族的な小さな經營が行われるわが國の農村社
会におきましては、家族は依然として生産集團で
もでありまして、都市の工場労働者あるいはサラリ
ーマンの家庭などと違い、單なる消費集團ではな
いのであります。その結果、人間の生活の多くの
部分は家族という集團を舞臺にして行われること
になるわけでありまして、農村社会乃至家族の性
格も近代以前のものに止まらざるを得ないので
あります。これに對しまして、近代的な社会生活
というものは、こゝろいつた家族とか村落といふよ
うな基礎的な、あるいは基礎的な社会集團への離
から人間が解放されて、いわゆるアソシエーシ

と、ところで家を前提として考へるならば、この「三
従の徳」に示されますように、それ／＼の段階に
おいて、すなわち婦人が一生のうち家族上にお
いて占める位置によつてその地位は異つてくるよ
うに思われます。

そこで大きく三つの段階において申し上げてみ
ますと、まず生れてから嫁入りするまでの女性
はその生れた生家の存続のために別に必要ではな
い人間であります。従つて男の子に較べればもち
ろん生れても歓迎せられないという傾向がありま
す。そして、男の兄弟よりも女の子は軽視されま
す。どうせ嫁に行くものだといふふうに見られ
るわけでありまして、もちろん女の子も長じますと勞
働力にはなりますから、その点では一應評價され
るわけですが、嫁入りさせますと金がかかりまし
うにさらに結婚後までも実家としてみてやらねばな
らないという關係上、「家」の立場からは優遇され
ないのも當然のことだと思ひます。それが貧農
の家庭になりますとつとつとひどいことになりま
す。あまりにも貧乏になれば子供を人格として扱
うという余裕は出て来ないわけですね。非常に小さ
な經營をやつてゐる場合には、労働力としても問
題になりませんから、口を減らすという意味で外
に働きに出す、はなはだしの場合には身賣りさせ
るといふことにもなるのであります。先ほど身賣
りの話も出しましたが、そういうことも家が完全
に人格として扱われていないといふことに相當す
ると私は考へます。

このような時代を経て女子は學校の時代に入つて

行くのが、その場合通過するのはもちろん結婚であり、ところがこの結婚は一般に家と家との結合なのでありまして、当人同士の問題ではありません。もう一方から言いましても嫁ぎ手をもろうという意味がかなりあります。そしてこの場合の嫁ぎ手の標準は個人的な能力や資質が主ではないのであつて、まず家のステータスなわち家格とか家柄というものが物を言うのであります。そこに仲人の役割も出てきますし、親方取の慣行も生れてくると私は思うのですが、こういった点は瀬川さんの御専門で、その方面からお話があるかと思ひます。そして、部落内婚が行われたところには、いわゆる若者組、娘連中というような年令層集團が村にあり、その規模のもとにかなり自由な結婚もありえなかつたと思うのですが、明治以降そういう点では逆に退歩したといへないこともないのであります。一般に農村では恋愛結婚はほとんど問題になりません。私はある村で「好き連れは泣き連れ」というようなことを聞いたことがありますが、それは結局自由結婚をするに泣き別れをせざるをえないことになる、という意味でありまして、外部の圧迫がそうさせるわけであり、また、このようにゆがめられた環境のもとでは正しい自由な恋愛は起り得ません。また、結婚式も昔は質素だつたかも知れませんが、現代の農村ではできれば盛大にやろうとされます。景気がよければすぐこういう点に金がかけるわけですから、式が盛大にやられるということは、その前途を祝福してのことのようですが、そうではなくて「嫁

のみえ」というようなものがそうさせているのであります。このような結婚の式を通して女子は「嫁」になるわけですが、この場合彼女とは、とよばの慣用が示しているように妻である前に嫁でなければなりません。しゆうと、しゆうとめに仕えるというところがまず第一の条件なのであります。さらにその上に配偶者である夫にも隷従しなければならぬことになるのですが、この場合における嫁に対する評価は、「親はかけがえないが嫁はいくらでもとりかえられる」とあるいは「兄弟は手足のようなものであるが、妻は衣裳のようなものでいくらでも着かえられる」という目で見られる傾向があるのではないかと思ふのです。こういったことは、これまで結婚後の入籍が、家風に適應してこれならやつて行けるということがわかつた後に、あるいは子供が生まれそうになつて初めて行われるというところにも表現されているように思ひます。子供ができるということは嫁として入つてきた女性にとつてはまず地位の安定への第一歩になるわけであり、また、嫁の生活を、既婚兄弟が同居する場合がまだ残つてゐる、より離れた地方において見ますと、嫁の地位は兄弟であるか、おじ（次男）嫁すなわち弟嫁であるかによつて條件が違つて来るのであります。これは「家」における位置が人間を完全に決定するということを暗示するものでありまして、たとへばしゆうとめと兄弟嫁が一つの家に同居する場合に、そのしゆうとめ、兄

嫁、弟嫁という序列が成立いたします。兄嫁がしゆうとめに「どういたしましようか」と問はなければならぬことはもちろんですが、弟嫁の場合には兄嫁を通じてしゆうとめというふうな一定の序列を前提として行動しなければならぬのであります。さらにしゆうとめ、兄嫁等のほかにはしゆうとめの問題も一般の農家では大きな問題になると思ひます。このようにして、他人として「家」に入つてくる嫁にとりましては、夫婦間の愛情は二の次となるわけであり、その夫への愛情を表白することも差控えて不自然な抑圧された夫婦生活を忍ばねばならぬのであります。従つてこれも極端な言い方でありましようが、嫁の生活は四面楚歌の中に忍従を以て始まるというふうな言つてもいいと思ひます。そしてこれが常に繰返されて行くのであります。たとへば古兵が新兵時代の苦しみを経た後から入つた新兵に仕返すというように、自分がしゆうとめになつた場合に再び嫁にかかると忍従を要求するのであります。こういったことは現在では非常に少なくなつてゐると思ひますが、やはり全然かわつてない所もあるのではないかと思ひます。嫁が「一番早く起きて」「一番遅く寝る」ということはいかなる條件のもとでも強制される農村の生活様式でありまして、食料や入浴等の日常の生活慣行のすべてに嫁の地位の低さはつきり示されてゐるのであります。

がいやだから別れるというところなのですが、我が國の農家の一般の離婚においてはむしろそれ以上にしゆうと、しゆうとめとの関係が非常に大きなウェイトを持ちます。従つて日本における離婚率は夫婦結合の強さをそのまゝ示すものではないとせん。「あきもあかれもせぬ仲なれど暇やります親ゆえに」ということになるわけであり、また、さらにこれに関連して私は実家との関係も非常に重要な問題だと思ひます。一般に、実家からは常に贈物がなされますが、私のわずかな経験から見ますと、離婚が多い地方ほどこの傾向は強いようであり、そして私の見解では、それは結局もたらつた目から行われるのであり、そこには、女性の人格の尊重が極めて乏しく、物とあまり大差のない女性側があるのではないかとすら思ふのであります。それから里へ帰るといふ場合にも、特別の日や一定のときに里へ帰るといふことが行われるわけであり、ここにもそれが嫁にとつては解放される嬉しい日である、という近代的な感覚ではつかみえない非近代的性格が認められるのでありまして、單に生みの親に会う喜び以上の問題がそこにあるのではないかと思ひます。そしてまた実家との関係におきまして

このような嫁の時代を過ぎてやつと主婦の時代に移るわけですが、主婦になつて初めて女子の地位は安固たるものになります。この主婦への移行は嫁の場合に地方によつては「へら渡し」とか「しやくし渡し」といふふうな慣行があることも一般に知れ渡つたことかと思ひますが、それは主婦の地位の重要性を物語るものであります。このような主婦の成立は結局農村における婦人の労働力、すなわち、家族生活への寄與によつてもたらされるものであると私は考えます。後に申しますように武士的な家族では主婦権が成立し得ないといふことから考えれば、このことは首肯しうることであり、また、もつともこの主婦権は影がだんだん薄くなつて行く傾向があるのですが、それは、農家の生活が自給性を失ひ、家事万般を取締る仕事が無条件になつて来るというふうなこともよるからと思ひます。しかし、とにかく農村では婦人が生産面でも農耕に従ひ、家事の面でも大いにやりくりして働くということが長い年月の功績となり、その結果が現れて主婦の地位の相対的な高きとなるわけであり、従つて主婦権は非常に苛酷な労働によつてあがなわれる一つの権利であります。しかし、そういう主婦の時代になりましても、やはり家長に従うという点においてはかわりはありません。そして最後につけ加へるならばさらに長生きしまして隠居すれば再び弱くなるということは申すまでもありません。すなわち、老いては子に従ふねばならぬわけであり、また、こうした婦人の地位の変遷は、地方によつては

嫁の時代を「あね」といふ母なること、あつぱにになり、嫁ができるようになると「おんば」といふ、孫が結婚するようになると「ばば」となるというふうにはつきりした呼称の差に示される場合もあり、また、いわゆる「よめさ」から「かかさ」へ、即ち嫁から主婦へというものが婦人の家庭生活における一生の経過であります。そこには相対的な地位の上昇はありましても、依然として「家」にしばられ男子に隷従する点において絶對的には低い地位しか與へられていないのであります。家庭生活における男女同權は説くこととさへ愚かであるといつた状態にあるといわねばなりません。もちろん少し時代を遡りますと地方によつては、正式の結婚を一生拒否された「永代おば」といわれる存在も少なくなつたのでありますから、それを考えると遙かに人間らしく扱われるようになつたといへるかも知れませんが、近代的な水準からみればまだまだ農村の婦人は家の中に埋没してゐて、人間的自由を殆んど享受していないといわざるをえないのであります。

◎農村社会における地位

それでは、以上のような家族上の地位を占める婦人は農村社会においてどのような地位にあるのでしょうか。私の考えるところでは、農村社会における婦人の地位という問題については殆ど論すべきものがないのであります。すなわち、むしろ家族内における婦人の地位という問題が巨制的に重要な意味を持つのでありまして、農村社会においては

それでは、以上のような家族上の地位を占める婦人は農村社会においてどのような地位にあるのでしょうか。私の考えるところでは、農村社会における婦人の地位という問題については殆ど論すべきものがないのであります。すなわち、むしろ家族内における婦人の地位という問題が巨制的に重要な意味を持つのでありまして、農村社会においては

それでは、以上のような家族上の地位を占める婦人は農村社会においてどのような地位にあるのでしょうか。私の考えるところでは、農村社会における婦人の地位という問題については殆ど論すべきものがないのであります。すなわち、むしろ家族内における婦人の地位という問題が巨制的に重要な意味を持つのでありまして、農村社会においては

婦人がどのような地位を占めるかということとは家族における地位を示すことによつて既に答えられていると極論してもよいと思います。と申しますのは、農村社会は前に述べましたように家を構成の単位としており、従つてその家にしづられている婦人が農村の社会生活において直接表面に出るとは極めて稀だからであります。

そして、婦人は自分が属するところの家が村の社会でどのような地位を占めるかということによつて農村における社会的な地位を決定されてしまふわけであり、家を離れた個人として人間が考えられるという事はほとんどなくて、常に何某家の主婦であるか嫁であるかというふうな見方によつて見られます。従つて能力がありましても小作貧農の細君では全然問題にならないほど低く見られるのであります。封建的な色彩の濃厚な村になればなるほど、各階層によつて主婦の呼び方が違ふ、嫁の呼び方が違ふということもあり得るわけです。もちろん女戸主というふうなものもできるわけであり、女戸主が男の家長に比べて代表的な意味をはるかに薄くしか持たないということも当然のことでありまして、それは常に臨時的な、一時的な代用に過ぎません。農村のいろいろな生活によつてそれ／＼違ふと思うのですが、同族的な結合、すなわち、本家分家の関係が非常に強い村においては、さらに婦人の地位は同族において占める自分の家の系譜関係によつて決定されます。本家の主婦であるか嫁であるか、分家のあるいは孫分家の

主婦が嫁かということでは、婦人の社会的地位の高下はきまつてしまいます。奉公人・分家の細君の地位が分家のそれよりさらに低くなることもいうまでもありません。結局農村社会における婦人の地位というものは、その家が持つところの村における階層・家柄というようなものに全部決定されると見ていいかと思ひます。

そしてこういつた村におきましては一般に女子はやはり外に出ないで内を守るものというふうに見なされて、外に對して代表するということ意味をほとんど持ちません。従つて現在參政權が與えられながらも、部落のいろ／＼な代表者あるいは役員を選挙する場合には、彼女たちに選挙權が與えられていないというのがほとんど多数の村の實情だと思ひます。また、婦人は家の中にとじこめられてゐるわけでありますから、婦人が構成するところの村における諸集團というものもきわめて数が少いのであります。村社会の單位は家でありますから、それを代表する家長が集團をつくるわけでありまして婦人の構成する集團が少くなるのは当然のことなのです。もちろん前から愛國婦人会とか大日本婦人会あるいは國防婦人会というふうな婦人團體があつたわけですが、そういう婦人團體がつくられる場合にもその長になるのはだれであるかといふと、それは家の地位によつて能力の有無に拘らずきまつていたのであります。しかもこういういつた官製的な婦人團體は、どういふ役割を果したのでしょうか、それが軍國主義の一つのイデオロギー的な支柱であつた對建的な良妻賢母主義を

◎農村婦人解放の道

人にとの不愉快な言葉に示されるような傾向がないといふはいいません。しかし何がそうさせたかといふことを考えてみますと、これは決して婦人自身の罪ではありません。農村の婦人の置かれていた環境がそうさせているのであります。そしてまた農村は同時に傳統的な社会でありますが、その傳統的な社会におけるこれまた傳統的な家族生活の中でこのように生きる婦人が一層保守的になることは必然だと思ひます。従つて一般に非合理的なものにも氣が付きません。氣がついたところでそれを打破する積極性は出て來ないのであります。またかういつた停滯的な、社会的拘束の強い農村社会におきまして、農村婦人が内面的な自主性を持ち得ないとするならば、その基準とするところの道德が、外面的な慣習的な道德に盲従するといふことになつて來るのもむりからぬことだと思ひます。かくして結局その倫理は「人がそうするから」そうしないと笑われるから」といふようなものとなり、かかる倫理が農村婦人たちの行動を規定します。そしてさういふふうな倫理、意識にもとずいた家庭教育が子供に対して行われます。私は、子供に対する母の教育的影響は非常に大きいものだと思ひます。すなわち、われ／＼のパーソナリティの形成にとつて家族生活がもうウエイトはかなり大きいものではなからうかと思うのですが、その場合子供に最も大きな影響を與える母親が、かういつた非近代的な意識を持つていたとするならば、これは非常に大きな問題であると言わざるを得ないのであります。

以上申し述べましたことは少し極端であり、強調にすぎた点もありますが、その極端さは明治以後若干軽減されて来ているのではないかと思ひます。すなわち、私の大ざつばな考えによりますと、前にも問題になりましたが、わずかながらも農業技術が進歩したことによつて農業労働が若干軽くなり、あるいは家事労働そのものも自給経済の崩壊によつてやはり少くなつてきているからであります。そして非常に大きな問題としては、ゆがめられた教育ではあつたかもしれませんが、教育の普及が非常に大きな影響を與えております。また通信交通の進歩に伴つて都市的な空氣が流入して來たことが、農村婦人に狭いながらも解放への道をつけたといふことも言えると思ひます。さらに上層農家の子女にも女学校教育が授けられるようになり、その結果農家への嫁入りが忌避される傾向を生じたことも無視できません。もつともこれは非常に消極的な忌避なので、あまり大きな意味はもちませんし、女学校教育そのものが儒教的な良妻賢母主義であり役に立たなかつたのです。が、そういったことも徳川期から比べれば農村婦人が解放される道を側面から拓けるのに効果があつたと言えるのではないかと思ひます。實際の生活の上では、依然として女子は無能力者扱いをうけていますが、封建時代よりはるかによくなつておるわけです。離婚率を見ましても、明治の初めごろと昭和になつてからを比べると非常に低

その旗幟にしておつたことはいちまでもありません。婦人のかかる集團活動も社会的人間としての自覚を婦人に與えるものではなかつたわけでありませう。その他村においては婦人が構成する講といふものが若干ある場合があります。しかし、それも自由な婦人の集團ではありませんでした。たとえば子安講といつたものを若いお嫁さんたちがつくるといふ場合にも一定の資格があるのでありまして、嫁入つてすぐ加入できるものではありません。あるいは念佛講とか御普請とかいうふうなものも、大抵嫁さんは参加しないで、かなりの年齢に達した主婦や老人によつて形成されているといふことができると思います。従つて、これらの集團も依然として「家」を背景として作られたものといえましよう。

このようにして農村婦人は家族の中にとじこめられていくということが全面的に受当するなら、その結果として婦人たちの社会への公共性が乏しくなるのは当然のことだと思えます。農村それ自体が封鎖的な社会なのでありますが、その封鎖的な社会においてさらに家族という小さなコスモスだけに生きる婦人が世間の狭さというやうなものを身につけるのは自然のことだと私は思うのであります。従つて農村の婦人たちの興味を引くものは日常的な卑近事なのです。さらに小農社会における表面は穏かに見えながらも、その底に流れる血みどろの生存競争が、彼女たちに反映して悲しい嫉妬や猜疑を生むのであります。『女守中』の主人公が「女守中」といふことが言われますが、黒田が

丁しておりました。婦人の地位の向上を示す一つのインデックスになつております。しかし、こうした諸点はあまり高く評價されてはなりません。そして、一般的には依然として前に極端に申し上げたことが、色合いを若干黯くしながらも続いているということが言えるのではないのでしょうか。ところで、こうした状態は戦後になつて外面的には、大きく変化しました。それは革命的という表現を用いても誇張ではないかもしれません。参政権は與えられますと、男女同權ということが一應形式的には叫ばれる時代になりました。民法の改正による婦人の法制的な地位ははるかに向上したのであります。しかし、こういった外面的な條件が整いまでも、農家自休の経済的な基礎がかわらない限り実質的な革命は絶対にだめなのではないでしょうか。非常に効果的な啓蒙でも行われれば別ですが、そうでなければ農村婦人の自覺も困難だと思ふのです。そして、單なる説教だけで意識が変革できないとすれば、また法律だけで人間が動かないとすれば、以上のごとき法制的な措置だけで絶対に安心することはできないと思ひます。

私の考えるところでは、本來農村の家族では婦人の地位は相対的には必ずしも低くないと思ひます。前に極端なことを申しながら、ここでこのようにいふと奇異に感じられるかもしれませんが、相対的な問題としてこのようにいふのであります。例えば武士的な家族においては婦人は完全に手を束む手段であり、「腹は借りもの」といわれます。地位が高そうに見えるのも装飾品的な高さに

すません。これに対し農家家族におきましては、
そういう手段ではありますが、同時に労働力な
のです。これが前にも申しましたように主婦権とい
うものを基礎づけたのであります。しかもこうい
う労働をもつても女子の地位が低いのはなぜ
でしょうか。家族の生活に苛酷な労働をもつて寄
與しながらもなげ低地位しか與えられないかと
いうことは非常にむづかしい問題ではありましょ
うが、結局大ざっぱに言うならば、過小農的な日
本の農業が生むところの家族主義に基くものだと
いえましよう。独立生活の能力が欠如するとい
うことが農村の婦女子にとつて決定的なのでありま
す。しかも家族以外に婦人たちが自分の生活を築
き上げるべきがないという場合には、いくら勞
働面において寄與しても低くならざるをえないの
ではないでしょうか。井上清氏はその『日本女性
史』の中に「上州の名物はかあ天下とからつ風」
といふことを述べられ、それが粗織物業への婦人
の進出と結びつけられて説かれてあります。それ
が事実かどうか知りませんが、とにかく、そのよ
うな独立生活能力を與えるような条件がある場合
には婦人の地位が高くなることも当然考へられる
ことだと思ひます。しかるにこのような条件は一
般の農村には全然ありません。そして又日本の
農業におきましては、大内先生などの言われるよ
うに、一人前の労働力として評價することができ
ないようだ、労賃すら無視した家族的な小経営が
行われております。そういう場合におきましては
女子がいかに苛酷な労働をしましても、それが正

当に評價されるということにはあり得ないわけ
です。しかもこういつた労働の上に家事労働が加わ
るのであります。教養の時間などがあつて得るわ
けはありまけん。従つて依然として無自覚のまま
に農村婦人はただ働いて死んで行くことにな
るのであります。結局そこには女というものはこ
うしたものだといふ一つの縮図が支配することにな
ると思ひます。
このように考へますと、農村婦人の解放は家長
的な家族の解体以外には道はないと思われま
す。そしていよいよ家族主義の根源は過小農的な農業
にあるわけなのですが、その過小農的な農業を克
服して行く道は、協同化からさらに社会化へとい
う道以外にはありません。生産力を高めて余裕の
ある生活にまで持つて行かなければどうにもなら
ないわけですが、そして、生産と消費とを分離して
家族生活における「家」的な重圧を取り去る努力
が行われなければ、いくらイデオロギイ的に男女
両性の平等といふようなことを注入しましても、
實質的にはその成果をもちとれないのではなから
うかと考へます。もつとも男女同権といふ問題を
結局点まで考へて行きますと、實際には非常に困
難だといふような気が私はするのであります。
おそろしくその理想が完全に実現されるのは、われ
々の社会の生産力がはるかに高まりまして、家
事労働が全然軽減されてほとんど問題にならな
くなり、従つてこの家事労働から完全に解放され
た女子が生産的な仕事に男子と平等に従事する
となるといふような条件が整つたときのことだと思
はると思ひます。

うのです。従つてその理想はなかなかたの夢か
もしれません。そして現在のところでは、せめて
それに少しでも近づくように努力すること、たと
えば都市における勤労者階級をそれなりに上層の
階級のそれにまで高めるように努力することが当
面の目標だと思ひます。農村婦人を農業労働、さ
らに家事労働の二重の労働から解放して、教養や
育児に十分時間がさけるように、せめて都市の上
層の勤労階級と同じような時間がさけるようにと
いうことがまず目ざされなければならぬ目標で
あります。この場合におきましても、日本の現在
の下層のブルジョア階級におけるように、たゞ
生きることに手一杯という場合には、生きて行
くこと自体が問題なのでありますから、自分の妻
が家事、育児にどれだけ労働をまいてゐるか、そ
こまで思ひやる、あるいはそれを正當に評價する
ことはできないと思ひます。従つて、農村におい
てもやはりかなり生活がゆたかならなければ、
当面の目標すら到達はむづかしいのではないでし
ょうか。そこで苛酷な労働から農村婦人を解放し
併せて農家の生活を豊かにするために、協同農
業そのものが機械化され、労働生産性が高まるを
とがまず前提条件になるように思われま
す。それには前に申しましたように、協同化が
さらに社会化へといふ道を何となく進めなければ
方法はないのであります。ところが戦後の
に、この場合、前にも述べましたように、小農
家族的なコスモスの中心作用をとりだして協同農
業の現状を置かれた農村婦人の解放の道は

この協同化をばい条件になりはしないか、そう
いう悪循環がこの場合にもありはしないかとい
うことが恐れられるのであります。このように考
へて参りますと、私には直接現在すぐ実行すべき具
体的な解決策は全然思ひ浮ばないのでありますし
て、とにかく強力な農業政策が行われるというこ
とと、徹底的な啓蒙があつて行われるというこ
と、そういう國家的な強力な施策がなければな
か問題が解決できないといふ以外に何もないな
いのであります。

類進歩の大道を一生懸命歩まねばなりません。そ
うした点から考へても非常に大きな関心が農村に
住まないわれわれにも要求されるのではないでし
ょうか。
非常に思ひつきのな難解な御報告でありまし
た、これで終ります。

質疑 應 答

○岡崎議長 どうもありがとうございます。す
いぶん詳しく農村婦人の家庭における地位と農村
社会における地位について分析されて、また農村
婦人の解放についての御意見を伺いましたが、ど
うぞ御質問のある方は御質問してください。

○野尻委員 農地改革の家族主義的なものへの影
響、農地改革の面でも影響するかどうかという問題は
おもしろい問題ですね。まあ大した本質的なもの
でなく、経済的地位というものが、同族の
中心になつておるような大地主など……

○福武委員 そういつたいいわゆる封建的な地主
とそれにまつわる同族的なものはこれかと思ひ
ます。けれども小さい単位で農家そのものはあ
まり変らないのではないのでしょうか。小作農家
ら、農地改革によつて自作農化したためにかえつ
て保守的になるということが私は考へられるの
です。

○大内委員長 これはむしろ野尻先生に伺つた方
がいいかもしれませんが、工場などへ出ていつて
帰つて来た女の人はいまだ農村にまつといふ婦人
に比べてメンタリティーがかわつてゐることがあり

ますか。
○野尻委員 あるようですね。三年か四年の間に
非常に農村の率が下つて来る。だから三年の間ふ
らつたのです。出た者の帰つて来る率が多いが
三年か四年か下つて来る。そうするとそこに一
つの都市的にアダプトする期間が一つある。昔は
都會的なものを持つて来るというので農村で非常
にきつたのですが、農村に対する影響を都會生
活からもたらして来る。そういうものは確かに考
へられるのではないかと思ひます。ことに戦後
の社会の大きな動きは都會的なものの動きを見せ
てゐるのではないかという考へ方ができると思ひ
ます。

○丸岡委員 戦争中に工場に徴用されて行つた娘
が農村へ帰つて来て、今まではお父さんだけ
が食べ物で満足してゐることは何でもなかつたが、
工場から帰つて来たためにそういうことの不合理的
をそこで見ても、やはり自分たちも同じようなもの
を食ふことを要求するといふことはあるように
思ひますね。

○翁 その点で人口移動といふものはかなりそう
いふものをこわす方面に働かざるを得ないと思ひ
ます。さういふ思ひです。

○野尻委員 同時に古い農村があるために、せつ
かく新しくなつたものがまた古くなつた労働力
として準備されるということがあります。

○大内委員長 これは私の狭い経験ですが、戦後
とく／＼農村にひつぱり出されて講演をしに行く
わけですが、戦後二年は女の人の過半数が

非常に多かつたが、最近またつと女の擧取者が減つて来た。これはどういふことを意味しているのかよくわかりませんけれども……

○福武委員 戦後直後は古いお婆さんたちも、あまりにも急激な変化に茫然としてこれはどうしたのか、近ごろの嫁は大したものだ、里にも帰らなければさつさと帰るというふなことを言つて、なすところを知らなかつた。従つて若い婦人たちは反動的に解放された氣持が強かつた。ところが最近では若干落ちついて立ち直つて来た。いわば老人の反動が、若い世代を再びおさえてきたというふうにもいえないでしょうか。

○丸岡委員 娘時代はわりかた新しい考え方で生きていて、嫁に行くときつたかためになつてしまふといふことがあると思うのですがね。

○大内委員 今の間木曾の御料林の非常に多い山間の村へ行きましたが、これは非常に珍しいですね。男は御料林の労働で本でほとんど農業をやつていない。朝早くから山へ行き、週くまで帰つて来ない。うちをおつかつて村の仕事と農業は全部女がやる。こゝでちよつと話をしたのですが、さすがに女の職業が圧倒的に多い。九割ぐらゐの女がおります。

○野尻委員 経営規模が小さいのですか。

○大内委員 大体三反から五反ぐらゐです。

○丸岡委員 さつき福武先生が講に出る者は主婦で嫁は出られないとおつしやいました。やはり今でも同じ姿が見られるのです。PTAの会合なんかでも、自分の子供の問題のだけれどもお婆

あさんが出て行つて困るということもよくあるのですがね。

○野尻委員 産児制限が歓迎されないのは家の構造の問題ではないでしょうか。それから生産構造——結局人間を多く必要とする農業の構造がそうさせるのでしょうか。

○福武委員 それもあるし、それから生んだつて何とかなるという考え方があるのではないのでしょうか。先ほどの話にもありましたように四人とか五人とかあつてもいいというふうな……

○大内委員 これはやはり農業が手の労働が必要であるという、またそういう家屋の構造が……

○丸岡委員 農家は子供が五人なくちや暮されなといふ説教もたび／＼聞かれました。

○櫻井委員 中年以上の人はそうですね。十一人もあつたと言つていました。若い人は三人を申しますね。

○婦人の仕事があつたこと

そのころの村というものは昨日来伺つたように家をもつて大抵基礎をなしてありまして、その家は一定の耕地を持つて、それに家族の勞力を投入して生産して暮して行くという簡単な経済状態といふふうに一應考えてよろしいと思ひます。そういう場合に農家の婦人にどういふ仕事があつたかと申しますと、ここにあげましたようなたくさん仕事があります。これを大きくわけてみますと、昨日のお話の通り農家の婦人は一方では農業労働者であるし一方では家事要員であるといふことははつきりした事実でございます。しかも前代の村では田畑から穀物をとるばかりでなく、自分の被服の材料も畑に植える、——百年前にはまだ麻を植えていた所もあつたし棉を植えていた所もあつたのです。村に入つて昔の話をききたいといへばお婆さんたちは初めは警戒して居りますけれども、

「昔は漬物を自分でしたさうですね」といへば、

「うむ、そうだ」と言つてさつそく話に乗つてくれます。

ここから入ればこちらの聞きたい食物のことも「麦食べたでしよう」「ひえ食べたでしよう」と言つても話がきこなくならない。食物から入ると、「わしらの食物を聞いて何する。乞食みたいなものを食べたのさ」と言つて怒つてしまふから被服の問題から入るようになっておりますと全國どこ

○福武委員 方法も聞いてみましたが、さうでたあめな方法ではない。何でそういう知識を得たかといふことを聞きしたら、それはみな勉強しようといふ氣がある。

○岡崎議長 会場の都合があつてやめなければならぬさうですから、いろいろとまだ御質問がおありでしょうが、きようはこれのくらいで打ち切りまして明日また十時から始めます。

午後五時四十五分散会

八、農村婦人の生活意識

(四月十二日午前部)

○丸岡議長 それではこれから農村委員会の第二日目を始めることにいたします。

今日は午前中に昨日の残りの三委員に御報告をお願いして、午後討論に移り、委員会としての結論を出していただくという順序で進めたいと思ひます。

それでは農村婦人の生活意識について瀬川先生からお願ひします。

○瀬川委員 私は現代のことは是非に知らない方でございます。大体前にはどうだつたかといふことだけを注意いたしております。その前といふのも村の七十、八十の老人を目あてにして、その人たちの記憶にあるところを聞いて歩くのでこゝ百年前ほどの古い姿をつかみたいというのが私の希望なのでございます。

歩いてみますと村には前進地ともいわれる非常に早く開けた村とまだ自給自足分子の多い村と、少くとも古い村と新しい村と二つはありますし、その間にはまだ沢山の段階があるようでして、もし改良といふことを考えるならば、日本の部落のそういう文化階級というふうなものをひとつ設定しておく必要があるのではないかと思ひます。百年前と申しますと少しばかり暮末に足を入れたころでありまして、結局今の機械化時代に先行した時代でございます。

前代の農村の婦人の仕事

- | | |
|--------|------------------|
| 一、農業 | 二、家事 |
| ×肥草刈 | ×山菜とり |
| ×牛馬の世話 | ×麻・棉などの被服材料の栽培 |
| ×肥料運搬 | ×火たき・水汲み |
| ×田畑の下拵 | ×主食の調製 |
| ×田植 | ×雑穀の煮しらへ |
| ×草とり | ×カサ食の炊き込み・カンコ |
| ×刈入れ | ×屑米・雑穀のための粉挽き |
| | ×菓子・うどんづくり |
| | ×味噌づくり |
| | ×薪・薪炭・炭焼・俵づくり・運搬 |
| | ×糸紡み |
| | ×糸紡ぎ |
| | ×草木染 |
| | ×織物・養蚕 |
| | ×裁縫・洗濯・染仕事 |
| | ×縄なひ |
| | ×履物づくり |
| | ×なくなつた仕事 |
| | ×半減した仕事、村によつてはな |
| | くなつていふところもある |

へ行つても、成功することがわかつたのでござい
ます。つまり今の七十、八十の人たちの時代まで日
本では家庭において糸をつむいだり、草木染をす
ることが実際行われておつたということを——都
会におればそうでもなさそうに思うのですが——
はつきりと知つたわけでございます。今日でも村
の婦人が農業労働者であるということ、それか
ら家事の中の食生活を取扱つてゐるということだ
けははつきりわかりますけれども、被服の材料や
織物までしたということ、それから足の方のわら
じや草履をつくつたり、履物はほとんど縫製であ
つて不足袋以前だつたということがだん／＼と
頭にはつきりして参りました。以前は被服の仕事
が非常に多かつた。これも家庭の仕事に入るのだ
つたということがだん／＼わかつて来たわけでご
ざいます。それから都会におりますと薪取りとい
う仕事は浮んで来ませんけれども、薪取りはどこ
でもというくらい女の仕事でございます。その上
に水汲みがありますし、以前の村はなか／＼複雑
な生活だつたのですが、今行つてみますとその仕
事の種類が非常に減つております。農業の部面
では肥草刈りというものがいづれ減つております
し、屋根の茅刈り、まぐさ刈りも非常に減つてお
ります。というのは金肥になつたからであつて、
従つてこやしつくりのためもあるていつた牛
馬の数も大分減つておりますし、またその肥料を
運搬するという仕事も減つております。あとの田
植えとか草取り、刈入れとか稲こき、ここいら辺
は申すまでもなく、機械というほどでなくとも道

具がだん／＼進歩しまして仕事がつてゐること
は申すまでもありません。それから食生活の面
において粉挽きが非常に多かつたということに
つくりたいします。主食が明治初年のものと今日の
ものとだけ違つてゐるかと云いますと、明治
初年には雑穀食が多くて、今日が米八割に麦二割
ならばそれが違つたということとはどこでも判
断したように申しますから、これも八十年から五
十年以来の変化であります。雑穀とか、くす米と
いうものを食べるにはどうしても粉食になくて
はいけないので、以前の村では案外粉食が多かつ
た、雑食や朝草を刈りに行くときは團子を持つて
行く、そば團子とかそばがきとかいろ／＼なそう
いう食物が非常に多かつた。それで粉挽きが大き
な仕事で、お嫁に行くときには、粉挽臼を持つて行
くという地方さえありました。その上、みそづく
り、酒づくりというものも——酒などは禁制にな
らぬ前はみな婦人がつくつておつたわけだ。その
ように家庭の仕事がどこまで生業であつてどこま
でが家事であるか区分がつかなくなつたわけでご
ざいます。みそづくりなんかも、私もはみそ屋で
つくるものを使つて居りますけれども、いなかで
はまだ自分の家でつくつております。しかもこの
家事がとかく手ではかりやるか、手の延長である
道具でするものだから、すいぶん朝から晩まで
働いておるのであります。そうして農業は大體翌
の仕事、粉挽きや麦揚きは夜の仕事で、糸つむぎや
染色や草履づくりは雨の日と夜なべです。農業期
には洗濯や裁縫というものは農家の婦人は全然す

べきものでもないというのがお姑さんの通念だろ
うと思ひます。その後の八十年の間に——それ
以前にもですが——薪をとる仕事の中から薪を賣
る仕事ができ炭を焼く仕事ができる、養蚕がまた
ひとつの職業として独立するといふうちに、この
中からいろ／＼職業化したものもあれば、炭焼つ
くりなんかは、自家製造の炭を入れるために炭を
つくつたのが今では女の副業になつて一日二十枚
つくとか三十枚つくるということになつたり、
炭の運搬も二里の坂道を運搬だけをやつてゐると
いうように分化して行きました。農家の婦人の仕
事の種類は非常に減つたと思ひます。ことに被服
の問題では糸つむぎも染色も織物も、職業化して
農家の外に出ていますし、裁縫のうちの男の着物
や子供の洋服は既製品を買つていますし、もう少
ししたならば女の洋服も既製品になるだろうと思
ひます。そういうふうな非常に仕事が減つてゐる
というのを村の人も女は平あきになつたと申し
ますし、私ももそう思ひますが、しかし、勞
働の項目が減つてゐる割りに労働の量が減つてい
ないらしく今日もあつくとして働いてゐるとい
うことを何とも納得の行かないことに考へてお
りましたが、昨日お話を伺つて、きつとそういうと
ころに、働いて／＼、どうにもならない困つた
ことがあるのだらうということも理解いたしまし
た。次に農村の問題の二つになつてゐる姑とい
うものを解剖してみたいと思ひます。

◎前代の村における 主婦の地位

姑という存在はいかに今日の進歩をはばんで
おります。しかし十七才から死ぬまで姑である人
もいないし、三代も四代も一人の姑がいるわけがな
いので、みな新しい嫁が姑になり、若い嫁が姑に
なりして、姑の地位というものが連続してゐるわ
けでございます。その姑の頭固ということですが
姑が非常に圧迫的な権力を持つてゐるということ
は、結論から申しますとかつてのこういうふうな
農家においては姑の、つまり主婦の地位、権力が、
非常に強かつたのだと思ひます。どういふ
うちに強かつたかと申しますと、これはどなたでも
わかつてゐることを復習するよう相すみません
けれども、一通りまとめてみるの必要かと思ひ
ます。今日の姑は前時代の生活を代表する存在で
ある、前代の代表的な婦人であるといふ風に考へ
てみますと、この姑もまた一方では農業生産者で
あり一方では家事担当者で、これだけの種目の仕
事を遂行して来た人であります。自家の畑に畝を
とるばかりではなくユビやデマガリで他家にも行
つて働きます。どこまでが農業でどこまでが家事
か区別のつかない生活をやりくりして来た、こと
に食生活においては今もそうですが、以前の農家
も不足がちで、いかにして、カチ食の菜つばをきざ
み、いもをきざみ、ひえ菜をこしらえて食べるかとい
うことには主婦の一方ならぬ世帯の切りまわし

というものが必要で、要するにやりくりして食料
しを残すのが、こういう時代の單純な農家の財産
をつくる大きな條件の一つでありましたから、主
婦の食運ばし策というものは家を立てるかつたお
かといふ境い目なのだとすることを男の人からで
もよくきかれます。そういうところに主婦の手腕
があつたし、その上酒もみそもつくつたとい
うわけで、非常に杓子の権が強かつた、能農家な
どは反別の多い方ですからたいてい農奉公の女を
たくさん使つておりましたが、その農奉公の女に
飯を炊かせるような主婦はだめだといひます。つ
まり主婦が飯を炊いてその人たちにまかなうとい
うことはカチ飯のやりくりにも秘訣があるし、一
方において、農奉公の女を専門に全時間を農業に
費させることで、楽な飯炊きなんかはさせない、
昨日お話の嫁さんの立場と同じことで家族の労働
を強化するために先にたつて働くのです。その上
に消費生活のやりくりがあるものですから主婦が
家の生活を指導する力は非常に大きくなつて、杓子
の権は文字通りお茶碗に盛付けてやるところから
家族の労働の能率の上にまで徹底しておつたよう
です。その盛付け方によつて奉公人でも自分の家
族でもが喜んで働くようになる。濁酒を一ぱい飲
ませるといふ奉公人が非常に感激して働くとい
うことをよく言ひますが、それが労働力の再生産
とでも申しますか、奮起させて働かせるには、以
前はこの食生活が非常に大きい役割をもつて居り
ました。

それから衣生活においては完全にこれは女が着
せたり被せたり役目を引受けておつたのです。
かつて三河の山村に行つたときに区長さんが、
昔は女はこの仕事もあの仕事もやつたのに近ごろ
は、男が子供等のシャツまで買つてやらなければ
ならないのでまづたぐりきれなくなつたと言つ
たらきいて居つた若い女の先生たちが親がつて笑
つたのです。つまり五十年前までは男が着物を
買つてくれるものではなかつた、女が全部弁じた
ということをはつきりと了解することがむづかし
かつたのであります。たつた五十年の時の距離で
も理解しにくいのです。そんなわけでこの仕事も
減つてしまひました。農業の中でも副食物を植へ
る菜園畑は主婦の管理で男が手を出すと思はれる
といふ地方があら／＼とあら／＼ありました。
衣料としての麻畑も主婦の責任でありました。
それから豆や小豆のような畑作の種子は姑が貯く
といふことを、今でもやつてゐるところがありま
す。おそらく農業の技術においても主婦は嫁より
は一年の長であつて指導の立場にあつた、とにか
く複雑な家事と農業生産といふ二つの職業をや
り抜いてゐたといふ点において、主婦は農業の部
面においても嫁を叱ることができたし、消費生活
の上でも嫁を指導する目もあり権威も與えられて
おつた。それで主婦の座席も主人の座席と同じよ
うにきまつておりましたし、暖簾なども主婦が嫁
に世帯を譲つたときには別の暖簾に移るといふ所
も相当あります。いづれ封建制度の影響もありま
しょうが、この時代にはこういう複雑な生活を処
理するために自然に家の秩序といふものが出来て

来て重んぜられた点も大分あるのじやないかといふことを私は感じています。これは封建的な外部の影響も非常にあるわけですが、こういう自然の生活状況からしても、それだけのややこしいことを嫁と姑が相談してやるということはないか、不可能なこと、私たちが戦時中にもうもろこしと麦と米の配給をやくりくりしたことを考えてみても、これは論議ではできない、結局賄賂算用の強制的なものになつてしまふ。ちやうど私たちの戦時と同じような不自由な生活の時代、ややこしい生活の時代には、薪の燃し方ひとつでも主婦のことが多かつたのだらうといふことを考えまして主婦が独裁権をふるつて調算用によつてやりくりをしたといふことに私は同情を持つておるわけでありまして、ですからいいえだといふわけではないのですが、それがつまり家風といふような主張になりまして、うちの嫁はみそを下手にした、漬物の塩の入れ方が少なかつたといふようなのは非常に末端的な批評のようですが、もし東北地方で漬物の漬け方を誤つて腐らしたならば、各中の家族の栄養價の上でたいへんなことになつてしまいます。みそなども私どもは單にみそ汁の調味料だと思つていますが、農家に行つて聞いてみますと東北でも四國でもみそは調味料以前に副食物であつた、なみそであつたといふことがはつきりわかります。みそといふものは三年みそなどといつて三年経済になります。農家の経済の大部分が三年、五年にわたつてやりくりをしなければならな

い経済ですから、今日の私どもの一月経済、俵給袋をもつて野菜を買つて肉を買つてといふ一日の経済に比べると、なかなかこれは氣なな計画で頭があるから、昔の主婦はすいぶん聰明だつたといふ柳田先生のお話をこのごろ初めてわかつたやうな氣持がいたします。

●村の婦人の社会生活

以上は労働の面からみた主婦ですが、そのほかに村のつき合いか年中行事といふ村の婦人の社会生活の面があります。一軒の家のまわりには親類があり村があります。家が立つて行くためには親類も大切ですし、村の人と共同に生きて行かなければならないといふ部面が、百年前の村には非常に多かつたと思ひます。第一に草を刈る所は村の共有地ですし、薪をとる所も大体共有山です。それから水田に引張る水も、井戸はもろろんのこと実に共有部面が多かつたのであります。もつと深く入りますと、家族の中の青年たちが村の一つの年齢階層として集つて遊ぶ、どこかの家でも宿にして夜は泊つてゐるといふ生活がありました。他家の年頃の息子や娘を五人も六人もあすかつて三年も四年もつとめてやつてそれ／＼の結婚の相談相手になつてやるのも主婦でした。そんなによその若者が五人も六人も泊りに来て、かまわぬのですかといふことを私はとき／＼だめを叩いてみましたが、昔の人は氣がいいから何とも思わぬといふことを言ひます。とにかく家といふものが村を親戚と協力なしにはできなかつたのでございます。

村の生活は何時の時代にもたえず変遷してまいりましたが、ここ八十年來は特に急激に変遷いたしました。一つ一つの部落が現在の村に統一された時には、いくらか統合したつて部落は部落だといふ氣持を持つておりましたし部落の氏神が村の氏神に統一されたときには、われ／＼の氏神を粗末にするといつて口惜がりました。部落有林が村有になつた時にはこれまた自分たちの財産をとられるやうな氣がして部落感情を発露させて大いに争つたのであります。学校をどの部落に建てるかといふ争をおしまいくらいにして、この部落感情が今日の村なり國家といふものに統一されるやうになつたのです。さらにこれが國際人としての自覺にまで到達しなければならぬ將來が約束せられてゐるのであります。前代の村の婦人たちは家といふものを中心にしてこれだけの社会的經驗をして來たのであります。同時にこの年代の時勢の変

村の人や親類の人とのつき合といふことは、今の私たちが思うやうな友誼を温めるとか親しみの情を新たにするとかといふ問題ではなくて、生活の問題でありました。たとへば息子が十五になつたときにはどうしても若衆組に入らなければならせん。これはいろ／＼お祭りとか結婚とかの問題もありましたけれども、第一に若衆組に入れば十五でも村の道普請に大人なみとして出役できる、漁村ならば一人前のわけまえがもらえるのです。田植えのときに手傳つてもらつても息子が若衆組に入れば若くて一人前の者として返礼の手傳にやることもできるといふ風に息子の成年式だけでも家の生産努力を維持して行くことに非常に關係があります。共有地ばかりではなく田植とか麦刈りとか労力の方でも協力します。村といふものの背景なしには家が立ちゆきませんから家ではしつちゆう村の衆とのつき合をよきとする。親類とのつき合をよきとするといふことは一つの大きな仕事として考へる。そのよきとするが何によつて行われぬかといひます。年中行事や冠婚葬祭にかかんでゐるのです。たゞは分家だつたら、正月には必ず本家にいさゞの儀に行つて、本家でも分家を招請する。こういう節目に一緒に食へるといふことがつき合ひの中心でありまして、お祭の時には親類を呼ぶ。親子の間では盆や節句に招き合ふが何かを持つてゆく。

へ招待することだつたならば主婦はそれほど苦勞もしないのですが、これが主婦のやりくりの生活の中からは團子をこしらへたり餅をこしらへたりしてすることになりますから、社交の一切といふものが主婦によつてまかなはれてゐるわけなのです。で年中行事とか冠婚葬祭をいなかの人が非常に大切にすると、おごる、見栄を張るといふのはそういうところに原因があつて、もとは家の生産経済、家の存続と結びついていました。結婚のことをタノメといふ地方がありますが、田植や麦刈の農仕事に手傳い合ふことを約束する八月朔日のタノメの節句のタノメと同じことだと言われておりますが、それほどの年中行事とか冠婚葬祭の飲み食い村の協力を結びつける大事なことでつたのです。それが食物を中心とするのですから、主婦の外交手腕といふものが、非常に意味が大きいです。村とのつき合ひをよくする責任は主人よりもむしろ主婦の方が重かつたと思ひます。家の婿さんが厳しく、批評せられるのもこの点でありました。今日年中行事とか冠婚葬祭といふことに対していろ／＼な改良が行われて居りますが、もとはその根柢に於て生活と結びついていたので、今日でも村の人はそれを大變氣にするのだといふことを理解しておきたいと思ひます。その上昔は學校がなかつたので娘はもろろん主婦の手にあり、孤兒や老人や潰れ家が親類にあつてもそれを引取る責任がありました。今日の社会厚生制度といふものを家が引受けたり村が引受けたりした時代が百年前にあつたといふことを一應思ひ出しておきた

いと思ひます。それで悪いことをした者は村人から除外せられるといふ制裁もありました。婚姻も村内婚が多かつたし、共同の氏神の氏子という形で村の生活と家の生活がその時代のそれなりに完成された人間の生活の経過をすにいらなかつたひとつの過程——生活様式であつたといふことを認める必要があると思ひます。あの村の人の顔がみんな似てゐるとか、あの村のことばが変だとか他から噂されるほどの部落の性格をもつてゐましたので、その時代の村かぎりの政治的認識ならば、どんな家の娘さんでも充分にもつて居つて立派な世論の單位でありました。

遷に伴つて、買ふものは遠ばかりの自給自足的な昔風な生き方が、がむしやらな労働とやりくりでまかなつて來た生活——ではどうにもならなくなつて來ました。商品経済にたよる部面が多くなるといふことは、主婦の生活を支配する力を弱めました。學校の先生が子や孫を預つてくれるやうになり、保健婦さんが嫁の健康を心配してくれるやうになり、専らにもこちらにもその道の權威が現れて、百年前の農家の複雑な米分化な生活がだん／＼分化されて、家が生活の單位であつた時代に比べると主婦のなしろること、主婦の支配し得る生活が非常に減つたのであります。先には労働種目が減つたことを申しましたが、こういう面でも主婦の實力と支配力が減つたので、主婦の家政の内容がやせ細つて無力化したわけでありました。この歴史的経過、生活の変遷のしかたは誰でもが知つてゐることですが、多くの錯誤、迷誤は前時代といふものをあまり簡単に取扱ひする所から生ずると思ひます。つまり農村の人が栄養の低い食生活をしていたことにも村の家の貧困がだだつびろいにも、それ／＼生活の必要から來た歴史的な理由があつたといふことを強調したいのであります。改良のプランと共に村の生活文化の段階、その生長層を掘つて居たいものだと思ひます。

てあまり暮しよくもなさそうなのです。ここはくらしの楽な所だという村に限って食物がよくない。低い生活程度を固守していることによつてやがては安んじているらしいのでございます。ここは暮しにくい、という村では離婚なども出します。そこにも農村のひとつの問題があるやうに思われます。農村の生長盛ともいふべき前代の状態をはつきりつかんで、その線に添つて村の婦人たちが動かれた方がこれは大膽に解決して行くのではないかと思ふのでございます。農村の無智、姑の頑迷だけではないもつと根本的な事情が伏在していると思ひます。

◎迷信

もう一つ姑が代表しているものに迷信というものがあつた。これは今日の科学以前の科学ともいふやうなひとつの思想体系であります。

その一例としてあげられることをこの人たちはまだ氣にしてあります。お産をしたときのけがれとかいふ／＼なけがれといふことをかつては非常に嚴重に守つておりました。昨日出産後十日くらゐで働くといふお話が聞かれましたが、確かに海女の村でも豊村でも、十日くらゐたてば働きに出ます。海女なんかは今夜出産するといふ日まで逆さになつて海にもぐつて、そして十二日目には口あけに出るというくらいなことをしているのです。それでも三十三日間はお産さんに参らないとか、火がけがれるとかいふことはよく守ります。そういうひとつの思想体系があつたのでござい

ます。まあ迷信と稱するわけなのですが、聖なるものと聖ならざるものとを区別する、それがあつたのです。今日では田植は婦人の労働から除外したい労働になつて居りますが、田植だけは早乙女でなければならぬという思想が千年もつゞいて居るのです。食器を洗ふことなども一日と十五日と二十八日、この三ヶ日は鍋からお膳から全部洗ひますけれども、あとは洗わないという所を私も「三箇所見ました、それはつまり神様の日だから洗うので、御用のために洗ふ必要はあまり考へていないのです。これは幼稚な思想ではありますけれども、要するに今日の科学以前の生活を貫いていない思想体系であつて、私たちの心の中にもまだ／＼生きて居る問題であります。盆や正月の里ゆき、魂まつりなどといふことも關係があることで將來でも、年中行事みたいな生活のリズムが欲しかつたり、死んだ親がなつかしいといふやうな感情がある限り、決して昔に返るわけではないのですけれども、私たちの心の中ではまだ解決されていない問題もあらうと思ひます。

今度の旅行で、女の仕事は昔よりも多いですかそれとも少くなりましたか、と二人の姑さんに聞きました。

「私たちの時代からみたら案になつた、この頃夜なべは家持ちでも本を洗ひでいる」と

と憤慨して居ました。家持ちでもというのは主婦のことで、主婦であつても夜は本をよんで居るのだからという、本を洗ひことに對する反感はなか／＼つよいのです。これは前代の主婦はみたり

聞いたためしで修養したためばかりではないやうです。

「以前と比べて女の仕事はないと思ふが氣分の折れることは今の女が折れるだらうな」

と同じお婆あさんが言ひました。これはおそれく働いても働いても貧乏だといふ生活の不安をいうのだらうと思ひます。それから、

「嫁さんはどういふ人をももらいますか」

と言つたら、

「働きがいい人というのはいくらでもありますが、手足の勞を惜まない人、よくおつき合もできるやうな手がいい、村ではつき合が惡くては立たないから」といひました。それから結婚の自由についてたずねました。

「昔は會計から何から親がすべてをやつて節用たつたけれども、色慾のことは自由だつた。今の若い者はそこが不仕合せだらうと思ふ」と申します。前代の村人の結婚が凡て親まかせであつたなどと概括するのは婚姻史の上からも誤りでありませう。それから農村の婦人が男子に隷屬して居るらしく見えることについてと、お婆あさんはわらひ出して、

「世帯は男にわかりませう、女がきまつておられぬことにはいけません。今日は、主人がいまからとお客様に對して言つてやるのはあれは表ひきの一應のことで、主婦は何もかも知つて居るのだ、主人の知らないことまで知つて居るのだ、それを知らなかつたらワヤになつてしまふ——めぢや、ぢやになつてしまふ、こちらではわかり易いぢやないやうです。」

るのだが人前だけはさう言つて出しやばらぬだけのことであつて農業のことだつて世帯のことだつて主婦は何もかもわかつて居るのだ」

と言つておりました。新しい政治機構や税金のことや何かもわかつて居るかどうかはわかりませんけれども、少くとも村と家のことについては主婦はたいい隅から隅までわかつて居るわけなのでございませう。豊村の主婦といふものは、外から見ればかわいそうなのですけれども、實際は農業生産者であるし、農村にはまだ自給自足面が多いものですから、世帯のやりくりといふ支配面もあり、家庭生活に於ては都會の僱給生活者の奥さんよりは実力と自信をもつて居るのでございませう。

こゝういふ点を取り上げて生かしたいと思ひます。一人のお婆あさんの言葉をもつて全國を結論することは出来ませんが、併し、村の生活の事實がどうだつたかといふことを見なおしたしかめる機会にしたいと思ひます。大分時間を費したと思ひますが以上でございませう。

質疑 應答

○丸岡議長 どうもありがとうございます。当面の問題に追われております私たちの前に非常に刻明に、たいへん興味深く祖先の姿を浮び上らせていただきましたわけで、意義深く感じました。この御報告を昨日の福武先生の御報告などとからみ合せて考えてみますと、私たちに非常に大きな示唆を與えられるものがございます。また農村の婦人を対象にして仕事をしております者にとり

まして、農村への入り方というふうなものまで非常にいろ／＼な示唆を與えていたではないか、へんありがとうございました。

御質問がございましたら……

姑が嫁に家政をだん／＼手離して行くという過程の中で、何を一番先に手離して行くのでしょうか。

○瀬川委員 そこはまだ考えたことはございませうが、米櫃の管理、毎朝の米をはかることは最後までやるやうです。あれをやめたときは完全に譲つたのです。譲つたあとはもう豆、小豆も私がやつたりくれたりができないと言つてさつぱりと諦めて居るのをみました。そのかわりお婆あさんは食べるものもかつてものを隠居所で食へることとができると申しておりました。

○野尻委員 譲りますときには一定の年とか、何か機会があつて譲るようになるのですか。自然に譲るようになるのですか。

○瀬川委員 それが問題なのでございませうが、嫁が入つてから七年目八年目それ以上同居して姑仕えをするのが前時代の農村だと私たちはきめてかかつて居ますけれども、嫁をとつたトタンに隠居する所が全国的に散らばつて居るやうでございませう。嫁をとるとすぐに次三男を連れて隠居するところも少くないのです。その研究もこれからでしよう。

○野尻委員 それは長男に嫁をもらえば幾つでもですね。

○瀬川委員 そうです。もう一つの形式は、嫁さ

んをもらつても二、三年、少くとも子供がでるまでは嫁入嫁だつたといふ所が多いのです。そうしますと姑と衝突するわけがない、姑が世帯を譲らないうちは嫁さんが来ないのですから。伊豆の大島なんかはつきりそれでした。

○野尻委員 舊院とか隠居所のやうなものを建てるのですか。

○瀬川委員 建てます、でなければ納屋に隠居するとか。食事だけの隠居、耕地を分ける隠居もあります。又ねる所だけ隠居するものもあります。さきほどお話ししたお婆あさんは寝る所だけ隠居しておりました。その方が氣楽だと言つておりました。

○丸岡議長 隠居所が建てる家といふのは割合いい家ではないのですか。

○瀬川委員 それがいよいよただけがするやうではそこには、隠居の制度があるとはいへないわけですね。私どもは以前どうだつたかといふことを主にきいて歩くのですが、今度行つた愛媛縣の村ではあそこからは隠居家を建てたからまあ嫁をくれてもよからうと言ふやうです。私が、それでは隠居さんがいないから嫁をくれても嫁が来たらうといふわけですかと言つたら、いやさうではない、それだけ順序を立てるやうな農家ならば嫁にやつてもいいという氣持なのです。このように嫁をとれば隠居するといふ所、隠居しない前は嫁入婚の期間が何年か続くといふ地方がある一面には、嫁と一緒にあつて七年も八年も杓子を譲らないといふ所もあるのです。

ようか。
 ○瀬川委員　私は現代については注意が足りない
 のですが、これだけは言えると思いますね。關八
 州をめぐる織物都市がございますが、あの織物は
 結局そのまわりの農村の産物で山ものだったので
 すが、その盛んだつた頃には八王子のまわりの

櫻村も、桐生の主わりの櫻村も、娘の働手が多いもので、それから結婚年齢は高かったです。それから、それから信州の養蚕地帯で結婚年齢が非常に高いのを見

では女の働きがつよいので、結婚年齢は高いですね。高いばかりではなく、男子よりも年長者が多いつまり姉女房が多いのです。飛騨の白川村などで

手間をもちつておめでとうと誓う。

○丸岡護長 一昨年の信州での調査では女が三十七才で男が三十二才と平均年齢が出ていました。

○櫻井委員 最近そういう傾向があるのですか。

○館 都会で最近のような低い結婚年齢というのは今までわれ／＼が取扱つてゐる範圍ではあまり

ないです。最近東京都で女子の十四才が十才までの結婚が相当たくさん現われているようです。

す。都会の方はこれまで平均結婚年齢は上昇してきてなしたつたわけですが、下る場合にも相当する要因が少いのみ見えます。ところがこれまで結婚年齢の上るのにブレイキがかけていたといえます。下る場合にも異動はやはり何らかの力による

5. たいしす。

◎農村婦人の政治的進出の背景

○櫻井委員　全國で婦人の町村長が統計の上で有名おります。その中で、女村長といわれるのが三人、これは茨城、千葉、秋田に一人ずつであります。が、どういふ事情で女村長が生れたか、その事情を探つてみますと、いずれの場合も大休同様の事情があるようであります。一人の場合は、その女村長さんの主人の側、すなわち夫が前村長、前

代議士で追放になつてゐる、その家柄は近郷きつての豪農であるというような背景、それからもう

一人の場合も村長四期を勤めた主人が追放になつた。他のもう一人の場合も前村長、翼賛会長で追放になつた、これまた村での家柄を背景にして、婦人の村長として選ばれたのが必ずしもその人の人格とか識見能力とかが買われて選ばれたという

よりも以上に、今のような豪傑とが大地主という家柄がものを言うし、また追放中の夫の身がわり

というような關係が婦人の村長を生んだといふことがわかります。

つきりと地主の家柄にものを言わせ、土地を守るため、追放中の主人の身替りとして農地委員に出た。全國十萬六千余の農地委員のうち、婦人の委員

が百十二名の進出を見ておりますが、大体そうい

◎農村婦人の政治的進出

の背景

○櫻井委員　全國で婦人の町村長が統計の上で六

名おります。その中で、女村長といわれるのが三人、これは茨城、千葉、秋田に一人ずつであります。

すが、どういふ事情で女村長が生れたか、この事情を探ってみますと、いずれの場合も大休同様の

事情があるようであります。一人の場合は、その女科長さんの主人の側、すなわち夫が前科長、前

代議士で追放になつてゐる、その家柄は近郷きつての豪農であるというような背景、それからもう

一人の場合も村長四期を勤めた主人が追放になつた。他のもう一人の場合も前村長、翼賛会長で追

放になつた、これまた村での家柄を背景にして、
婦人の村長として置かれたのが必ずしもその人の

人格とか識見能力とかが買われて選ばれたというよりも以上で、今の世の中は素養とが大地主と

家柄がものを言ひし、また追放中の夫の身がわり

とがわかります。

同じようなことは市町村の農地委員の申の輸入の場合にも大体あてはまる、むしろこれの方がは

ため、追放中の主人の身替りとして農地委員に出

た。全國十萬六千余の農地委員のうち婦人の委員が百十二名の進出を見ておりますが、大体そうい

[illegible]

100

関係から出てくるようであります。

それから全国十七万五千の町村会議員のうち、女性が六百七十七名という進出をみております。これは長野縣の五十名を筆頭とするわけですが、婦人会などが比較的活潑で、その代表として一名出すというふうな関係もありましたが、町村会議員の中での女性の進出が、封建性の強いと言われる東北地方に比較的多いというのを見て、必ずしもこれが新しい意味での女性の政治的自覚の表現であるとか、政治的進出とかいうふうには結論を出し得ないようであります。つまりさつきのように家柄とか身がわりとか、あるいは女性の進出をひとつの景物扱いにする、縮えもの視するいわゆる「紅一点」視する傾向が、女性のそういう場面での政治的進出一般について言われるのじやないか。

◎ かかあ天下の経済的基礎

それからこれはあとで平木さんの方からお話があると思いますが、全国の農業協同組合の役員、理事とか幹事とかに選ばれた女性は、十二縣の調査によりますと、婦人の理事が六十四名に幹事が十六人合せて、八十名の役員が選ばれております。これは大いに歓迎すべき傾向のように見えますが、実はその内容をみますと、主として特殊な関係の組合と養蚕関係の組合の場合が大部分であります。この養蚕と開拓関係の部門は、さきほどかかあ天下の語が出ましたが、農村における女性の孤張——と言つて大げさであれば、婦人の

地位の向上をもたらした二大部門であるというようにも言われるわけであります。というのは、養蚕はその労働の七五%までが婦人の手によつて営まれる、その労働の指揮も男子でなくて大抵婦人がこれに当る、従つてまたその収入も、これはまさにおやじの制約を免れるほとんど唯一の収入、婦人のきんちやくに解する今までは一番大事なものであつたわけですね。そういうわけで養蚕が「かかあ天下」のひとつの経済的基礎でもあり、婦人の地位の向上をもたらした、従つてまたそういう地帯では婦人の力も非常に活氣を帯びて婦人の集りには氣勢があがるというふうな傾向があるようであります。それからもう一つの開拓者ですが、開拓地では婦人が非常に大事にされるというのは、最初には非常に荒蕪たる生活環境に置かれる新しい開拓地で配偶者を招き寄せるためにも、また入つて来た婦人に逃げられないためにも、太いに婦人を大事にしなければならぬというふうな、要するに少数のいわゆる稀少性が価値を高めるといふ関係もありましょう。そういうことで新しい開拓地では概して婦人の地位の向上ということが、婦人の自覚や経済的地位の向上という基礎をもたすに、婦人が一般に尊重されるという傾向があります。これにはまた開拓地では男、姑といつたふうな古い家族制度の延長的な抑える関係がないといふこともありましょう。この点はあとでまた触れますが、そういうわけで開拓と養蚕という特殊な部門にかぎつて、農業協同組合の場合でも婦人の役員のある程度の進出がみられたわけでありま

す。

◎ 農村婦人の政治的無自覚

しかし特殊な部門を除いては、先日のたとへば吉田内閣をどう見るかという世論調査の場合を見ましても、女性の五七%までが全然関心がない、それから、わからないというところになつております。実はこういうふうな五七%という過半数に及ぶ関心がない、わからないという者の投票の行方が、今日の政治を決定し、支配してゐるといふことを考えると、これは実に恐ろしいことになるわけであります。今の世論調査の場合、これは女性一般ですから、農村の女性の場合にはさらに関心がない、わからないという率が高いと考へていいわけだと思ひます。そういう農村の婦人の一般的な政治的無自覚あるいは政治的無関心という傾向も、昨日の皆さんの報告でわかるように、それは決して農村婦人の罪として責めるわけにはいきません。農村婦人にとっては文化とか政治とか政治的自覚とかいふことが問題にならないほど過重な労働の負担、また家族制度や社会のいろいろな制約のもとに置かれてゐるということがわかるわけであります。そこで実は私の担当したアフリマである農村婦人の文化と政治の問題——これは私の報告があれせんので、二三の村の調査報告をよつて報告にかえたいと思つたのですが、その目的もありませんでしたのでまことに恐縮なのですけれども

も、ただ二三日前に村を歩いてみまして、ちよつと農村婦人の地位の向上の道が見られる明るい二三の事例におつかりしましたので、それをここでほんの感想だけを御報告して責をふさぎたいと思ひます。

◎ 婦人の労働負担が軽減された村

その一つは茨城縣の谷原村の場合であります。

この村は鬼怒川沿いの比較的水田の多い、いわば水田単作地帯の部に属する村ですが、村の平均一戸当りの耕作反別が一町四反で、比較的耕作規模が大きい村であります。以前はこの村は、こういうふうな耕作反別が大きい、いわゆる大百姓だから嫁にやるなど言われていました。耕作規模が大きい場合に、農業技術水準が同一であるとすれば、百姓の規模が大きいほど婦人の労働が過重になるわけですから、嫁をやるなど言われたような村でありました。ところがこの村で、この前の農業恐慌の直後から、畜力機械化の計画を立てまして、村の中堅層が中心になつて、特に水田作業の畜力機械化を推進するという計画を進めてきたわけですね。それが戦争中になりました次第に馬の役が激しくなつて来た。それまでの畜力機械化の計画の中には、水田の普通の耕作場面の畜力利用以外にも、脱穀調整作業には畜力原動機を入れてやつておつたわけですが、それが馬の役路によつて困難になつて来たので、昭和十九年ごろから刈

取後の脱穀調整については畜力にかわつて電化の計画を立ててこれを進めてきたわけでありました。そこで今日では村、四百五十五町歩の水田の八割までが中耕、除草は畜力でやり、二戸に一台の割でモーターが普及し、刈取後の脱穀調整作業はすべて電化作業で終らすといふことで、大田田植えと刈取とを除いては、主要な農耕作業から手労働を追放するといふところまで進んできたわけでありました。

そこでこの村では、農家の婦人は非常に楽になつた。田植え、刈取りは男子同様に手労働でありますから、これには婦人も動員されなければなりません。が、除草作業などは全部畜力除草でやるというふうなことで、農業労働の一番つらい場面から婦人が非常に解放されて楽になつた。そこで以前は大百姓だから谷原村には嫁にやるなど言われておつたのが、いまでは谷原村ならお嫁にやるかという評判が出てきた。そういうふうに進んできたわけでありました。

そこでこの村の中でも一番大きい約三町歩も耕作している農家を訪ねてみました。ところがこれは単に農耕作業が今のような形で機械化されていくばかりでなく、その家の物的設備は非常によく改修されている。普通の家なら投屋門にあたるどころに作業場ができてゐる。その中にはもみの乾燥が電機でやるように機械化された設備があり、また家の中は台所、風呂場に至るまで普通の農家なら土間となつてゐるが、ここはりつぱにシンクリートになつておりました。井戸からポンプ

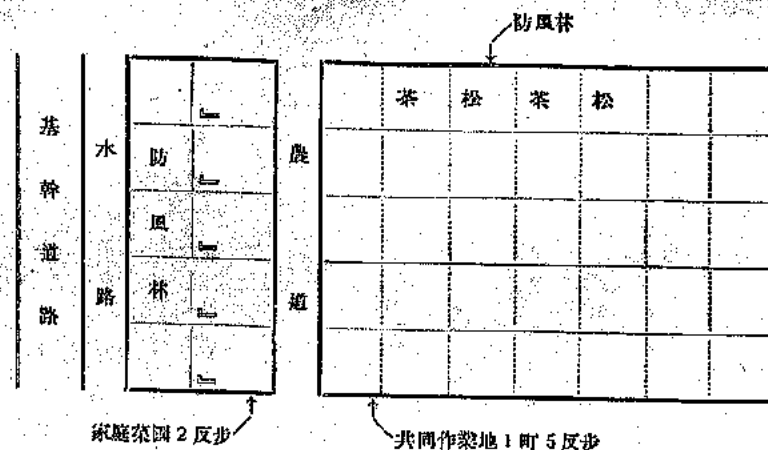
で水を上げ、鉄管を通して水道で水を使うというふうな設備になつておりました。従つて三町歩の耕作は家族労働だけで常雇なしに行けるというふうな面ばかりではなく、家事労働の場面でも相当合理化が進められてゐる。これはこの村での上層農家の家でありました。そういう形で村の婦人の地位が相当改善されてゐるわけでありました。その基礎になつてゐるのは、この村の農業労働の合理化が畜力の導入及び電化によつて相当進められてゐる、いわゆる農業の近代化への一つの緒に進んでゐるということでありました。そういう村の行き方に対しては、もう一つの例を申し上げたいと思ひます。

◎ 共同経営による婦人解放

それは新しい開拓地の例ですが、婦人を農業労働には全然使わない、主たる農業労働は男子が担当して、婦人は家庭菜園だけをやつて行くというふうな計画を実行して立派な成果をお付けである開拓組合があるわけでありました。これは茨城縣の神立にある新生開拓組合ですが、その戸数は五十三戸でありまして、大抵五戸が一つの班になつて共同経営をやつておりました。大抵一戸が二町歩ずつの土地の配分を受けておつて、そのうち一町五反歩は共同作業地でありました。それから二反歩まで自由耕作地となつておりましたが、その中には宅地も入ります。従つて家庭菜園に当るところ

は約一反歩であり、その他三反歩は農道とか、水路とか、防風林になつておるわけであり、一戸当り一町五反歩五反歩で七町五反歩の共同作業地の耕作については一戸から男子一人が出て、五戸に農馬が一頭ありますが、それを中心にして共同作業をやる。それで主婦の方は今申しした一反歩の

新生開拓組合共同作業地配分状況



家庭菜園の方を担当する。また家畜の世話をする。これは畑作だけで水田はありませんが、一町五反歩の作業が男子一人だけで全部できるかどうかということですが、その辺の普通の農家と比較いたしますと、畜力を中心とする共同作業によつて労力は約三分の一で足りる。それで男子は二日間共同作業に出れば、あとの一日は自分の自由な作業日として自由に自分の割当られた作業地なり、家庭菜園の方に従事することができるとあります。そういうようにして共同作業で能率を上げて、婦人を主たる農業労働の場面から解放して、婦人は家庭菜園と家畜の世話と婦人本来の家事、育児に専念することができるようになるということをやつておられます。この開拓地は始めてから今年で四年目にあたるわけですが、行つた頃は茶種の花盛りでありましたが、その茶種の出来がよいなんかも、その辺の農家に比べてはるかによくできておりました。そういうわけで開拓四年にして、ほぼ共同経営の基礎も固まつたという感じがしました。また五十三戸の開拓組合としては大きな農産加工の共同施設を持つております。それで製麺とか、製パンとか、みそ、しょう油の醸造というふうなもの、すべてその共同施設によつてやるようになっておつて、そういう家事労働の面でも婦人の役割が非常に楽になるわけであり、ただし開拓地であり、経済的にはまだなんといつても恵まれない状況で生活するのはまだミゼラブルな段階を脱しません、一つの行き方を模索して

成功している貴重事例と考へられるわけであり、ます。そういうふうな開拓地で女子を非常に優遇して尊重し、農業労働の場面から婦人を解放するといふようなことは、岡山縣の興除村が有名で村であります。あの村は尾島灣の開拓地であり、村から婦人を嫁に呼びよせるといふことについては、婦人を相当優遇しなければならぬ、それで特に冬の間、干拓地特有のつらい碎土作業から婦人を解放するためにトラクターが投入された、興除村が機械化された動機の一つとしてこのように婦人の問題があつたということが言われておりますが、これもその一つの例であります。

◎各国における農村婦人解放の割合

これを世界的に見ても、たとえばアメリカとか、カナダとか、豪州とかでは農業従事者の中で占める婦人の比率というものが非常に低い。これはそういう数字から一つの結論を出すことは危険で、それらの國で農業構造が違ひますから、一概には言えないが、そういう新しい開拓地とか、植民地とかでは婦人の農業労働に従事する割合が非常に低いようであり、もう一つは農業が近代化した國々でも、農業の近代化が進むにつれて婦人が主要な農業労働の場面から解放され、ん解放されるという傾向がみられる。そういう意味で各国における農業従事者の中で

各国における農業有業者のうち女子の比率

カナダ	(1911年)	1.6	(1921年)	1.6
豪州	(")	3.0	(")	1.8
米 國	(1910年)	14.2	(1930年)	8.3
英 國	(1911年)	7.5	(1921年)	7.4
オランダ	(1909年)	17.4	(1920年)	14.0
デンマーク	(1911年)	20.1	(1921年)	15.0
イタリー	(1901年)	33.2	(1921年)	30.5
フランス	(1921年)	44.5	(1926年)	41.9

◎農業の近代化と婦人労働

そういう傾向は國によつてばかりでなく、同じ農村の中での経営の大小によつてまた違つて来ます。そこで農業経営における婦人労働の比率を示す数字を二、三出してみました。かなり古い千九百十二年のドイツとオーストリーの場合の数字が

農業経営の大小と婦人労働の比率

A. ドイツとオーストリーの場合

	オーストリー (1902)	ドイツ (1902)
小経営 (2h以下)	52~50.9	72.1~65.7
農民経営 (20h以下)	49.6~48.6	54.4~48.4
資本家的経営 (20h以上)	46.6~27.4	44.8~41.0

B. 佐賀縣本庄村の場合

耕作反別	戸当農業従事者			農業戸数
	人員	性別	年齢別	
15反未満	1.66	女多し	男老令多し	19.3
5-10	2.23	女多し	"	9.3
10-20	2.65	男女平均	男青年年加わる	41.5
20-30	3.46	男多し	男青年年多し	24.0
30-50	3.80	男多し	女の之れに比して男子の青年年少し	4.8
平均	2.69	女偏多し		100.0

C. 岡山縣興除村の場合

耕作反別	男子	女子	男子に對する女子の超過	
3反未満	47	55	+	8
3-5	62	79	+	17
5-10	247	273	+	26
10-15	367	371	+	4
15-20	309	284	-	25
20-25	118	101	-	17
25-30	26	23	-	3
30-50	5	6	+	1
50反以上	2	2	+	0
計	1,183	1,194	+	11

出ておりますが、大体二ヘクタール以下の貧農経営においては婦人の比率が五〇%を越えています。婦人労働者の比率の方が多のです。ところが二ヘクタールから二十ヘクタールの間までの中農経営の場合は、貧農の経営に比べて婦人の従業者が比較的減つて男女半々という程度になつて来ている。ところが二十ヘクタール以上の近代的な資本家的な経営になりますと、婦人の従業者が減つて男子の方が多くなつて来るといふ数字が出ております。日本の場合はどうかと申しますと、数字をいろいろさがしてみましたがなか／＼出て参りません。大農経営に関する調査のようなものをあつてみても、経営が大きくなるに従つて婦人が少い

というような場合があります。佐賀縣の本庄村の場合は、二町歩を境にして、二町歩以下の経営の場合には農業従事者の中で女子が多い。ところが二町から三町、三町から五町歩という経営になりますと、女子が減つて男子が多いという調査の結果が出ております。岡山縣興除村の場合はいち町五反歩を境にしておなじ結果があらわれております。技術水準や経営の内容が向上し改善されている場合、つまり近代的な経営の中では、婦人が農業労働から解放されて来るといふことが言えるのではない。農業の近代化の進んだ國々では、今言つたように女子労働の比率が低い。それからまた同じ村の中でも近代的な経営になりますと、

女子労働の比率が低くなつて来る。つまり農村婦人が、過重な農業労働から解放されるということについては、農業技術が向上し、農業労働が合理化されて、農業経営が近代化して来ることが基礎になるわけでありませう。

近郊農村における婦人労働の比率（昭和5年調査）

府	28.3%
京	27.0
大	28.6
神	32.8
兵	40.9
京	41.5
愛	43.9
金	45.2

それからまたちよつと古い数字であります。昭和五年の調査で見ますと、全国の場合農業従業者の中に占める婦人の比率が四五%になつております。これが大都市の近郊農村、たとえば東京とか、大阪、奈良、神奈川、兵庫、京都、愛知のような府縣の比率を見ますと、全国平均の比率よりかなり低くなつてゐる。東京は二八%、大阪二七%というように大都市の近郊農村においては婦人の農業従業者の比率が低くなる傾向がみられるわけでありませう。

最近村によつては、その日の仕事から婦人を二時間早く家に帰す、三時間早く野良から帰すというふうな申合せや決議をやつて実行してゐるところがぼつ／＼見られるようであります。北海道あたりでもそういう決議をやつております。それは

大いに婦人の立場を尊重して、農業労働からの婦人の負担をなるべく軽減して、婦人本来の仕事に専念してもらいたいというふうな一つの傾向であると思ひます。そういうふうな婦人の農業労働時間を短縮するということはよいことには違ひないが、それだけにおわるとすれば、農家男子の労働が、それだけ過重されるにすぎないわけでありませう。婦人の労働時間の短縮が男子の労働力の過重となつてかぶさつて来る。しかしこれは農業の技術水準の向上、あるいは農業労働の合理化が一つの流れとなつて農業の近代化という線に沿つた裏づけによつて、初めて正しい意味の婦人解放の線に沿うて行くわけでありませう。

そういう意味では、例の農地改革は、これまで農村の中で一番恵まれない、みじめな下積みにおかれた階級、すなわち小作農民を解放した、けれども、農村にまだ解放されないものが残つてゐる。それがつまり農村婦人の立場だと思ふ。その婦人解放の度合こそ農民解放の尺度となるものであると考へれば、その農村婦人の解放を成就することが、農地改革に引続く農業改革の課題であるといふことができる。そこで今日はその農業の近代化、農業の改革といふことが、主として共同化といふ線にその期待がなされてゐるわけでありませう。今日、今日の農業協同組合がはたしてそのような期待にそつて行けるかどうか――そこに多くの期待がかかれてゐるわけでありませう。そこでちよつと「農業協同組合の現状と婦人」というテーマについて極端に過ぎたものでありませう。

から、この辺で私の報告を終らせていたゞきたいと思ひます。

○九岡議長 農婦婦人の現状と政治的地位の基礎的條件を究明に分析して下さいますとありがとうございました。ここに櫻井先生はほんとうに村にお住いになつて、いろいろ御調査になりました資料をお出し下さつたわけでありまして、私共にとつても大変貴重な参考となりました。

一〇、農業協同組合の現状と婦人

○九岡議長 それでは次に農業協同組合の現状について平木先生にお願いいたします。

○平木委員 私は農村婦人問題についてはさつたくのしろうとでありますし、それに税金などに各委員のお話を伺うこともできませんでしたが、そうした視野からこの農業協同組合の現状を御満足の行くようにお話しするといふことはできかねるかと思ひますが、一應現在の農業協同組合の概要を御紹介いたしまして、皆さんの御参考に供させていただきます。ただいま櫻井先生からお話がありましたように日本農業の近代化といふことが一つの大きなテーマになつてゐるのであります。その後の一端を果すものとして農業協同組合の制度が考へられるに至つたといふことは皆さん御承知の通りであります。いままでの生産量の低い日本の農業より高度のものにして行くといふための最も速かつ

な施策として農地改革が実施されました。この農地改革によりまして、農業労働の成果は、正當に農民の手に留保されることになつたわけでありませう。そこで農民がその手元に留保することになつた労働の成果をいかに拡大再生産への端緒として活かして行くことができるような新しい農業体制をつくるということが、この農地改革に次ぐ課題になるわけでありませう。このように農地改革による農民の経済的な余力が農業生産力を高めるために使われて行くようになることが日本農業の近代化といふことであると思ひます。ところで農業の近代化が現実のものとなるためにはいろいろの條件が必要であります。社会的経済的な條件、それは一般に農業政策の問題として解決されなければならぬ問題であります。そうした條件が備わなければ農業の近代化は起つて来ません。例えば新しい農業技術、そのための新しい生産手段の供給、農業金融制度の改善、農産物市場の合理化、さらに高度の農業経営を行つて行くために必要な教育を農民に與えるための教育の問題、あるいは農業生産に大きな影響を及ぼす農民生活の改善、指導等々。これらは政府の施策や他の産業部門の発達に依たなければならぬのでありますが、何と申しましても農業生産の主体をなすものは農民自身でありますから、この農民自身の活動が合理化され、近代化されなければ、いかにそのような條件がととのえられ農民のおかれてゐる環境が改善されましても、それだけでは農業の近代化といふことは起つて来ない。そこで農民活動自体の近代

化、合理化、言葉をかゝていへば、農民の生産活動の合理化、消費生活における日常活動の合理化、さらに人間としての近代化すなわち農民が近代人として諸要素を身につけるということも必要にならうと思ひます。要するに日常の生産活動の面、消費生活の面、あるいは文化、教育というふうな面での農民の思惟行動が近代化、合理化されて行かなければならぬ。ところでそのような農民活動の近代化、合理化は、永い間の傳統と因習にしばられてきた零細な農民の個別的な活動の中から生れてくることを期待することはまず不可能であらうと思ふのであります。

農業生産の近代化のためには、新しい科学的合理的な技術の導入ということが考へられなければならぬと思ひますが、それも零細な農業経営が個々にこれを取入れて行くといふことは困難であります。新しい科学的技術の導入には、労働対象の拡大といふようなことが必要になつて来ます。またそのための新しい生産手段の入手についても零細な資金を以つては、どうにもなりません。その資金の取得について金融機関からの信用を受けるにすぎましても、その生産物の処理につき近代市場に適應し得るためにも農業経営の規模の拡大が必要になつて参ると思ひます。今日の零細経営を前提としてそのような意味における規模の拡大を期待するためには零細経営の個別活動を何らかの形で協同化する以外に途はありません。さらに、農業生産活動における協同化は、また別の意味においても農業の近代化に大きな影響を持つに至るの

であります。と申しますのは協同活動が行われると、今まで零細な個別経営の内部に傳統的に細々と續いてきた陋劣な技術はおのずから淘汰され、また一部少数の農家の間に濃縮されておりました農業的な技術の一般化といふようなことも、起つて来るのであります。またこの協同化の過程におきまして、農業労働に対する評價も行われるようになり、労働評價の客観的基準が生れれば、それがまた農産物の正當な價格を主張する根拠にもなるといふことも考へられるわけで、そのようなことをあわせて考へますと、農業生産の近代化のために、農民の生産活動における協同化といふことが起つて来なければならぬといふことが言ひ得ると思ひます。

さらに農民の消費生活におきましても、協同化によつて達成される多くの事例があると思へられます。また農民の人間としての近代化、言葉をかえて言へば、農民が近代人として具備すべき要件的合理的に物事を考へ行動するといふ科学的合理的主義的精神を身につけるといふようなこと、そのような事例も農民の生産活動なり、あるいは消費生活面の活動なりの協同化の實踐過程においてはじめて心得られるものが多いと考へられます。以上のような意味におきまして、農業の近代化はいわば農業の主人公である。農民自身の日常活動の協同化に期待しなければならぬといふ考へられるわけでありませう。ところでそのような農民の日常活動の協同化が望まれるとすれば、この農民の協同

活動のよりどころとなるべき何らかの仕組が考えられなければなりません。それはおのずから申し述べたような農民の日常活動の合理化運動の實踐に最も適合した協同組織でなければならぬといふことになりましょう。すなわち新しい観点から新しい農民の協同組織が考えられなければならぬといふことになるわけでありませう。

日本の農村には、従来から各種の農業團體が存在し農業經濟の推移と共に生れ発達し、且消滅の道を辿つてきました。これらの團體が日本農業の進歩に大きな役割を演じて來ましたことは否定できません。しかし、それらを大ざつぱに性格づけてみますと、いずれは形の上では農民を以つて組織され、また農民がその經費を負担し、農民の選出した役員がこの團體を運営するといふ、一應は農民の組織という形はとつておりましたが、それは農民一般の意思によつて作られ、運営されてきたといふより、むしろ上から、あるいは外部の者が農民に対して何らかの働きかけをするための手段として農民以外の者の手によつて作られ運営されてきたといふふうな弊を免れなければならないものであつたのです。しかし農民の協同活動のよりどころとしての新しい農民組織は、農民以外の力に支配されない農民自身の自主的な組織でなければならぬといふ考えられるわけでありまして、そうした意味において、従来の農業團體とはまったく違つた新しい制度をここに打ち立てなければならぬといふ、それが新しい農業協同組合の制度が生まれるに至つた理由であります。従つて新しい制度にお

してから、農民統制が必要になつて來るに俟つて農業團體をその手段に使う必要が生じ、各種の農業團體を強制的に單一の組織に統合し、これに對し恩惠のみではなく、行政的權力の一部を與えて、國家の統一意思の下に農民に對する指揮命令を傳達するといふ一つの統制團體の機能を果すものに改められることになつたのであります。そのようにしてできたのが農業會であります。従つてこの農業會においては、行政廳は強力な監督権を持ち、役員は任命権を他のいふ命令権を行使することができました。すなわち農民統制を最も有効に實施するためには農民に對し大きな支配力を持つて有力な人物をその役員に任命してこの團體運営の衝に當らせるとともに、これにいろ／＼な行政権能を與えて、國の戰爭指導の意思を強力に農民に押しつけるというふうな仕組であつたわけでありませう。従つてこの農業會の性格は、地主的官憲的であり、そこでは從來若干は認められた團體の自主性といふものも、まつたく失われてしまつたといふようなことになりました。新しい農業協同組合にあつては、そのような従来の團體のあり方を根本的に改めて、あくまでも農民の自由意志によつて設立され、運営され、他の支配を受けることなく、また他力に依存することなく自由な歩みを続けたいといふことが出来る組織であることが望まれるのであります。従つて行政廳はこの組合が歩きやすいような道ををつくつてやる、あるいはまた進むべき道を誤らぬようにその正しい方向を示してやる、そういう意味において、この組合の育成、助長

いは、農業協同組合は第一に農民自身の組織とし、正組合員は農民に限るということになつております。その設立なりその運営は、正組合員としての資格を持つてゐる農民の意思のみによつて行われることになつてゐるわけでありませう。農民以外の者の加入も認められませんが、それは唯組合員として扱い、議決権や役員を選挙権は與えられないのであり、役員になる資格、つまり役員は被選挙権も制限され農民以外の者が役員を多數を占めてこの組合を支配することがないよう建前になつております。

そのように農民の意思に加えられる外部からの干渉を極力排除するといふ意味においては、行政廳の監督権も最小限度に止め協同組合を行政上の手段に利用しようとして組織者の自由な意思を歪曲するよう干渉の行われる余地のないようになつてゐるのであります。その反面行政廳は組合自身の行動の結果に對しては何等の責任をも持つものでなく、組合の失敗の尻ぬぐいをするだけではないといふこともないといふ建前になるわけでありませう。このことは農業團體に對する従来の政策の大きな轉換を意味してゐるばかりでなく、それは明治以來一貫してとられて來ました、いわゆる小農保護政策の轉換を意味するものであらうと思ひます。

今まで農民は弱者、あるいは幼いものであるといふような観点から、國家としてもいづ／＼これに保護、助長を與えなければならぬといふ考へ方がとられて來ました。このことは農民の組織

をはかることはするけれども、手を引くはつて歩かせ、轉ぶ毎に抱き起すといふような考へ方ではないたすな保護干渉は行わないといふわけでありませう。この点に從來のおそろくすべての農業團體と根本的に違つた点を見ることができると思ふのですが、そのような農民の協同組織の根柢法として昭和二十二年十二月に今日の農業協同組合法が制定されたのであります。それ以來農業協同組合の設立は急速に進められて來たのですが、この間政府としましては、この新しい協同組合がただいま申したようなものとして設立され、發展して行くことを企圖し、もつぱらその協同組合の根本理念の普及徹底といふことに最大の力を注いで來たわけでありませう。しかしながらなんと云つても、この農業協同組合がまつたくの白地の上に生れて來たものと違つて、従来の農業會の解体のあとに、それにかゝる組織として生れて來たために多分に従来の團體の性格をそのまゝ持ち込んで來たといふような実情にあるわけでありませう。この協同組合の組織は、過去二三年前に急速に普及しまして、今日單位農業協同組合の数は三萬三千に達してゐますし、その連合會の数は約千余を数えております。單位の農業協同組合についてみると三萬三千のうち半数の一萬六千五百といふものが出資制度をとつてゐる組合ですが、そのうち一萬三千ほどは信用事業を初めとして各種の事業を総合的に行う組合になつております。これは大體町村の區域を單位としたもので、従来の市町村農業會にかわつて農民經濟のあらゆる分野に重要な

する團體に對しても同様でありました。

従来の農業團體は、各種の特権が與えられておりました。課税の減免とか、各種の補助金の交付とか、補助に等しい低利資金の融通とか、施設の貸與とか、有形、無形の便宜の供與、恩典の附與が行われて來たのであります。実はそのことによつて従来の團體は初めて成立し得ておつたといふことを言つても過言ではなからうと思ひます。そうしたような農業團體に對する保護政策は、一面におきましては農業團體の普及発達をもたらしたものであります。その半面において、これらの團體の自立性の確立といふことを非常に遅らせていたとも見ることが出来ます。そうしてとなく團體關係者の觀念も他力本願に墮し、みずからの責任と力において自己の團體を盛り立てて行くといふような考へ方は、その組織者の間にも、またその團體の經營者の間にも、なか／＼生れて來なかつたわけでありませう。困難に當面するとなつたに國家の援助を頼望するといふのが一般の姿でありました。しかしそのことは半面において、この團體に對する外部の干渉の余地を残したのであります。與えられようとするものは與えるものの支配を受けるのが一般であります。行政に關與するものとしましては、自己の担当する行政上の施策を農民に押し及ぼすための最も有効な手段として農民の團體を利用しようと思ひます。そして行政廳の各部門のセクシヨナリズムが各種の團體を益々上げました。色々々恩典を與へ、これを思ふ存に動かしてしまつた。特に今次の戰爭が進行する

役割を果すような地位にあるわけでありませう。すでに全國の各市町村にまなくこうした組織が設立されたといふことが言ひ得るわけでありませう。そのほか約一萬六千の非山資組合がありませう。これは主として部落的な小規模のものとか、あるいは数個町村、あるいは郡といつた比較的大きな地域を區域とした特殊な事業をやつてゐる組合でありませう。そこでこれをもう少し詳細に見て來ますと、この一萬六千のうち一萬三百ほどが養蚕關係の事業を行つてゐる、二千九百が開拓關係の組合であります。つまり大部分は養蚕關係の組合か、あるいは開拓關係の組合といふことになつてゐます。この養蚕關係の一萬三千余の組合といふものは、今までありました養蚕實行組合がそのまゝなりかわつたような性質のものが多いのです。この養蚕實行組合の設立については、多分に從來の蚕糸關係指導者のかなり強力な指導が加えられてゐたといふやうな考へておられます。養蚕實行組合といふものが從來三萬四千ほどあつたのですが、そのうちのすでに三分の一ほどのものが早くも協同組合組織によつて衣替されることがなつたわけでありませう。それに反しまして今までの約千四百を数えてゐました養蚕實行組合は、養蚕實行組合と同時に解体されたわけですが、この養蚕實行組合的な組織としての農業協同組合は、ほとんどまだ現れて來てゐない、といふことが言ひ得るものであります。ここに一つの大きな問題があると思ひますが、要するに町村的な規模の各種事業を総合的に兼營するいわばかつての市町村農業會、ある

いはその前の町村産業組合、町村農会に代るべき組合は、いち早く全国の町村にでき、また養蚕実行組合の一部は、農業協同組合として再組織されましたが、多数の部落組織としての農事実行組合は解体されたまま新しい協同組合として再組織されていまいというところになっておるわけです。

農業協同組合の果すべき機能はいろいろありますが、特に信用事業とか、販賣、購買事業とかの流通過程の面におきまして、近代市場と直結して活動するような組合はあつたから相当程度の規模を持たなければならぬのです。部落的な規模では十分の機能を果し得ません。そこで少くとも、町村的な規模が必要であらうということが想定されるのですが、そのような組合は早くできたのです。しかし、農業生産の共同化というよりな事業を行うためには、町村的な規模では大きすぎる場合が多からうと考えられます。つまり一つの村といひましても、部落／＼によつて生産条件も非常に違いますし、生産条件の違つたところに農業生産活動の共同化というものの成立する可能性は少ないわけですね。従つて、おのづから同じ条件のもとにおける生産活動が結合しまして、生産協同体的な協同組合が生じるとすれば、それが比較的小規模な部落的な協同組合として成立することが期待されるわけですが、そのような組合はまだほとんど協同組合として生まれて来ていないということが言ひ得るわけでありまして、また特に婦人を中心とした生活改善等のための共同活動というものも、同様に部落的な組織として生まれて来るの

があると思ふのです。しかしながら農作業の協同化という場合には、その共同によつて最終的にどれだけの利益が自分の手に帰するかということが非常に不明確であります。そこに、流通過程における協同化と生産過程における協同化との根本的な相違があるのではないかと思ひます。すなわち生産の協同化の成立しにくい理由東洋感が伴うということ、利益感が明確でないということでありまして、今までも各地に共同経営、あるいは共同作業という生産活動の共同形態が見えています。が、それらの協同体が生れても間もなく消滅したものであつた原因はここにあるのではないかと思ひます。一般にそのような協同体は成立したのには、別に一つの理由があるので、そこには何らかの強制が存在していたと考えられる。すなわち農村社会における有力者の支配、あるいは國家的権力による事実上強制と見られる強力な指導といつた強い力がこの協同体を成立せしめたということになると思ひます。具体的に申しますと、部落において比較的規模の大きな農家、従つてまた労働に不足を感じるような農家、それは、またその部落において他の農家の支配的地位に在る者でもありましようが、そのような有力者が、自己の経営における労働の不足を補うために、その掌握にある他の農家を引き入れて共同作業をやる。中には地主がその小作地の収量を高めるために小作人の共同経営体を作らせたという例もあります。また戦時中は食糧増産推進のために國が補助金を與えたりして食糧増産隊、増産班というような組織

が普通の姿であると思ひますが、そのような組合も今のところ殆どないというわけでありまして。

現在農業協同組合の組合員数は正組合員は七十八十三万、准組合員すなわち、農民以外のもの組合の事業を利用するために組合に加入する者が四十五万、合計約八百三十万近くになつております。一人で二つ以上の組合に加入している場合や一農家から二人以上の組合員がでている場合等数の重複もありますが、大ざつぱに申せばほとんど全農家が、いずれかの農業協同組合員になつてゐるということは言ひ得ると思ふのです。それにしてもほんとうの形の生産協同体というよりなものはまだできていないところ、一つの問題があると思ふのであります。

たゞいま櫻井委員から、婦人を農業労働から解放するために、農業の経営が近代化され、農業生産が高度化されなければならぬ。近代的经营では、女子の農業労働に従事する率が少い、大都市近郊の農村においては比較的婦人の農業労働に従事する比率が小であるというふうなお話がありました。もしこの婦人労働の解放ということが考えられるとすれば当然この協同組合が農業の生産能力、労働能力を高めるような機能を具す方向への活動をして行くことが、望まれるわけでありまして、しかしながらそのような機能を果す組合がまだできていないということは、十分検討を要することであると思ひます。そこでなぜこのような新しい生産の共同化が起つて来ないかということを考えて見たいと思ひます。私どもの考へておるま

を大いに奨励したものです。しかしそのような力ですらもなか／＼農作業全般に關しての共同化というものを成立せしめるまでには至らなかつたのであります。そうしてこの共同化で比較的背景及、あるいは持続したものは、農民の側にもある程度の必要性を感じ得るようなものにおいてであつたということが言ひ得ると思ひます。

共同化の最も普遍的な形は春の農繁期における共同田植とか、秋の收穫期における共同調製というふうなことです。それらはやはり猫の平も借りたといふような労働不足に悩む農民の切実な要求といふものが、そのような共同化をある程度可能ならしめておつたのではないかと思ふのであります。そういうことも農民のほんとうの自覚に基いた協同といふよりもそこに外部からの力が加わることによつて、そうした協同組織が成立し得たのだといふことが言へると思ひます。今後婦人の農業労働からの解放が行われるために、生産過程における新しい共同化が生れ、農業の労働能力が高められるようになるためには、右のような共同化を困難ならしめている根本原因をできるだけ減少せしめるというふうな考慮が拂われなければならぬものと思ひます。

ただいま申しましたように非常に労働の不足する農繁期の協同田植とか、あるいは共同調製とかいふようなことは、比較的成立しやすいかつたのであります。そういう点から考えれば、この生産過程の協同化ということも、農民一般が最も切実に要求しているような要求を取上げるような形

点を申しますとこの生産の共同化が行われ難い原因として二つのことが考えられます。流通過程の面における協同化にあつては、そこに結集されるものは一般に金と物とである。協同活動を行う場合には一般に一定の資本が持たれますが、資本のほかに物がそこに集められます。例えば販賣事業を協同で行う場合には、各人がその生産物を持寄つて、自分たちの選出した組合の経営担当者にその一括販賣方を委託するという形がとられます。従つて農民は、ただこの事業に要する資金と物とを、そこに提供するというだけにとどまるわけですね。ところが生産の協同化ということになりますと、金と物だけではなく、同時にそこに各人の労働力をも持寄ることが必要になつて来る。つまり農作業の協同化においては、個人々々の労働が一定の時に、一定の場所に拘束されるということになるわけですね。そこに一つの束縛感が生れて来るということがその協同化を困難にしている一つの大きな理由であると思ひます。

もう一つは流通過程の共同事業においては、その事業に参加することによつて得られる利益といふものがあらかじめ判然としてゐるのが普通であります。たとへば一定の量の農産物をその共同販賣に出すならば、それによつてどれだけの利益が得られるか、個別的に商人に賣るよりも幾分多額の利益が得られるかといふことをあらかじめ知ることもできるわけですね。要するに協同活動に参加する度合に應じて得られる利益も、よくよくが予測される。つまりそこには一つの明白な利益

をやつて行くことが考えられなければならぬ第一点だろつと思ひます。それにつきまして最近、私はある村に行つて非常によい例を見たのであります。それは山梨縣下のある山村でありまして、そこでは年々野猪の被害がはなはだしく、春といわず秋といわず、農作物の收穫期には多数の猪が出て来て、これが農作物を食い荒してしまふ。そこで山奥のある部落の人達は、耕地を捨てて他に移住することを考へるに至つたほどに、この野猪の被害に悩んでいたのであります。この防除対策として、たゞとあらゆる手段を講じて来ましたが、はたしては、ありとあらゆる手段を講じて来ましたが、山すそで火をたいたり、あるいは太鼓や石油燈をたいたたりして野猪の侵入を防止する、あるいはまた夜通し火をふもとの木につないで、腹をすかさせてキャン／＼泣かせるというふうなことをまてやつておつたのであります。このように夜もおちおち眠らずにいろ／＼な手段を講じてもお野猪の被害を防止することができなかつたといふのです。ところで、その村に新たにこの協同組合が生れてから、協同組合としてなんとかしてこの村の人々の協同心を高めるような仕事をしたいといふことである／＼工夫しておりました。そこで一番悩んでおる野猪被害の防止を考へるのを第一を研究の結果、電気柵が効果があるといふことを聞き知つて全村で野猪防止対策委員会というものをつくることになりました。そしていろ／＼技術的研究のあけく、全村三十三年にわたつて電気柵を設置することになつたのであります。もちろ

んどの電氣柵を設置するについては相當の経費がかかる。その経費は野猪の被害程度の大小によつて、村の部落を三つに分けてそれ／＼負担率を定め、金を出し合うことになりました。しかし、その金は必要資材のうち電線、あるいは碍子、トラノスとびつた外部から買わなければならぬものの購入費に当て柵の材料としての杭や電柱用材は各部落で、現物を持ちよるといふ建前をとりました。そこでそのような案が村民一般に示されたのですが、全村何の異議もなくこれに参加しました。それ／＼そうした材料を持寄り、また労力を提供し合つて、全村二十三メロにわたる大規模な電氣柵を完成したというのであります。なおこの電氣柵は山を越え、谷を渡つて森林の中につくられるので、夏ともなれば雜草が茂る／＼と伸び電線に触れます。そうするとそれを通じて電流が逃げるので夏場はたえず草刈りをやらなければならぬといふようなたいへんな労力がいらしますが、この柵の管理労力も全部部落部落で申合せて共同除草をやつていたのであります。そしてそこに何らの束縛感も不公平感も感ぜられずに円滑に行われているのであります。これは直接生産労働の協同化といふことではありませんが、とにかく普通であればとうていできないようなことが切実な悩みを解決する唯一の手段と理解されているために、円滑に容易にやられていふといふことの一例であります。

ところが、極めて大切なことになります。なお、農業における労働にこのようにして漸次價値の評定が行われるようになることが延いて農産物の正しい價値實現をもたらしことになるということはお前にも申し述べました。

從來協同化を困難ならしめていたこのような原因をできるだけ少なくするような形において、この生産過程の協同化を仕組むということになつてくれば、今日まだ生れて來ていない部落的な生産協同体的農業協同組合も、もつと出て來るのではなからうか、そうして農業生産の労働能率の向上も起り、婦人の農業労働からの解放ということも起つて來るのではなからうかと考えているわけであります。

次に今日における婦人の農業協同組合への結び
つきの状況を見ますと、農業協同組合の組合員は
先ほど申したように全部で八百万程ありますが、
昭和二十四年の三月三十一日現在の一万一千九百
九十四組合の調査によりますと、その調査組合の
組合員数四百二十八万人中婦人の組合員が二十五
万三千人（五・九％）となつています。さらに昨
年六月末の調査により婦人の加入率の程度別に組
合を分類して見ますと次表の如くであります。

しかし、この数字は大体各種事業を総合的に兼営している町村的規模の組合の数字でありまして部落等の組合についての数字はまだ的確につかまえておりません。それではそうした婦人組合員の中からどの程度に組合の役員が出ているかといひますと、先ほど櫻井委員からもお話がありました。

正組合員中婦人組合員比率別組合数 (24. 6. 30 現在)

	調查組合數	5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 (最高50%)	不明
組合數	5658	2527	1590	574	241	190	144	392

が、まだきわめて少数であり、三、八二二組合の調査の結果、理事一四名、監事一名、しかも理事

兼常務理事は僅かに一名と
いう結果が出て居ります。

それにしても婦人の役員選出というところについては、非常に注視しておつたのです。これは笑話になります。が、某縣に婦人が組合長になつてゐる組合があるといふことを聞きましたので、私の方でさつそくこれを一

つゝの宣傳材料に使つたとこ
ろ、それをあとで調べてみ
ましたら、とんでもない婦
人の組合長さんでありまし
た。それは旧地主の米亡人
であつて、その地方で、か
なりのボスの勢力を振つて
いたのですが、自分のとこ

ろは一歩をそここの耕作
しかやつていない。ところ
がその村にできた組合は、
なるべく非農民的な要素を
排除しようといふことで、
正組合員たる資格を耕作面
積二反歩以上ときめたので

そこで今までその村の実権を握つておりましたその地主さんは、新しい組合の正組合員たる資格を

くすれば、どうなというふうな状態のもとにおいて自分の都合がどうのこうのというふうなことをそれ／＼が考えることもなく、ただちに任せさんじてこの水防作業に従事するということになると思ひます。というふうなところから入ります。先に申しました自由の束縛感なり、利益感の欠如というふうな問題はほとんど問題にならずに、協同化が実現するということが考えられるわけであ

ります。第二に、この束縛感をできるだけ少なくするために、結合の紐帯、すなわち多数の人々を共同体にたばねて置く「たが」を何か客観的合理的なものに求める必要があります。この「たが」がさき程申した人的支配力といつた不自然な外力による強制であると、束縛感是非常に強く絶えずこの力に反発する遠心力が働きその外力が少しゆるむとただちにその結合がくずれてしまいます。しかし、科学的な合理的な手段または仕組がその「たが」として用いられると、人々の束縛感は減少します。たとえば各人が鉋や鎌による手労働を保持つて協同作業をやる場合には、自分の力が自分のために自由に発揮できないという束縛感が存在しますが、これが新しい科学的な動力機械を中心としての共同作業が行われる場合には、機械の運轉に従つて一定の作業をやらざるを得ないという事実との拘束はあつても、その場合の束縛感は一人的強制による束縛感とは大變違つたものとして感じられるものであります。自分だけの力では得られない利便が與えられるという感じと、共同動作の間に各人の動情の差、能率の差といふものが

機械力によつて打ち消され不公平感が起つてゐないことによつて、労働の拘束が束縛感として感じられないで済むことになるのです。

そこで新しい生産協同体においては、その協同の紐帯を科学的な合理的なものに求めるといふことがこの協同体の成立発展させて行くために第二に考えなければならぬことだといふことができます。

次に、最も切実な要求を解決するといつた面で生産活動の協同化が行われ、そこに其の感を感じながらしめるような科学的合理的要素がとり入れられたとしても、そこに労働の拘束が存する限り、各人の提供する労力に対する報酬に不公平感が伴う場合にはその協同体の永続は困難になります。そこで生産の協同化においては、特に、たえずその利益の公平感が保たれるような考慮が拂われなければならぬということが言えると思います。そこで重要なのは、各人の労働の評価ということが正しく行われなければならないということになります。先ほど生産過程の共同化において、その共同の結果自分の手に抑する利益というものがはつきり予見し難いと申しましたが、精密な事業計画が樹てられ、そこに必要とされる労働の総量から各単位労働に対する評価基準がはつきりと計量されるようになりますと、おのずからこの協同活動に参加することによる利益の程度も見当がつき、自づつ参加者の間の利益分配の不公平感もより少ないものになるわけであります。つまり労働協同が行われるためには労働の適正な評価を

事業も生活改善に直接関係のある事業で、婦人の労働軽減に役立っていることと思います。しかし、婦人の立場をよくするという観点からこの様な事業を積極的に行うものはまだまだ微々たるものでありまして、組合の生活改善の事業は、今後まだ普及して行かなければならないと思います。農業の生産の面での共同化を進め、農業労働の能率を高めて参るということが、農村婦人の労働からの解放をはかるための一つの大きな課題であります。同時に、また農家の消費生活の合理化をはかるための各種の事業というものがもつとつと進められて行くことが、農村婦人の解放のため期待されなければならぬと思います。それについて今まで共同炊事、あるいは共同託児という様なものがかなり古くから行われながら、それがなせ充分に伸びて行かなかつたかということを考えてみると、ここにもやはり先ほど生産の共同化について申したと同じような原因があつたのではないかと思ひます。その様なものが発展するための基づけがなかつた、言葉を交えて言えば、農村婦人の無知と傳統的な束縛ということも原因でありまして、同時にこの共同炊事が農業経営というものと十分結びつけて指導されなかつたので、とかく材料の活用という様な面においても十分の利益感を持ち得ないような形で、この共同炊事が行われたという様な事があつたらうと思ひます。また、この共同化が、やはり原始的な裸の労働によるもので、近代的な科学的な労働手段というものを、取入れてなかつたということも

一つの理由であります。今後の共同化の推進は、上からの画一的な指導によつて行われるのではなく、ほんとうに村の大衆の組織を通じて結びついた婦人の、自主的な共同活動という様な態勢に導いて行かなければならないと思ひます。要するに婦人の農業労働からの解放、婦人の家事労働の合理化というようなことのために農民の日常活動の共同化ということがもつと盛んになつて行くためには、協同組合に対する関心と申しますか、自主的協同の意欲がほんとうに身についてくるようにいろ／＼な啓蒙宣傳活動が今後とも強力に展開されなければならぬということを感じます。わけでありまして、男子においてさえもその協同活動についての意識なり、関心はまだまだ稀薄でありまして、傳統的因習の中に縛られてきた農村の婦人にその様な観念を身につけて貰うということとは非常にむづかしい問題だらうと思ひますが、これはぜひやつて行かなければならないことであると考へるのであります。はなはだ不勉強でありまして、まともにもなくとりとめないことをお話ししてしまいましたが、これで私の務めを果たせていたゞきたいと思ひます。

○九岡議長 どうもありがとうございます。農村婦人解放の緒口である農業協同組合の御報告を詳細にしていたゞき、またその中における婦人の地位につきましても、只今非常にはつきり解明していたゞいたわけでありまして、どうもありがとうございます。

午後一時四十分休憩

○九岡議長 それでは午後の部を始めることにいたしますが、櫻井先生の御報告についての質疑應答が残つておりますので、どうぞ……。

○館 先ほど櫻井先生からお話がありました、階層別に婦人労働と男子労働と入れかわる点は、人口問題研究所で少し調べたのがありますが、大体櫻井先生の言われるのと同じようです。たいてい一町五反くらいのところから入れかわりまして、男子労働が多くなります。ただ東北地方になりますと、女子がすつと多いのです。

○大内委員長 今館先生のおつしやつたのは絶対数ですか、比率ですか。

○館 農業人口の絶対数でも比率でもです。

○大内委員長 たとえば五反百姓の場合には職工なんかの形で、男の人は外へ働きに出て、女と老人がやつているという形がすいぶんあるわけでしょう。

○館 そうですね、だから五反未満のところは、どこを調べても圧倒的に女子が多いのです。男子の方が多くなるところがどの階層にあるかということとは非常におもしろいのですが、ただ今申上げたように大体一町五反くらいのところとおさえてよいようです。それから上になると男子が多くなつて行くのです。

○大内委員長 小経営で女子労働が多いというのはそういうわけですね。

質疑 應答

(四月十二日 午後の部)

○九岡議長 それでは午後の部を始めることにいたしますが、櫻井先生の御報告についての質疑應答が残つておりますので、どうぞ……。

○館 先ほど櫻井先生からお話がありました、階層別に婦人労働と男子労働と入れかわる点は、人口問題研究所で少し調べたのがありますが、大体櫻井先生の言われるのと同じようです。たいてい一町五反くらいのところから入れかわりまして、男子労働が多くなります。ただ東北地方になりますと、女子がすつと多いのです。

○大内委員長 今館先生のおつしやつたのは絶対数ですか、比率ですか。

○館 農業人口の絶対数でも比率でもです。

○大内委員長 たとえば五反百姓の場合には職工なんかの形で、男の人は外へ働きに出て、女と老人がやつているという形がすいぶんあるわけでしょう。

○館 そうですね、だから五反未満のところは、どこを調べても圧倒的に女子が多いのです。男子の方が多くなるところがどの階層にあるかということとは非常におもしろいのですが、ただ今申上げたように大体一町五反くらいのところとおさえてよいようです。それから上になると男子が多くなつて行くのです。

○大内委員長 小経営で女子労働が多いというのはそういうわけですね。

○館 最近のように、男子が外へ出られないような状態でも、低い階層では女子が多い、そこに問題があると思ふのです。

○瀬川委員 それは漁村を含めてですか。

○館 漁村だけです。漁村は入つておりません。

○大内委員長 漁村へ行くといふけい婦人労働が多いのではないですか。

○瀬川委員 漁村の農業労働はほとんど女だけじゃないでしょうか、老人と。

○館 漁村はたいしてさうでしようね。だから男子が漁期に出稼ぎに行くようなときには、半農半漁の所でしたら、農繁期の婦人労働は目も当てられない状況になつて来ますね。特に東北地方の日本海岸にはそういう例が多いですね。そういう所ですと、昨日森山先生がおつしやつたように、流早死産が非常にふえて参ります。おまけに生まれた子供の死亡率も高まつて来ます。婦人の非常な過勞と子供に対する注意が行き渡らないからでしょう。

○大内委員長 漁村の婦人のやつている農業経営は、技術的にはおとそむちやなものですね。たとえば大いのは肥料過多になつていて、海藻とか魚とかをむきみにぶちこむもんだから……。

○館 それから男が魚を取りに行くところは、どうも性病が多いのではないかという印象があります。事実だとすればその面からも死産産が多くなつて来ます。

○福武委員 漁村と言つても、いろ／＼型があるのですが、普通の平均的な漁村における婦人の地位と農村の婦人と比べて、どういふふうな差がある

位と農村の婦人と比べて、どういふふうな差があるりますか。

○瀬川委員 調べたわけではありませんが、いろ／＼見ておきますと、婦人をとりつたり、物を投げたりするのは、漁村の方がすつと多いですね。

○瀬川委員 あれは地位の低さではなく、表現の仕方でいい。

○大内委員長 仕事で荒つぱいから……。

○館 勢いさういふことになるだろうと思ひます。それを婦人にくちばしを入れさせないという意向が非常に強くありませんか。

○大内委員長 漁業の季節の出稼ぎ労働というものは、非常におもしろいものですね。あれはさうさう遠くへ出て行つて、そつちで働きますね、そこで、相当の賃金をもらうのですが、たいていその場所ですぐに飲んだりして使ひ切つてしまふ。そして帰るときは逆に借金を背負つて来る。

○瀬川委員 そうして結局女房の労働で……。

○福武委員 そうなれば婦人は強くなる。

○大内委員長 借金があるから来年また同じ所へ働きに行かざるをえなくなる。だから家主の力がいふと、さういふふうな金を浪費させるとか労働力確保の手段なんですね。

○櫻井委員 結局漁村の婦人の農業収入よりも、おやじが女房の手前時つて居つて、投げ出してみせる金の方が外面的に大きい。それで抑えるわけですね。漁村の女房のやつている農業経営から得る収入は、これは大抵飯米程度のもので、現金収入にはならない……。

○瀬川委員 畑作ですかね。いもとか蕎麦とかで、水田などではないでしょうかね。

○丸岡議長 それからさっきの櫻井先生からのお話の、農業労働が機械化された農除村などの例ですが、機械化されたあとの家事労働というものはどういふふうに変化して来たかを知りたいのです。

○櫻井委員 実は何でも農除村の方は手が届きませんが、さっきの各原村の例は、学校の先生に頼んで調べてもらおうと思つていますが、今回は間に合いませんでした。

○丸岡議長 できましたらお願いいたします。機械化されたために婦人が楽になり、家事作業はさういふふうにあつた、というふうに考えるわけですが、農除村などでも、見て来た人の話によりますと、すいぶんそこに問題があるというふうなことがいわれておるのです。ほんとに期待されたやうに変化していない、むしろ逆の面も出て来ているというふうにも聞くのです。

○野尻委員 婦人に望ましい農業労働というのはどういふものでしょうね。加工とか家畜の世話とかいふものが適するといいますが、戦争中は馬糞までやらせましたね。それで、耕起中耕除草のやうな重労働を除くように考えるのはよろしいが、女子労働として、家畜の世話加工を……。婦人を農業労働から全然解放するやうな経済状態になる見通しがつかどうかという問題になりますと、日本経済全体の動きから考えまして、やはり女子には農業労働の一部を減しておかなければならない

て、岡崎先生から御報告がありましたと同時に、またさういふ人口問題が、農村の婦人に対して非常に大きな負担になつていることが、これも岡崎先生あるいは森山先生からの御報告で明らかになつた点であります。

それから日本の農業経営が、いわゆる過小農的な経営であるということが、婦人を農業労働に束縛することが非常に大きい、また過小農制度であるといふところから、農家の低所得性といふことが問題になつて、それがまた兼業とか離村といふやうな形で、農業以外にも婦人労働を消化しなければならぬ必然性を生んでいる、という問題も出て来ております。さらに家事労働が非常に合理化されていないという点から、よけい負担が婦人にかかつて来ているという問題が指摘されたところでもあります。さういふことを通して、日本の農村の婦人労働というものの現状と、またそれによつて来た原因が、ある程度明らかになつて来たのではないかと考えられるわけがあります。

ところでさういふ労働が過重であるという問題から、さらにいふやうな方面に問題が進展して行つたわけがあります。つまり労働に非常に多くの時間を使われることが、それ以外の時間を非常に乏しいものにして、そのことの中に、農村のいふやうな傳統主義的な考え方は古い習慣が残つていふ原因がある、という問題。また、他方では過小農制度のために、一つの農家が独立した形では存在し得ないで相互に農村の中で結ばれて、何らかの形における——むしろ古い形だ

とも考えられます。さういふ現状ならば、婦人に望ましい農業労働をおいておくことをもつてが主にならなければならぬか、あるいはそれと捨てて家事労働に専念することが望ましいのであるかという問題ですね。まあ理想と現実をにらみ合すと、さういふ問題が出て来ますね。

大体これ各委員の報告が終つたわけでございます。これからこの御報告に基きまして十分討議を重ね、その上で、この委員会の結論を出すことになりまふ。この結論を明後日の総会で御発表くださるの、委員長である大内先生でいらつしやいますので、今後の司会は大内先生に進めていただきますと思ひます。

総括討論

○大内委員長 昨日と本日にとりまして、非常にたくさん御報告をいただき、それによりまして日本の農村の婦人が、現在どういふ状態におかれていふかということ、また何がさういふ農村の婦人の現状をもたらした原因であるかということも、われわれにすでにある程度明らかになつていふと思ひます。それと同時にまたその解決策として協同化といふことがどうも考えられなければならぬことも、おそその線としては浮び出て来ているといふふうに出ていふと思ひます。しかしさういふ多方向にわたる御報告がありましたので、この間に出されたいろいろな問題については、相互の関連とか、あるいは原因から始まつて結論にまで至るところの論理的

と思ひますが、古い形における協同体的なものを維持しなければ存続し得ないという條件が與えられていふ、さういふところからなれば冠婚葬祭とか、いふやうな年中行事といふやうな形で、よけいな労働負担が婦人にかかつて来るといふ問題、——さういふ問題がわれわれのまに示されたのであります。

さういふわけで農業経営なり農家経済なりを中心として、農村における婦人労働を分析してまいりますと、それがまたいふやうな方面に進展してそこらからいふやうな問題が生じて来るといふ、因果系列があるやうに私には考えられます。そしてこの問題にたいする対策も、かかる因果系列をときほぐすことによつて、おのずから出て来るのではないかと思ひます。

そこでわれわれがここでこれから検討しなければならぬ問題は、さういふ過小農的な農業経営は、どういふふうにして改善されるべきであるかという問題に要約されるといつてもさしつかえありませんまい。これにつきましましてはまたいふやうな問題点があるわけですが、その一つは過小農的な農業経営を圧迫するものとして、人口問題があるといふことが常に指摘されております。そこでわれわれがこれから検討して行かなければならぬ第一の問題は、さういふ人口対策といふものをいかに取上げるべきであるかということになるのはさうざんであるまい。

それから第二の問題として、農業労働からある程度婦人労働を解放するために農業経営の合理的

な筋とかいふものは、必ずしもまだ十分整理された形で出て来ないとも考えられますので、これからしばらくの間、この全体を通じての問題をどういふふう整理して行くかという点に重点を置きながらいふやうに御討議をお願いしたいと思ひます。御報告ののちにつきましてこまかい点にまで立ち入つて討論することも望ましいことではあります。時間の関係もありまして、またあまり細部にわたつて問題に入つて参りますと、いふやうに整理がつかないやうなことになるので、一應今までの御報告にある程度の整理を與えた上で、幾つかの問題点を拾ひ出して、その問題点を中心に討議を重ねて行くといふやうな形をとつた方がいいのではないかと私は思ひます。

それでその問題点をどこに選ぶかということも考えるために、これらの御報告を伺ひました結果大体私の頭の中で一つの秩序みたいなものができたわけでありまして、それをまず大体申し上げておいて、その中から問題を出してみたいと思ひます。

大体皆様の御報告は、初めの予定通り大きくわけますと、三つの部分に分けられると思ひます。つまり最初には農家の経済状態なり農業経営といふものがまず前提されて、その中における婦人労働の位置が問題にされたわけでありまして、そしてそこにおいて、たとえば人口問題といふやうなものは、一方におきましては、さういふ日本の農業経営なり農業経済の現状を規定する前提條件とし

化がおこなわれなければならぬ、そのためには過小農制の止揚が必要だ、さういふ考えられるのですが、先ほど櫻井さんの御報告にもありましたが、さういふ考えは、従来の個別的な過小農の農業経営の中においても、たとえば機械化とかあるいはそのほかの方法によつても解決されているわけですね。むしろ協同化を進めることによつて、さらによりよく改善される方法があるといふことは明らかだと思ひます。そこでさういふ程度まで個別的な経営として技術的な改善の可能性があるかということも、考えてみることに、同時にそれにもし限界があるとすれば、やはり協同経営に持つて行かなければならぬのか、あるいは協同経営以外の方法でこの問題を解決する道はあるかどうかということを検討し、そのうえで過小農的な条件を協同化によつて解決するといふれば、さういふ対策があるかを考える必要がありまふ。

第三の問題は、先ほど野尻先生がさういふ御指摘になつた問題だと思ひますが、さういふ農業労働から婦人を解放することが一つの目的として掲げられるとしても、全部農業経営から婦人を解放し盡してしまふ必要があるかどうか、あるいは婦人も生産面に残しておく必要があるのか、さうだとすればどの程度まで婦人に農業労働をやらせるか、やらせるとすればどういふ方面の農業をやらせるかといふことを検討することが第三の問題点になつてくると私は考えられます。

以上の三つが農業労働という問題、つまり最初

の問題の目録から申しますと、(一)農家経済と婦人労働、拾い出して検討してみる必要がある問題だと私は考えます。

それからその次に、そういう農業経営あるいは過小農的な経営というものを、一つの経済的な基礎條件といたしまして、農村の社会的構造なり家族制度がどういう特質を持つてゐるか、またそういう家族の社会の中における婦人の地位、あるいは家族を單位とする農村社会の中における婦人の社会的地位なり政治的な地位という問題が、瀬川さんとか、福武さん、櫻井さんから報告があつたわけです。ここには非常にむずかしい問題が含まれております。というのはわね、／＼がごく簡単に申しますならば、これは過小農的な農業経営なりあるいはそういう農家経済に制約されてこういう形ができて來たのだと説明することができるとも思ふのでありますが、しかしそういうふうに言い切つてしまつて、それで問題が片づいたかと申しますと、そこにはなかく、そう簡単にいかない問題が残つてゐるのではないかと考えられるからです。むしろ一方に一定の生産的な基礎構造があつて、こういう農村の社会的諸關係なり、意識なり、一言で言えば上部構造というものができたといつたとしても、今度は逆に意識なり社会的な諸條件なり家族制度なり、そういう一つの上部構造が下部構造を束縛するといふ關係も必然的に出て來るのではないでしようか。それはたとへば瀬川先生の御報告にも非常に詳しく出ておりましたよ、うな、姑の地位といふものが非常に強い、それが

そこで最後の五の問題として、協同化という問題が取上げられて来たわけでありす。ところが實際問題としては、先ほど平木さんの御報告にもありましたように、現在の農業協同組合は、實際は流通面の協同化のみしか行われていないと言つていい状態だと思ふのであります。しかもあとから平木さんがつけ足されたように、流通面の協同化という協同組合の作用さえも、現在の恐慌状態に押されて、むしろ非常に存立の基礎が脅かされている。つまりそういう面でさえ、ますます協同組合が弱体になつて活動できなくなるといふ條件の方が強くなつていゝというのが現状だろうと思ふのであります。いわんやそれが生産面の協同なり、あるいは生活面の協同という問題には、ほとんど入り得ていないということが指摘されているわけでありす。その原因はどこにあるかといふことは、平木さんが二、三の点を指摘されたわけでありまして、たとえば束縛感が非常にあるといふことが一つでありますし、それから利益に対する予見とか予想とか、そういうものが確定的でないということが指摘されたわけでありす。しかし平木さんのおつしやつたことはもつともだと思ひますが、はたして協同化を阻むものはそれだけであるかどうか、もつとほかに條件があるのではないか、またそういういろいろの條件を考へあわせて、協同化を阻む諸條件といふものは、どういうふうにしたら克服できるものであるかといふことが、最後に検討されなければならぬ問題だと思われす。これに附随いたしました、現在

また嫁を非常に制約する。あるいは今度はその筋に頼む者が言われましたように、そういう古い考え方の婦人によつて教育された子供の意識がまたそれによつて規定される。こういうふうにして古い生活意識なり傳統というものは、むしろいろいろな外部的な諸條件の変化によつて崩されたり弱くなる傾向を持ちながら、しかも代々繰返されて非常に強く存続して行く傾向を持つてゐる。そういうものが一層農業経営の合理化なり発展なりを阻むという關係があるというふうにわれわれには思われるわけであります。そこでこういう生活意識なりイデオロギー的なもの、あるいは家族制度というようなものを、どういう面からわれわれが切り崩して行くかということが一つの問題だと思つたわけであります。これも簡単に、基礎的な経済的な條件さえかえれば問題は解決するのだと言つてしまえばそれまでの話のようでもありますが、しかし必ずしもそういう一方だけをかえれば他方がすぐかわる。あるいは下部構造だけを変化させれば上部構造はおのずから変化するというふうには、簡単に済まされない問題があると思ひます。むしろ上部構造そのものも何らかの努力によつて切り崩して行く、そして両方から問題を攻めて行くことによつて、初めて問題の解決に達するのではないかというふうにも考えられるわけであります。

そこで、そういふことが上番構想を切り崩して行くものは何かという問題を、ひとつ考えてみる必要があるのじゃないか、これがおそらくは第

の協同組合が男子によつて独占されていまして、婦人の地位が十分に認められていないという御指摘もあつたわけですが、それは必ずしも協同組合それだけの罪ではなく、むしろその前のたぐさんの御報告にありましたように、農村全体における婦人の地位が問題にされなければ解決されない問題じゃないかというふうにも考えられるわけであります。そこでとりあえず一番基本的な問題としては、やはり協同化を阻むものは何かという問題を最後に考えておく必要があるのではないかと、これが第五の問題だと考えられるわけであります。私の個人的な考えを申し上げますならば、協同化を阻むものとして、平木さんが御指摘になつたほかに考えられますこととして、たとえば土地制度の問題があります。農地改革が行われたと申しまでも、非常に土地所有が細分化され、零細化されている、またそれが非常に入り混じつてゐる。また土地の自然的な諸條件が非常にばらばらである。そういうことを一口に、土地制度とよぶのがいいか悪いかわかりませんが、かりに土地制度と呼びますならばそういう土地制度が協同化を妨げる非常に大きな條件ではないかと私には考えられるのであります。またこれはある程度平木さんの御指摘になつたことでありますが、農業技術の現在の段階が、手の労働を中心としている、ということとそれ自身が、また協同化を妨げる非常に大きな原因である。しかしそれではその手の労働を中心とせざるを得ないような農業技術をつくり出してゐるものはどこにあるかということが問

四のわれ／＼の問題になるのじやないかと思つたのであります。これにつきまじては、すでにいろいろ御指摘もあつたことと思ひます。たとえば教育の問題もその一つとして考えなければなりませんし、またいろいろな生活設備の改善というやうなことも問題になつて來たわけであります。しかし生活設備の改善といふことは、実はまた経済的な基礎がなければ改善できないものもたくさんあるわけですし、そういういろいろ複雑な問題をどういうところから手をつけて、どういうふうな解決ほくして行くべきかを具体的に考えなければ、この問題は解決しないと考へられます。それに関連いたしまして、私はその條件の中で、いわゆる農村の協同体的な体制といふものの性格が、相當大きな意味を持つてゐるのではないかといふことを考へるわけであります。つまりいろいろな新しい改革を、ある農民なりある農家がやろうとする場合にそれを非常に強く外から制約する農村の中の協同体的な束縛といふことが考へられるわけでありませう。そういうものの本体は一体何であるかといふことは、今日までの日本の學界でも必ずしも説明されてゐないものも残されてゐるやうな氣がするのであります。

そこで今第四の問題として私が申し上げたいのは、
に附随して、共同体的な束縛という問題をもちひ
しうゝな方から御意見を伺いたいという希望を
も持っているわけでありませう。そういう問題が
懸念をますと、二上三の上をが失体せとせうな
ある筋が出て来るのではないかと思ふのであ

題であり、また機械を入れざるれば協同化ができるは申しましても、それでは機械そのものは、あらゆる條件をつくれば入れられるかという問題は、あらためて検討されなければならないと思ひます。そういう意味で、この協同化を阻むものは何か、またどうしたら協同化は促進できるかということは、今平木さんの御報告につけ加えまして、さらにもつとたくさんの御意見を伺つた上で總括して結論を出さなければならぬ問題だと考えますので、これをいわば締めくくりとして問題にしたいと存じます。一應私はそういう五つの問題を立ててみたのでありますが、この問題をもう少し検討してみることによつて、今までの御報告全体に一つの筋金を入れることができれば非常に幸いだと思ひわけであります。特にどの問題から取上げて、どうするかというようなことを固苦しく制限する必要はないと思ひます。どこからでもけっこうです。そういう問題について、またそのほか私の氣のつかない落ちてゐる問題もあるかと思ひますが、それらについてもどうぞ御自由に討論を進めていただきたいと思います。

それでは、初めに前提條件から片づける意味において、人口問題をもう少しはつきりさせておいた方がいいと思ひます。人口問題については岡崎先生と、それに関連して森山先生から御報告がありました。たゞ、日本は、日本の農村における、これは非常にむずかしい問題ですけれども、はブチヤム（通称）な人口をいかにとらへて、

岡崎先生どういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○岡崎委員 これは経済の条件と関連してしまふけれども、しかし農村の収容しうる人口の限は、四十五、六百万であつて、その人口数ではとど停滯してゐたでしょう。昭和十五年くらいまではあれ以上の人口を農村は収容しきれなかつたのですね。農村の自然増加率はもう少し低くしなければならぬと思う。しかし、ただ産む子供数をさし控へようと言つてみたところでむすかしい話で、子供がふえれば経済的負担が重くなることをよく理解させる必要がありましよう。都市の間は、子供を一人産んだらそれだけ自分の経済的負担が大きくなることをよく知つてゐるでしょうが、農村ではあまり考えないのです。

○瀬川委員 農村は逆に子供が多いほど豊かになるのだということを——今日ではそうではないでしょうけれども、つい前まではそう信じてゐたのです。

○岡崎委員 ほんとうはそうではないでしょうね。困つてゐるところを見ると多過ぎて困つてゐるのではないでしようか。

○野尻委員 それはやはり古い家の組織があつて、子供は個人のものではなくて家のものだといふふうな考え方ですね。そうしてその下にやはり生産力の低い生産構造といつたものですね。労働力が多くなるというふうなところに基礎づけられてゐるのではないでしようか。

○岡崎委員 子供が数え多ければ豊かだといふ

のでなしに、優れた子供をたくさん持つのならいいのですが、たくさん産むとどうしても十分な養育ができなくて、それは行かないですね。だからいい子供を持たなければならぬという考え方にかわつて行かなければいけないですね。

○野尻委員 それはやはり農民を個人的に目覚めさせようという方向に持つて行かなければいけないですね。従つて人口制限の必要がありましよう。

○岡崎委員 義務教育の期間を長くすれば、どうしてもそういうことを感ずるようにならないですかね。だから教育程度を高めるといふことが、やはり一つの方策ではないでしようか。今度六・三制になれば、前と大分かわるかもしれないですね。

○館 ただ今の問題に関連して、農家の人々と深く懇談すると、農家の人たちに生まれた子供の「歩どまり」と言ひますか、この点非常に考慮されてゐるようによいと思ひます。そこで私は死亡率を下げるのが先だといふ感じを持つてゐます。これまでは都会の方が農村の死亡率よりも高かつたのです。それがだんだん改善されて参り、きのう岡崎先生から御報告があつたように、今大休農村と都会は、死亡率がとんと／＼のところに來たのです。

これは私は非常にいい傾向だと思ひます。出生減退の前提として死亡率が下らなければいけないといふことは、人口現象から言つて一つの型ではないかと思ひます。ちやうど農村が今そういう出生率の下るような一つの時期に來たことを考慮する必要があると思ひます。ただ一般の農村の人たちの意識の中に、まだ子供がたいへん多く死ぬ

ような印象が透つてゐると思ひます。大体今のところは、二人半くらいで人口が静止するところに行くわけですね。死亡率が下つたという点から子供の生残する割合は高まつてゐます。死亡率を引下げて行くことも出生率を下げる重要な条件だと思ひます。

○岡崎委員 今のまま推移するとしたら死亡率は都市の方がもつと低くなるでしようね。

○館 そういふ傾向はありますね。

○岡崎委員 マンダンの乳児死亡率は、かつては高かつたけれども、今では、地方よりも下つてしまつたですね。

○大内委員長 経済五箇年計画における産業別人口の配置といふのはどういふことになつてゐますか。

○館 今ちよつと手元に資料を持つておりませんが、農業人口を一千六百五十万程度としてゐます。御承知の通り、明治五年以来の日本の農業人口は、昭和十五年に至るまでずっと一千四百万ですが、最近の労働力調査によつて見ますと一千八百万を超えてゐるような状態です。したがつて、農業人口はやはり減らせることを考えなければいけないと思ひます。何とかして、一先ず、一千四百万程度までには引下げて行きたいと思ひます。が、どうも今の条件のもとでは急にはいかないでらうと思ひます。それで経済復興計画も五箇年計画を考へたものですから、たしか一千六百五十万がたつたと思ひます。

○大内委員長 一千四百万と一千六百五十万を

比べると、二百五十万の差があるわけですね。それは開拓で吸収するつもりですか。

○館 開拓では吸収困難です。

○大内委員長 既耕地にそれだけ押し込むといふ考え方はですか。

○館 そうではなくてなるべく農業から引出そうといふ考え方です。

○大内委員長 いや復興計画の考え方として……

○館 減らしたいのは山々だが、国民経済全体の計画としては思ふように減らし得ない。といふわけ、やはり農業人口を一應一千六百五十万程度としておさえたのではないかと思ひます。

○岡崎委員 今こつちのお話は、一千四百百万くらいだつたのでしやう。今度の計画は二百五十万多いじやないかといふことですね。

○館 それは昭和二十四年を基準としてゐることから、データは大抵一千七百二十万で出されてゐる。それを一千六百五十万まで持つて行くといふことです。

○大内委員長 そうすると一千六百五十万ならば、農業としては適當であるという点から來たわけではないですね。

○館 もちろんそうです。復興五箇年計画の考え方自体が、あらゆる可能な範囲において——どうもわれ／＼客観的に見れば、相当樂觀的だと思ひます。が条件を與へその条件の範囲内においてやり繰りをし、配分したといふわけで、あれで農業として満足すべき状態を実現しようといふことは、もちろん考えられておらないわけですね。

○岡崎委員 北海道の開発はどうですか。人口を移入しないのでしやう。

○館 北海道の最近の開発計画では、北海道の全人口を一千万まで持つて行こうといふ計画で、これは人を入れるという点においてはたいへんです。が、農業人口は、それほどの増加が予想されてゐないと思ひます。あれも私今日ちよつと計數を持つておりませんので、はつきりしたことは言えませんが、大抵北海道の開発計画については、二つの意見があるわけですね。北海道の全体の人口の吸収力を高めるといふことはまことにけつこうだけれども、その場合に、一方の説では北海道の工業化に重点をおくといふ説と、もう一つの意見は北海道の工業化は非常に困難だ、従つて北海道は農業を第一にして行かなければいけないといふやないか、それは開発の段階というやうな理論的な点や歴史的な点から言つても、まず農業を中心にして行かなければいかぬといふ説と、かなり対立してゐるようですね。現在の北海道開発案としてとられてゐるのは、工業化説の方へ傾いてゐるやうに思ひます。従つて大抵工業化説の方から行けば、北海道の農業人口といふのは全体の人口がふえるほどは、ふえないといふことになりましよう。また、他の側面から、あの案は北海道だけを切り離して考へてゐる傾向があるが、国民経済全体の中に有機的に織りこんで考へなければならぬといふ説もあります。人口の点からもその通りだと思ひます。

○大内委員長 それから戦中耕地の充實した部分

ですね。それを回復させるということと、人口問題とはどんなふうな考へたらよろしいでしやうか。未墾地の開拓といふだけでなく既墾地の荒蕪をどうするかといふことですね。戦中耕耕地が荒蕪したといふことがあると思ひますけれども、そういう荒地の回復と人口問題……

○館 非常に回復が望ましいと思ひますが、これも今ちよつと精密な數字がありませんけれども農林省の調べによりますと、昭和五年ごろの耕地面積は沖繩を除いて五百八十万町歩あつたと思ひます。それが昭和二十二年の數字によりましよう、五百萬町歩とちよつとですから、かなり減つてゐるわけですね。その中には多少の過小申告もあるだらうと思ひますが、どつちにしても耕地面積がふえてゐるとは考へられませんが、先生のあつしやつたやうに、かなり潰れてゐるものが多いやうに思ひます。その潰れてゐるものについて、いろいろな段階があると思ひます。まず、工場に潰したのや、飛行場に潰したのもあるのですが、飛行場に潰したのは、上皮をむいてしまつておりましようから、ちよつと急に回復はできないのじやないでしやうか。それから工場になつたのも、そうすぐには回復し得ないのじやないかと思ひます。もともと美田が工場にも一瞥いいと見えて、美田が工場になつたのが多いやうですから、回復できれば回復させたいと思ひますが、相当困難ではないかと思ひます。だから、この面から目に見えた人口の収容力が出て來るほどのことはなないと思ひます。

○大内委員長 ですから潰れた地の回復といふのは

結局開拓と同じになるのじゃないですか。飛行場なんかが開拓民が今非常に入っていますね。

○野尻委員 あれは開拓民開拓の第一の条件になつており、大多数入つておられますね。

○館 これが平たくなつてゐるから、われ／＼衆人からみると、山を伐り開いたりするよりも楽だろ／＼と思つておりましたが、どうもひどいことになつてゐたいへんらしいですね。新しい所を開墾するよりも、土壌の点では困難なところが多いという話ですね。

○大内委員長 開拓による人口吸収力はどのくらい見込まれてゐますか。

○館 未墾地の開発計画が全部行われたら三百万人くらい入れる勘定になるのですが、しかしこれは相当困難で、それは必要なことは十二分認めるわけですが、ただそれによつて農業人口の収容力が高まるように過大視することは非常に警戒すべきことだと思ひます。

○福武委員 その計画も多くの場合地図の上でやつたものでしょう。

○館 八ヶ岳のように、現に見に行つて手をつけやつてゐるところもあるようです。今御指摘の点は北海道あたりには、あるかも知れませんが実際に調べて計画してゐるところも少くないようです。

○大内委員長 よく農村に行つて、農業の合理化をしなればならぬとか、近代化しなければならぬとかいふ話をいたしますと、農民はこういう質問をするのです。今でさえ人間が余つてゐるの

で、合理化して人を余らしたらいよいよ困る。その人間の始末はどうしてくれんという質問を必ず受けるのです。これは非常にむずかしい問題ですが、それについてはどうでしょう。

○館 今の条件のもとにおいては、正直なことを言えば計量的には回答なしじゃないですか。これが簡単に回答できるようだったら、問題はよほど楽になつて来ますね。

○岡崎委員 生産の総量さえふえればそれでよくはないですか。失業するものは出て来るかもしれないが。

○福武委員 それだけ働かなければいいわけですね。人手が余るわけですから……。ただし、実際には後者同様に働かざるを得ないのでしたらほとんどは余るというべきではないんです。今までのようにひどく働くというのを前提とした場合に、人手が余るので、農業が合理化され近代化されて農業労働の面で楽になればそれだけの教育や娯楽や家事にさく時間ができます。そうすることによつて始めて、生活がいわゆる「人間的」になりうるのではないでせうか。

○岡崎委員 だからいいんじゃないですか。

○福武委員 理屈はそうなんですけれども、現実問題としては、そのような状態になつたとき、始めてほんとにわかるんで、農家にまつてはそう簡単には言ひ切れないでしょう。農村人口の過剰の問題にしても同じで制限すべきだと思つてもなかなか実行されないようなものです。この出産力の問題にしても、解決は難しくはないでしょうか。

○大内委員長 先づ一人の年とつた婦人に会つたのですが、その婦人のいうに自分は産児制限に賛成である。これから若い人たちはもともと勤めて行かなければならぬという。それはどうしてかと聞きましたら、もう老後を子供に養つてもらう望みがない。自分は早く結婚して今まで産み続けていたので、こんな年をとつてしまつても、さて自分が何で食べて行くかという、何にも目当てがない。だからこれからの若い嫁たちは自分たちのようにあんなに子供を産まないで、その期間早く自分の何か老後に独立できるようにものを腕につけておくように、そういう意味で産児制限をぜひしろというのです。

○館 これは産児制限の意識としては重要な問題だと思ひます。老後を子供に依存するかどうかということは非常に大切な問題だと思ひます。で、そういう考えが起つて来ているということは、産児制限として非常に有利な一つの条件になると思ひます。ただ反対の事例もまだ大分残つておりまして、私が座談会などで伺いますと、まるつきりそれと反対に、このごろは金を持つていてもだめになるし、物を持つていてもだめになる、結局子供を産んでおけば何とかなるだろう、という考をもつてゐる人も半面にあります。その点から言へば過渡期の常として非常に混乱状態であるとい

農家では貧窮の故に子供を人格として尊重してないんだと思ひますが、そのように子供を手殺限する傾向がある限りは産みますね。中国では均分相続でありながら、農村にあれば人口がふえてゆくんですが、これも同じだと思ひます。中国の農民にとつて子供は養老保険だと外國の學者がよくいふんですが、全然間違ひだとはいへない切れないです。もちろん人間だから子供への愛情はあるわけですが、子供が少いから子供への愛情は限られてゐるけれども、貧乏ほど子供を養老保険くらしに考へてゐる傾向が強いんです。だから幾らでも産む。日本でもそういう傾向が是正されない限り、いいかえると生活が楽にならない限り、積極的に子供を少くしようという行動をとるなつた考えは出て来ないんじゃないですか。理屈はわかつていても行動が伴わない、積極的な行動させる地盤がないからなんです。しかし行動をおこさなければその地盤もつくれない。これもまた一つの悪循環だと思ひますが、少し楽観的すぎますかね。

○福武委員 それから一家の所有地を一家の労働力で行かうという計画の中に、子供が幾人いるという計算があるのです。所有地を基礎にしてのことですが、いつでも五人の働き手がいくつや農家は続かないとか、この林を伐採して家を建てるにも、やはり五人の手がいりとかいふ計算を多く聞きますが、しかし出稼もさうして追ひ返されて来ているのだし、農家でも子供が少いものゝ手に非常にかかつておまゐりいふ農家は少ないという考をもつてゐるのです。

○福武委員 その点は十分考慮すべきだと思います。

○大内委員長 先づ一人の年とつた婦人に会つたのですが、その婦人のいうに自分は産児制限に賛成である。これから若い人たちはもともと勤めて行かなければならぬという。それはどうしてかと聞きましたら、もう老後を子供に養つてもらう望みがない。自分は早く結婚して今まで産み続けていたので、こんな年をとつてしまつても、さて自分が何で食べて行くかという、何にも目当てがない。だからこれからの若い嫁たちは自分たちのようにあんなに子供を産まないで、その期間早く自分の何か老後に独立できるようにものを腕につけておくように、そういう意味で産児制限をぜひしろというのです。

○館 これは産児制限の意識としては重要な問題だと思ひます。老後を子供に依存するかどうかということは非常に大切な問題だと思ひます。で、そういう考えが起つて来ているということは、産児制限として非常に有利な一つの条件になると思ひます。ただ反対の事例もまだ大分残つておりまして、私が座談会などで伺いますと、まるつきりそれと反対に、このごろは金を持つていてもだめになるし、物を持つていてもだめになる、結局子供を産んでおけば何とかなるだろう、という考をもつてゐる人も半面にあります。その点から言へば過渡期の常として非常に混乱状態であるとい

○大内委員長 先づ一人の年とつた婦人に会つたのですが、その婦人のいうに自分は産児制限に賛成である。これから若い人たちはもともと勤めて行かなければならぬという。それはどうしてかと聞きましたら、もう老後を子供に養つてもらう望みがない。自分は早く結婚して今まで産み続けていたので、こんな年をとつてしまつても、さて自分が何で食べて行くかという、何にも目当てがない。だからこれからの若い嫁たちは自分たちのようにあんなに子供を産まないで、その期間早く自分の何か老後に独立できるようにものを腕につけておくように、そういう意味で産児制限をぜひしろというのです。

○館 これは産児制限の意識としては重要な問題だと思ひます。老後を子供に依存するかどうかということは非常に大切な問題だと思ひます。で、そういう考えが起つて来ているということは、産児制限として非常に有利な一つの条件になると思ひます。ただ反対の事例もまだ大分残つておりまして、私が座談会などで伺いますと、まるつきりそれと反対に、このごろは金を持つていてもだめになるし、物を持つていてもだめになる、結局子供を産んでおけば何とかなるだろう、という考をもつてゐる人も半面にあります。その点から言へば過渡期の常として非常に混乱状態であるとい

○岡崎委員 社会保障制度を確立して、都金の失業者をみんな農村に導くようなことをやるようにしては行かないと思ひます。都市の失業者の諸は増進せざるを得ないからそれまでの仕方は農村に対して非常に氣の毒ですね。

○野尻委員 その問題は福武さんが言われた家の問題と関連するんじゃないかと思うんです。労働者の前身調査の七五％は農村出身です。そうしてその農村の中には古い家の制度があつて、長男に農地が譲られて、二、三男が出て来ている。そのかわりそれが失業すればいつでも引受けるというふうな無言の契約が行われているといったような、やはり家の制度の問題にからんで来ますから、結局失業を農村へ追い返すという問題も福武さんの問題を解決して行くということによつて、農村へ帰れなくなる——といつてはおかしいのですけれども、そういう問題じゃないでしょうか。

○岡崎委員 しかし失業者に対する保障制度が確立すればそう農村へ帰つて行かないでしよう。

○野尻委員 その保障の仕方がたいへんりつぱであれば帰つて行かないけれども、村としても古い家がなくなれば帰つて行かなくなり、当然都市の失業対策の対象になる。同時にそれが古い頭を持たない自主的な労働者になつて行くというふうな考えられませんか、結局家の問題にからんで来るのではないですか。

○櫻井委員 逆に今は均分相続権の要求がそういう失業者の側から、職を失つて村へ帰る側から起されるという現状ですからね。

○野尻委員 そうした場合もありますね。わしも権利があるんだという問題ですな。そういう問題もありますね、権利を持ちながら村へ帰らない、そうして都市に失業対策を要求するといったような労働者になるには古い家の制度はどうしてもこ

う受け付けているのは全体で二町歩ですが、二町五反は最低欲しいと言つておりましたかね。

○館 今の一千六百五十万ですね、これは労働の生産性を昭和五年級の平均で予定しているのです。

○大内委員長 ですから将来の問題として協同経営をやつて、技術水準を相当高めるといふことを考えますと、せいゝ一町歩一人という割合で十分だということになるのではないですかね。それでも多過ぎるくらいで、そうすると農業人口はせいゝ六百万が適当だ、という見当でしようね。

○館 そうでしようね。だからそういう一つの理想基準を目標にして計算すれば、農業人口はせいゝ八百五十万あればいいという計算が人口問題研究所の方で出ているのです。

○瀬川委員 どこか放出するところはないでしようか。その方が一番いいようですね。

○館 そういうことになるですね。計算から行く。

○瀬川委員 見込みがないでしようか。

○館 今の条件のもとにおいては、一千万をなすのはよほどの夢をえがかと……

○大内委員長 それはそれでしようね。ただ今まで政府のいろ／＼な復興計画を見ても、私の印象ですと、結局工業の方を先にきめて来て、余つたものは農村に押しつけるという考え方が非常に強いと思ひますね。ですからこゝでは逆に農業の方から、これ以上は引受けぬという線を強調する必要があるとすね。

の弊是正する必要があるというふうな気もするのですね。

○山川婦人少年局長 もう女でも男でも均分相続を棄権するのが多いです。

○櫻井委員 棄権しないというのはいないでいい失業者困つておれの方にわけてくれという要求が資本家の方へ出ないで自分の実家の方へ出て来るのです。

○野尻委員 棄権するのは当然そういう権利があるけれども受けない。やはりそれは古い家の頭から来るのではないでしようか。

○丸岡委員 しかしまたそれを要求されて困つていふというふうな例も少しはございますね。

○山川局長 少しはございませう。まだ大抵の傾向として古い家を保存する傾向が強いようですね。

○野尻委員 親としましては棄権したいのではありません。わけるに経営が成り立たないから。

○婦人課員 家庭裁判所に出ております事件のうちで、相続放棄という問題が一番多いですね。去年の半年ぐらゐの間に、全国で約七万件ほど出ています。それがまた女からの申立の方がずつと多く、男からの申立の倍ぐらゐありました。

○山川局長 それは嫁入り仕度としてもらつて行くという傾向があるのですね。

○大内委員長 これは非常にむずかしい問題で、簡単に結論も出ないと思ひますが、しかし農村の方から申しますと、そうむずかしく失業人口をみんな突込まなければ困ることは確かなんです。しかしただ困るというだけでは非常に主張としては弱い

○館 確かにそうですね。それから今までのように農村にはいくらでも人口が入るといふ考え方は困ります。

○大内委員長 いろ／＼人口の問題はあると思ひますけれども、少し問題を先に進めまして、農業の技術的な改善は、やはり究極的には協同化といふことが普通の人の考えることですが、それをも少し検討して確かめておく方がいいと思ひます。つまり協同化以外に方法があるかどうか、あるいはその限度はどこにあるかといふようなことについて、櫻井さんどうお考えになりますか。

○櫻井委員 さつきの谷原村の例ですが、あそこではさつき言つたように、あの程度の経営の合理化までは進んでできたわけです。現在では協同の姿勢はみられず、個別に進んだような形になつておりますが、やはりそこで行くには、協同の力で来ているわけです。大抵この前の恐慌直後に立てた畜力導入計画、機械化計画というの、その前に土地改良というようなことが前提条件となつて、五戸単位ぐらゐで部落全体の協同化の計画で土地改良を進めたわけでありまして、畜力を入れるためにどうしても必要だというわけで、交換分合も今のような五戸単位の協同計画でやつたわけですね。電化の場合でも同様で、農業技術水準の向上、農業労働の合理化が、今までは全く協同化のおかげである。ただ今日ではそこまで来た形で仲ひが止まり、協同作業も行われていないし、協同化の計画もないが、しかしそこで行くには協同化が力をなして来た。だから協同化といふのが

わけですね。こゝまではとにかく農業で引受けるこれから先は引受けられないというある線が引けると、主張に一つの強さが出て来ると思ひますね。そうしてさつき館先生のあつしやいました、たとえは千六百五十万という中では、大抵婦人が半分占めていられるわけですね。

○館 そうです。婦人が大体半分です。

○大内委員長 そうすると、ほかのいろ／＼な條件で、かりに婦人が農業労働からほとんど解放されると考えると、——これは所得の問題に關係するわけでございませうから別問題になりますけれども、かりにそういうことが可能だとすれば、もう少し男子の吸収力はふえるわけですね。

○館 そうなりませうね。

○大内委員長 しかしさつき櫻井さんの御報告にありましたように、開拓地で一町五反を保持しつつ協同経営したときには、一町一人の労働力に間にあつたわけですね。

○櫻井委員 そうです。

○大内委員長 それがある程度の、たとえはどの開拓地でおこなわれているような技術水準を前提としたとき、オフタイムな土地と労働人口の比率といふことが言えるでしようか。

○櫻井委員 そゝを聞いてみましたら、大抵一町五反の所へ、男一人が出て来て協同作業で家族を養ふとやつていられる。だから二町五反以上は自家用に働いたり、休養して十分だといふふうな言つていられる。土地としては経営の面からいへば、さつきと欲しい。こゝに開拓地がもう一つある。

協同経営を目的とした協同化でなくて、私的な経営の合理化の手段として行われた協同化であつたわけですね。ですから協同化といつても、その目標が個別経営の強化のための協同化が、協同経営の目標を持つた協同化であるかで違つて来ると思ふのです。いずれにしても私的な経営の強化のためにも現状では協同化の線に進むより性がないといふことになると思ふのです。

○大内委員長 結局これはあつた問題と関連しますけれども、今お話の出た交換分合とか、土地改良といふ條件が非常に技術の改善には大きいと思ひますね。おそろしくこの条件を突破できなければ、新しい高度の農業技術というものは入り得ないような気がしますね。ですから必ずしも、協同経営といふことを、いきなり言い出しても、なかなか農民はついて来ないと思ひます。せめてさつき櫻井さんのおつしやつた谷原村ですか、その水準まで、日本のあらゆる農村を持つて行くといふことが一つの目標になるのじゃないでしようか。

○大内委員長 土地改良もやつていられるのですが、一段階の仕事として、排水を協同でやりますね。それからそれと同時に今の交換分合をやる。また田の中に残つておつた畠を固にして、その土を田に入れて寄土する、そういう土地改良、それをもみんなで協同でやつたのです。畜力を入れる前提としてそれをやらなければ畜力が入らない。

○館 資金はやはり農民の自己資金ですか。

○櫻井委員 それはさつき前の恐慌直後から、

軽減されましたか。

○櫻井委員 それは田の草とりというのは手労働でしよう、農人の農業労働の一番の負担面であつたのが、いまはやらなくていいということになつたわけですか。

○大内委員長 田植えと刈取りは機械化の困難な問題が残つていて思いますが、畜力除草はある程度どこでも半馬耕のできる所ならやれるはずですが、それが非常に入らないというのはどういうわけでしょうか。

○九岡委員 除草の面で婦人労働が軽くなれば、すいぶん違つて来ると思つてます。

○櫻井委員 やはり田圃を起すには畜力を使つても、除草の場合には何とも往復するということも作物の中でやるのだから非常に困難である。従つて耕地整理をやつて耕地の区画を直して一枚当りの面積を廣くしなければ、畜力除草による労力の軽減はあまり効果がないというところから一度始めてもやめてしまふところがありますね。

○大内委員長 ところが農村を歩いてみると回轉除草機さえ入つていないところがかなりありますね。その谷原村はイリダーション（灌漑）の関係では直播は十分可能なんですね。

○櫻井委員 ええ可能です。ぜひすすみたいところとします。

○野尻委員 直播も技術的にまだ試験時代でいい所と悪い所があるらしいですね。

○大内委員長 いろ／＼な説があつてよくわからないうのが現状ですね。職して灌漑の不足がその所

は直播の方がいいらしい。

○九岡委員 何回もの草取りをみんなそれでやつてゐるのですか。

○櫻井委員 最後のだけは手で簡単にやりま

○九岡委員 むしろ最初の方が手でやらなければ苗を痛めるようなことはないのでしょうか。

○櫻井委員 馴れると何でもないと言つておりました。

○大内委員長 つまりこういう問題だと思つて

す。たとえば刈取りなら示されてゐるよう

日本の個別経営が今までになした最大の機械化

というものの体系を考へますと、大木自動耕作機

か、あるいは半馬耕かどつちかによる荒起しをし

それから直播、畜力除草あるいは2LDの利用、

それから刈取りが機械化の一番難関になつて

おります。これは根本的な実験程度しか行つてい

ない。しかし将来技術的にはもう少し改善でき

と思つてゐる。そしてそれは動力による此設備

という機械化の体系でおそろくオプティマムな

面積というのは、五町から十町あると思つて

すが、したがつてそれくらいの大ささのものは

きつと思つてゐるが、しかし個別経営で行つたら

そこがとまりだと思つてゐる。それをもう一

にのり越えて、技術を高め生産力を高めるとい

ことを考へると、やはり協同経営という問題に入

るのじやないかと思つてゐる。ところでこれはあ

でも問題になると思つてゐるが、個別経営の以上

のような限度までゆくためには、まず交換分合の

必要です。しかも交換分合には土地改良事業が先

に立たなければできない問題だと思つてゐる。土

地の自然的條件が違つてゐる所へ、交換分合をや

れといつてもできないだらうと思つてゐる。従つ

て土地改良事業というものは、農業合理化のキ

ポイントだと思つてゐる。しかしこれはひとつの

村の力でできるものでしょうか。それともやはり

國家的な何らかの方策が必要とされるものかどう

か、これは地方によつて違ふでしょうけれども、

野尻先生などはお歩きになつて、自分の村の力で

土地改良事業をやつてゐるような所はあります

か。

○野尻委員 暗渠排水のような簡単なものは協同

組合でやつており、そして僅かな部落の土地をや

るといふ場合には農民個人の力でもできますね。

けれどももつと大仕掛になりますと、やはり國の

資本が相当援助されなければならぬと思つてゐる。

○九岡委員 静岡の初倉という村で、青年たちが

交換分合の前提條件として荒土の研究をいたして

おります。これはほんとうに青年だけの研究機関

ですが、ちやんと試験室を持ちまして……。

○櫻井委員 土地改良は個人の力の及ぶ範囲内

は、やることはやつてゐます。個人の力の及ぶ範

囲というのは、いくらでもよい増収ができるとい

う、その範囲内では暗渠排水なり土地の改良を

やつておりますが、問題はそれ以上に進めるかど

うかで、單なる増収でなくて、畜力を入れる。機

械化を進める、そして農業経営の合理化という意

味での土地改良が今後の問題になつて來ます。そ

誤したというのがありましたね。この間聞いたのは、名前が忘れたのですが、北海道の村で、時間的にばかりではなしに、作業の種類によつてきめたところがあるというのを聞いたのですが、お聞きになっておりませんか。

○櫻井委員 去年の夏大内さんと一緒に行ったときに、その村の農民大会でそういう決議をしたというのを聞いたのですが、その村へ行かなくつたので名前をおぼえていませんが、最近各地でそういう話をききますね。

○龍 私も聞いたのですが、そういうときの解放するといふ作業の種類など参考になると思うのですが、一番農民が切実に感じていることをきめたに違いないのですから……

○丸岡委員 やはり十二、三才の若い娘から七十才くらいの老人までできるような労働と、主婦が男子と同じように負担している作業とは違ふと思うのです。そうしますと、やはり標準を年寄りや子供でもできるというところへ置けるのじやないでしょうか。主婦のになつては農業労働といふものは、かなり無理なものであつて、そこからの解放といふことはやはり一つの目安になると思ふのです。

○龍 しかし最近はいま先生が御指摘になつたように、田植えの方はいくらかいいですね。田植えの方は大分女子がやらないで、男が代つてやるようになって来たらしいのですが、草取りの方はまだ……

○丸岡委員 春と秋の農繁期を比較してみます

○櫻井委員 僕はアメリカのことはよく知りませんが、農民運動の理想の一つに、所得バリエイ、つまり農民の生活を都市の生活者並みにいふところがあるそうですね。現在のアメリカ農業の場合には大体そういう理想に近づいていて、親父と息子が農業をやつてその収入で一家の生活を支えており、農家の婦人は俸給生活者並みの家事に専念する。あるいはそれに開通した家庭菜園なり家畜の世話をやつてゐる。そういうことが日本の農家の場合にも一つの理想としますと、たとえばさつきの神立の新生開拓組合の場合ですが、これは開拓地として特に女を尊重するという意味もありますが、主婦には一反歩の家庭菜園と中小家畜の世話だけをやつてもらふというふうにきめて、そういうことで進んで来ているわけですね。ですから生産的な面といつても、今やつてゐるのが婦人本来の仕事と言へるかどうか問題でしょうが、ともかく家事のきりもりを中心に、それに関連する生産的な仕事、そういう方面に開拓地の婦人の仕事が向いて来ているわけですね。そういう場合に、それ以外に生産的な面で婦人に適当な仕事があるかどうか、やつぱり見て来た感じでは、大体は農産加工の共同施設で、時間的に余裕のある婦人たちに働

と、春の農繁期の方がつらいということですね。除草、田植えは何とかして女がやらなくてもいいようになりたいと思ひます。

○大内委員長 婦人をそういう生産的な労働から切離してしまふということは、一つの理想なんではどうか。それとも婦人もできれば、なるべく生産的に使つて、家事労働も軽減して行くというのですか。両方考え方はあり得ると思ひますが……

○福武委員 それは条件によるでしょう。今のようにな経済条件のもとにおいて、全然生産的な労働から解放して、むりやりにでも家事労働に使つてあつては非常に苦しくても男だけやるということになれば、まず男が横暴になつて、一層婦人の地位は低くなるということになる。女の地位が農村では案外相対的に高いというのは、女が働いてゐるからだと思ひますね。家事労働のみに専念させるというのは、かなり経済的な条件が向上して、その上での話じやないでしょうか。生きるのにせいでいばいの場合に細君がいくら家事の面で働いても、それに正当な評價を與えるといふことはとうてい不可能じやないかと思ひます。

○山川局長 生産といつても、野良仕事と加工の面がまだ残つており、アメリカあたりでも、加工はやはり女がするようですね。

○野尻委員 加工と家畜の世話も、アメリカ農業あたりでは女がやつてゐる。その場合にも女子一般と、子供のある主婦といふのは違ひますね。女子一般が農業労働から全部家事労働に移る方がいいのかという問題ですね。

○龍 技術などもどれだけ使われるかということによつても違つて来るわけですね。技術いかによつては、相当高度に生産面に女子労働が使われてしまつてゐないような条件も起つて来るかもしれない。

○福武委員 それだけ経済的な条件がよくなれば家事労働そのものも非常に楽になつて、女に適した生産労働もできるということになるのじやないですか。

○山川委員 生産労働から全婦人を退去させるというところは、非常に不健康なことになるのじやないでしょうか。精神的にも肉体的にも、女をそこまで大事にして、真綿に包まなくともいいですよ。農村の人に聞きましたも、農業といふものは非常に婦人は愛しているのです。子育てと同じくらいに愛してゐますね。

○山川局長 要するにどういふ労働をするかですね。山へ薪木をとりに行くのだつて、子供がどりに行くのは楽しいですけど、年寄りまでが腰を二つにして、山みだいに持つて来る、あれを繰返されてはかなわないですね。

○丸岡委員 量とか程度の問題でしようけれども、向しる生産から婦人がひつ込むといふことは、婦人の地位といふものに非常に関係があるし、それがなくとも、私は教育の上にもよくないと思つておられます。都会の奥さん専門の人の子供の教育と農村の婦人の教育を見ますと、農村の婦人は子供の教育のための時間を少しもたないのですね。それでも母親が働いてゐるというところが非

いでもらうということだと思ひますがね。

○大内委員長 これは相当重要な問題だと思ひます。つまり今までの日本の農業の弱点といふのは、私は加工が非常に少いということだと思ひます。生産物をそのまま賣つてしまふという形が多いために、價格關係で非常に損をしてゐる。買ひ叩かれるといふことですね。もう一つは家畜が非常に少いといふことが日本農業の欠点だと思ひます。ですからもし婦人を田畑の労働から解放して、加工とか家畜の方面に向けることができるとその面から農業がもつと強化されて来るような気がするのです。

○山川局長 アメリカのように百エーカーから二百エーカーくらいまで二人くらいの男でやる、機械は大きいし、スピードはあるし、まるで女の半で小さい鉄を動かす程度のもので、農業の形態がかわつて行きましたら、そう婦人労働を必要としないのじやないでしょうか。

○大内委員長 それはそうでしょうね。

○山川局長 そうなればもつと婦人労働が効果的、経済的に使われる方に向うのじやないでしょうか。

○山川委員 やはりこういうふうに思ふのは、前の時代の生活の型から導かれた意識が残つてゐるからでしょう。

○大内委員長 いや、しかし婦人が全然生産労働から離れてしまふといふことは、私もどうも不健全な感じがするのです。人間の半分がまつたく生産的な働きをしないといふのは、どう考へても不

健全だと思ひますね。

○丸岡委員 だけど、またファシニスト的立場から「たんだろから家庭へ」といふような意見を立てる方もあるのですけれども、それはやはり私達不健全だと思ひます。そのことは反対なのです。

○山川局長 生産的な労働といふのは、昔と、今から将来にかけてでは、性質が少し違つて来るのじやないでしょうか。今のよう激しい労働をしなれば生活ができませんか。それから子供を犠牲にして永い間働かなければならぬといふのは、経済的な独立ができないといふことに基因してゐるのですから……

○丸岡委員 こんなにまでいふ／＼な犠牲を伴わないで、楽しく生産に携われるような方向が望ましいですね。

○山川局長 程度の違いはあるけれども、男でもそうだと思います。男だから半馬みないに働いていいといふことはない。

○大内委員長 それはちつともないでしょう、それからさつき櫻井さんがアメリカの問題をお出しになつたので気がついたのですが、アメリカの最近の考え方は、農業と工業の間のバリエイといふ考え方が非常に強いんです。アメリカでは都市の二〇〇に対して農村の生活水準を九〇にするといふバリエイを考へてゐるらしいのですけれども、日本でもたとへば農産物價格の決定などについても、所得のバリエイといふ考へ方をもちつて入れる必要があると思ひます。今の米價決定のように、ただ農家の購入品と米の價格をバリエイ

○龍 技術などもどれだけ使われるかということによつても違つて来るわけですね。技術いかによつては、相当高度に生産面に女子労働が使われてしまつてゐないような条件も起つて来るかもしれない。

○福武委員 それだけ経済的な条件がよくなれば家事労働そのものも非常に楽になつて、女に適した生産労働もできるということになるのじやないですか。

○山川委員 生産労働から全婦人を退去させるというところは、非常に不健康なことになるのじやないでしょうか。精神的にも肉体的にも、女をそこまで大事にして、真綿に包まなくともいいですよ。農村の人に聞きましたも、農業といふものは非常に婦人は愛しているのです。子育てと同じくらいに愛してゐますね。

○山川局長 要するにどういふ労働をするかですね。山へ薪木をとりに行くのだつて、子供がどりに行くのは楽しいですけど、年寄りまでが腰を二つにして、山みだいに持つて来る、あれを繰返されてはかなわないですね。

○丸岡委員 量とか程度の問題でしようけれども、向しる生産から婦人がひつ込むといふことは、婦人の地位といふものに非常に関係があるし、それがなくとも、私は教育の上にもよくないと思つておられます。都会の奥さん専門の人の子供の教育と農村の婦人の教育を見ますと、農村の婦人は子供の教育のための時間を少しもたないのですね。それでも母親が働いてゐるというところが非

「にするといいのでは、実際の農家の経済状態は維持できないと思うのです。だからどうしても所得バリエーションで、少くともほかの生産者と農民の生活水準をバリエーションにするという考え方を要求する必要はせむあると思ひますね。」

○重 それとこの問題は基本的な問題じゃないのですけれども、差当りの問題としてわれ／＼非常に心配しているのですが、森山先生がきのう指摘されたように、例の流早死産が農繁期に現われてくるような、ごく手近な不健全さをとにかく早くなくすることですね。これは根本論じやありませんけれども、特例的にも指摘する価値があると思ひます。

○九岡委員 従つて現在の状態の中で何と何とだけをもたせたくないというのをあけることができるならば、あけておきたいと思ひますね。

○山川局長 それはそうだと思います。基準法で重量物運搬を女子に対して制限をしております。ところが田舎では、それくらいのもは当然だといふので反対が非常に強かつたのです。そういうものを認めて行けば、日本は非常に婦人を酷使するといふので、ソシアル・グレンピングの証拠にもなりますし。

○館 それが端的に一番よく現われているのは、例の流早死産の問題だと思ひます。これなんか極度に肉体に來ている具体的な影響ですからね。

○瀬川委員 時間的に解放し、仕事によつて解放するといふことはぜひ主張したいものでですね。その少し立ち入つた御意見を伺えれば……

○婦人委員 ちよつと途中ですが、昨日家庭生計委員会が夜八時ごろまでありまして、そのときには家事の合理化という問題のときに、お米をい／＼／＼飯に炊いているのは面倒で、それがもしパン食になれば楽になるのじゃないかという問題が出たそうです。そのときに、しかし農村委員会はどういうふうに取り上げるかわからないけれども、お米を今度は麦にかえるという問題がどの程度日本でできるだろうか、輸入の問題などもありまして、ようし、それは農村委員会の方でも考えていたよく問題ではないだろうかといふことで、大体家庭生活委員会の方では、その話は割合に深入りせず終りになつたそうですけれど、それを皆さんがどんなふうにお考えくださるか、それは一番最後でもよろしいですから、一應考えていたきたいといふことです。

○大内委員長 きのうの夕刊に、粉の配給辞退が非常に多いといふことが出ていましたね。あの計算によると粉食の方がよほど手間も金もかかつて米の方が安上りだといふ結論で、どうも今の話と逆ですね。

○山川局長 でも農家でもこのごろすいぶんパンを食へますね。学校の給食なんかでパンを食へ習わせれば、子供のうちからなれますすけどもね。お菓子などの粉食は、農村ではすいぶん多かつたのです。

○瀬川委員 そうです。予想外粉食が多かつたのに驚いております。そのかわり手もかかつたので

してこれならば割合に実行ができるかもしれせん。

○大内委員長 今牛馬糞はほとんど婦人はやつていないでしようね。

○九岡委員 地方的にはやつてゐるものがあるですね。

○大内委員長 戦争中は非常に多かつたのですが現在はどうですか。

○九岡委員 まだ九州なんかではやつております。それから乳牛を使つてゐるといふようなところでは、やはり乳をしぼる婦人にとりまなつていて、手綱をとることが男よりもやつとやさしい。そして牛がよく働くといふようなことのために婦人がやつてゐるところがありますね。

○野尻委員 一番の重労働は田畑の荒起しですね。あれには現在婦人はあまり参加してゐないでしよう。

○九岡委員 畑の方はしてゐますね。田の方はいく分軽減されてゐないでしようか。

○瀬川委員 東北の方へ行くと、やつておりますよ。

○大内委員長 相当あるようですね。

○野尻委員 あれは一番こたえますね。

○瀬川委員 あれは一番重労働のようですね。

○野尻委員 麦刈りなど相当つらいですけれど、あれはやはり婦人がやつてゐますね。それから甘藷の收穫、あゝいう重労働から解放することは必要ですね。

○大内委員長 いもの收穫なども、畜力を使へばですね。

○山川局長 ことに白米を食べるのは今度の戦争くらいからの村もかなり多いでしよう。

○瀬川委員 それはそうのようです。私は経済のことをわからないので、いつも疑問に思つてゐるのですが、部落単位の小さいグループで一つにまとまらなければならぬといふことはい／＼／＼方面で感じますけれども、食物や衣服、パンの加工などの場合村の共同化という計画と、商店でパンを安くよくこしらへさせるという方面へ進むのと、日本の現在の段階ではどちらが成功するでしようか。今当面の問題として農村の衣服のことがありますが、都会では完全に洋服になつてゐますけれども、田舎では子供と中学生までは洋服を着ておつて、お母さんは和服の働きを着てゐるので、女の子の場合この中学生が卒業したら、その途端に和服の働きを着るといふわけに行かないで、洋服の働きを着る機会に直面してゐるだらうと思ふのですが、水田むきの洋服の働き着は、といふことになりまして、一方では洋裁の学校がたくさんできて、昔のお針の義経の義経として娘たちが盛んに習つてゐるのですけれども、それが型紙時代をよび越して、既製品を入れたければならないだらうといふ予想をしてゐる人がなくさんあるし、農村の男子がシャツやズボンを買つて穿いてゐるうちに、女子もそういう既製品を着るようになるだらうと思ふのですが、そのときに既製品は大量生産だから一番安上りだそうですが、その間に農村に衣服とかパンをつくる協同化という理

割分に出来たと思ひますが、使ひませんね。

○野尻委員 やられてゐるようだけれど、うきうき行きませんね。

○瀬川委員 畑は水田と違つてどうしても畜力導入は遅れますね。平なところはだん／＼使うようになりましてね。

○大内委員長 関東平野の畑なんかすいぶん平のところが多いのですけれども、ほとんど畑には馬糞は入つておりませんね。

○瀬川委員 最近ようやくカルチベーターがはつぽつ入つて來ましたね。

○館 畜力については畜畜と人間と食糧を競争するようになりまして、なるべく機械の方がいいですね。

○大内委員長 自動耕機でも、今三菱などつくつてゐるハンド・トラクター、あれでも内地の水田では重過ぎまして、ほとんど入らないところが多いですね。

○野尻委員 実際使つてみると、まだ不十分な点がありますね。私の農場でやつてみても、うまいですね。

○大内委員長 いろいろの問題がありますが、それでは次に進まして、一番御興味の問題なのですが、瀬川委員や瀬川先生の御指摘になりました、い／＼／＼な農村の古い関係なり意識、そのうちのもをわれ／＼が切り崩して行くといふ問題で、い／＼でも具体的に考えなければならぬ問題で、い／＼も、どこから手を付けるといふのも、い／＼も問題がた／＼あると思ふのですが、それは御座いますね。

○大内委員長 理想的なものを設定して成功するでしようか。

○瀬川委員 パンと衣服では大分性質が違ふでしようね。

○大内委員長 しかしそれは原理的にいへばどういふことだと思ふのです。製粉の場合でもそうでしょうけれども、協同組合で小さくやるよりも、前の日清製粉みたいな大きな機械でやつた方が、歩どまりもい／＼、製品も優良なものができる。衣服の場合も、大量生産をした方が安くなる。けれどもそういうものは一つの企業として、資本家的な企業として行われるわけですから、製品として農村に入るときには、それに一定の利潤部分が見込まれて賣られるわけです。つまりそういう大工場をつくつた商品は生産費プラス利潤で価格がきまる。ところが協同組合でやつたときには利潤をほとんど見込まなくてもいいわけですから、利潤を見込んできた資本家の生産物と、どつちが高いかといふ問題だと私は思ふのです。

○瀬川委員 今の時勢で、協同組合で食い止めることはできるものでしようか。

○大内委員長 それは物によりまして、衣服などは相当困難だと思ひます。利潤を加えても、大量生産の方が競争力が強い。ただ製粉、製パン、製麵といふことになると、やはり協同組合でやつた方が安上りになるのじゃないかと思ひます。

○野尻委員 原料は村で得られますし、

○九岡委員 衣服の場合でも、配給される物に組合で野良糞につくらせて配給するといふようなこともありませんね。

○大内委員長 原料は村で得られますし、

○九岡委員 衣服の場合でも、配給される物に組合で野良糞につくらせて配給するといふようなこともありませんね。

○大内委員長 原料は村で得られますし、

○九岡委員 衣服の場合でも、配給される物に組合で野良糞につくらせて配給するといふようなこともありませんね。

○大内委員長 原料は村で得られますし、

○九岡委員 衣服の場合でも、配給される物に組合で野良糞につくらせて配給するといふようなこともありませんね。

○大内委員長 原料は村で得られますし、

○九岡委員 衣服の場合でも、配給される物に組合で野良糞につくらせて配給するといふようなこともありませんね。

○山川局長 あります。けれどもまだやはり農民、時に婦人はそこを企業的な能力を持つていない。つまり、農産物など村単位の協同組合でなく、もつと大きなものができたいと思ひますね。

○瀬川委員 その面を婦人が押さえないと思つてゐるのです。私は東京へ帰つて来たときに、焼けた人がたくさんおつて、鍋釜が全部なくなつたとき、その鍋釜の改良を婦人團體で統制して、工場をきちんと抑えて、レッセルをはつて証明するような方法をとれないものかとつくづく思つたので、すけれど、そういうことはできないものでしょうか。

○山川局長 將來そういうふうにしたものだと思いますね。

○大内委員長 それは相当大きい設備で、技術的にも十分競争力のあるような協同組合ができればいいと思ひますね。それができないで、技術的に低いもので、しかも他方に資本家の技術的に優秀なものがあつて、これと競争してやつて行くという關係になりますと、かえつて悪いと思ひますね。

○瀬川委員 大資本で生産する商品を、婦人の團體の力で、この品物はいい、これからはこういう型のものをこしらへるようになつて、そういうような抑えができたなら一番いいように思ふのですけれど。

○山川局長 それは婦人の地位の向上によつて、實力ができて来たらできると思ひます。アメリカの瓶詰や離前中に味や重量が書いてありますね。

○瀬川委員 小さい村や村に於いて、たゞ個人並みであることに氣をつけた習慣、小さい部落の協同体の中で、しよつちう協同的に暮らした名残として氣がぬが多いのでしようが、過去の日本の村には、非常に協同性が盛かつたということだけは認めておく必要があると思ひます。村の人がこれからはじめて協同を経験するのではないということ。

○福武委員 その協同性は、十分一本立ちになれる人が協同してゐるのでなく、一人ではどうしてもやつてゆけない人が協同してゐるというところに、常に氣がぬというものがつきまとうのだと思ひます。ですから古い協同の形というものは、私の言ひ方は少しラディカルかもしれませんが、決して褒むべきものではないと思ひます。

○瀬川委員 ただ発達の段階としてあつた程度のものであります。

○福武委員 独りではやつて行けない、そのため協同せざるを得ないんです。

○大内委員長 つまりこれは日本全体の宿命みたいなものだと思うのですが、ほんとうに近代的な個人主義と言ひますが、自由主義というものが十分確定してゐない。そういう自由主義の段階を過ぎないで、古いものが残つてゐるところにすぐに社会主義的とか社会化的なものに移らなければならぬ。つまり間をとばさなければならぬ。という宿命がどうしてもあるわけですね。農村の場合にも、古い協同体的な組織が十分とわれない、従つて、いわゆる近代的な獨立した個人主義が確

めれた中味とレッセルが違わないようにするまで二十年かかつたということ。婦人團體の力で。

○瀬川委員 それをした方が、協同組合を盛り立てる制度より楽な問題だと思ひますが。

○大内委員長 それでは本題に戻しまして、どうでしょう。この前御報告になりました、どうなされたもの、それを切り崩して行くためには差當つてどういふことをすればいいか。

○瀬川委員 私は生活はこういうふうに変化して来たといふことを指導する者は勿論のこと、村の婦人たちに納得させ、このまゝではだめだ、新しい面をみせるのが一番いい手じゃないかと思つてあります。これは理想的な生活のプランをたてて示すことと同じ位重要な科学的な努力だと思ひます。自分の仕事柄ですけれども、人権とか自由とかいふことは私自身もびつたり来ないのですけれども、農村の婦人は何年たつてもそれがびつたり来ないのです。それよりも、生活文化の進んだ経過といつたようなものをよくこつちも心得ていて向うにもそれを納得させて、相互にもう次の段階へ行くよりよ方がないのだといふふうな氣持になつたら、納得が早くないかしらんと、そう思つてゐるのです。農村の婦人は卒直でわかりがよいと思ひます。

○丸岡委員 私はそれがとても大事なことで思ふのです。よく農村に行きますと、民主化だとか自由だとかいふようなことを言われても、どこをどういふふうにするかが民主化が自由が、そこ

立されないうままに新しい協同組織を持つて行くといふことは、今度できる新しい協同組織が非常に至められた変なものであると思ふのです。古い穀を身にとつて、その危険性はわれわれとして相當意識しておく必要がある問題じゃないかと思ひます。

○瀬川委員 個人といふことを感じ得ない家であり村であつたわけですね。しかし歴史は昔の生活の形をまたくりかえすといふわけには行きませんでしよう。

○大内委員長 それはいかないわけですが、けれども、ちやうど日本の資本主義の中に今でも封建的なものがからまつてゐるやうに、今度社会主義的なものになつても、まだ封建的なものがからまつてゐるやうなことが非常に危険性はあつてゐるやう。

○瀬川委員 そうかもしれないですね。

○大内委員長 ですからあまりやたらに協同化が理想だからといつて無理やりにつくらぬ方がいいやうな氣もするのです。

○福武委員 しかし協同化しなければ、いつまでたつてもどうにもならないんじゃないかしら。この悪循環をどこでち切るかが問題だと思ふ。

○大内委員長 ちよつと宿命的ですね。

それでは時間も大分経過しましたから、最後の協同化を阻むものは何か、またどうしたら協同化ができるかという結論の問題に入りたいと思ひます。それで先ほどちよつと申しましたやうに、平木さんからの御指摘もあつたわけですが、それ

のところからわからないといふのです。だからやはりものの方、それから生活を見つめを眼といふか、そういうものの見方の啓蒙活動がとても大事じゃないかと思ひます。

○瀬川委員 啓蒙活動の方法は、もう少し人文科学の裏づけが必要だと思ひます。政治というもの

がまだびつたり来ないのです。

○大内委員長 さつきの話の、主婦の労働がだん／＼單純化して来ると、婦人の地位が低くなる

といふか弱くなるといふ意見は、非常におもしろいと思ひます。つまり従来の主婦といふのは一種の熟練工といふ性質を持つておつたわけですね。

○福武委員 農業の技術が低ければ、農家、老人がそれだけ技能を身につけてゐるというので重視される、それと同じだね。

○大内委員長 だからやはりそういう生活をもつと簡單にして行く方法が、そういうものを崩す相

当大きな力になつてしまふね。さつき瀬川先生のあつちやつたことで興味があつたのは、いふ／＼なつき合ひのできないやうな嫁はいいかぬといふ問題ですけれども、それと將來のたゞは協同化といふことを考えた場合に、下手に協同化といふものをつくり出すと、従来のやうな農村の古い形の協同化が再現される危険性があると思ひます。そして、隣近所に氣がぬするとか、夜更か面倒臭くなる。そういうものがかえつて風化される危険性が非常にあつたわけですね。それをどういふふうにして切り崩すべきでしようか。

にゐる／＼ほかの方の御意見も補充して、どういふ形で協同化をして行つたらいいかといふ問題を明らかにしたいと思ひます。どうぞどなたからでもひとつ御意見を出していただきたいと思ひます。

○野尻委員 戦後後村の協同化を阻むものとして、供出制度が一つありますね。この間も福島へ行きました。なぜ共同脱穀をやらないのかと聞きましたら、それをやると、自分の田からとれた米がはつきりわかつて、供出がごまかせないから、それでやらないのだといふ。そういうのは各地にあるやうです。供出制度といふものが協同化を阻んで、エゴイズムにしてしまふ。もう一つは、やみの取引に馴れた農家経済の戦後の影響というものが、自分一人でやつて行けるのだという氣持を非常に持つて來てゐる。こういう面から戦後の農村にアンチ・協同化の意識が大分出て來つたのである。結局それはエゴイズムといつたやうなもの。現われで、そういうことになるのじやないかと思ふのですが、それをほんとうの個人の目さめといふところへ持つて行かなければ、そして個人が連帯するといふ意識、また自分が自覺的に性

んとうに考えなければ、眞の協同でなく、今お話をしたやうな形式上の結合であつて、それは協同ではないといふ氣がするのです。ですからちよつと農民の自主的な個人主義をはつきり打ち立てる氣持にもつて行くといふやうなことが、協同化にもつて行く一つの前提ではないかといふ氣がするのです。それはどうして行つたらいいか

という問題が出て来ますが、やはりあゝいう農業経営の一つの形からというエゴイズムといううなものも生れて来るのじやないかという気がするのです。ですからやはり農業の近代化とでも申しませうか、そういうところで個人をもう少し練成する。そしてその個人が自主的に結びつくといつたようなところに眞の協同化が生れて来る。ただエゴイズムでくつついた協同化は形式上のものであつて、ほんとうの協同化ではないという感じがするのですけれども、実際上はなかに／＼むづかしい問題だと思ひます。

○大内委員長 そういう経営の近代化というのは循環してしまふ、つまり経営を近代化するためには協同化しなければならぬ。協同化するためには近代化しなければならぬ、ということ、むづかしいですね。

○野尻委員 むづかしい、循環する問題ですね。

○大内委員長 私はやはり手の労働を主にする農業を協同化するということは不可能だと思ひます。今までも私の狭い見聞ですけれども、共同経営がとられるのは、さつき平水さんも言つておりましたが、最後の利益の配当の問題が非常にむづかしい。ことに能力計算がむづかしくなりますし、そのために協同経営が非常に崩れやすくなります。それからもう一つは、たとえば共同で田植えをするときなど、だれの田から先にするかということ、で大いに問題を起して、それでいてい崩れてしまふ例が多いのです。これはやはり手の労働を中心にして協同化するということは不可能だといふ

ことを示しているといふ気がするのです。ですからやはり協同化といふものは、一定の生産手段の体系と結びつかないで済まないのじやないかといふ氣もするのです。そういう意味で、これは一つの方向だと思ひますけれども、例のトラクター・ステーション・シミみたいな考え方はどうでしょうが、

○野尻委員 各地方に機械化のサービス・ステーションを置くといふのです。そういう体系でないと各地方に機械は入らないでしようね。各地方にサービス・ステーションを置いて、そこから農民に結合するといふ形でないか、ためでしょうね。機械が入つて来れば、その生活がやはり科学と結びつくといふ生活意識が生じて、やはり古いものが次第に新しくなつて来るといふようなことになつて来ますね。ですからやはり意識だけをかえようとして、生活の中からかえて行くといふたようなことで行くのが、一番効果があるような氣がするのです。それもやはり循環しますがね。

○大内委員長 たとえばホルホーズなんかの場合でも、トラクター・ステーションといふものは相当大きな役割を果していると思ひますね。しかしホルホーズでも、この間農林省の高崎さんという技師が向うのホルホーズで捕虜になつて三年ぐらゐ労働して歸つて来た話を聞くと、やはりめっちゃなものですね。個人的な自分の菜園はよく手入れをするのですが、共同耕作地といふのは、実にめっちゃな経営をやらうらしい。ばれいしまでも、個人の菜園では大抵日本の反に直して六百圓くらいとれるのに、共同耕作地はせい／＼二百圓くらいし

かといふといふ、それから農民が食うに困るとトラクター・ステーションに忍び込んで、トラクターの部品など盗み出して、バザールという自由市場に賣つて終る。翌年になるとトラクターが動かなくなるという例が非常に多いといひます。

○野尻委員 だから日本の農民を一旦よきに協同化にもつて行つたら、そういうような問題が出て来ると思ひますね。やはり一つの古いものを棄てて、個人的な段階に一應もつて行つて、それから協同化を期待するのがいいと思ひます。

○館 人口と土地との比例がゆつたりしてありますとよるしいのですが、日本なんかだと、そういう問題が起つて来ると、切りかえが大へんなことになる。だからどうしても懸念論になるのですけれども、漸進といふことよりしかたがないです。何れとも、結局その循環を断ち切るのには、何か権力を用いるより手がないでしようね。どこまで行つても循環ですから。

○大内委員長 その場合國家が資本を投下するとして、どういふ面に資本を投下したら一番いいですか。

○櫻井委員 それは土地でしようね。それに續いて、今お話の機械化なら機械化のためのステーションといふ形の資本投下ですね。

○館 それはやはり資源政策と結びつけて、前提條件としての土地改良に國家資本を入れるといふことではどうな。

○櫻井委員 だがさういふ期望も、日本の經濟構造における農業の地位からいつて、当然の問題では

されそうもない。

○大内委員長 そうですね。

○館 いわゆる公共事業としての考え方には一定の型がありますから、そういう形でなく、土地改良という前提条件にもなり、治山治水の問題にもからんで来るのですから、資源政策として取上げて来れば、今まで取上げていた分野とは多少違つた感覚や角度が出て来ると思ひますが……

○野尻委員 とにかく全体として考へて行く必要がありま。

○大内委員長 それからさつきの粉食が米食かといふ問題はどうしますか。これは結論を出せといつても、そう簡単には出ませんが、日本人が全部粉食になるということは、なか／＼急にはできないのじやないでしようか。

○館 いろ／＼全体の問題として考へなければならぬでしよう。

○野尻委員 小麦といふことになると、世界商品との連関にになりますね。それから貿易の問題になります。それから副食の問題で、結局米を汁で米といふのが一番昔からわれ／＼に馴れて来た経済的なものじやないでしようか。

○丸岡委員 パン食で一番困難しますのは副食で、どうしても米を汁にお香こといふわけに行きませんで、何か食べないといけませんし、飲みものも米を汁では合いませんので、経済的に立派な立派なといふふうなことが出て来ますが、家庭生活委員会の方ではそういう結論としてお出しなつたのでしようか。

○館 大内委員長 結論としては出さなかつたのですけれども、たださういふ問題は今後の問題にもからんで来るからといふことで、ただそれとパン食全部にするといふ話には家庭生活委員会の方でもしているわけではなくて、少しまて行つたらどうかといふ程度だつたさうです。

○櫻井委員 粉食にするといふことならば、米食のように主食、副食の別がなくなるわけですからね。そういうことになれば、いままでの主穀中心の經營形態全体が變つて来なければならぬといふことになりま。

○大内委員長 今まで日本では、たとえば北海道の北の方なんかさうですけれども、相当むりして水田をつくつていて地帯がありますね。こういうところは思ひ切つて水田をやめて、畑に還元した方がいいといふことは言えると思ひますね。

○櫻井委員 さつきの新生開拓組合では畑作だけですから、米麦の食は朝飯だけで、晝がパン、夜は麵類というのが大抵毎日の原則です。従つて晝と夜の食事は、いろ／＼なとり合せて苦勞しているわけですね。そこでは落花生がよくとれますから落花生からバターをつくるような加工施設もできてお。

○山川局長 パンはどういふふうにしておつくりになるのですか。

○櫻井委員 今はパンかまどができていないのですが、共同加工場には製粉施設があり、そこへ製パンかまどが計画されてい。

○大内委員長 さつき瀬川先生のお話であつたかといふといふ、それから農民が食うに困るとトラクター・ステーションに忍び込んで、トラクターの部品など盗み出して、バザールという自由市場に賣つて終る。翌年になるとトラクターが動かなくなるという例が非常に多いといひます。

○野尻委員 だから日本の農民を一旦よきに協同化にもつて行つたら、そういうような問題が出て来ると思ひますね。やはり一つの古いものを棄てて、個人的な段階に一應もつて行つて、それから協同化を期待するのがいいと思ひます。

○館 人口と土地との比例がゆつたりしてありますとよるしいのですが、日本なんかだと、そういう問題が起つて来ると、切りかえが大へんなことになる。だからどうしても懸念論になるのですけれども、漸進といふことよりしかたがないです。何れとも、結局その循環を断ち切るのには、何か権力を用いるより手がないでしようね。どこまで行つても循環ですから。

○大内委員長 その場合國家が資本を投下するとして、どういふ面に資本を投下したら一番いいですか。

○櫻井委員 それは土地でしようね。それに續いて、今お話の機械化なら機械化のためのステーションといふ形の資本投下ですね。

○館 それはやはり資源政策と結びつけて、前提條件としての土地改良に國家資本を入れるといふことではどうな。

○櫻井委員 だがさういふ期望も、日本の經濟構造における農業の地位からいつて、当然の問題では

○瀬川委員 それにくさ米がた／＼さん出たさうです。

○丸岡委員 お菓子なんかより、おそばとか、うどんの方が進歩した形ではどうか。

○瀬川委員 そうでしようね。そばがきはずいぶん食べています。それから煎粉ですね。

○野尻委員 おやつでしよう。

○瀬川委員 いいえ、朝飯の場合もあれば、晝飯の場合もあります。

○館 米がとれないところに行くと、主食になつてお。

○瀬川委員 しかしそれは現在のことではありませんが、私はみな一世に劃期をしてはいたかないと……

○山川局長 私の今おりますところは麻呂ですけれども、二十年前くらい前はさうでした。東郷と瀬川縣あたりは米のあまりで食ひきれないところから、たいていみな粟と稗を食ひていた。朝

昨や台湾から米が入るという間は雑穀と粉が多く、都会に近いようすけれど、農村はそうでした。それがお米がふえてから、くすを家で食べる代りに家畜を飼うようになりまし。ところが戦時中は家畜の食べたものを人間が食べたのです。またこのごろ家畜にやるようになりまし。

○大内委員長 とにかく外米を非常に輸入するといふことを考えれば別ですが、そうでない限りは、好むと好まざるにかかわらず、三食とも米を食うということは不可能ですね。大体八千万の人口で産米を割りますと、二合とちよつとくらいにしかならないのじゃないでしょうか。

○館 そうですね。

○大内委員長 ですから結局一食はパンを食べなければならぬということになりますね。

○野尻委員 そうなりますね。

○大内委員長 まあそのくらいの回答でいいんじゃないでしょうか。

○丸岡委員 そうですね。

○大内委員長 一應これで私のあげました問題は落んだわけですが、まだいろいろ御意見が漏れてお聞きし得なかつた点があるのじゃないかと思ひますから、もしそういう点がありましたら、どんなからでも補充していただきたいと思います。

○瀬川委員 婦人の集会を多くするということは、どこへ入るのでしょうか。それが必要のように思ひます。このごろはポンプがめい／＼の家にあつて、忙がしかつたりして井戸端会議もできないので、それで世論の聴取ができないのだといふので、

うです。

○館 一般的にとにかく保守性というものは腐所化を妨げてゐるのですから、それをどこかで断ち切つて行く場合に、やはり社会教育といふものは非常に必要だと思ひます。

○大内委員長 それはやはり協同組合で取上げる問題なんでしょうかね。今女子青年團というのはどの程度活躍しておりますか。

○館 ところによつて今区々です。

○山川局長 解散されたのですけれども、同じような人がやはり出て来るのです。

○丸岡委員 また最近婦人会はつくつたけれども、婦人会長になり手がなくて困るというように、ことが出ております。婦人会長になると忙がしくて、とても家の手間をとられてしまふし、またそれがつい見本の部落や村にされてしまつたり、それからことに社会教育課などから、これをしる、あれをしるという命令が多くて、それをやつて完全責任を果そうとすると、家のことが何もできなくなつてしまふので、なり手がなくて困るという戸をよく聞きます。

○櫻井委員 婦人会長がいそがしくてなり手がないうといふと非常に活潑のうちに聞けるが、婦人会

のために働くのではなくて、婦人会を代表して外へ出る外へ引つぱり出されるということのために忙がしいので、婦人会自体の仕事は忙がしくないので、

○丸岡委員 だから婦人会の活動の仕方が、婦人どうに付の要求で出て来たのでなくて、山川先生のおつしやつたやうに、大日本婦人会の組織であるといふようなことが多いから

○大内委員長 東京あたりにたくさん婦人団体がありますね。あゝいゝのは農村にはちよつとも入らないのですか。その下部組織として農村に入るといふことはないので、

○丸岡委員 そういふものはありますから、都市の婦人団体で、下部組織として農村に入つてゐるもの。

○山川局長 ありませんね。

○大内委員長 入らうと努力もしてゐないのですか。

○山川局長 してもなかつた食いつけません。やはり協同組合を中心にして、何か仕事を中心としたものでなければ、だめだろふと思ひますね。

○丸岡委員 それからやはり部落単位にできなければ、ほんとうに婦人のためになる集まりといふものは出て来ないと思ひますね。

○山川局長 お婆さんたちを集めて花壇を開設せるとか、そういう村安会みたいなものは既にありますからね。

○丸岡委員 このごろよく、婦人日の問題が聞かれています。これは櫻井委員のときから

いかにですか。

○櫻井委員 婦人日だけは十日に一回とか一週間に一回、午後休んでおります。たいていどこでも部落で申合せて最近やつてゐるようですね。

○丸岡委員 ところが婦人はその日に忙がい忙しくなつてしまふといふこともあるでしょう。

○櫻井委員 しかし、あれは実際やつてみるといふので、

○丸岡委員 あつちこつちで、お茶をいれたりするので手間がかかるということを開くのですが、

○櫻井委員 婦人の場合はそういう傾向もあるようですが、みんなしかし楽しみにしていますね。大休農繁期ですから、その日一日にやつてしまふべき仕事を、その前の日から心がけてやつてゐる、午前中やつて午後休みだといふと、非常に仕事に励みがあるようで、だら／＼するよりいい。だから申合せてやるのはいいようですね。ただその休養日をうまく活かす工夫まではやつてゐない。

○大内委員長 もうほかは何かありませんでしようか。――ではまだいろいろ御意見もあらうかと思ひますが、時間も一時間余り予定を超過しましたから、この辺で一應今日の委員会を終りたいと思ひます。どうも進行係がはなはだ不手際でして十分皆さんの御意見を伺えなかつたのじやないかとおそれております。その点はどうかあしからずお許し下さい。しかし私としてはいろいろのお話を伺つて、非常に收穫が多かつたことを大へん喜んでおります。どうもありがとうございました。

午後五時散会

(四月十四日 午後四時)

○丸岡議長 たいまつから農村委員会の御報告を
ごさいます。農村婦人委員会は十一、十二日と二
日続けて十名の委員によつて十分討議いたしました。
たゞこれからその討議の経過と結果を大内先生か
ら代表して御報告願うことになつております。

◎農村委員会の概要

農村委員会といはしましては、大休の考え方と
しまして、農村の婦人の現在の状態はどういうこ
とになつてゐるか、またそれをわれわれが何らか
の形において解決するにすれば、どういう方法を
考へたいだろうかという問題を中心として論
議する予定でありました。ところが農村の婦人の問
題を一言に申ししても、これは非常に口が廣
いので、いろいろの問題が非常にたくさん取上げ
られなければならぬことになつたわけであります。
そして委員会ではいろいろの問題の御報告を
伺ひました結果、大休われわれは農村婦人問題が
どこにあるかというところをわかつたし、それ
からそれについて一應の対策を考へることがで
きたわけでありましたが、そういう一つ一つの各委
員の御報告は、いろいろ詳細な問題にわたつてお
りまして、非常に興味のある問題が多いのであり
ます。しかし、本日は時間が限られておりますの
で、こまかいことまで御報告することができな
いのを遺憾に思います。しかし、それはいたし方

ごさいますから、大休の本筋に沿つたものだけ
をとりあげますと、一應の筋を立てて御報
告をするといふことになつております。

◎農村委員会における問
題のたて方

まず農村婦人問題をわれわれがどういふ点から
取上げたかといふ点と、そのポイントがどこら
んになつたかと思ひますが、一番初めに農家
の経済状態と農村婦人とかどういふ関係に置かれ
てゐるかという問題を中心として考へてみました。
たゞそこで取上げられた問題は、日本の農業経
営の実態がどういふものであるか、また農家の経
済状態はどういふものであるか、その中において
婦人の農業労働がどういふ地位を占めてゐるか
という問題、さらにそれから山絡いたしまして農家
経営が合理化されるとすれば、その中における婦
人労働はどういふ形にかつて行くであろうかとい
ふことを考へてみました。と同時にこのような
農業経営のあり方を制約するいろいろの問題とい
はしまして、また農村の婦人の地位をいろいろ制
約する問題といはしまして、どうしても人回問題
が二つ大きな問題でありました。そういう観点から
人回問題と婦人の関係、あるいは農村の現状
といはしまして都会で失業した者が農村にもどつ
て来る、それがいわゆる潜在失業といふ形になる、
そういう潜在失業の問題を中心としてみました。
それから他方農家の婦人の労働に申しますと、單
なる農業労働だけではなくて、いわゆる家内労働

て考へまして、かくすることによつて農村の婦人
問題のあり方を明らかにしようという意図を持つ
たわけでありました。

そういういろいろの研究の結果として、この道
筋はあとでもう少し詳しく申し上げるつもりです
が、とにかく、結論を先に申し上げますならば、
要するに農村の婦人の地位を高めるといふ問題
は、農業経営の合理化が、なによりも主眼でなけれ
ばならぬ。農業経営が合理化されるといふことは
これはいろいろ道筋が考へられるにしても、究
極的なわれわれの目標は、日本の農業経営の協同
化といふところに置かれなければならぬという
結論が、一應大休すべての委員の一致した見解と
して出て来たわけでありました。そういう立場から
申し上げますと、現在御承知の通り、農業協同組
合といふものが施されておまして、それによつ
て、日本の全国の農村に農業協同組合が成立して
いるわけですが、そういう農業協同組合がわれわ
れの理想とする農業の協同化といふ面にどうい
う意味を持つてゐるかといふことを確かめておく必
要があり、この点で最後の問題として農業協
同組合の現状の分析といふことが行われたわけ
であります。

そういう検討を経た結果として、要するにどう
いう対策をすれば農村の婦人問題は解決できるか
といふことが結論として最後に出て来たわけであ
ります。これは最後に詳しく御報告するつもりで
ありますが、ともかくも全体の問題の立て方、ま
たその問題に対するわれわれの答え方といふもの

はほぼ以上申しましたような意図のもとに組立て
られて来たといふことを先に申し上げておきたい
と思ひます。

◎農業経営の現状と婦人
労働の地位

そこで今度はもう少し細部にわたりまして、お
の／＼今申しました相互に連関を持つ諸問題につ
いていろいろの委員からどういふ御報告があつた
かといふその概要を御紹介いたします。

一番初めに日本の農業経営なり農家経済がど
ういふ状態に置かれてゐるかといふことの分析が
必要になりました。これは私が委員会において一
應報告したテーマですが、この問題は実は非常に
むづかしい大きな問題を含んでおまして、とて
も短かい時間で簡単に申し上げられない問題だと思
ひます。しかしごくかいつまんで、その要点だけ
を申し上げますならば、要するに日本の農業経営は
ほとんど全部が、おそろくその九七、八パーセン
トまでが、家族労働を主体とするいわゆる家族的
な小農経営ないし過小農経営という形態をとつて
いるといふことが、まず第一に認識されなければ
ならない事実であります。そこで何故そういう小
農的なあるいは過小農的な経営が日本において支
配的であつたか。これは單に現在において過小農
経営が支配的であるというばかりではなくて、明
治以来の日本の農業の発展過程をわれわれが確か
めてみますならば、日本においてはむしろ、二

が相当大きな意味を持つてゐる、そういう意味で
家事労働を分析してゐる必要があられますので、家
労働の問題も取り上げてみました。一應このように
農家の経済あるいは農家経済から出発して、
その中における婦人労働の位置を明らかにする、
また同時にその農家の経済を農業経営なり
を制約するいろいろの条件を考へてみることにし
て、農村婦人問題のいわば一番基礎を築く、
農民の経済的な生活過程における婦人問題の位置
が大体明らかになつたといふふうに考へてよいと思
ひます。

次に問題にいたしましたことは、一應そういう
農家の経済なり農業経営、またその中における婦人
労働の位置を前提とした上で、今度はその
基礎の上に成立つてゐる農家の家族制度、ある
いは農村の婦人の毎日の生活状態、あるいは保
衛生活の問題あるいはまたその生活の中か
ら出て来る、いわゆるデモグラフィック的形態すな
わち生活意識といふようなもの、それからかかる
農家を単位として成立つてゐる農村社会全体の
社会構造の中における婦人の位置、そういう問題
を順々に解明していくことでありました。つまり一
言にしていへばそれはいわゆる農家の生活意識、
農村社会構造の中において、婦人はどういふ位置
を占めてゐるかという問題を解くこと、こゝで
の眼目であつたといふことであります。それによつて
農家の生活意識、農村社会構造とのかかる社会情
境条件といふことがわかつたわけであり

町を経営するところの、つまり家族労働を最大限
に利用し得るところの経営が最も発展力を持つ最
も強い競争力を持つて成長してゐるのであつて、
それ以上に大きい経営、つまり雇用労働力を用い
て資本的に経営する経営といふものは日本におい
てはむしろ解明することはあつても成長すること
はなかつたと言へます。それでは何ゆゑそう
いふ家族経営的な農業経営が日本において必然に
なつて来たかといふことが問題になるわけであ
ります。これはいろいろむづかしい問題は残されて
おりますが、わたくしは、要するにそれは非常に
遅れて資本主義が発達した日本資本主義の特殊
な構造に規定されて、いわゆる農民層の分断が、
たとえばイギリスの場合のように完全な形で行わ
れなかつたためではないかと考へます。そういう
家族的な小経営が成立する自然的な条件としては
むしろ日本の耕地面積が非常に限られてゐるとい
ふことも考へられます。しかし、そういう限られ
た耕地面積に対して、明治の初め以来、たえず過
剰人口が農村に堆積する傾向があつたことがより
重要な条件としてあげられます。この過剰人口と
いふのはけつして單に土地に比して人間が多いと
いふ数量的な問題ではなくて、むしろ日本の資本
主義の発展が非常に制約された形で行われざるを
得なかつたことに由来する過剰人口なのでありま
す。いいかえれば日本は、たとえばイギリスのよ
うに非常に廣大な外国市場を支配して、しかも非
常に恵まれた条件のもとで資本主義が発達したとい
うのではなくて、非常に遅れた國として外國と

の絶えざる競争のもとに非常に狭い範囲において資本主義が成立せざるを得なかつたということが農村の過剰人口をいよ／＼大きくする原因であつたと考えられます。またこの過剰人口は單に数量的な意味において工業の側におけるエンプロイメントが小さかつた、人口吸収力が小さかつたという点に由来するのみではなくて、先ほどの労働委員会の御報告にもありましたように、いわゆる「チープ・レーバー」つまり低賃金が日本の資本主義を一貫する特色をなして来たということにもその原因があります。この低賃金自体は、むしろあるいみで農村の方にその基礎があるというのは農村の生活程度が低く、かつそこに過剰人口があるという点が低賃金を規定して来たわけだからであります。しかし逆にそういう低賃金を基礎にして日本の資本主義が成立つたということは、いよ／＼もつて農村の過剰人口をばけしくするという逆の關係もあつたと考えてもいいと思ひます。要するにそういうわけで、日本の資本主義の後進國としての特殊性に規定されて、日本の農村においては、家族的な小経営が今日に至るまで非常に強く残らざるを得ないという關係が成立して來てゐるといへましよう。そしてそういう家族的な小経営が支配的に行われてゐるという條件のもとにおいて問題を考えますならば、まず何よりも明らかなのは、そういう家族的な小経営が相互にはけしく競争をするという條件のもとにおいては、農業を支配する價格關係が、農業によつて非常に不利に働かざるを得ないということになります。

つまり農産物價格の低なはたし低い地位で、農産物價格がはたはたしく低いということが、日本の農業にとつての一つの重大な問題になつて來たし、また今日でもなつてゐるわけでありまう。その農産物價格の水準はどの程度に低かつたかと申しますならば、いよ／＼な農家経済調査の数字をわれ／＼が見ればすぐわかりますように、大体において日本の農民に対して最小の生活を保障するかしなにかという程度、むしろ最小の生活水準さえも割るほどの低い所得しか実現し得ないほどの低い價格が強制されてゐたと考えられます。そういう價格關係にまず支配されて、さらに——これは農地改革である程度解決された問題であります——その上に非常に高率な小作料の賦課があつたこと、あるいは現在も問題になつておられます。租税その他の不生産的な負担が非常に重いという條件も加わりまして、結局日本の大部分の農家経営は、農業をやつた結果として得られるものは、最小限の生活費の額にすぎなかつた、あるいは、その最小限の生活費さえ割るほどの所得しか上げられないという條件に置かれざるを得なかつたわけでありまう。ところがこのように農産物の價格が非常に小さいという條件のもとにおきましては、結局農民はますます／＼けい労働して、ますます／＼生産物の量をふやすことによつて、單位生産物の價格の安いのをカヴァーして、それによつて少しでも所得を多くしようと努力を絶えず繰返さざるを得ないわけでありまう。その結果としてあらゆる農家の家族が農業経営に動員されなければならな

いというところになりますし、しかもそういうたゞさんの労働が狭い耕地の上にいよ／＼集約的に投下されるということになれば、いわゆる労働の限界収益性は、いよ／＼低下して來る。従つて労働をますます／＼たくさん投下し、農業をますます／＼集約的にすればするほど労働生産力はいよ／＼低下します。しかも生産量がふえて、市場の供給量が増加すれば、價格はますます／＼低下し、農民はいよ／＼生活ができなくなるという條件が重なるて來ると考えていいでありまう。そしてこういう点から農家の過剰という問題も出て來るわけでありまう。一方ではそういうふうな過剰に成るほどの農業労働を全家族が営みながら、しかもなお今申しましたような理由がありまうために、農業経営だけでは生活できないという問題がいよ／＼深刻になつて來る。そうするとどうしても労働の一部分は農業外において消化しなければならぬという條件が必然的に出て來るわけでありまう。これがつまり出稼となり、あるいは通勤という形にもなりますし、また極端な場合には身賣りという形になるわけでありまうが、ともかくも労働力を農業の外に排除して、それによつて若干の労働所得を上げて、農業所得の低いところを埋め合わせるという形をとらざるを得なくなるわけでありまう。これが農村の過剰人口の存在形態であるといふふうになつてゐる／＼には考えられます。そしてわれ／＼が指摘してゐるかなければならぬことは日本の農業経営におきましては、人口が余つてゐるがゆゑに農民は、あまり働かないでゐる。

ないで農業がやれるという形では決してないといふことです。むしろ逆であつて、農業の所得が小さいがゆゑに農民はますます／＼過剰になるほど労働をしなければならぬ。過剰になるほど労働をすることによつて所得はむしろ／＼小さくなり、それによつていよ／＼農業外に労働力を賣らなければならぬ、つまり潜在的な過剰人口がそういう形で益々大きくなる、そういう關係があるといふことを認識しておく必要があります。そのことに規定されて、日本の農村の婦人労働の意味も考えられなければならぬのであります。そこでもう少し具体的に申し上げますならば、そういう農村の婦人労働がどういふことになつてゐるかと思ひますと、まず今申し上げましたようなわけで、農業にはあらゆる家族の勞力が最大限に動員されなければならぬという経済的な條件があるわけ、その意味において婦人も——單に婦人ばかりではなくて老人から子供に至るまで、あらゆるものが農業のために動員されることになりまう。ことに日本の農業のように技術的な水準が非常に低い場合におきましては、農業の季節的な繁忙性を十分に克服することができない。そこで農業期におきましては、まず／＼大きな労働の負担が一時的に農民の肩の上にかかつて來るわけでありまして、それがまた婦人労働という立場から見ても、農業期における婦人の過剰というところが非常に問題になつて來るのであります。それから單にそういう農業労働に婦人が動員されるばかりではなくて、それ以外の農業労働におきまして

も、婦人もまた働かなければ生活ができないといふ條件が、日本の農家には存在してゐるわけでありまう。それからそういう農業労働と兼業労働をやつて、なおかつその上に家事労働が、非常に大きな負担として残されておられます。ことに農村は都会の生活と比べて、家の構造にしても、あるいはいろいろな家事の設備やその他の家屋の設備を考えましても、はるかに設備が不完全であり、不合理であります。そういう中においては、家事労働そのものが非常に大きな負担にならざるを得ないのは当然であります。こういう形で農業労働、兼業労働、家事労働という三つの労働が農村の婦人の肩に一べんに落ちかかるということになつて、農村の婦人の労働條件が非常に悪化するといふ傾向を持つてゐるのではないと思ひます。その一つの証拠といたしまして、生活時間調査というものを調べてみますならば、農業期の例をとりますと、男子と農家の婦人の間における農業労働の時間の差がせい／＼のところ一時間ぐらいいしかなら、つまり男子の方が一時間ぐらいいし／＼働いてゐない。ところが他方におきまして家事労働に三時間あまりが充てられておられます。しかもそれはほとんど全部が婦人の肩の上に着ちかかつてゐるということになつておられます。結局農家の婦人の場合には男子よりも二時間余り／＼けい労働を必要とするところになるわけでありまうが、この二時間余りの／＼けいな時間は、結局一方では睡眠時間を減らすという形でまかなわれ、また他方におきましてはそれ以外の時間た

えば休養の時間とか、あるいはいろいろの教養のために使う時間、そういうものに食ひ込んで來るという形をとつてゐるのであります。ことに農業期におきましては、睡眠以外の休養とかあるいは教養の時間というものは、ほとんど／＼切り詰められるというのが一般的な状態であるといふふうになつてゐる。そういう状態に婦人が置かれてゐるといふことによつて、單に婦人は肉体的にますます／＼過剰になつて、それが健康状態にもいよ／＼／＼早老の原因にもなるし、あるいは育児がいよ／＼不完全になるという問題があるばかりではなくて、また教養とか、その他のために用ゐる時間が非常に少いので、知的なレベルにおいても男子より低くなるを得ないという關係が出て來るのではないかと私は考えられたわけでありまう。大体そういうことで、一應日本の農業の経営の実態をその中における婦人の労働の位置といふものを規定することができるとはなないかといふふうになつてゐるわけでありまう。

◎農業経営の合理化と婦人労働

人労働

それではそういう日本の農業の現状なり、あるいはその中における婦人労働の地位なりは、どうしても救ひようのないものであるかどうかがいふ問題がこゝで考えられなければならぬわけでありまうが、今私が申し上げたところからいへば、なつたと思ひますが、要するに農村の婦人の労働

極めて非常に過重であるという問題は、日本の農業経営が非常に遅れており、かつ不合理な状態に置かれていて、ことに大きく制約されているわけであり、そこで、このために価格水準が与えられているものと前提いたしますならば、そういう与えられた価格水準の中では、生産力の高い経営をつくり出すことによつてのみ、所得を拡大することができ、得るわけであり、そして生産力が高くなり所得が大きくなるという条件があるならば、婦人の労働を農業からある程度解放することも可能になつて来るというふうに考えられます。そこで、そういう事実を日本の現実の中にわれ／＼は発見できないかどうかという問題があるわけであり、それを検討いたしましたのが櫻井委員によつて報告された農業経営の合理化と婦人労働という問題であります。

櫻井委員の御報告は、それ以外の問題にもわたつておりましたが、今その観点だけから取上げて申し上げます、櫻井さんが茨城縣の谷原村——この村は鬼怒川沿いの水田単作地帯であります、その村で調査された結果をまず御報告いただき、したが、この村におきましては、従来は水田単作地帯でありましたので、ことに婦人の労働が非常に過重でありました。ことにこの村は比較的農業経営の面積が大きかつたために、婦人労働が特に過重であつて、その附近の農村では谷原村にはお嫁にやるなということが一般に言われるほどひどい農業労働が行われておつた村であります。それがこの前の昭和五、六年の恐慌以來、何とかして農

業経営の合理化をしなければならぬという声、農村の間で非常に高まつて参りました。それによつて、まず水田の技術的な改善が相当徹底的に行われたというのであります。その基礎条件として、まず土地改良、つまり暗渠排水その他が、徹底的に行われ、さらにそれを基礎として、交換分合が相当大規模に行われた。まずそういう前提条件をつくり出して、それから後に水田のできるだけの機械化、ことに畜力による機械化が行われ、また、その結果、今日の状態では、水田の大体八十パーセントまでは畜力中耕除草が行われ、脱穀調製作業はほとんど電化されております。よくに除草作業がこの村では畜力化して、それによつて、それが農家にとつて、——ことに農村の婦人にとつて、非常に大きな負担である除草作業を非常に軽減した事実が見られます。現在ではこの村で水田作業に手の労働が残されておりますのは、わずかに田植と刈取りという二つの作業だけであるという程度になつてゐるのであります。かくして婦人の状態がそのために非常によくなつたという実例が報告されました。

それからもう一つ、櫻井委員から御報告されました事実と申しますのは、茨城縣に神立という常磐線の駅があります、この神立駅附近の開拓組合の事例であります。ここでは前の谷原村の例よりはさらに一層徹底した例がみられるのであります、大体その開拓組合は五軒の農家が一つの單位をなして共同作業が行われてゐるというのであります。その五戸のおの／＼の家の持分は、大体

◎農村人口問題

その次にはそれは日本のこのような小農経営はいかなる条件によつて制約されて存続してきたかということが問題になるわけであり、その場合にはまずわれ／＼としてどうしても見逃してはならない問題は、人口の問題であるということ、これは先ほどちよつと申し上げた通りであります。そこで農村の人口問題がどういう状態にあるかということ、これを岡崎委員から御報告願つたのであります、まず第一に日本の社会全体の中において、農村の人口がどういう位置を占めてゐるかということとを考へてみますと、日本の人口の増加は明治以來非常に急激に行われてまいりました。そして農村における人口の自然増加は都市に比べて非常に高いという現象が顕著に見られるのであります。ところで人口の増加と申しますものは、申すまでもなく一方においては出生率が高いか、あるいは死亡率が低いかに二つの条件によつて左右されるわけであり、ところが死亡率は大体において都市と農村と、ことに最近においてはほとんどかわらないといふところまで参つて來てゐるわけであり、そういたしますと農村においては自然増加率が非常に大きいといふことは、要するに農村の出生率が非常に高いといふ問題に帰せられるといふことになるわけであり、しかも日本の農業におきましては、こういう非常に高い出生率、従つて非常に高い自然増加を示す人口を全部吸収する力がないわけであり、御承知の通り

全体で二町歩をもうけ、そのうちの五反歩は宅地や家庭菜園に残して、一町五反をおの／＼が出して、すなわち五町で七町五反になります、それを共同作業をしてゐる。そうして五町から男が一人ずつ、全体で五人の男が出で畜力として馬一頭を入れ、共同作業地の全部の経営ができてゐるのであります。その結果としてこの開拓地におきましては、婦人の農業労働は、この共同作業地における耕作からは全然解放されておりました、ただ家庭菜園の仕事と農家の小畜畜——たとえば山羊、鶏、うさぎ、豚、そういう小畜畜の世話だけが婦人の農業労働として残されておりました。そのために婦人が非常に多くの時間を得ることができるようになつたといふことであります。またそれに附随いたしまして、櫻井委員の御報告によりますと、大休世界の傾向から言います、また日本の傾向から申しますと、農業経営が零細であるところほど婦人の労働が農業経営において占める比重が非常に大きい、それから農業の機械化が遅れており、農業技術の低い國なりあるいは日本のそういう地方におきましては、婦人の農業労働の比率が非常に高いという傾向を見ることができ、結局農業労働からある程度婦人を解放する問題は、要するに農業の合理化を徹底的に推し進めるという以外には方法がないのではないかという結論がそこから大休出て來たわけであり、

日本の農業人口というものは、われ／＼農業専門家にとつては非常に便利なものであります、千四百万という大休の数字を一つ覚えておきますと、明治の初め以來今度の戦争が始まるまで、いつても農業人口を示すことができる、それほどにかわつていないのであります。つまり農業人口はつねに過飽和状態にあり、ほとんどそれ以上の吸収力をもちえなかつた、というのが日本の農業の状態でありました。そこでそういう高い出生率を示す、従つて高い増加率を示す農村人口は、ほとんどふえただけの全部が農業外に流出するといふことになり、そして農業外に流出した人口は——これはむしろ労働委員会に關連するわけであり、工業の側における安い賃金あるいは安い労働力の給源になつてゐたと考えられます。またこういう安い給源がいれば無限にあつたといふことが日本の工業の合理化をい／＼妨げる非常に大きな原因であつたといふことも、周知のところであり、要するにそういう意味で日本の農業は工業のために労働力を育成するといふ役目を背負わされてゐたわけであり、いいかえれば、労働力の養育費なり教育費というものは、ほとんど全部が農村の負担として行われてきたのであり、このいみで労働力のいわゆる再生産はもつぱら農村の負担になつてゐたし現になつてゐる、といふことができます。そしてそのことはまた農村にとつては非常に大きな経済的負担になつて來たわけであり、

しかも更にそういう形において、農村に人口の負担が背負わされてゐたばかりではなく、さらに景氣の変動によつて都市において失業した人口は、非常に多くの部分が農村に再び還流して來るという形をとるわけであり、そして現在はその一つの例として、非常に多くの失業人口が農村に還流して來てゐるために、たとえば農業人口におきましては、先ほどの千四百万といふのがはるかにふえまして、すでに千八百万近くになつておりました。こういう失業人口は、実際には農業の中で合理的に吸収することはできないわけであり、したが、しかしとにかく農村に帰れば、何か食うだけのものがあるといふ条件があるために、い／＼でも農村に堆積するといふ形になり、そのことが農業の経営なり農家の経済に對して、い／＼大きな負担を加えるといふことになる、といえ、また、そこでこの岡崎委員の今のような御報告の中から、われ／＼は二つの問題を考えることができます。

一つはそういう非常に高い出生率を農村が持つてゐる、といふことは、現在の日本の経済状態から考へて、必ずしも望ましいものではない、そこで当然出て來る問題として、何らかの意味における出生率の制限というものを、今後考へなければならぬのではないかといふことである、それをからたとえ産児制限といふことが、ある程度問題になつたとしまして、しかしそれはすでに今の過剰人口を解決する手段ではないのであります。しかもその場合には、従来の日本の社会では、ある程度政策的に推進しめられるという傾向

さああつたわけでありましたが、都市の失業人口は何でも全部農村に押しつけてしまえという考え方が強かつた、しかしこういう考え方が行われている限りは、日本の農業の経済的な状態を改善することは不可能であるという結論が出て来るわけであります。そういう意味で、失業対策なり過剰人口の対策ということが、当然日本の農村の合理化というものと関連して考えられなければならぬ。従つてまた農村婦人の解放の問題と失業人口の対策というものが非常に重大な関係があるのではないかということが、一つの問題として出て来るわけであります。この点は、さらに後でも少しくわしくふれたいと思います。

それから今もつと落しましたが、産児制限という問題はあとで御紹介いたします。森山委員の御報告にも関連するわけでありまして、そういうふうな農村が非常に過大な出生率を示しているというところが、農家の婦人——ことに母体の体力を非常に減耗することになりますし、また育児の負担が農村の婦人にとつて、非常に大きな負担になるおそれがあるわけであります。従つてそういう点からも、何らかの形における産児制限ということが、当然問題として考えられなければならないことになるわけであります。

◎農村と婦人の諸形態

そういうわけで、一應人口の全体としての概観はわかつたと思ひますが、今度はもう少し具体的にいたしますために、農村というものはどういふ

場合に上級、下級あらゆる階層についてある程度農村が見られるのに対して、女子の場合には非常に著しく下層農家から流出する、こういう結果が出ております。このように男女いづれにせよ下層農家と農村が多いということは、農村が経済的な條件によつて左右されている、すなわち家計が困難であるがゆゑに農村するという事実があることを示すものであります。特に女子の場合によつて下層からの農村が多いということは、農村の仕方が非常に経済的な意味の強いものであるということを知ることができます。それから農村する年齢を調べてみますと、全体といたしまして、十四五才というところが一つのピークになるのであります。女子の場合の方が、男子より農村の年齢が早い傾向が出て参ります。女子の場合には、大体八、九才のところから農村が始まりまして、十三才、小学校を終るところが最高の農村率を示すそれからだんだんと減少しながら二十五才ぐらいまでの間、農村が行われるという傾向が現われます。ところが男子の場合には、それから二、三年遅れまして、つまり十才前後から農村が始まりまして、十四才、大抵高等小学校を終るところから非常に高い農村率を示している。それからだんだん下りながら大体三十才前後まで農村が続く。こういう年齢の違いがあります。つまり女子の場合には、男子よりも早く農村が行われるということでありまして、これは前に申しました結婚前の女子が多く流出するということが、その一つの原因であると同時に、ここに下層の窮乏した農家

形において行われて来たかということ、また今申しましたような失業人口が農村に還流するという場合には、どういふ形で還流し、それは農村に対してどういふ影響を與えるかということが、その次の問題としてあげられます。そしてなぜ農村が行われなければならないかということは先ほども申しましたように、それは要するに日本の農業の低所得性ということに原因してると考えられます。同じ低所得性に關連して人口が流出する場合には、男子と女子の間でどういふ相違があるかということがどうも明らかにされなければならぬ。問題であります。そういうような問題は野尻委員から非常に詳細な実態調査に基いた御報告がありました。これもなか／＼興味ある問題を含んでいますが、いま、ごく概略だけ御紹介申し上げます。ならば、まず農村の形態は、大ざつぱりに申しまして、いわゆる完全農村——つまり一家をあげて、あるいは一家をあげなくても一人だけでもいいのであります。農家から通勤してゐるのではなくて、農家から離れて都市に移つてしまふ。こういう形で農業を離れるという完全農村——という形と、季節的な出稼——あるいは毎日通勤していてもいいわけでありまして、しかし主として秋から秋あるいは冬から冬ということに限つて働きに出るという季節的な出稼——という形と、それからこれは経済的な意味における労働力の移動ではありませんが、いわゆる縁組みによる——たとえば嫁に行くという形で農村から離れる——形と大ざつぱりに申しまして、この三つの形が考えられ

において、とにかく口を減らす、食ふべき口をなるべく減らしたいということで、非常に早く農村を処分する——処分するというのは、悪い言葉ですが、ともかくも口減しのために処分するのがあるわけと考へられます。これは極端な場合には身賣りになるわけでありまして、身賣りにまで行かないにしても、努力として外に出すという傾向が非常に強いということが、ここでわかります。そしてこのようにして農村した先を職業別に見ますと、男子の場合には工業及び商業が一番多くて、それに続いて公務、自由業というものが割合に多い職業であるということがあります。しかもその場合に工業に向う者は上層の農家より下層の農家が多いという点になり、逆に公務、自由業の場合には、下層農家より上層農家の方がより多く移動する傾向が出てゐる。つぎに女子の場合には、一番多いのは工場の女工として出るものでありますが、それに続いて出るのは家事使用人——女中さんとして出る傾向が非常に大きい。それをまた農家の階層と結びつけてみますと、大体女工として流出するのは下層の農家の娘が多く、女中として流出するのは、ある程度中流ないしは上層の農家にまで見られるという傾向がある。概して申しますならば、女工の流出の多い村は貧乏な村であり、女工を出している農家は貧乏な農家である。それに反して女中を出している村は、比較的富裕な村であり、女中を出している農家は、比較的裕福な家であるといえるわけですが、また女子の流出する人口は、あまり遠方には行かないで、比較的農村に近

るわけでありまして、この場合に男子と女子の性格的な違いを考へてみますと、男子の場合には完全農村という形、あるいは出稼——という形が非常に支那的であるのに対して女子の場合には縁組み農村というものが割合に多いわけでありまして、これを「應援外観」いたしますならば、完全農村という形がもつぱら行われていて、いわゆる出稼——という形は非常にまれであるという傾向が出て来るのであります。しかも完全農村と申しますのも、女子の場合には実はほんとうの意味における完全農村ではなくて、これは前の労働空同会の御報告でもある程度明らかでありましたが、大体に於いて嫁に行く前の数年間を農村から出て来て都市で働くという形において、いいかえればやや長期にわたる季節的な出稼のような形をとつて農村するということになるわけでありまして、そういう意味で女子の労働の方が、農家経済とのつながりがより強い。根強く農家に對してひもを緩しなから農村するのであります。そしてこのことが日本のおいゆる安い賃金、ことに女子労働の非常に安い賃金の一つの源泉になつてゐるというふうなわれ／＼は判断することができるのであります。それから今度はそういう農村をいたします農家の階層を考へますと、大体において下層になるほど農村が大きい。また自作と小作というふうに分けてみますならば、小作農ほど農村が大きいということが常識的にも判断できるわけでありまして、ここに女子労働の場合には下層から流出するといふ傾向が男子の場合よりも一層著しい。つまり男子の

中小都市に多く回つたという傾向を顯著に示してゐるということがあります。そういう点から申しまして、日本の地方的な中小工業に、農家の女子労働が最も強く結合されてゐるというふうな考へることができまして、これが大体の日本の農村の形態であります。これでもわかりますように、日本の農家における女子労働というものが、何よりも余分のものであるという考へが非常に強いというところが、これからよくわかります。これはあとの編武委員の御報告のとまに、もう一度取り上げる問題であります。日本の農家においては男子はことに長男は家を継ぐものとして非常に尊重されるに對して、女子はあつてもなくてもいいもの、あるとすれば單に労働力としてのみ考へられるという傾向が強いのであります。従つてまた労働力として自分の農業に必要がないときは、なるべく早くこれを農業外に排除しようという傾向が非常に強く現われているというところが、今説明しましたような女子の農村の仕方にはつまり現われているとわれ／＼には考へられたわけでありまして、それからさらに野尻委員のもう一つのデータは現在のような戦後におきまして、失業人口として滞つて来た者が、どういふ状態において農村の中にあるかということでありまして、野尻委員の御調査は、一箇月のうち七日以内しか労働をしない者を失業人口、七日から十二日の労働をする者を半失業人口と考へて、この失業及び半失業がどの程度農家の中に存在しているか、また農家の人口構成のなかにおいてどういふ関係におかれてゐるか

ということとを調べられましたが、その結果によりますと、まずそういう失業なり半失業というものは、下層の農家は多くなつております。つまり従来において農村が最も大きかつた農家において現在においては失業、半失業人口が一番ふえているという傾向があるわけでありまして、それから現在もどつて来た人口、たとえは召集が解除になつたり、復員が解除になつたり、あるいは都市で失業してもどつて来たたりして、戦争に負けた結果として農村にもどつて来た人口よりは、むしろ戦争中からすつと農村に存在していた人口の方が、より多く失業ないし半失業になつてゐる。ことに女子の場合においては、終戦につれてもどつて来た人口よりは、従来から農村にいた人口が、最大の失業を示しているという傾向があります。それからそういう失業人口なり半失業人口がどういう形態で農村に存在しているかという点、主として農家の手傭いという形で、つまり一月のうち七日くらいは農業の手傭いをする。しかしそれ以外の間は何かもしない。こういう形のものが多いといふことでもあります。また年齢別に見ますと、そういう失業人口なり半失業人口というのは、男の場合には十五才から二十才の間が多くて、それに次いで四十才から六十才の間が多い。これは戦争が終つた結果として帰つて来た者が非常に農家でふえたために、四十才から六十才というような比較的年人に近い層は、労働から排除されてしまつた。そして失業人口になるという傾向があつたと

にならざるを得ないわけであり、よけいな労働力を必要とすることになるわけでありまして、さらに農家の場合には、それ以外に都会の婦人がやらないような仕事、非常にたくさん残されているのであります。たとえはぼろつぎのようなことは、最近では都会の方でもなさると思ひますが、農村においては、従来から非常に大きな意味を持つてゐる。あるいはみそをたくこととか、つけ物をつけるとか、そういうような都会の婦人には必要ない作業が農家の婦人にはあるわけでありまして、さらにこれはあとの湖川委員の御報告にも関連するものであります。農家の非常に古い諸関係がまだ農村のいろ／＼な仕事を複雑にする。例えば冠婚葬祭が、非常に大げさに行われるということによつて婦人の臨時的な仕事が多くなる。あるいは隣近所のつき合ひ、あるいは來客の接待が大げさに行われ、かつ事務的に処理され得ないということによつても、婦人の労働が非常に過重になるという傾向があるわけでありまして、そういうふうな家事労働が非常に複雑にならざるを得ないという条件がありながら、逆に農家の婦人の家事労働というものは、時間数から申しますと非常に不足しているという結果が出てゐるのであります。さき程じつは申しましたが、たとえば農家の婦人の家事労働は一日に三時間くらいだということを私がさき程申しましたが、都会の婦人の家事労働は、その同じ調査によりますと、大体二十時間から十一時間くらいを占めております。そういうことですと農家の婦人は——これは農繁期でありま

うこととであります。ことにこの場合に世帯主が失業人口になつてゐる者が相当多い。世帯主と申しますとたいして四十才から六十才の間だと思ひますが、そういう者が失業している場合が多いといふことは、注目すべき事実であります。それから女子の場合には、大体二十五才以下の者が支離的に大きいということが言えます。つぎに世帯における地位から申しますと、むしろ次男とか三男とかあるいは女子の失業が最大であるということになるわけでありまして、そのほかに叔父、叔母の階層において割合に失業人口が大きいという結論が出てまいります。以上が大体野尻委員の御報告の要旨であります。もう一度繰返して申しますならば、日本の工業における低賃金の基礎は、実は農村の労働に、すなわち農村の過剰人口にあつたわけでありまして、しかもそういうものが景氣のいかによつて、あるいは農村から吸収されるあるいは農村に追ひもどされるという関係が成立つてゐるのであります。そして農村から吸収されるという場合においては、農家の経済との結びつきであります。しかも吸収される場合に、女子労働の方が農業への足の置き方が強い。ひもつきが強い。そこでその結果として女子労働の場合にはいよいよ家計補充的な意味を持つて来るということになり、労働委員会の同一労働、同一賃金という問題と非常に密接な関連があるということを知ることができまして、また現在のように不況の状態になりますと、失業人口が非常に多く農村にもどつ

すから、時に短かいのでもありますが、——そういう非常に複雑な家事労働をしなければならぬにもかかわらず、そのために用ゐる時間は都会の婦人の三分の一くらいしかないというのが事実だと思ひます。丸岡委員もそういう御趣旨だつたと思ひますが、そういう意味で農家の家事労働の特質を申しますならば、それが農業労働から独立してゐない、むしろ農業労働の方に優先性があつて、農業労働が長い短かいによつて、家事労働の長さが左右されるという関係に置かれてゐるということが、非常に大きな問題であります。ことに農繁期になりますと、婦人の労働が非常に農業の方に大きく動員されます結果、家事労働が非常におそくなる、たとえはそれのことと農家の食事を單調なものにしてしまふ。また育児、教育という問題が非常におそくなるを得ないといふことにならざるを得ないわけでありまして、しかもなおかつそういう農業労働と家事労働の負担によつて、農家の婦人の肉体が非常に破壊されるということにもなるわけでありまして、そういう意味でここで一つの解決策として、いわゆる生活の合理化といふことが、農家の場合にも考えられなければならぬといふことにならざるを得ないわけでありまして、ことに井戸のつくり方、すなわちポンプがなくてつるべで水を汲まなければならぬといふような井戸の構造、あるいは流しがなくて、遠い井戸まで行つて洗ひ物やききものをしなければならぬといふような条件、あるいは戦争中、戦争以後にことに不潔が非常に欠乏してゐるということによつて、衣料生

て来る。それがいろ／＼の形で農村に入るわけでありまして、ことに下層農家においてそういう失業人口が非常に多くなる。またその結果として、里に家族員だけではなくて世帯主までが十分に労働ができないという状態に置かれて、それが農家の経済に対する非常に圧迫になつてゐるということとを、この御報告から知ることができたわけでありまして。

◎家事労働の分析

次の次には家事労働の問題に關しまして、丸岡委員から御報告がありました。これは非常にもしるい実例をたくさんあげて、御報告をしていただいたのであります。その実例をいよいよ繰返してゐる時間がありますから、丸岡委員の御報告のご要旨だけを申し上げておきたいと思ひます。

まず日本の農家の家事労働というものは、とにかく非常に複雑なものである。——家事労働は何か農家だけでなくて、どこの家でも非常に複雑なわけでありまして、しかし日本の農村においては特に家事労働が非常に複雑にならざるを得ない理由があるわけでありまして、それは私も先ほど申しつと申し上げましたように、まず第一に家の設備なり、炊事の設備なり、育児の設備なりあるいは井戸のつくり方なりあるいは燃料の関係なり、要するにそういうあらゆる生活に必要な物的な条件が、農村の場合には非常に不完全な状態に置かれておられます。そのためにまず、家事労働が過

荷が非常にきつくなる、そのために必ずや何かで家事労働が過重になつてゐるということ、あるいは押入れが農家に十分でないため家の中の始末がつかない、それが家事労働を一層複雑にするという条件、そういうような生活の合理化といふことがどうしても考えられなければならぬ。しかもそういう生活の合理化は、単に一つ／＼の農家において行ふということでは、相当困難な条件であつて、ことに農繁期においてはどうしても共同炊事とかあるいは共同託児所とか、いわゆる共同の組織というものが考えられなければならぬ。こういう結論が出て来たわけでありまして、ただこれはすぐ次に申し上げます森山委員の御報告とも関連したわけでありまして、実はそういう生活の合理化といふことを非常に強調するといふことは、相当危険な問題が残されてゐるわけでありまして、と申します意味は、単に生活を合理化して家事労働の時間を減らすことは、逆に農業労働をますます婦人において過重にするという危険性を伴つてゐるのであります。そこで單なる生活の合理化では、農村の婦人の問題は解決できないわけであつて、どうしてもまず農業労働から婦人をある程度解放するという問題を先に考へておいてしかる後に家事労働の合理化といふ問題も考えられなければならぬ。つまり両者が相俟て進まなければいけないのであつて、一方だけを切りとつては不可能であると同時に、さらに言うならばかえつて危険であるといふことが考えられなければならぬ。

◎農村婦人の保健衛生

次にそういう過重な労働とあるいは過重な出産率というように、農村の婦人の保健衛生がどういふ状態に置かれているかということについて、森山委員から御報告がありました。これもいろいろ細かい統計的データをあげられまして、詳細な御報告がありました。あまり詳しくは申し上げてはいる暇がありません。とにかくまず第一に農村の婦人の出産回数が非常に大きいということが、ひとつの問題点になりました。森山委員の御調査の結果によりますと、極端な村においては、六百三十二人の調査人員——これは四十五才以上の妊娠年令を過ぎた人でありまして、平均的な出産回数が七・九回という結果が出ておるのではありません。そういうふうな農村の婦人が非常に多産であるということが、世休の体力の減退、農村の婦人の早老を引起しているということ、は注目されなければならぬことであります。しかもこの点に關連して、いわゆる出産児の制限ということが問題になるわけでありまして、それに就いて最近では農村の婦人もある程度の関心は示している、必ずしも悪いとは考えていないけれども、実際にそれを実行しているという点からいいますと、必ずしも十分に行われていない。またどれだけ子供がほしいかという希望を聞いてみても、やはり四五人ほしいという声が普通であつて、そういう意味で、まだ相当子供を持つことをむしろ望んでいるといふことに、相当の問題があるといふのが御報告の一つの要諦であります。

◎農村婦人生活意識

その次にわれわれの研究は、農村婦人の生活意識という問題に進んだわけでありまして、潮川

必要がなくなつて来るといふことが出て来る。そういうことによつて農家の主婦権がだん／＼と弱まつて来る傾向を示している。しかも現在でもなおそれが残つてゐるのは、このような商品経済的合理化が十分に行われていないといふことにあるのではないかと、この潮川委員の御報告であります。それでこの結論及びそこからわれわれが知り得る問題は、要するに農家の家族制度、またその中における姑と嫁の關係は單なる男女平等というふうな、民主化というやうな面よりむしろ生活の合理化、生活の單純化を徹底的に推し進めるやうな物的な力が農村の中に入つて来るといふこと、これは一言にしていへば商品経済の浸透といふことであります。そういうことによつて自然に解決されていく問題ではないかといふことが出て来たわけでありまして、それで關つて考えますに、そういう生活の合理化といふことはこれまで一定の経済的條件が整えられなければ行われなないことであるから、従つてこどももまた農家の経済状態がいかにすれば向上するがといふ問題が当然出て来ることになつてゐます。

◎農村の家族的諸關係と

婦人の地位

それからさらに進みましてその問題をもう少し廣い視野から考えていたのが潮川委員の御報告であります。ここにおいてはまず農家の家族制度がどうして存続して来たかといふことが問

要から非常に興味深い御報告がありました。これは後の潮川委員の御報告でも非常に關連があるから、ある程度兩者のつなぎを御報告になるかもしませんが、潮川委員の御報告で特に注意して、重点を置かれて御説明になりましたのは、農家の中におけるいわゆる嫁と姑の關係といふ問題でありました。ことに姑の地位、すなわちいわゆる主婦権が、どういふふうにして生じて来たかといふことを、歴史的にいへば、説明していただけたわけで、これはあとの潮川委員の報告も合せて考えますと、非常に重要な問題であるといふことが分つてゐたわけでありまして、これも詳細に申し上げる時間がありませんが、要するに従来の農家では姑の権力が非常に強い。そしてまたその姑が、もし嫁の嫁いじめをするといふことは、さかから来てゐるかと申しますと、潮川委員の御説明によりますれば、農家の生活といふものが非常に複雑なものであると持つてゐるというところにその原因がある。たとえば農家の経済が非常に小さくて、その経済の中でやりくり算盤をしなければならぬといふ條件があるために、そういうやりくり算盤をするために必要な技術といひますが、技能といひますが、そういうものが長年の経験によつて獲得される以外に方法がないといふことにある。またある程度大きな農家では奉公人を相当使ひ用合があらうが、そういう奉公人を統制して働かせる、その人たちに對する食物の世帯、衣服の世帯、生活の世話をしてやる。そういう仕事は全部主婦の山手になる。それから現在では減つてゐるのだけれども、

題にされたわけでありまして、潮川委員の御報告によれば、要するに日本の農村においては家族制度が非常に強く残らざるを得ない——ここに日本の家族制度は御承知の通り直系的家族制度、つまり長子相続制度といふ形で保たれてゐるわけなのであります。その物的な基礎は結局日本の農家の家族的な經營形態にあるのではないかと、つまり人間がほんとうに自由なる個人として成り立つといふことは、人間が生産手段から分離されるという事実が完成されたときに初めて行われることである。ところが日本の農家においては、特に家は單なる消費のための集團ではなくて、同時に生産が行われる場であり、生産集團でもある。そこでその生産集團を維持するための家族及び家が何よりも強い拘束力をもつものとして現れて来る。そういう社会においては家の方が中心であり、個人が社会を形成するのではなくて、家のために個人が存在するといふ考え方が強くなり、従つてそういう家族制度の中における婦人の地位といふものは当然低くならざるを得ないといふことは考えられることであります。といふのは家は代々男子が継いで行く。つまり親から長男に家が渡り渡されるという關係があり、従つて婦人はそこでは一種の單なる手段として見られる傾向が非常に強く、たとえば多少極端に申しますならば、腹は借りものであつて、女といふものは子供をみやすための手段にすぎない。こゝにいふ考え方も出て来るわけでありまして、また嫁は單なる嫁の手段である。労働力として使つか、あるいは

かに費り飛ばして使うが、つまり収益の手段として見られるという傾向が強くならざるを得ない。ということになります。そして農家の婦人を娘とか、嫁とか、あるいは主婦とかいうふうにならねばならぬ。それを見て見ても、そういう特徴はどこにも見出されるわけでありません。たとえば結婚が両性の自由なる意思によつて行われなくて、家と家との関係としてのみ考えられる。あるいは労働力のやりとりという関係として考えられるということも、家族制度から来る一つの結果であると考へられます。また同じ家庭の中におきましても、嫁は妻である前に親に仕えなければならぬ嫁として考えられる。そして家庭の中においては、親、主婦、兄、妹、夫あるいは小姑というふうなゆるゆる家族制度的な組織が非常に厳格に保たれており、家庭の中における位置によつて婦人の地位が左右されます。こういう関係が出て来るのだから、家族制度の必然的な結果であるといわなければならぬ。そこで、こういう家族制度が農村を支配している以上は、その他の農村の社会構造において婦人の地位が低いのは当然である。なぜならば農村を形成するものは個人ではなくて家である。家を代表するものは婦人ではなくて世帯主であるという関係がある以上、婦人が農村の中に社会的な地位あるいは政治的な地位を持ち得ないということとは必然的にならざるを得ません。またたとえ婦人がそういう地位を得る場合があつても、それは婦人の実力によつて得るというよりは、むしろその家柄なり、あるいは夫の地位によつて強くなる

されることにならざるを得ません。そしてこの問題を解決するためには、結局過小資本的な家族経営をなくして行く。そして農業の協同化あるいは社会化を徹底して行くという以外には方法がないという結論が出て来たわけでありました。

◎農業協同組合の現状

そこで以上概略申しましたような御報告を総括して申し上げますならば、要するに農村の婦人の問題を解決するということは、結局農業の合理化を遂行することであり、農業労働からある程度婦人を解放することがまず前提とならなければならぬということになつたわけでありました。そこでこの農業協同組合が、それではそういう点についてどういう役割を果しているかということを中心として、農林省の平木課長から伺いました。平木委員のお話はいろ／＼ありましたが、ごく簡単に申し上げますと、要するに現在、農業協同組合は全国的に成立しているけれども、その大部分のものが信用とか、あるいは購買販賣というふうな流通面の協同化という仕事をなしてゐるにすぎない。つまり従来の農会なり、あるいは農業会の形がかわつただけであつて、いわゆる生産的な協同の面には協同組合はほとんどその役割を果していない。また生産的な協同ではなくて、今度は生活的な協同、共同託児所とか、共同炊事というふうな面においても、農業協同組合は非常に不完全な作用しか果していないということが現状であるということに要約できると思ひます。それでは生産的な

◎農村婦人問題解決への道

そこで今の九人の委員の報告を総括いたしました。さういふにわれわれはいろ／＼結論的な問題をしたのでありますが、これも非常に簡単に要約して私がまとめた結果だけを申し上げます。要するにさういふわけでは、われ／＼は農村婦人の協同化という問題の対策として、次のようなことを考へてゐる。第一、必要があるといふことにならぬ

あります。第一には、農村の人口問題はぜひ解決されなければならぬ問題であります。この場合先ほども申し上げましたように、単に失業人口全部を農村に負いかせようとする政策なり、考え方は厳格に排除されなければならぬということでありました。つまり農業には農業の適正な人口というものが考えられて、その適正な人口はあくまでも維持されなければならない。そのためにむろん一つは産児制限ということが問題として取上げられるとしても、それはまた婦人の労働を軽減するという意味において必要であるといひました。産児制限だけでは決して問題は解決されない。むしろ人口の適正な配分という日本全体の計画、経済的な考え方というものがどうしでも必要になつて来るということでありました。そこで農業にとつての適正な人口はどれだけかといふ点も、多少問題になつたわけでありましたが、これはい／＼な考え方があつて明瞭には結論は出てゐません。しかし理想的に申しますならば、農業人口を今の千七、八百万というところから、單なる八百万ないし、九百万くらいに減らすといふことを考えなければならぬのではないかと。つまり一千万の人口を農業から放出するという問題がここに出て来るということになつたわけでありました。しかし今すぐ一千万の人口を農村から追い出すといつても、それは單なる空想にすぎないのでありますが、少くとも將來においてそういう形における人口配分を考えなければいけないと思ひます。それと同時に失業人口の、これ

以上の農村への流れをふせぐために、社会政策の度の大も必要と考えられます。なおこれに関連いたしまして、開拓の問題を多少われ／＼問題にしたのでありますが、その結論は開拓によつて人口を吸収するということは日本の現状においてほとんど望みが薄いという結論に達したのであります。それが第一の点、第二の点は、農業の所得の低さといふことが一つの重大な問題である。そのためにどうしても農業の所得を一定のものに確保することが必要であるが、このための考え方として、現在のアメリカでも問題になつております。農業協同組合のバリエイによつて農産物価格を決定するといふ考え方を導入する必要があるといふことでもあります。つまり現在の日本の米價のように、たとへば單に農家の購入品とバリエイにする、そして農産物価格を決定するといふ方法では、農家の所得をある水準に維持することは不可能である。従つて將來の價格政策としては、どうしても農業所得を一定の必要なものとして維持するといふ考え方、それによつて農産物価格を決定するいわゆる所得バリエイの考え方というものを導入しなければならぬといふのが一つの考え方であつたわけでありました。

それからさういふ條件を具備して、第三に全体の方向としては協同化といふことが問題になるわけで、ことに生産の協同化、生活の協同化といふことが理想になるわけでありました。しかしそのためには單なる啓蒙運動というだけではこれは達成されない。従つて何よりもまず農業の技術的な協同化、生活の協同化といふものがあつたかといふことが、平木委員の說明では、生産の協同化と生活の協同化といふことにおいては、流通面の協同化と違つて、労働の協同化といふことがどういふ要求される。つまり人間の労働が一定の時に一定の場所集結される。農産物が信用ならば協同の意思によつて金や物が集められその管理や運用は少數の代表者にこれを委ねればよいわけですが、それ以外に労働が共同に行われるといふことが必要になると、そこからはい／＼な束縛感が出て来る。同時にまた流通面の共同化では、これに參加することによる利益の程度を端的に知ることができるが、日本の現在の状態においては、生産を協同化することによつてどの程度の利益が得られるかといふことが、農民には十分わかつていない。かういふような二つの理由がある結果として、協同化が阻まれてゐるのではないかと。かういふような御意見があつたわけでありました。

農村婦人の保健衛生について

(1) 夫婦の初婚年齢平均値 (全国統計) 昭和15年4月

夫婦の別 結婚年月	夫			妻		
	実数	M	σ	実数	M	σ
～明治19年	222	24.02	4.36	224	19.81	3.20
明治20年～同29年	728	24.42	4.21	740	20.43	2.92
同30年～同39年	1,493	25.40	4.52	1,500	21.49	3.34
同40年～大正5年	2,256	25.98	4.65	2,252	22.12	3.88
大正6年～同15年	2,685	26.51	4.83	2,682	22.27	3.80
昭和2年～昭和11年	2,769	26.88	4.45	2,766	22.66	3.58
同12年～	1,689	28.40	4.54	1,680	23.88	3.78
計	11,842	26.45	4.70	11,844	22.30	3.76

【註】農村に於ける妻の出産力調査結果表より。

(2) 現在年齢別出生児数 (全国統計) 昭和15年4月

現在年齢	平均出生児数	現在年齢	平均出生児数
～16		32	3.14
17	.43	33	3.23
18	.50	34	3.66
19	.64	35	4.04
20	.40	36	4.20
21	.53	37	4.43
22	.55	38	4.63
23	.66	39	5.18
24	.86	40	5.14
25	1.15	41	5.42
26	1.32	42	5.55
27	1.54	43	5.49
28	1.81	44	5.87
29	2.06	45	5.49
30	2.57	46～	5.34
31	2.78	計	4.41

【註】農村に於ける妻の出産力調査結果表より。

(3) 妻の教育程度別乳児死亡率

教育程度	出生数	乳児死亡数	死亡率
無学	12,411	1,021	8.23
尋常小学	28,686	2,213	7.71
高等小学	8,681	652	7.51
中学校	2,630	160	6.08
専門学校	24	3	2.42
計	52,522	4,049	7.71

【註】昭和15年4月「農村に於ける妻の出産力調査」より。

らぬのではないか。こういうこともひとつの結論になつたわけでありませう。

以上時間の関係上、ごく概略しか申し上げられなかつたので、あるいは各委員の御報告の御趣旨を十分お伝えできなかったおそれがあるとも考えますが、ともかくも一應二日間にあたる委員会の結論をここに御報告申し上げます。

○丸岡座長 どうもありがとうございます。ただいま大内先生による農村委員会の報告を終りました。皆さんの方から御意見なりあるいは御質問なりがたくさんおありだろうと思ひますけれどもこれは時間の都合で一般討議の際にさせていただきます。

1950年8月10日 印刷
1950年8月15日 発刊

編集者 東京府千代田區代官町1番地
発行人 労働省婦人少年局
印刷人 東京府中央區入船町2ノ8
米 井 直 保
印刷所 東京府中央區入船町2ノ8
永井印刷工業株式会社

(4) 季節別流早死産率

月 別	安 産		難 産		早 産		流 産		死 産		総分娩回数	
	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比
1 月	5,378	95.37	51	.91	71	1.26	78	1.38	61	1.08	5,639	100
2 月	4,720	94.93	40	.80	58	1.17	62	1.25	92	1.85	4,972	100
3 月	5,283	95.14	36	.65	71	1.28	88	1.58	75	1.35	5,553	100
4 月	3,844	93.87	38	.93	52	1.27	79	1.93	82	2.00	4,095	100
5 月	3,683	94.39	28	.72	51	1.31	84	2.15	56	1.43	3,902	100
6 月	3,970	93.35	44	1.03	63	1.48	112	2.64	64	1.50	4,253	100
7 月	3,454	94.34	34	.93	61	1.66	72	1.97	40	1.10	3,661	100
8 月	3,811	94.45	37	.92	65	1.61	66	1.63	56	1.39	4,035	100
9 月	3,870	94.85	38	.93	71	1.74	50	1.23	51	1.25	4,080	100
10 月	4,269	94.70	40	.89	66	1.46	68	1.51	65	1.44	4,503	100
11 月	3,926	94.90	32	.77	65	1.57	56	1.36	58	1.40	4,136	100
12 月	3,598	94.71	20	.52	69	1.82	49	1.29	63	1.65	3,799	100
計	48,805	94.83	438	.88	783	1.45	884	1.84	783	1.45	52,843	100

【註】昭和18年4月「農村に於ける妻の出産力調査」より。

(5) 家族内農業従事者
(農業家族)

家族	種別	総人員	農業従事者	百分比
祖 父		109	93	85.32
祖 母		157	110	70.06
夫		388	362	93.30
妻		415	391	94.22
子 女		1,409	299	21.22
其 他		7	4	57.14
計		2,486	1,259	50.86

【註】昭和18年3月の山梨縣源村における「養育村人口動態及出生状況調査」より。

(6) 妊娠中労働を続ける理由

理 由	件 数	百分比
無理と思うが人手不足のため	63	14.03
特別に仕事を苦しいと思わぬ	247	55.01
家族(夫、姑)への手前	10	2.23
妊娠中働くほどお産が軽くなるから	125	27.84
健康のため	4	.89
計	449	100.00

【註】昭和18年3月の山梨縣源村における「養育村人口動態及出生状況調査」より。

(7) 流早死産率——家庭内労働力との関係

労働力	母の人数	安 産		難 産		早 産		流 産		死 産		総分娩回数	
		実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比
充 分	378	1,913	95.50	30	1.50	5	.25	24	1.20	31	1.55	2,003	100
不 足	99	443	90.60	12	2.45	8	1.64	12	2.45	13	2.86	489	100
計	477	2,356	94.84	42	1.88	13	.52	36	1.44	44	1.81	2,492	100

【註】昭和18年3月の山梨縣源村における「養育村人口動態及出生状況調査」より。